
4. 設楽ダム検証に係る検討の内容

4.1 検証対象ダム事業等の点検

検証要領細目に基づき、設楽ダム建設事業等の点検を行った。

4.1.1 総事業費及び工期

現在保有している最新のデータや技術的知見等の範囲で、基本計画で定められている総事業費及び工期について点検を行った^{*}。点検結果の概要を以下に示す。

※ 今回算定した経費には、コスト縮減や工期短縮などの期待的要素は含まれていない。また、検証の結論に沿って、いずれの対策を実施する場合においても、実際の施工にあたっては、さらなるコスト縮減や工期短縮に対して、新技術の活用等の最大限の努力をすることとしている。

(1) 総事業費

1) 点検の考え方

- ・平成 20 年 10 月に策定された基本計画の総事業費を基に、平成 23 年度以降の残事業費を対象に点検（平成 22 年度末までの実施済み額については、契約実績を反映）を行った。
- ・基本計画策定以降、平成 21 年度までの調査検討結果及び設計成果を基に、事業数量や内容について精査を行った。
- ・また、物価の変動要素も考慮して分析評価を行った。
- ・工事遅延によるコスト（水理・水文観測、環境モニタリング等の継続調査、工事諸費、借地料等は年数の経過に伴う増額）を点検した。

2) 点検の結果

- ・残事業を点検した結果（表 4.1.1 のとおり）総事業費は約 2,094 億円になった。
- ・なお、今回の検証に用いる残事業費は点検結果である約 1,822 億円を使用する。

表 4.1.1 設楽ダム建設事業 総事業費の点検結果

(単位: 億円)

項	細目	工種	現計画事業費 H18 ①	点検後事業費 H22 ②	増減額 ③=②-①	増減理由 (③)	H22迄 実施済み額	H23以降 残額	事業検証に伴う要素					
									工事中断に伴う要素		工期遅延 (1年) に伴う要素			
									金額	内容	金額	内容		
建設費			1,938.0	1,971.5	33.6		213.6	1,757.9	0.0		(1.2)			
	工事費		939.0	950.9	12.0		2.2	948.8	0.0		(0.0)			
		ダム費	710.0	718.5	8.6	・物価の変化による金額の変更 (7.7億円) ・新指針に基づく精査 (0.9億円) (地すべり対策)	0.0	718.5						
		管理設備費	79.0	81.5	2.5	・物価の変化による金額の変更 (2.5億円)	1.3	80.2						
		仮設備費	136.0	136.9	0.9	・物価の変化による金額の変更 (0.9億円)	0.9	136.0						
		工費用動力費	14.0	14.0	0.0		0.0	14.0						
		測量設計費	260.0	281.4	21.4	・自然条件等に対する設計・施工計画変更による金額変更 (6.4億円) (地質調査、ダム施工計画検討、動植物の保全対策に係る調査・試験・検討) ・物価の変化による金額の変更 (15.0億円)	177.5	103.9			(0.8)		水理水文、環境モニタリング調査等の継続調査	
		用地費及び補償費	693.0	693.0	0.0		22.7	670.3						
		用地費及び補償費	300.0	305.0	5.0	・用地及び補償の進展による金額変更 (5.0億円) (一般補償、公共補償等)	19.8	285.2						
		補償工事費	390.0	384.8	-5.2	・自然条件等に対する設計・施工計画変更による金額変更 (△5.2億円) (付替国道、付替県道、付替町道、付替林道の設計の進展)	1.0	383.8						
		生活再建対策	3.0	3.2	0.2	・物価の変化による金額の変更 (0.2億円)	1.9	1.3						
		船舶及び機械器具費	32.0	33.0	1.0	・物価の変化による金額の変更 (1.0億円)	6.1	26.9						
		営繕・宿舍費	14.0	13.2	-0.8	・今後の必要額の精査による金額変更 (△0.8億円)	5.1	8.1			(0.4)		土地借上料及び建物借上料	
		工事諸費	132.0	122.2	-9.8	・今後の必要額の精査による金額変更 (△9.8億円)	58.5	63.7			(4.9)		人件費・事務費、広報費、車両費等	
		事業費	2,070.0	2,093.7	23.7		272.1	1,821.6	0.0		(6.1)			

注1: この検討は、今回の検証のプロセスに位置づけられている「検証対象ダム事業等の点検」の一環として行っているものであり、現在保有している技術情報等の範囲内で、今後の事業の方向性に関する判断とは一切関わりなく、現在の事業計画を点検するものである。
また、予断を持たずに検証を進める観点から、ダム事業の点検及び他の治水対策 (代替案) のいずれの検討に当たっても、さらなるコスト削減や工期短縮などの期待的要素は含まないこととしている。
なお、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、実際の施工に当たってはさらなるコスト削減や工期短縮に対して最大限の努力をすることとしている。

注2: 工期遅延に伴う要素は、事業検証を予断を持たずに実施していくため、具体的なスケジュールをお示しすることが困難であるため、1年あたりの増額を () 書きで示している。

注3: 四捨五入の関係で、合計と一致しない場合がある。

(2) 工期

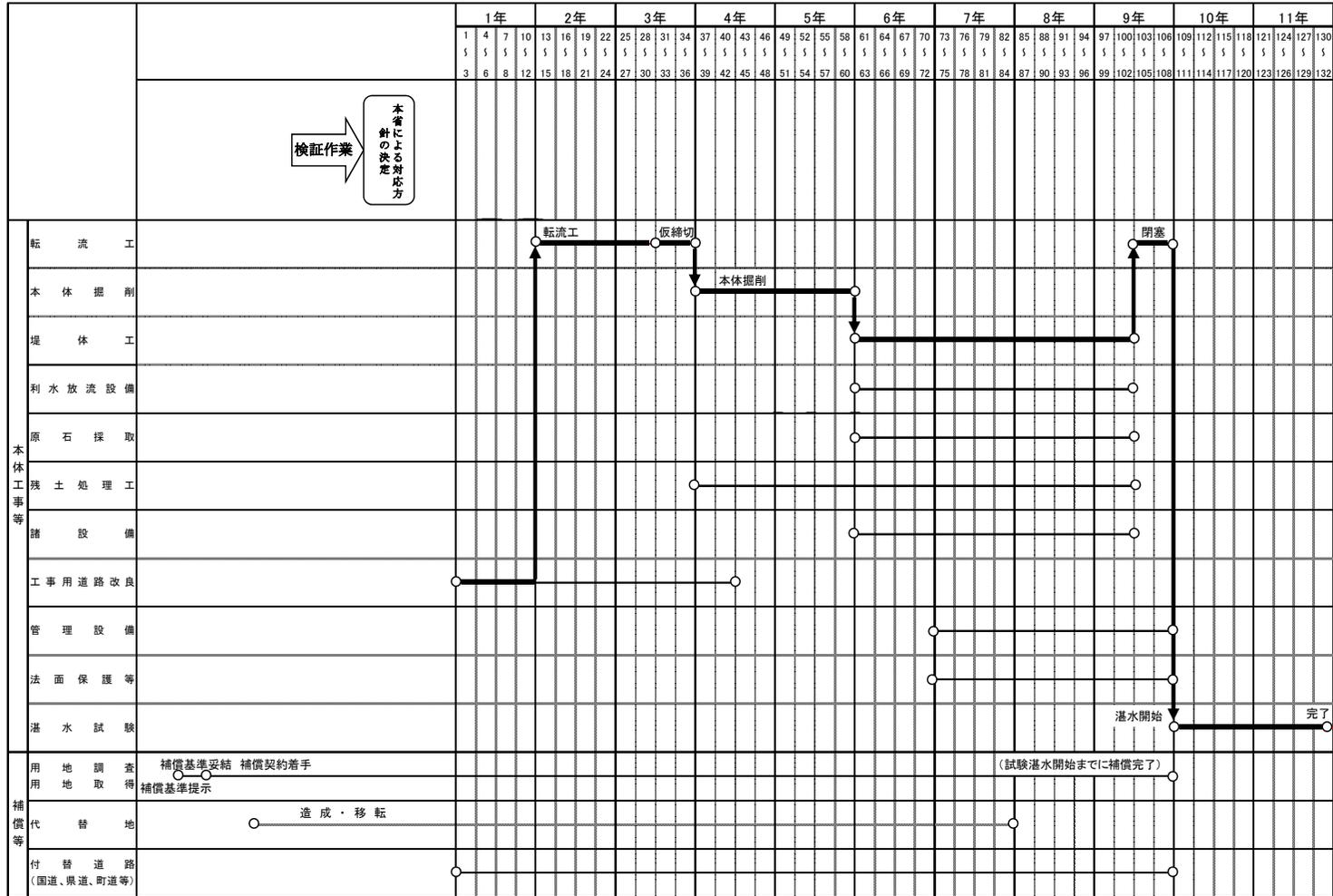
1) 点検の考え方

- ・工期の点検にあたっては、基本計画に示された工期を対象に、平成 20 年度（基本計画の策定年）以降、現在保有している技術情報等の範囲内で事業完了までに必要な期間について確認を行った。
- ・この点検においては、検証完了から計画的に事業を進めるために必要な予算が確保されることを前提とした。
- ・工事の工程については、本体工事に向けた工事用道路改良から先行して着手し、本体工事については、必要な工期を確保することを想定した。
- ・環境影響評価に掲げた環境保全措置と配慮事項については、工事等の進捗に合わせて適正に実施できることを想定した。

2) 点検の結果

- ・点検の結果は、表 4.1.2 に示すとおり工事用道路の改良工事に着手してから事業完了までに必要な期間約 11 年に変更はない。

表 4.1.2 事業完了までに要する必要な工期（案）



検証作業
本指針による対応方針

○—○ 工程
— クリティカルパス

注1: この検討は、今回の検証のプロセスに位置づけられている「検証対象ダム事業等の点検」の一環として行っているものであり、現在保有している技術情報等の範囲内で、今後の事業の方向性に関する判断とは一切関わりなく、現在の事業計画を点検するものです。
また、予断を持たずに検証を進める観点から、ダム事業の点検及び他の治水対策(代替案)のいずれの検討に当たっても、さらなるコスト縮減や工期短縮などの期待的要素は含まないこととしています。
なお、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、実際の施工に当たってはさらなるコスト縮減や工期短縮に対して最大限の努力をすることとしています。

注2: 本体工事等の工程は、検証完了から計画的に事業を進めるために必要な予算が確保されることを前提に工事用道路改良の工事に着手してから事業完了までの必要な期間(約11年)を示しています。

4.1.2 堆砂計画

設楽ダムの堆砂容量（600 万 m³）について点検を行った。

(1) 堆砂容量について

設楽ダムの堆砂計画は、水文、地形・地質、森林の特性が類似した近傍類似ダム（矢作ダム、羽布ダム、新豊根ダム、片桐ダム、松川ダム）の堆砂実績を確率処理して、年比堆砂量の期待値を求め、これを流域特性の相関を調べることにより、設楽ダムの流域特性に対応した計画比堆砂量を推定し、これに設楽ダムの流域面積を乗じ 100 年分累計した量を堆砂容量としている。

(2) 点検の考え方

現計画の計画比堆砂量は、平成 15 年までの基礎データを用いて算定していたが、今回このデータを平成 21 年まで延伸して、堆砂容量の点検を行った。

(3) 点検の結果

点検の結果、図 4.1.1 に示すとおり現計画の堆砂容量 600 万 m³を上回らないことを確認した。

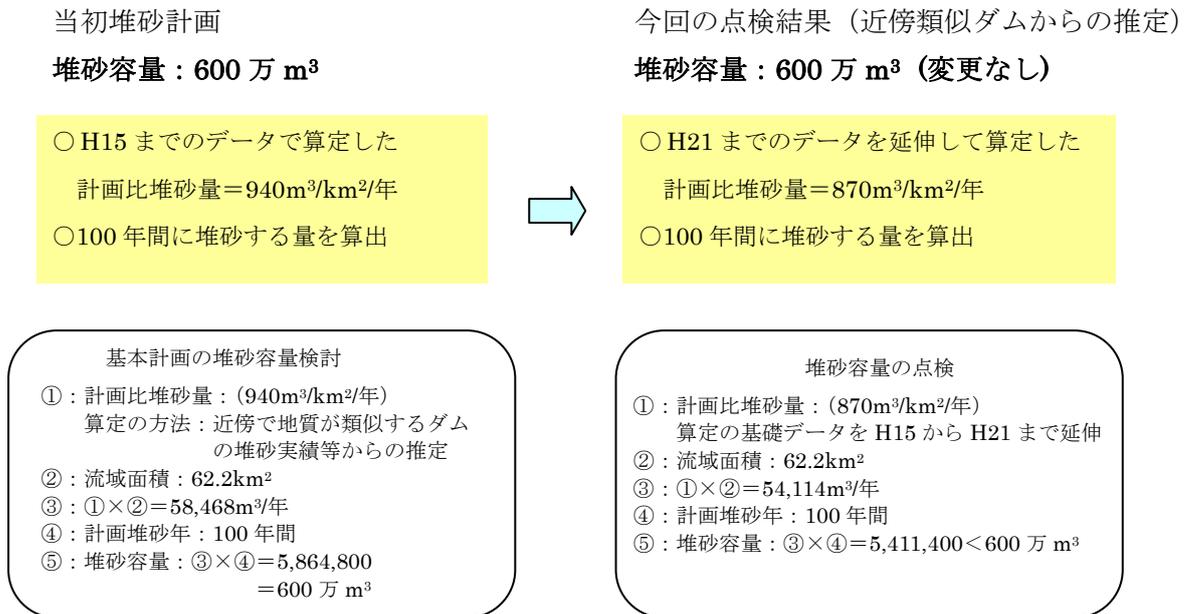


図 4.1.1 設楽ダム堆砂計画の点検結果

4.1.3 計画の前提となっているデータ

(1) 点検の実施

検証要領細目「第4 再評価の視点」(1)で規定されている「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」に基づき雨量データ及び流量データの点検を実施した。

今回の検証に係る検討は、点検の結果、必要な修正を反映したデータを用いて実施している。

(2) 点検結果の公表

雨量データ及び流量データの点検結果については、中部地方整備局ホームページに公表した。

4.2 洪水調節の観点からの検討

4.2.1 設楽ダム検証における目標流量について

検証要領細目において、複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とすることが規定^{※1}されている。

豊川水系は、平成13年11月に河川整備計画が策定されているため、設楽ダムの検証にあたっては、検証要領細目に基づいて、河川整備計画を基本として検討を進めることとした。

河川整備計画では、豊川水系における国管理区間の河川整備は、戦後最大の洪水流量を記録した昭和44年8月洪水の治水安全度をほぼ全川で確保することとし、豊川においては河道の整備により石田地点で4,100m³/sに対応することとして目標流量を設定している。

また、愛知県管理区間の圏域整備計画については未策定であるが、国の定めた河川整備計画と整合するよう愛知県により検討が進められている。

※1 「検証要領細目」(抜粋)

個別ダムの検証においては、まず複数の治水対策案を立案する。複数の治水対策案の一つは、検証対象ダムを含む案とし、その他に、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を必ず作成する。検証対象ダムを含む案は、河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。

表 4.2.1 河川整備計画において目標とする流量と河道整備流量

河川名	地点名	目標流量	洪水調節施設による洪水調節量	河道整備流量 河道の整備で対応する流量	備考
豊川	石田	4,650m ³ /s	550m ³ /s	4,100m ³ /s	昭和44年8月洪水対応

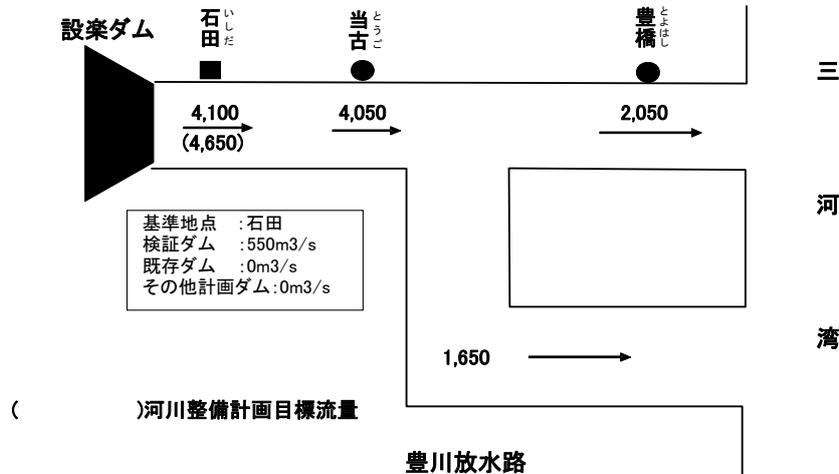


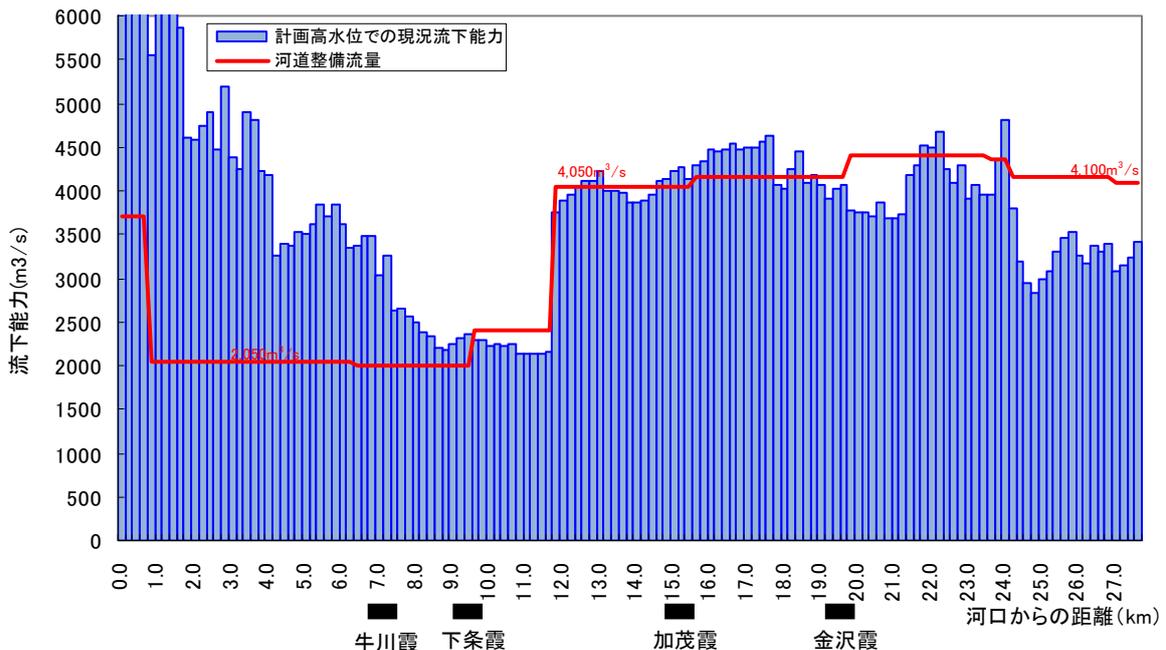
図 4.2.1 河川整備計画流量配分図(単位:m³/sec)

4.2.2 複数の治水対策案（設楽ダムを含む案）

複数の治水対策案（設楽ダムを含む案）は、河川整備計画の内容とし、豊橋平野の成り立ちや江戸時代に吉田の城下町等を洪水から守るために設置された霞堤等の過去からの改修の経緯を踏まえ、下流低平地部に市街地が発達していることや河畔林の伐採等による河川環境に与える影響をできる限り少なくする等、良好な河川環境を保全するよう配慮することとしている。（図 4.2.3、図 4.2.4 参照）

また、戦後最大洪水流量を記録した昭和 44 年 8 月の台風 7 号による洪水では、江島地区（旧一宮町（現豊川市））で堤防が決壊するなど、全壊流失 7 棟、半壊・床上浸水 919 棟、床下浸水 838 棟が発生する等甚大な被害が発生した。

河川整備計画では、河川整備の目標とする戦後最大の洪水（石田地点の流量 4,650m³/s）に対して、豊川における河川改修により 4,100m³/s の流下能力をほぼ全川で確保するとともに洪水調節施設（設楽ダム）により 550m³/s の流量低減を行い所要の効果発現を図ることとした。



本図は現況（平成 13 年時点）における河道の整備状況の概要を把握するための資料であり、下記の条件の下に算定したものである。
 現況河道において計画高水位以下の河積で流し得る最大の流量を、堤防の強度等の条件を考慮せず単純に水理学的に求めたものである。
 また、霞堤開口部の無堤区間など、現在計画高水位まで堤防が無い区間についても、堤防が有るものと仮定して計算している。

※「第 12 回豊川の明日を考える流域委員会資料」より抜粋（一部修正）

図 4.2.2 流下能力図

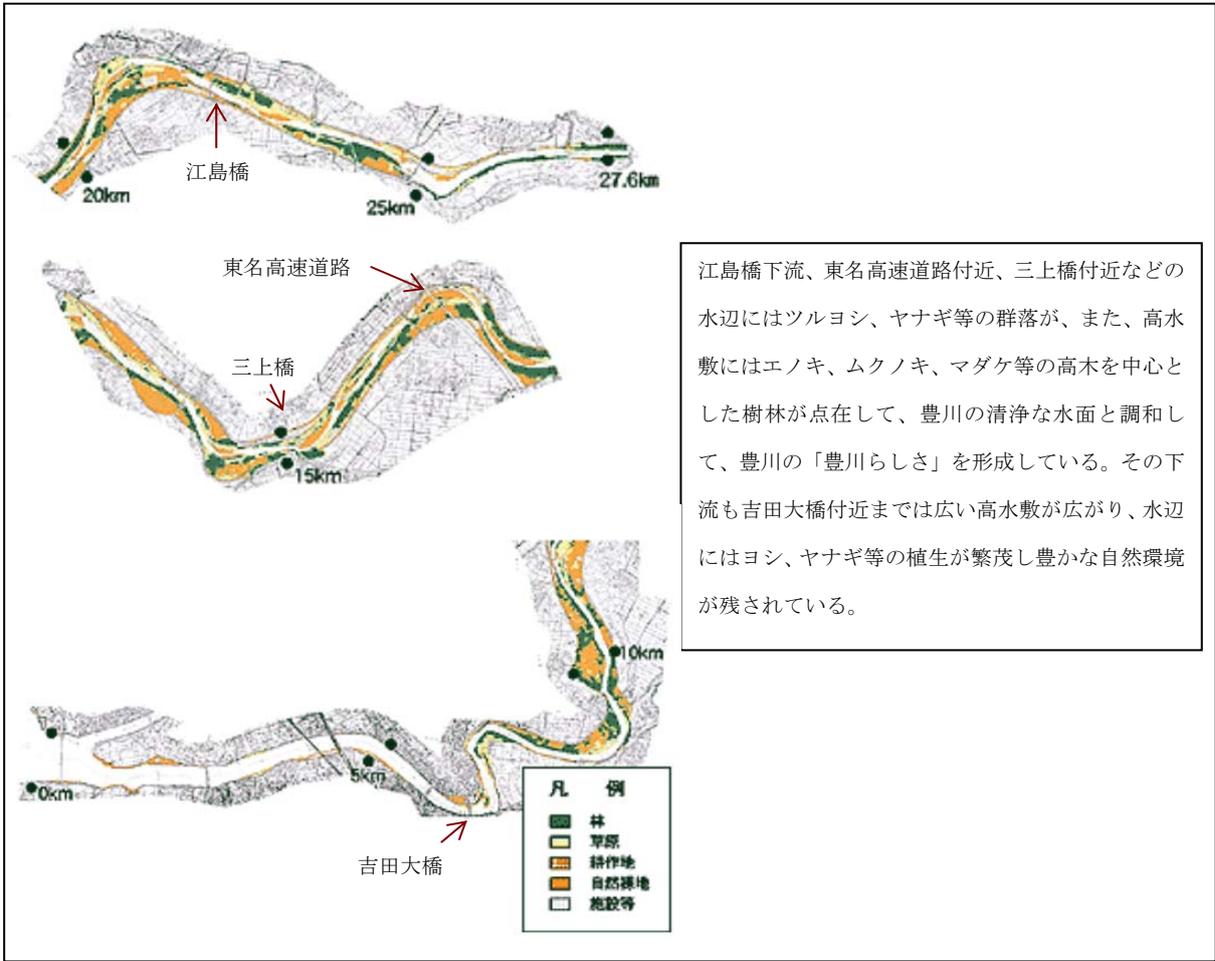


図 4.2.3 河道内樹林の分布図



昭和44年8月洪水（豊川市江島町）

図 4.2.4 昭和 44 年 8 月洪水の被害状況

河川整備計画における主な整備内容は、**設楽ダム**※1、**河道改修**※2、**霞堤対策**※3、**耐震対策**※4など図 4.2.5 に示すとおりである。

※1 設楽ダムの流量低減効果は石田地点において 550m³/s を見込んでいる。

※2【河道改修】

・水位低下対策

戦後最大流量となった昭和 44 年 8 月洪水の水位をほぼ全川で計画高水位以下に低下させるため、低水路拡幅（河道掘削）、樹木伐採、旧堤撤去等を行う。

・弱小堤対策（堤防整備）

堤防断面が著しく不足する区間について、漏水による破堤等の被害から守るため堤防補強対策を行う。

・背水対策

支川神田川及び朝倉川において、本川水位の上昇に伴う氾濫を防ぐため築堤等を行う。

※背水対策：支川において本川水位の上昇にともない発生する氾濫を防ぐための対策

※3【霞堤対策】

牛川霞：無堤部を解消するため、築堤を行う。

下条霞、賀茂霞、金沢霞：浸水する頻度を軽減させるため、小堤の設置を行う。

※4【耐震対策】

耐震に対する安全度が低い堤防等について対策を行う。

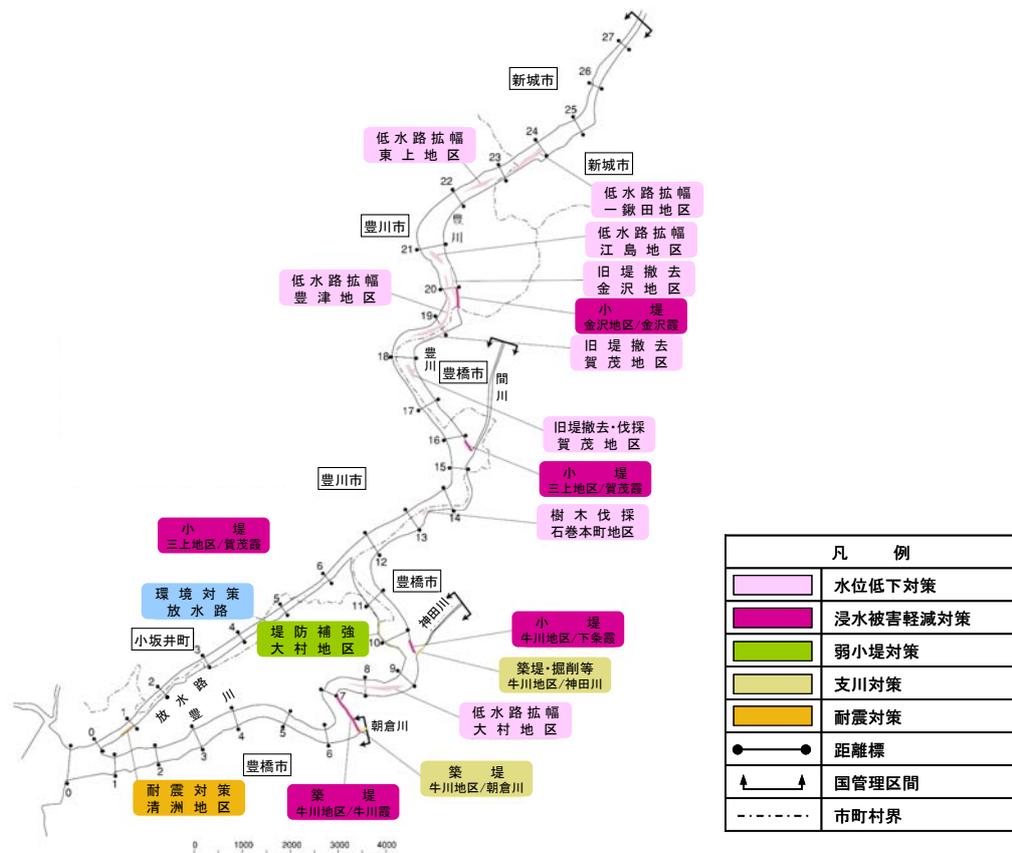


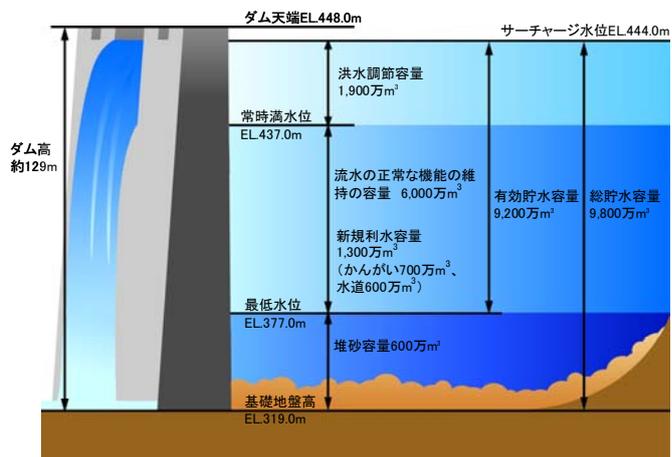
図 4.2.5 河川整備計画（平成 13 年 11 月策定時点）の主な整備メニュー

設楽ダムについて、基本計画の諸元を下記に示す。

■設楽ダム諸元	
ダム形式	重力式コンクリートダム
堤高	約129.0m
堤頂長	約380.0m
ダム天端標高	EL. 448.0m



設楽ダム位置図



設楽ダム容量配分図



〔設楽ダム完成予想図（ダム下流から設楽町田口方向を望む）〕
 <貯水池の水位はサーチャージ水位（標高444.0m）>

図 4.2.6 設楽ダムの諸元

4.2.3 複数の治水対策案の立案（設楽ダムを含まない案）

4.2.3.1 治水対策案立案の基本的な考え方

検証要領細目に示されている方策を参考にして、できる限り幅広い治水対策案を立案することとした。

(1) 治水対策案検討の基本的な考え方

- 治水対策案は、「河川整備計画」において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。
ただし、豊川の治水対策において歴史的に特徴のある霞堤は、河川整備計画において締め切る予定である「牛川霞堤」についても積極的に活用する案についても検討する。
- 河川整備計画の目標流量 $4,650\text{m}^3/\text{s}$ に対して、下記1)、2)になるように、治水対策案ごとに河道断面や洪水調節施設の規模等を設定することとする。
 - 1) 国管理区間については、計画高水位以下で流下させることを基本とし、霞堤の安全度及び洪水時浸水高を河川整備計画と同等とする。
 - 2) 愛知県管理区間については、背後地の状況等を勘案し、次のとおりになるようにする。
 - ア) 家屋浸水が発生しない。
 - イ) 道路冠水によって集落が孤立しない。
- 治水対策案の立案にあたっては、「検証要領細目」に示されている各方策の適用性を踏まえて組み合わせを検討する。
- 検討主体が提案した対策案を提示しパブリックコメントにより広く御意見を伺い、新たな対策案についても提案を求める。

※河川整備計画における主な整備内容のうち、霞堤対策、耐震対策は全ての対策案（牛川霞堤を活用する案を除く）において実施するものとする。

豊川における各方策の検討の考え方について P.4-13～P.4-35 示す。

1) ダムの有効活用

既設ダムのかさ上げ、ダム間での容量の振替、操作ルールの見直し等により洪水調節能力を増強・効率化させ、下流河川の流量を低減させる。

(検討の考え方)

豊川流域での既設ダムの実態、利水の状況及び先例等を踏まえて、利水事業者等の理解と協力の可能性を勘案しつつ、既設2ダム(利水専用ダム)について、治水対策案への適用の可能性について検討する。

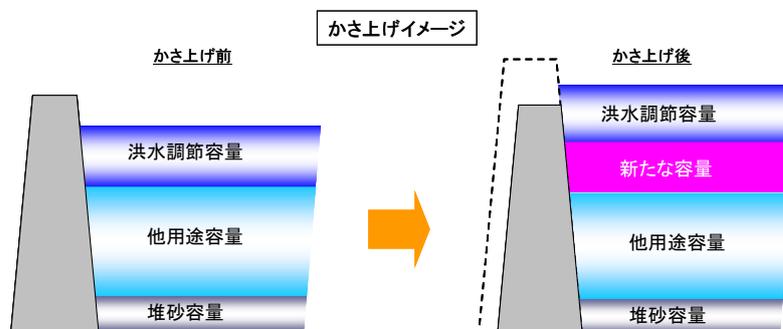
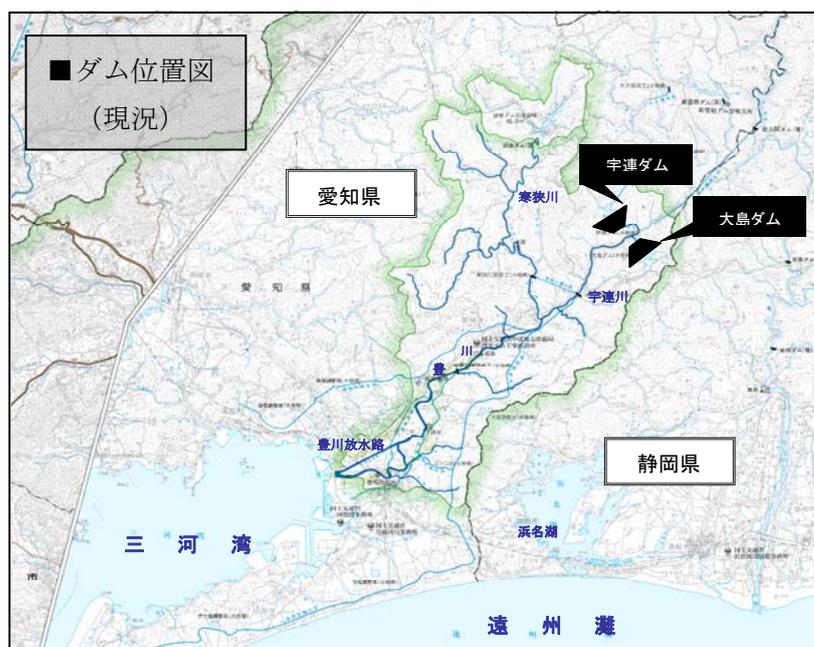


図 4.2.7 ダムの有効活用のイメージ

2) 遊水地（調節池）等

河川に沿った地域で、洪水流量の一部を貯留し、下流のピーク流量を低減させ、洪水調節を行う。

(検討の考え方)

効果の発現場所、用地確保の見通し等を踏まえて、河川沿いの土地利用状況等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。



住宅等がほとんどない地域

図 4.2.8 遊水地（調節池）のイメージ

3)放水路（捷水路）

河川の途中から分岐する新川を開削し、直接海、他の河川又は当該河川の下流に流す水路である。

河道のピーク流量を低減させる効果があり、効果が発現する場所は分流地点の下流である。

(検討の考え方)

効果の発現場所、用地確保の見通しを踏まえて、水理条件、地形条件、土地利用状況等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

設楽ダムに代わる治水対策として、治水効果の効率的な発現の観点から流下能力が不足する区間において、地形を考慮した開水路形式の放水路（捷水路）案を検討する。

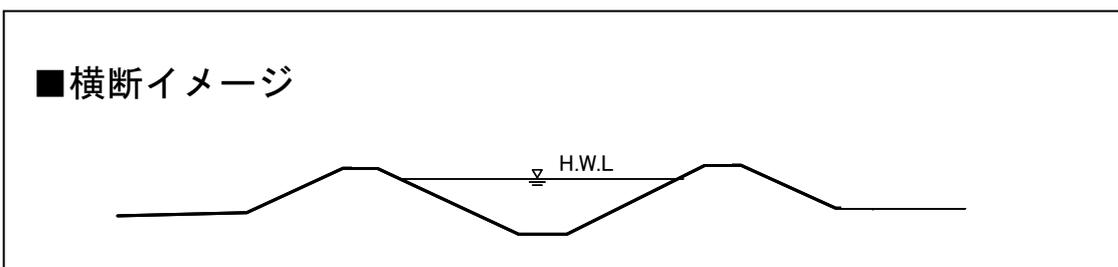
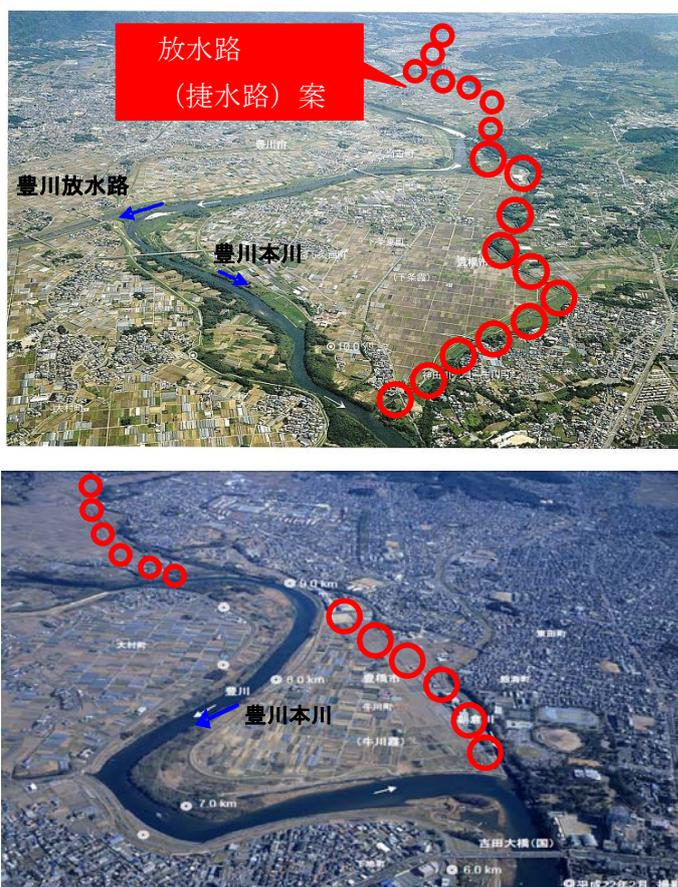


図 4.2.9 放水路（捷水路）のイメージ

4) 河道の掘削

河川の流下断面を拡大して、河道の流下能力を向上させる。

(検討の考え方)

豊川流域での河道掘削の実績、利水への影響、河道の状況等を踏まえて、治水対策案への適用の可能性について検討する。

河道の掘削は、現況の流下断面、縦断方向の河床高の状況を踏まえ流下能力が不足する区間において、河川環境に配慮した河道掘削（高水敷掘削）が考えられる。

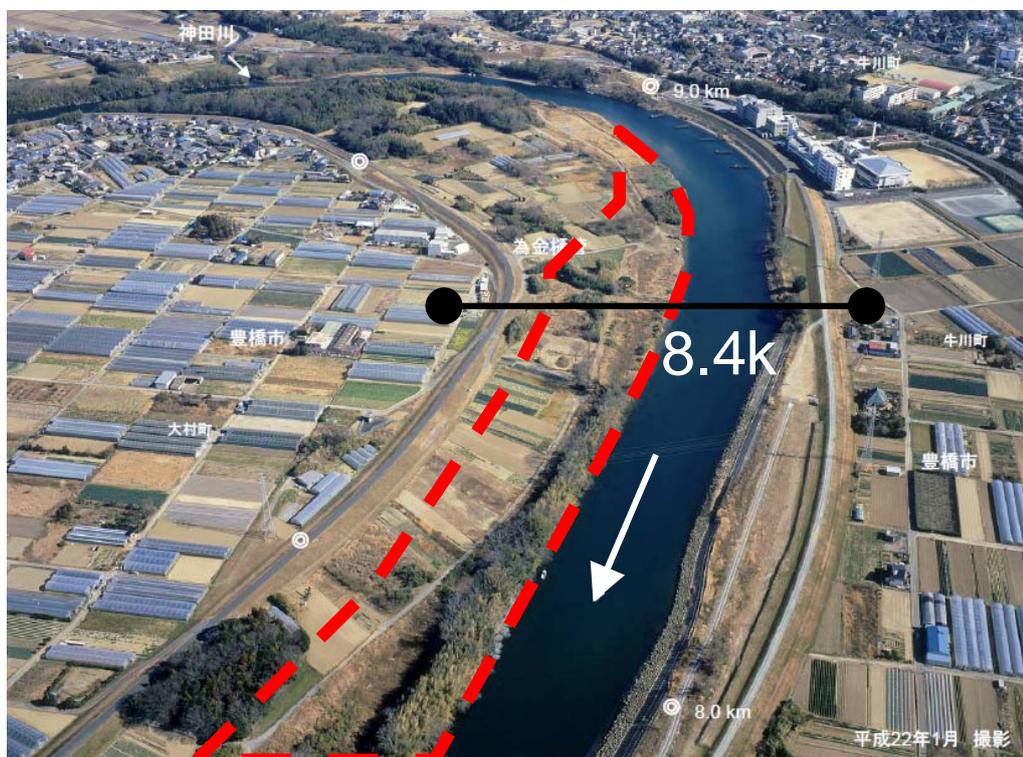
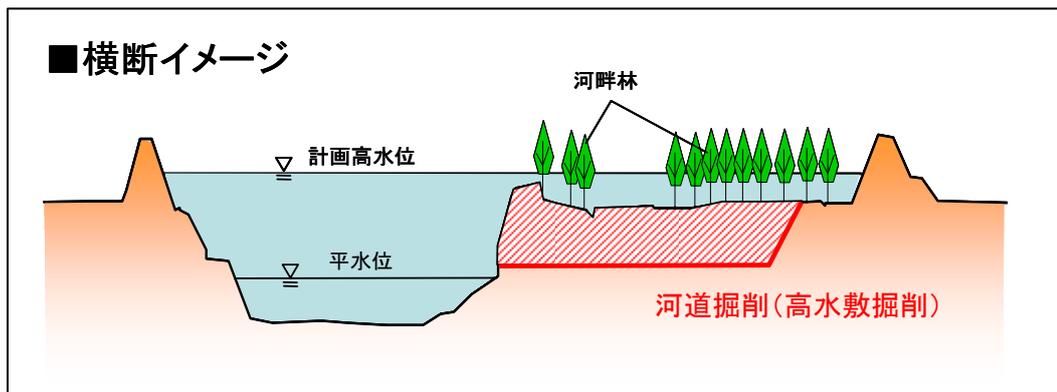


図 4.2.10 河道掘削（高水敷掘削）のイメージ

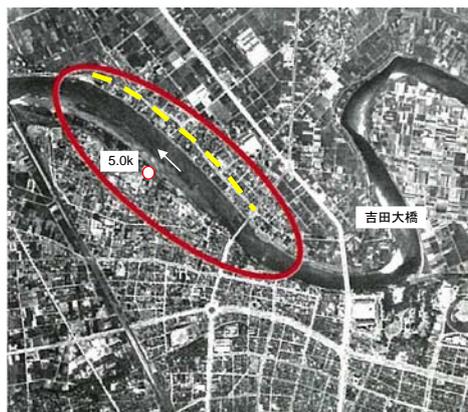
5) 引堤

堤防間の流下断面積を増大させるため、堤内地側に堤防を新築し、旧堤防を撤去する。河道の流下能力を向上させる効果がある。

(検討の考え方)

豊川流域での引堤の実績、用地確保の見通し、横断工作物の状況等を踏まえて、沿川の土地利用状況への影響等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

■豊川引堤事例



施行前



施行後

■横断イメージ

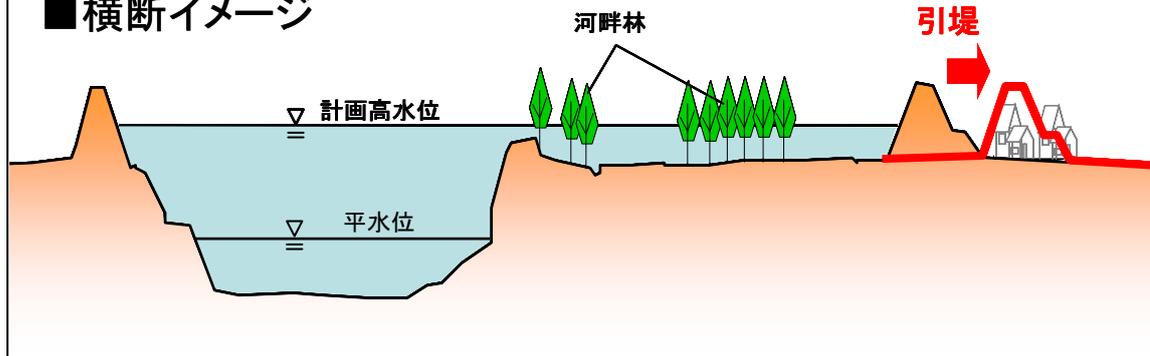


図 4.2.11 引堤のイメージ

6) 堤防かさ上げ（モバイルレバーを含む）

堤防の高さを上げることによって、河道の流下能力を向上させる。ただし、堤防をかさ上げる区間は、現在の計画高水位より高い水位で洪水を流すため仮に堤防が決壊した場合には被害が大きくなるおそれがある。

（検討の考え方）

用地確保の見通し、横断工作物、既設の堤防高の状況を踏まえて、沿川の土地利用状況への影響等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

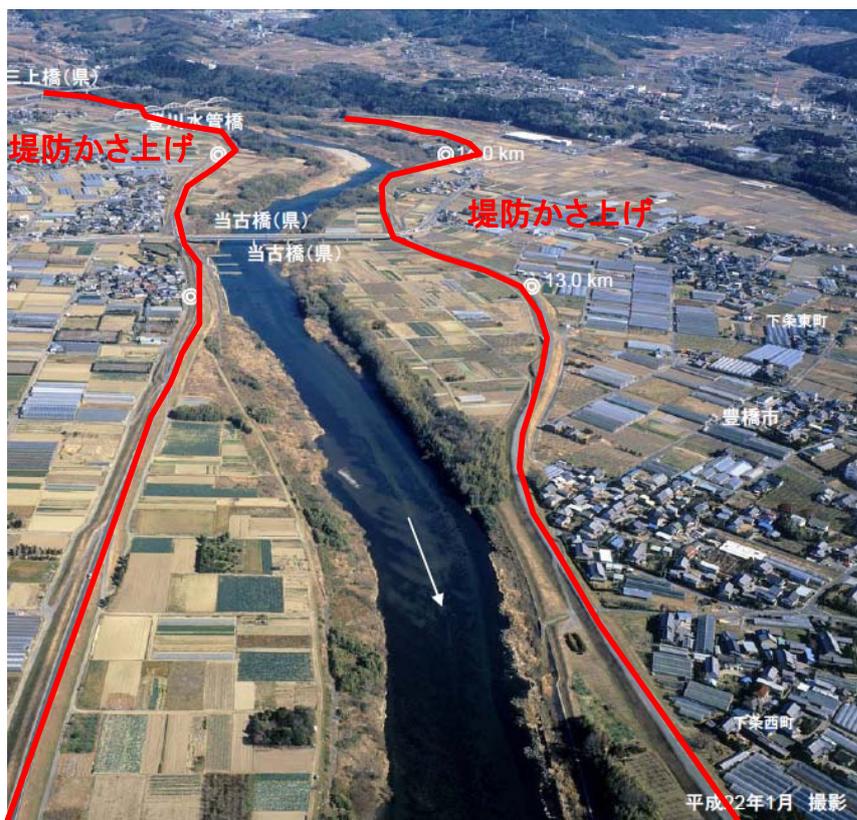
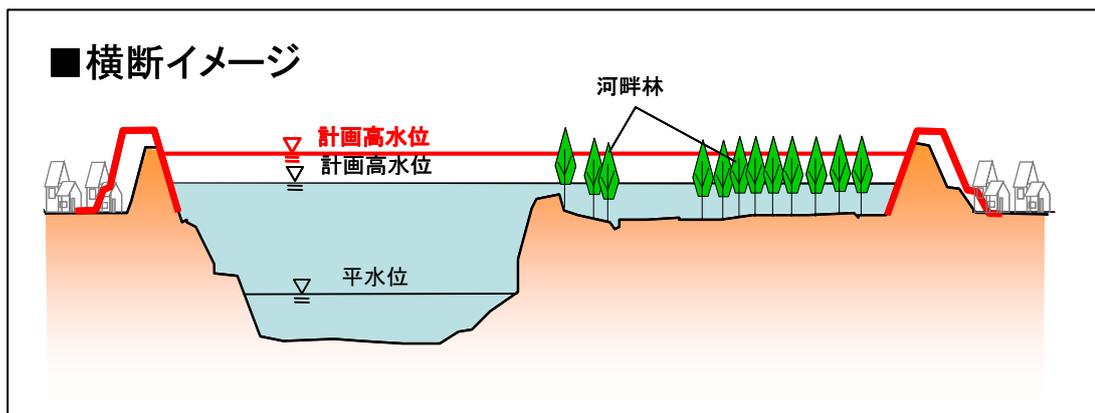


図 4.2.12 堤防のかさ上げのイメージ

7) 河道内の樹木の伐採

河道内の樹木群が繁茂している場合に、それらを伐採することにより、河道の流下能力を向上させる。

(検討の考え方)

豊川流域における河道内樹木の伐採のこれまでの実績を踏まえて、治水対策案への適用の可能性について検討する。

なお、河川整備計画においては、豊川らしさの象徴である河畔林を保全する計画であり、これを踏まえた検討とする。

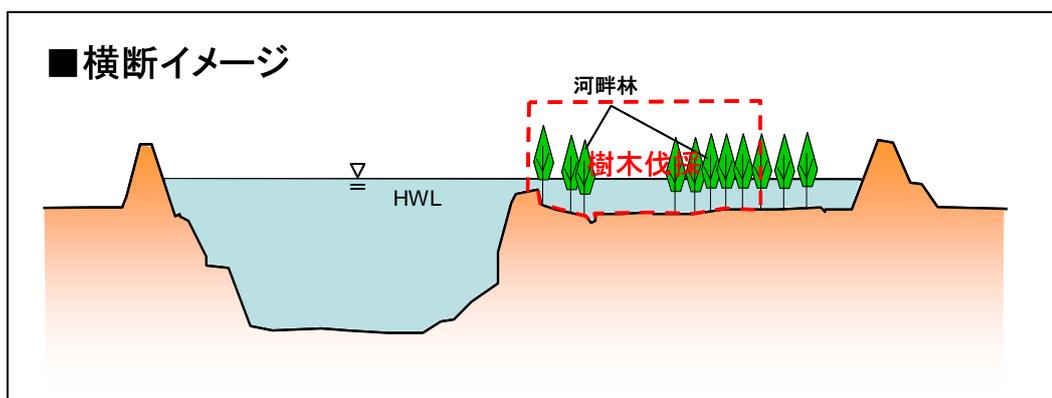


図 4.2.13 河道内の樹木の伐採のイメージ

8) 決壊しない堤防

計画高水位以上の水位（堤防高より高い場合を含む）の流水に対して決壊しない堤防である。技術的に可能となるなら、洪水発生時の危機管理の面から水位が堤防高を超えるまでの間は、避難することが可能となる。

（検討の考え方）

豊川流域の堤防の状況等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。豊川の長大な堤防については、経済的、社会的な課題を解決しなければならない。しかし、仮に現行の計画高水位以上でも決壊しない技術が確立されれば、河道の流下能力を向上させることができる。

9) 決壊しづらい堤防

計画高水位以上の水位（堤防高より高い場合を含む）の流水に対しても急激に決壊しないような粘り強い構造の堤防である。技術的に可能となるなら、洪水発生時の危機管理の面から、避難するための時間を増加させる効果がある。

（検討の考え方）

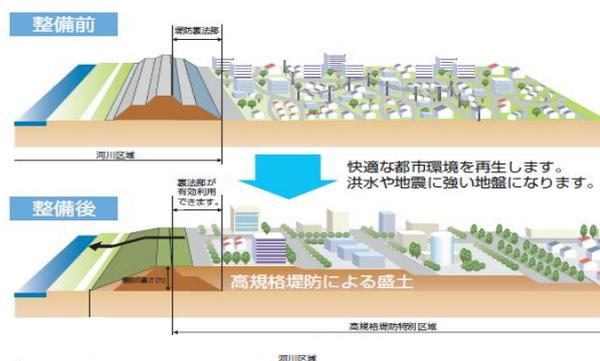
豊川流域の堤防の状況等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。豊川の長大な堤防については、経済的、社会的な課題を解決しなければならない。なお、堤防が決壊する可能性があり、流下能力の確実な向上を見込むことは困難で、今後調査研究が必要である。

10) 高規格堤防

通常の堤防より堤内地側の堤防幅が非常に広い堤防である。なお、全区間の整備が完了すると、結果的に計画高水流量以上の流量が流下する。

（検討の考え方）

現状の豊川流域での河道整備、沿川の状況等を踏まえて、土地所有者の理解と協力の可能性を勘案し、治水対策案への可能性について検討する。



国土交通省HP

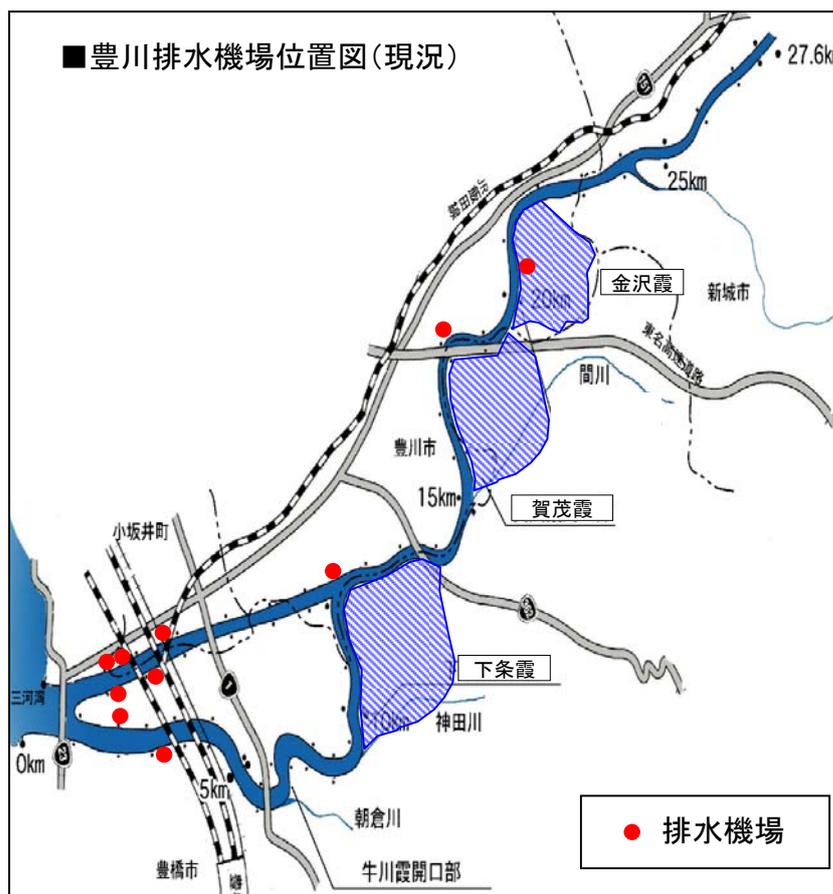
図 4.2.14 高規格堤防のイメージ

11) 排水機場

自然流下排水の困難な地盤の低い地域で、堤防を越えて強制的に内水を排水するためのポンプを有する施設である。

(検討の考え方)

豊川流域の地形や土地利用の状況等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。



排水機場の事例(小坂井排水機場)



図 4.2.15 排水機場のイメージ

12) 雨水貯留施設

都市部における保水機能の維持のために、雨水を貯留させるために設けられる施設である。

(検討の考え方)

現状の豊川流域での土地利用状況等を踏まえて、整備することにより雨水貯留が見込める可能性がある学校や公園等の設置状況、施設管理者等の理解と協力の可能性、適切な維持管理の持続性を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

豊川流域には、整備することにより雨水貯留が見込める可能性がある学校や公園が約90箇所（合計約1km²）存在している。



出典：国土交通省HPより

学校・公園の分布

流域	学校	公園
設楽ダム流域	3	
野々瀬川 呼間川等	4	
当貝津川	-	
巴川	-	
島田川	2	
巴川残等	1	2
海老川等	4	
宇連ダム 流域	1	
大島川等	3	
大島ダム	1	
大島川残	2	
黄柳川等	4	
大入川等	9	
野田川等	2	2
宇利川等	2	
境川等	1	1
間川等	2	6
神田川等	3	3
朝倉川等	18	8

庄和高校（埼玉県）



平常時は校庭として利用



洪水時は洪水を貯留

図 4.2.16 雨水貯留施設のイメージ

13) 雨水浸透施設

都市部における保水機能の維持のために、雨水を浸透させるために設けられる施設である。

(検討の考え方)

現状の豊川流域での土地利用状況等を踏まえて、雨水浸透ますの設置の可能性、適切な維持管理の持続性を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

豊川流域には市街地面積約16km²（約12万世帯）が存在している。

■豊川流域の市街地の分布図

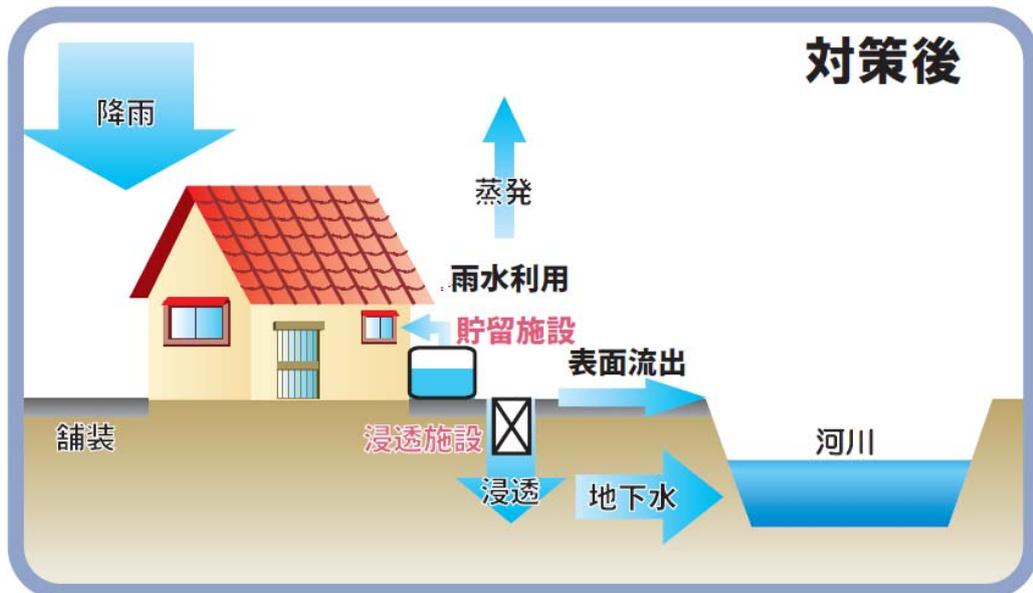


- 市街地
- 森林
- 水田
- 農地
- 河川・湖沼
- その他



出典：国土交通省HPより

河川現況調査（平成12年基準）：平成20年3月



雨水貯留浸透技術協会HPより引用

図 4.2.17 雨水浸透施設のイメージ

14) 遊水機能を有する土地の保全

河道に隣接し、洪水時に河川水があふれるか又は逆流して洪水の一部を貯留し、自然に洪水を調節する作用を有する池、沼沢、低湿地等である。現況を保全することによって、機能を保持することが可能となる。

(検討の考え方)

現状の豊川流域での遊水機能を有する土地の存在状況、土地利用状況等を踏まえて、治水対策案への適用の可能性について検討する。



出典：河川用語集（国土技術政策総合研究所）

図 4.2.18 遊水機能を有する土地の保全イメージ

15) 部分的に低い堤防の存置

下流の氾濫防止等のため、通常の堤防よりも部分的に高さを低くしておく堤防であり、「洗堰」、「野越し」と呼ばれる場合がある。現況を保全することによって、機能を保持することが可能となる。

(検討の考え方)

現状の豊川で部分的に高さを低くしてある堤防の存在状況、土地利用状況等を踏まえて、治水対策案への適用の可能性について検討する。

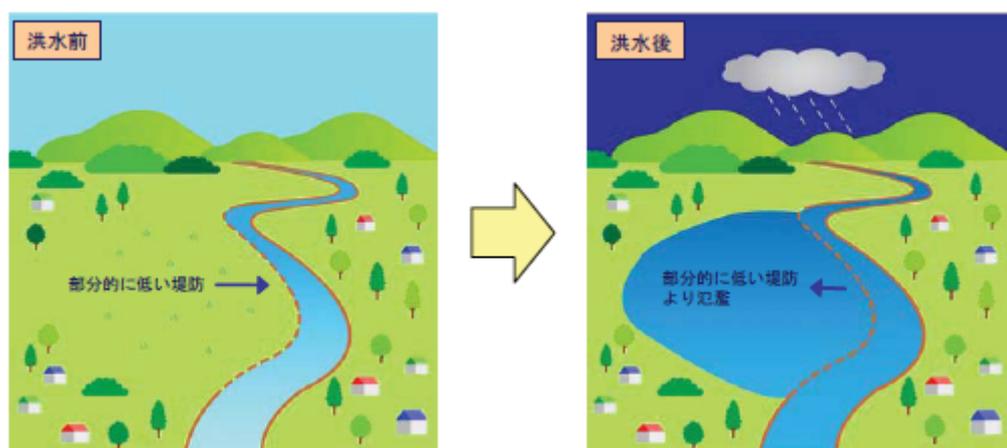


図 4.2.19 部分的に低い堤防の存置のイメージ

16) 霞堤の存置

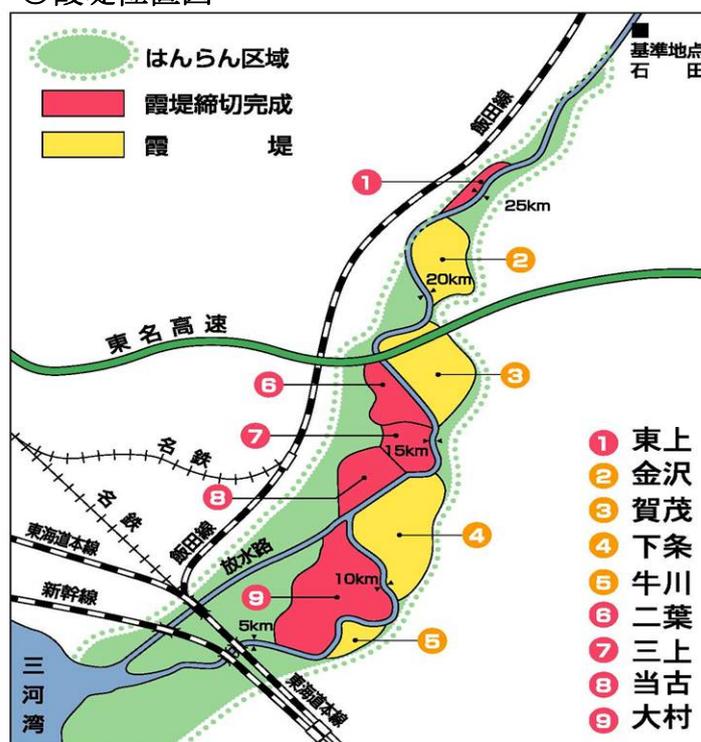
急流河川において比較的多い不連続堤である。上流部の堤防の決壊等による氾濫流を河川に戻す、洪水の一部を一時的に貯留するなどといった機能がある。現況を保全することによって、遊水機能を保持することが可能となる。

(検討の考え方)

現状の豊川流域での霞堤の存在状況、土地利用状況等を踏まえて、治水対策案への適用の可能性について検討する。

豊川において遊水機能を有する4つの霞堤(牛川霞、下条霞、賀茂霞、金沢霞)について検討する。(河川整備計画では、牛川霞を締め切る計画とされているが検討を行う)

○霞堤位置図



下条霞の浸水状況(平成15年8月9日台風10号)



図 4.2.20 霞堤の存置のイメージ

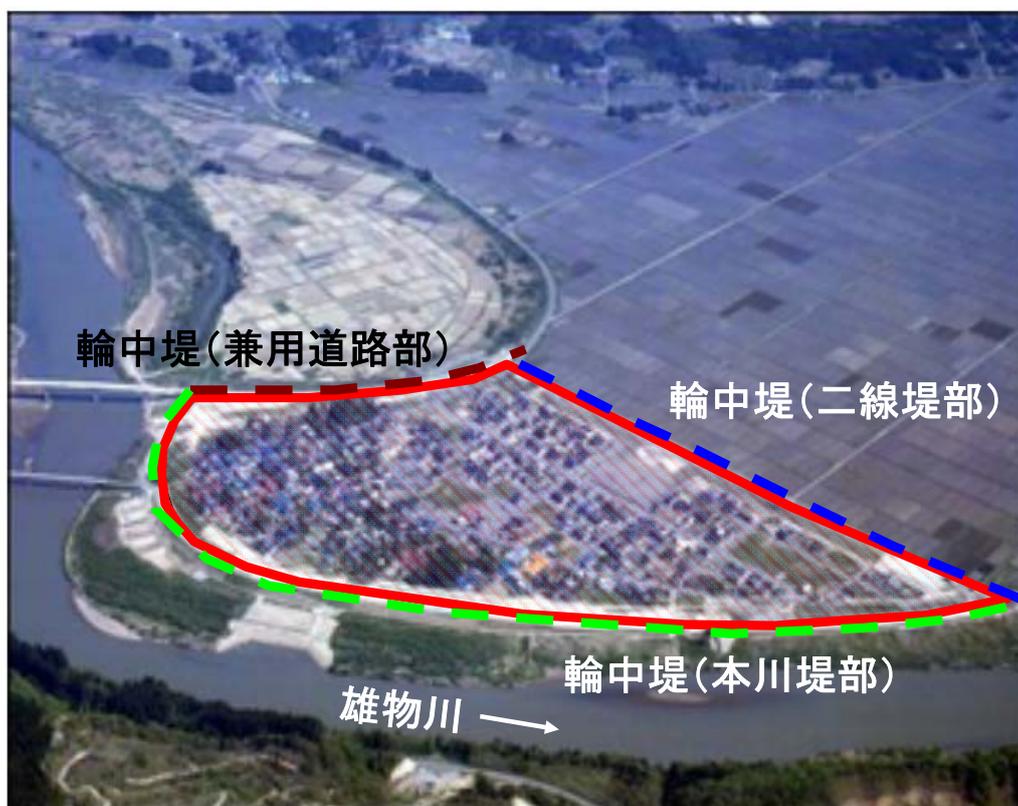
17) 輪中堤

ある特定の区域を洪水の氾濫から防御するため、その周囲を囲んで設けられた堤防である。なお、他の方策（遊水機能を有する土地の保全等）と併せて対策が行われれば、下流の河道流量が低減する場合がある。

（検討の考え方）

豊川流域での土地利用状況、現状の整備状況等を踏まえて、輪中堤の整備による効果等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

遊水機能を有する霞堤（下条霞、賀茂霞、金沢霞）や豊川沿川（旧霞地区）について災害時の被害軽減等の観点から検討する。



強首輪中堤の事例

図 4.2.21 輪中堤のイメージ

18) 二線堤

本堤背後の堤内地に築造される堤防であり、控え堤、二番堤ともいう。なお、他の方策（遊水機能を有する土地の保全等）と併せて対策が行われれば、下流の河道流量が低減する可能性がある。

（検討の考え方）

現状の河川周辺での二線堤として整備可能な土地利用状況等を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

木曽川の例

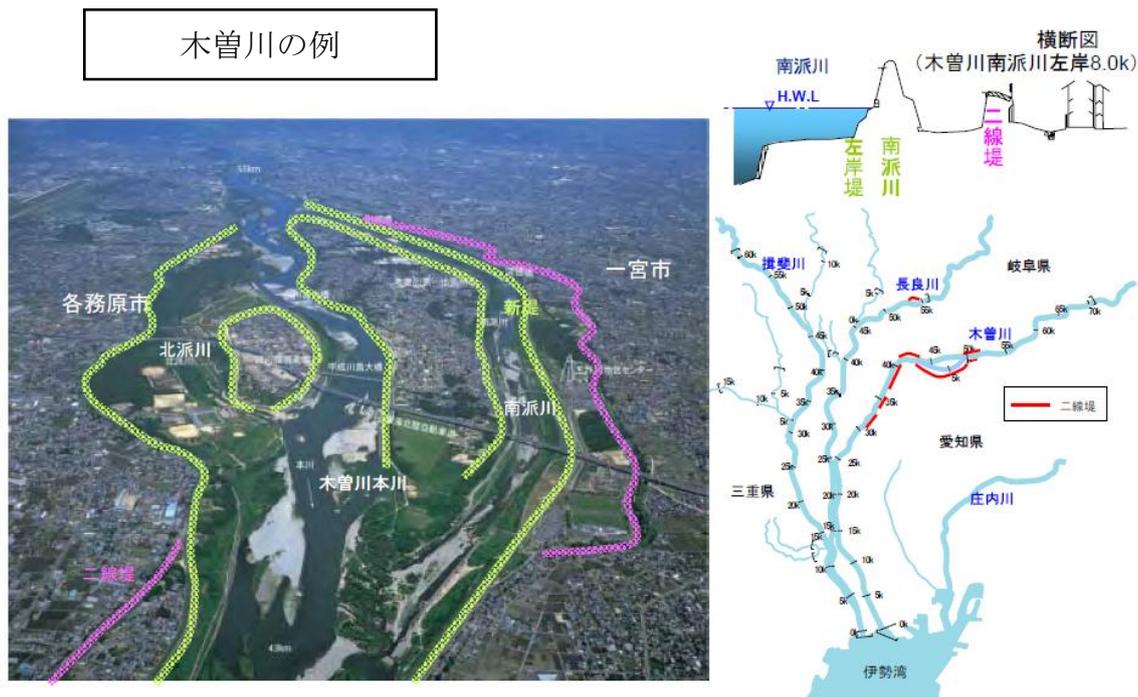


図 4.2.22 二線堤のイメージ

19) 樹林帯等

堤防の治水上の機能を維持増進し、又は洪水流を緩和するよう、堤内の土地に堤防に沿って設置された帯状の樹林帯等である。

(検討の考え方)

現状の河川周辺での樹林帯として保全・整備可能な土地利用状況等を勘察し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

豊川の樹木の状況



図 4.2.23 樹林帯のイメージ

出典：国土交通省HPより

20) 宅地のかさ上げ、ピロティ建築等

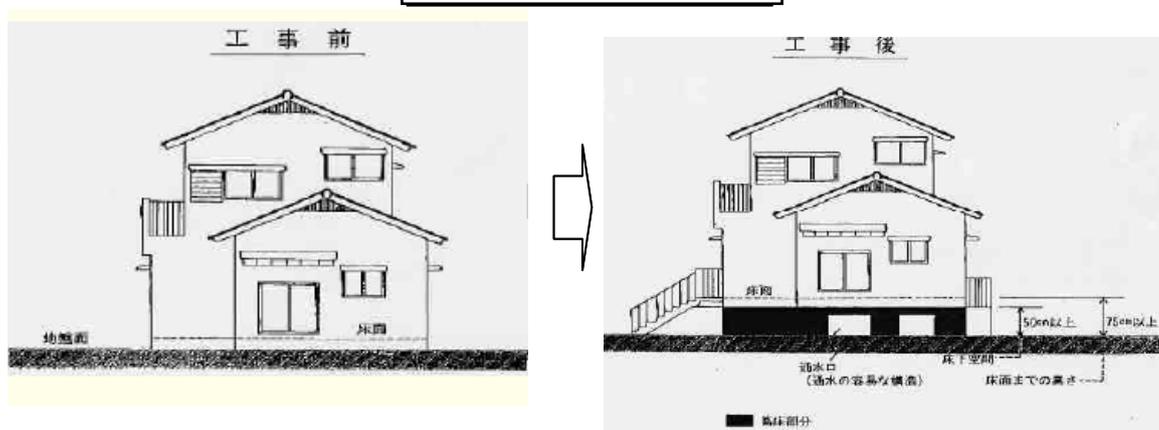
盛土して宅地の地盤高を高くしたり、建築構造を工夫したりすることによって、浸水被害の抑制等を図る。なお、他の方策（遊水機能を有する土地の保全等）と併せて対策が行われれば、下流の河道流量が低減する場合がある。

（検討の考え方）

現状の豊川流域での土地利用状況を踏まえ、建築基準法による災害危険区域の設定等の可能性も勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

遊水機能を有する霞堤（下条霞、賀茂霞、金沢霞）や豊川沿川（旧霞地区）について個人や個別の土地等の被害軽減を図る対策として検討する。

宅地かさ上げ



高床形式（ピロティ）家屋



出典：国土交通省HPより

図 4.2.24 宅地のかさ上げ、ピロティ建築等のイメージ

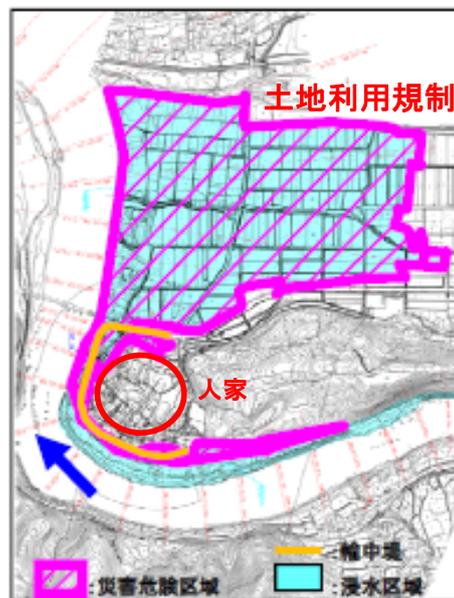
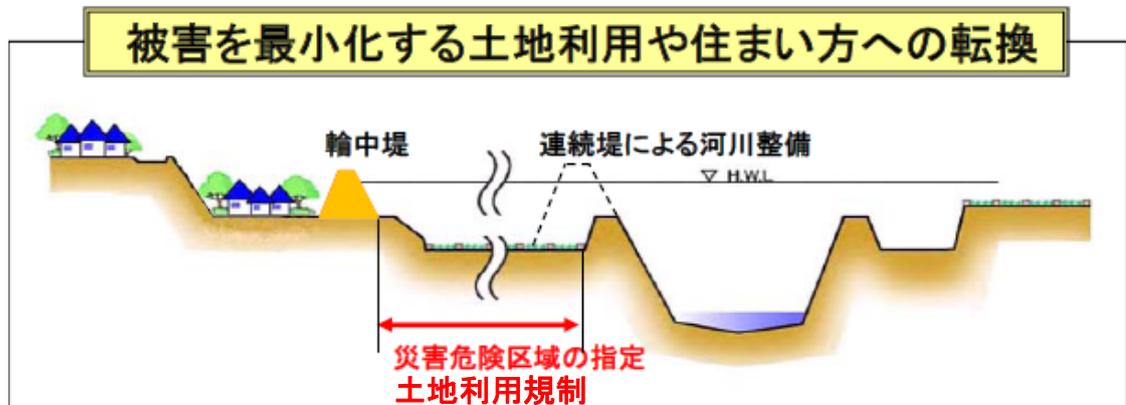
21) 土地利用規制

浸水頻度や浸水のおそれが高い地域において、土地利用の規制・誘導によって被害を抑制する。土地利用規制により現況を維持することで、浸水頻度や浸水のおそれが高い地域への現状以上の資産の集中を抑制することが可能となる。なお、他の方策（遊水機能を有する土地の保全等）と併せて対策が行われれば、下流の河道流量が低減する場合がある。

（検討の考え方）

現状の豊川流域での土地利用状況を踏まえ、建築基準法による災害危険区域の設定や条例等による土地利用の規制・誘導の可能性を勘案し、治水対策案への適用の可能性について検討する。

遊水機能を有する霞堤（下条霞、賀茂霞、金沢霞）や豊川沿川（旧霞地区）について流域管理や災害時の被害軽減の観点から検討する。



輪中堤の整備と災害危険区域の指定例

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 資料

図 4.2.25 土地利用規制のイメージ

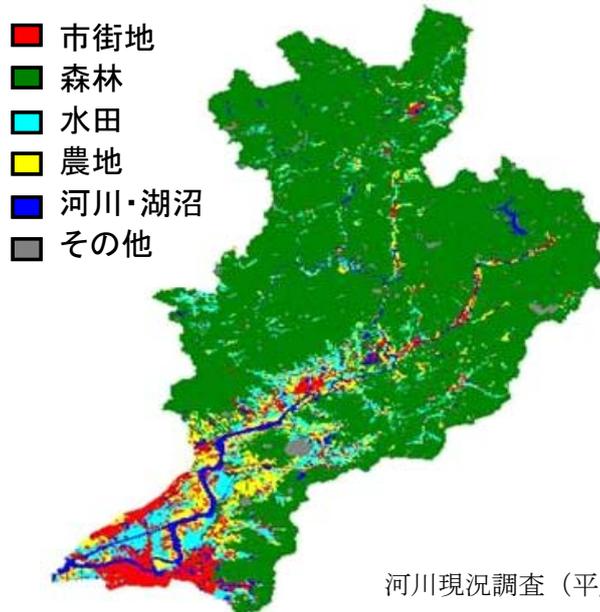
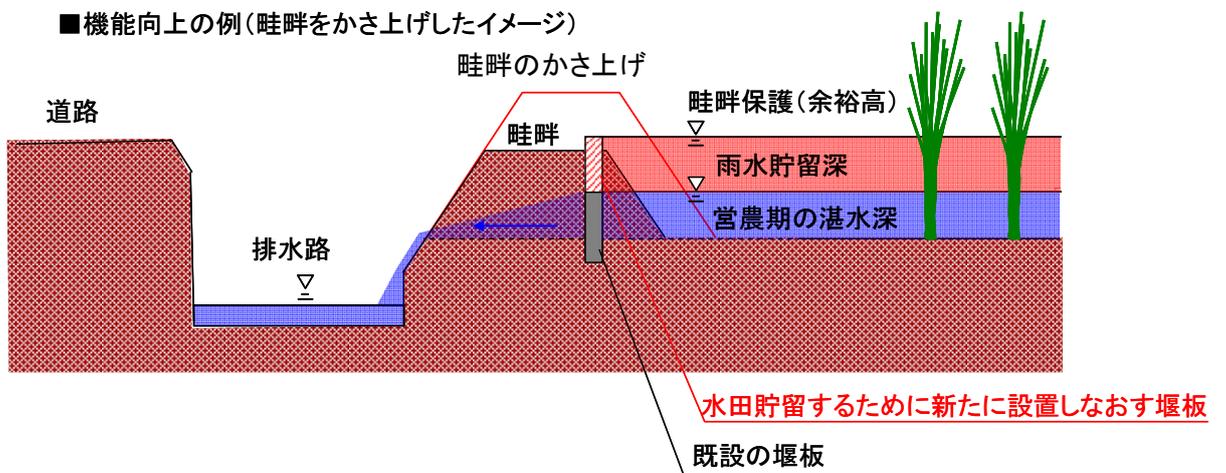
22) 水田等の保全

雨水を一時貯留したり、地下に浸透させたりするという水田の機能を保全することである。なお、治水上の機能を向上するためには、落水口の改築工事や治水機能を継続的に維持し、降雨時に機能させていくための措置が必要となる。

(検討の考え方)

今後の豊川流域の土地利用における水田保全の方向性を踏まえつつ、畦畔のかさ上げ、落水口の改造（堰板の交換）等を前提とした水田による保水機能向上の治水対策への適用の可能性について検討する。豊川流域には、約25km²の水田が存在する。そのうち、本川の流量低減に資すると考えられる支川には、約8km²の水田が存在している。

■機能向上の例(畦畔をかさ上げたイメージ)



河川現況調査（平成12年基準）：平成20年3月

■豊川流域の水田の分布図

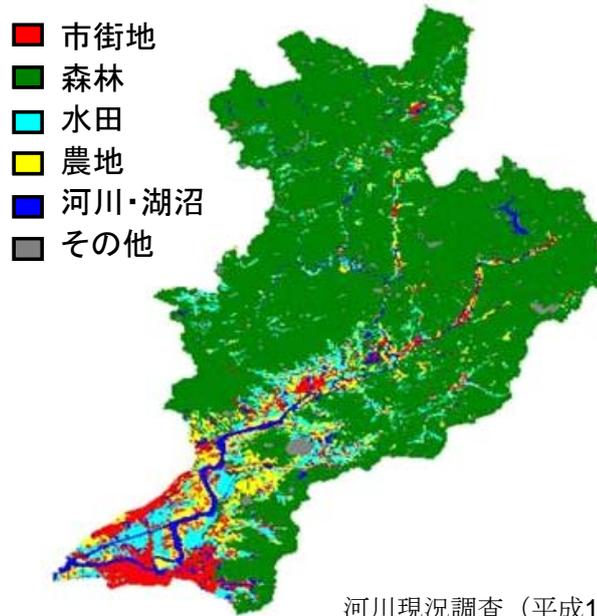
図 4.2.26 水田等の保全のイメージ

23) 森林の保全

主に森林土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくり流出させるという森林の機能を保全することである。

(検討の考え方)

森林保全による治水効果の定量化の現状や豊川流域における森林の現状を踏まえて、森林の保全による治水対策案への適用の可能性について検討する。



河川現況調査（平成12年基準）：平成20年3月

■豊川流域の森林の分布図

荒廃地からの土砂流出への対策として植林により緑を復元

対策前



↓

現在



植林作業
(イメージ)



間伐等を適正に実施することにより、森林を保全



間伐作業(イメージ)
(出典: <http://fsarc.kyoto-u.ac.jp/waka/>)



下刈作業(イメージ)
(出典: <http://www.jfo.or.jp/biomass/bmag/fst/ty030701a.pdf>)

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 資料

図 4.2.27 森林の保全のイメージ

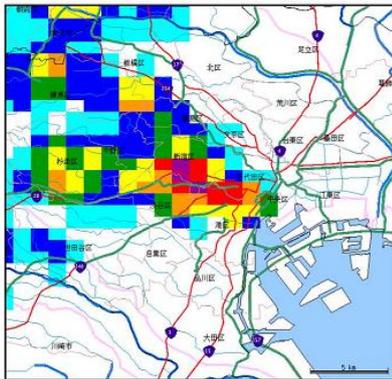
24) 洪水の予測、情報の提供等

洪水時に住民が的確でかつ安全に避難できるように、洪水の予測や情報の提供等を行い、被害の軽減を図る。

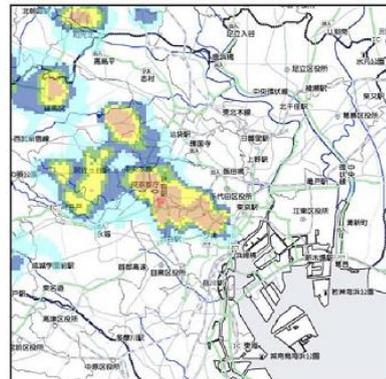
(検討の考え方)

現状の豊川流域での洪水予測、情報提供等の状況、洪水時の警戒避難、被害軽減対策の状況を踏まえて、治水対策案への適用の可能性について検討する。

【既存レーダー(Cバンドレーダー)】
(最小観測面積: 1kmメッシュ、観測間隔: 5分
観測から配信に要する時間 5~10分)

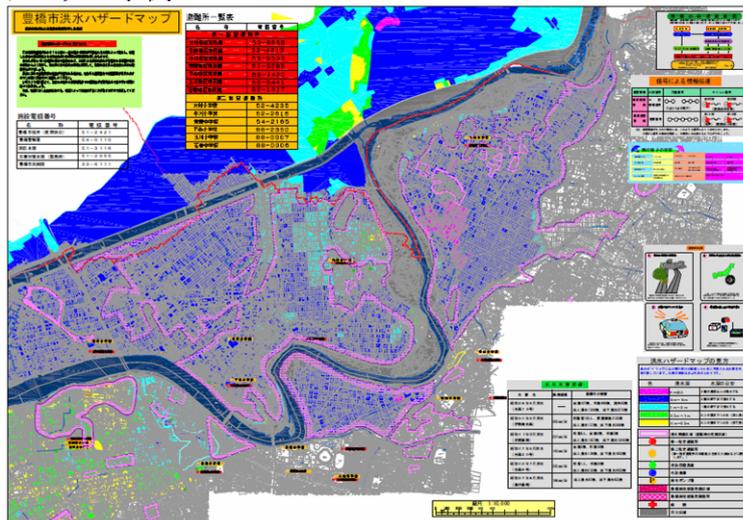


【XバンドMPLレーダー】
(最小観測面積: 250mメッシュ、観測間隔: 1分
観測から配信に要する時間 1~2分)



高頻度(5倍)
高分解能(16倍)

■ ハザードマップ事例



■ 洪水予報の基準となる水位

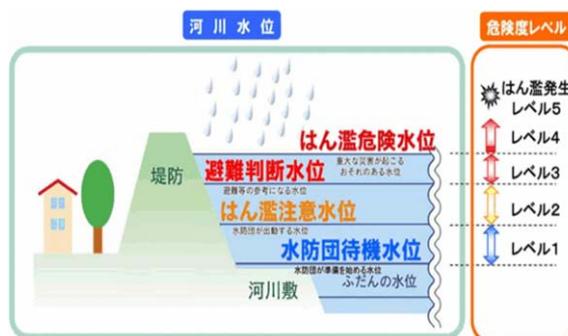


図 4.2.28 洪水の予測、情報の提供等のイメージ

25) 水害保険等

家屋、家財の資産について、水害に備えるための損害保険である。氾濫した区域において、個人や個別の土地等の被害軽減を図る対策として、水害の被害額の補填が可能となる。

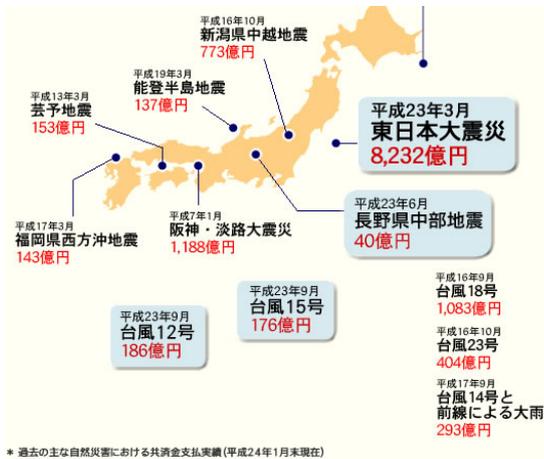
(検討の考え方)

国内外での水害保険の現状、我が国での民間会社が運営・販売する火災保険による風水害被害の補填制度の状況を踏まえて、水害保険制度適用の可能性について検討する。

一般的に、日本では、民間の総合型の火災保険（住宅総合保険）の中で、水害による損害を補償している。

- ◇豊橋市役所 ヒアリング
 - ・ 補償等の実績はなし。
- ◇豊川市役所 ヒアリング
 - ・ 補償等の実績はなし。
- ◇民間事業の事例（JA豊橋 ヒアリング）
 - ・ 共済事業 建物更正共済
 - ・ 震地区においても、支払い実績はあり。

- ◇災害履歴
- ・ S34.9：豊橋市大村の浸水被害
 - ・ S43.8：新城市豊島の床上まで浸水する家屋
 - ・ S44.8：一宮町江島の堤防決壊
 - ・ S54.10：豊橋市石巻小野田町の床上まで浸水する家屋
 - ・ H15.8：豊川市三上町で県道を洗い洪水が堤内地へ浸水
 - ・ H16.6：豊川市金沢地区の浸水被害
 - ・ H23.9：豊橋市下条地区の浸水被害



台風・地震などのとき	台風	洪水	暴風雨	大雪	ひょう	地震	地震による津波	火山の噴火または爆発
これらを「自然災害」といいます。								
損害割合に応じて共済金をお支払いします。								
風災・ひょう災・雪災・水災の場合								
・ 損害割合が5%以上のとき ・ 床上浸水を除く損害割合が3%以上5%未満のとき ・ 風災・ひょう災・雪災によって生じた損害の額が5万円以上のとき								
2,000万円	損害割合	+	風災・ひょう災・雪災のとき	臨時費用共済金	特別費用共済金*	残存物*2	よりかたづけ費用共済金	
自然災害共済金【限度額】損害の額								
*1 損害割合が90%以上の場合に限り。 *2 残存物よりかたづけ費用共済金は、水災の場合もお支払いします。								
地震などの場合 損害割合が5%以上のとき								
1,000万円	損害割合	+	自然災害共済金	【限度額】損害の額×50%				

図 4.2.29 水害保険等

4.2.3.2 治水対策案の豊川流域への適用性

表 4.2.2、表 4.2.3 に検証要領細目に示された方策の豊川流域への適用性について検討した結果を示す。

「8)決壊しない堤防」「9)決壊しづらい堤防」「10)高規格堤防」「15)部分的に低い堤防の存置」を除く 21 方策において検討を行うこととした。

表 4.2.2 豊川流域への適用性（河川を中心とした対策）

方策	方策の概要	豊川流域への適用性
0)ダム	河川を横過して流水を貯留することを目的とした構造物。ピーク流量を低減	設楽ダムについて、事業の進捗状況を踏まえて検討。
1)ダムの有効活用	既設ダムをかさ上げ等により有効活用。ピーク流量を低減。	既設ダムのかさ上げについて検討。
2)遊水地等	洪水の一部を貯留する施設。ピーク流量を低減。	豊川沿川で貯留効果が期待できる候補地を選定し検討。
3)放水路	放水路により洪水の一部を分流する。ピーク流量を低減	効率的に治水効果を発現できるルートで検討。
4)河道の掘削	河道の掘削により河川の断面積を拡大する。流下能力を向上	利水への影響、流下断面、縦断方向の河床高の状況を踏まえ検討。
5)引堤	堤防を居住地側に移設し河川の断面積を拡大する。流下能力を向上。	用地補償や横断工作物、既設の堤防高の状況を踏まえ検討。
6)堤防のかさ上げ	堤防の高さを上げて河川の断面積を拡大する。流下能力を向上。	用地補償、横断工作物、既設の堤防高の状況を踏まえ検討。
7)河道内の樹木の伐採	河道内に繁茂した樹木を伐採。流下能力を向上。	河道内樹木の伐採実績を踏まえて、河道管理の観点から樹木群の拡大防止を図る。
8)決壊しない堤防	決壊しない堤防の整備により避難時間を増加させる。	長大な堤防については、経済的、社会的な課題を解決しなければならない。仮に現行の計画高水位以上でも決壊しない技術が確立できれば、河道の流下能力を向上させることができる。
9)決壊しづらい堤防	決壊しづらい堤防の整備により避難時間を増加させる。	長大な堤防については、経済的、社会的な課題を解決しなければならない。また、堤防が決壊する可能性があり、流下能力の確実な向上を見込むことは困難で、今後調査研究が必要である。
10)高規格堤防	通常の堤防より居住地側の堤防幅を広くし、洪水時の避難地としても活用。	河道の流下能力向上を計画上見込んでいない。なお、全区間の整備が完了すると、結果的に計画高水流量以上の流量が流下する。豊川沿川には、現時点で背後地の開発等と同時に効率的に整備ができる都市の開発計画等がなく、沿川に適地がない。
11)排水機場	排水機場により内水対策を行うもの。	内水被害軽減の観点から推進を図る努力を継続。

河川を中心とした対策

- 組み合わせの対象としている対策
- 河道・流域管理、災害時の被害軽減の観点から推進を図る方策
- 今回の検討において組み合わせの対象としなかった方策

表 4.2.3 豊川流域への適用性（流域を中心とした対策）

方策	方策の概要	豊川流域への適用性
12) 雨水貯留施設	雨水貯留施設を設置する。ピーク流量を低減される場合がある。	流域内の校庭、公園及び農業用ため池を対象として検討。
13) 雨水浸透施設	雨水浸透施設を設置する。ピーク流量を低減される場合がある。	流域内の建物用地を対象として検討。
14) 遊水機能を有する土地の保全	遊水機能を有する土地を保全する。ピーク流量を低減する場合がある。	河道に隣接し、遊水機能を有する池、湖沼、低湿地等は存在しないが、豊川流域の霞堤を存置すれば、当該地域の遊水機能は保全される。災害時の被害軽減等の観点から保全を図る努力を継続。
15) 部分的に低い堤防の存置	通常の堤防よりも部分的に高さの低い堤防を存置する。ピーク流量が低減される場合がある。	洗堰、野越しと呼ばれるような部分的に高さを低くしてある堤防は存在しない。
16) 霞堤の存置	霞堤を存置し洪水の一部を貯留する。ピーク流量が低減される場合がある。	豊川には、遊水機能を有する霞堤が4箇所存在することから存置について検討。
17) 輪中堤	輪中堤により特定の区域を洪水氾濫から防御する。	下流の河道のピーク流量を低減させたり流下能力を向上させたりする機能はないが、小集落を防御するためには効率的な場合があるため検討。
18) 二線堤	堤防の居住地側に堤防を設置する。洪水氾濫の拡大を防止。	旧霞堤地区に旧堤防が存在するため、災害時の被害軽減等の観点から保全を図る努力を継続。
19) 樹林帯等	堤防の居住地側に帯状の樹林を設置する。堤防決壊維持の拡大抑制	霞堤開口部において、洪水流の減勢のための樹林帯が存在するため、災害時の被害軽減等の観点から保全を図る努力を継続。
20) 宅地の嵩上げ・ピロティ建築等	宅地の地盤高を高くしたり、ピロティ建築にする。浸水被害を軽減。	下流の河道のピーク流量を低減させたり流下能力を向上させたりする機能はないが、個別の土地等の被害軽減を図る対策を図る対策として検討。
21) 土地利用規制	災害危険区域を設定し土地利用を規制する。資産集中等を抑制し被害を軽減。	流域管理や災害時の被害軽減の観点から推進を図る努力を継続。
22) 水田等の保全	水田等の保全により雨水貯留・浸透の機能を保全する。落水口の改造工事等により水田の治水機能を向上させる。	保全については、流域管理の観点から推進を図る努力を継続。流域内の水田を対象に機能の向上を検討。
23) 森林の保全	森林保全により雨水浸透の機能を保全する。	流域管理の観点から推進を図る努力を継続。
24) 洪水の予測、情報の提供等	洪水の予測・情報提供により被害の軽減を図る。	災害時の被害軽減等の観点から推進を図る努力を継続。
25) 水害保険等	水害保険により被害額の補填が可能。	河川整備水準を反映して保険料率に差が設けることが出来れば、土地利用誘導・建築方式対応等の手法として検討することができる。

流域を中心とした対策

- 組み合わせの対象としている対策
- 河道・流域管理、災害時の被害軽減の観点から保全、推進を図る方策
- 今回の検討において組み合わせの対象としなかった方策

4.2.3.3 複数の治水対策案の立案

(1) 治水対策案の組み合わせの考え方

- ・治水対策案の検討において検証要領細目で示された方策のうち、豊川水系に適用可能な方策を組み合わせる限り幅広い治水対策案を立案した。
- ・治水対策案の立案にあたっては、豊川流域の地形、地域条件、既存施設、土地利用状況、豊川流域に存在する4つの霞堤（牛川霞、下条霞、賀茂霞、金沢霞）を踏まえ検討を行った。
なお、「水田等の保全（機能向上を除く）」、「森林の保全」、「洪水の予測、情報の提供等」については、流出抑制や災害時の被害軽減等に資するものとして、河道・流域管理等の観点からその推進を図る努力を継続することとする。

- ・複数の治水対策案の立案は、次に示す4分類毎に検討することとした。
 - 【Ⅰ．基本方策（豊川水系河川整備計画において実施する予定の河川を中心とした対策）】
 - 【Ⅱ．基本方策と河川を中心とした方策1案との組み合わせ】
 - 【Ⅲ．基本方策と河川を中心とした方策2案との組み合わせ】
 - 【Ⅳ．基本方策と河川を中心とした方策3案との組み合わせ】
- ・各対策案の考え方及び治水対策案の一覧は以下のとおり。

(2) 治水対策案の一覧

1. 基本方策： [No. 1]
2. 基本方策と河川を中心とした方策1案との組み合わせ： [No. 2～11]
3. 基本方策と河川を中心とした方策2案との組み合わせ： [No. 12～21]
4. 基本方策と河川を中心とした方策3案との組み合わせ： [No. 22～24]

なお、治水対策案の組み合わせ一覧表を表 4.2.5 (1)、(2) に示す。

表 4.2.4 治水対策案の立案

グループ	治水対策案		治水対策案の概要(整備計画河道改修以外)	対策案番号
No.	No.			
現計画(ダム案)	-		河川の洪水時の流量を低減させるため、設案ダムを建設する。	
1 基本方策	(1)	河道掘削+3霞堤の存置	3霞堤を存置することにより対応し、効果の及ばない区間は河道を掘削する。	治水対策案 2
2 基本方策と河川を中心とした方策1案との組み合わせ	(2)	ダムの有効活用(かさ上げ)+河道掘削+3霞堤の存置	宇連ダム、大島ダムのかさ上げにて対応し、これにより不足する分は河道掘削で対応する。	治水対策案 16
	(3)	旧東上霞遊水地(掘込み方式)+河道掘削+3霞堤の存置	遊水地の掘込み方式により対応し、効果の及ばない区間は河道を掘削する。	治水対策案 22
	(4)	放水路(捷水路)+河道掘削+3霞堤の存置	放水路の建設により流量を低減させ、効果の及ばない区間は河道を掘削する。	治水対策案 10
	(5)	引堤+河道掘削+3霞堤の存置	河道の引堤により対応する。効果の及ばない区間は河道を掘削する。	治水対策案 5
	(6)	雨水浸透施設+河道掘削+3霞堤の存置	雨水浸透施設の設置し、これにより不足する分は河道掘削で対応する。	治水対策案 12
	(7)	雨水貯留施設+河道掘削+3霞堤の存置	雨水貯留施設の設置し、これにより不足する分は河道掘削で対応する。	治水対策案 11
	(8)	河道掘削+4霞堤の存置	4霞堤を存置することにより対応し、効果の及ばない区間は河道を掘削する。	治水対策案 1
	(9)	河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+輪中堤	遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋については輪中堤の築造で対応する。効果の及ばない区間は河道を掘削する。	治水対策案 3
	(10)	河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+ピロティ建築	遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋についてはピロティ建築で対応する。効果の及ばない区間は河道を掘削する。	治水対策案 4
	(11)	水田の保全(機能向上)+河道掘削+3霞堤の存置	水田等の保全(機能向上)を行い、これにより不足する分は河道掘削で対応する。	治水対策案 13
	3 基本方策と河川を中心とした方策2案との組み合わせ	(12)	ダムの有効活用(かさ上げ)+引堤+河道掘削+3霞堤の存置	宇連ダム、大島ダムのかさ上げにて対応し、これにより不足する分は引き堤及び河道を掘削する。
(13)		ダムの有効活用(かさ上げ)+河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+輪中堤	宇連ダム、大島ダムのかさ上げと合わせて遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋については輪中堤の築造で対応する。効果の及ばない区間は河道を掘削する。	治水対策案 17
(14)		ダムの有効活用(かさ上げ)+河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+ピロティ建築	宇連ダム、大島ダムのかさ上げと合わせて遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋についてはピロティ建築で対応する。効果の及ばない区間は河道を掘削する。	治水対策案 18
(15)		3霞堤遊水地(開口部変更地役権方式)+河道掘削+輪中堤	遊水地の開口部変更地役権方式により対応し、霞堤内の家屋については輪中堤の築造で対応する。効果の及ばない区間は河道を掘削する。	治水対策案 23
(16)		3霞堤遊水地(開口部変更地役権方式)+河道掘削+ピロティ建築	遊水地の開口部変更地役権方式により対応し、霞堤内の家屋についてはピロティ建築で対応する。効果の及ばない区間は河道を掘削する。	治水対策案 24
(17)		引堤+河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+輪中堤	遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋については輪中堤の築造で対応する。効果の及ばない区間は引堤及び河道を掘削する。	治水対策案 6
(18)		引堤+河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+ピロティ建築	遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋についてはピロティ建築で対応する。効果の及ばない区間は引堤及び河道を掘削する。	治水対策案 7
(19)		堤防のかさ上げ+河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+輪中堤	遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋については輪中堤の築造で対応する。効果の及ばない区間は堤防のかさ上げをする。	治水対策案 8
(20)		堤防のかさ上げ+河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+ピロティ建築	遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋についてはピロティ建築で対応する。効果の及ばない区間は堤防のかさ上げをする。	治水対策案 9
(21)		雨水貯留施設+雨水浸透施設+河道掘削+3霞堤の存置	雨水貯留施設や雨水浸透施設を設置し、これにより不足する分は河道掘削で対応する。	治水対策案 14
4 基本方策と河川を中心とした方策3案との組み合わせ	(22)	ダムの有効活用(かさ上げ)+堤防のかさ上げ+河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+輪中堤	宇連ダム、大島ダムのかさ上げと合わせて遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋については輪中堤の築造で対応する。効果の及ばない区間は堤防のかさ上げをする。	治水対策案 20
	(23)	ダムの有効活用(かさ上げ)+堤防のかさ上げ+河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+ピロティ建築	宇連ダム、大島ダムのかさ上げと合わせて遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋についてはピロティ建築で対応する。効果の及ばない区間は堤防のかさ上げをする。	治水対策案 21
	(24)	雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田の保全(機能向上)+河道掘削+3霞堤の存置	雨水貯留施設や雨水浸透施設を設置し水田等の保全(機能向上)を行い、これにより不足する分は河道掘削で対応する。	治水対策案 15

※河道掘削には、河道掘削に伴い実施する河道内の樹木の伐採が含まれている。

表 4.2.5(1) 治水対策案の組み合わせ（1）

	現計画	対策案(1)	対策案(2)	対策案(3)	対策案(4)	対策案(5)	対策案(6)	対策案(7)	対策案(8)	対策案(9)	対策案(10)	対策案(11)	対策案(12)	対策案(13)	対策案(14)	対策案(15)
河川整備計画	設 束ゲム 河道改修 3霞堤の存置 (下条、貫流、金沢)	河道改修 3霞堤の存置 (下条、貫流、金沢)	河道改修 3霞堤の存置 (下条、貫流、金沢)	河道改修	河道改修	河道改修 3霞堤の存置 (下条、貫流、金沢)	河道改修	河道改修	河道改修	河道改修	河道改修 3霞堤の存置 (下条、貫流、金沢)	河道改修 3霞堤の存置 (下条、貫流、金沢)	河道改修 3霞堤の存置 (下条、貫流、金沢)	河道改修 3霞堤の存置 (下条、貫流、金沢)	河道改修 3霞堤の存置 (下条、貫流、金沢)	河道改修 3霞堤の存置 (下条、貫流、金沢)
河川を中心とした対策		河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削 放水路 (排水路、開水路)	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削
流域を中心とした対策		霞堤の存置 (牛川)		輪中堤		ピロティ建築		輪中堤		ピロティ建築		雨水貯留		雨水浸透		水田の保全 (機能向上)
全ての対策案に組み合わせることがよいと考えられるもの、土地利用規制、森林の保全、水田の保全、洪水の予測情報の提供等、水害保険 ※1																

※1 ここに記載する方策は、流出抑制や災害時の被害軽減に資するものとして、河道、流域管理等の観点からその推進を図る努力を継続する。

※2 河道掘削には、河道掘削に伴い実施する河道内の樹木の伐採が含まれている。

表 4.2.5(2) 治水対策案の組み合わせ (2)

	対策案(16)	対策案(17)	対策案(18)	対策案(19)	対策案(20)	対策案(21)	対策案(22)	対策案(23)	対策案(24)
河川整備計画	河道改修 3露堤の存置 (下条、黄茂、金沢)	河道改修	河道改修	河道改修 3露堤の存置 (下条、黄茂、金沢)	河道改修	河道改修	河道改修 3露堤の存置 (下条、黄茂、金沢)	河道改修	河道改修
河川を中心とした対策	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削 引堤	河道の掘削 堤防のかさ上げ	河道の掘削 堤防のかさ上げ	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削
	ダムの有効活用 (宇連ダム、大島 ダムかさ上げ)	既存3露遊水地 (下条、黄茂、金沢) ダムの有効活用 (宇連ダム、大島 ダムかさ上げ)	既存3露遊水地 (下条、黄茂、金沢) ダムの有効活用 (宇連ダム、大島 ダムかさ上げ)	既存3露遊水地 (下条、黄茂、金沢) ダムの有効活用 (宇連ダム、大島 ダムかさ上げ)	既存3露遊水地 (下条、黄茂、金沢) ダムの有効活用 (宇連ダム、大島 ダムかさ上げ)	既存3露遊水地 (下条、黄茂、金沢) ダムの有効活用 (宇連ダム、大島 ダムかさ上げ)	旧東上露 計遊水地 (掘削を伴う遊水 地) ダムの有効活用 (宇連ダム、大島 ダムかさ上げ)	既存3露遊水地 (下条、黄茂、金沢 掘削を伴う遊水 地) ダムの有効活用 (宇連ダム、大島 ダムかさ上げ)	既存3露遊水地 (下条、黄茂、金沢 掘削を伴う遊水 地) ダムの有効活用 (宇連ダム、大島 ダムかさ上げ)
流域を中心とした対策		輪中堤			輪中堤			輪中堤	
			ピロティ建築			ピロティ建築			ピロティ建築
全ての対策案に組み合わせることがよいと考えられるもの：土地利用規制、森林の保全、水田の保全、洪水の予測情報の提供等、水害保険 ※1									

※1 ここに記載する方策は、流出抑制や災害時の被害軽減に資するものとして、河道、流域管理等の観点からその推進を図る努力を継続する。

※2 河道掘削には、河道掘削に伴い実施する河道内の樹木の伐採が含まれている。

(3) パブリックコメントを踏まえ追加する治水対策案

平成 23 年 2 月 17 日～3 月 18 日に行ったパブリックコメントにおいて、下記のような具体的な治水対策案に関するご意見を頂いた。

【パブリックコメントにおける意見】

- 1) 『治水：松原用水頭首工付近から、国道 151 号線の下に放水路（大口径地下トンネル）を掘り、三河湾に直接放流する案』
- 2) 『豊川放水路の能力アップ』
- 3) 『山の地下部に掘削をして、流水の貯留空間を作る。（コスト及び掘削土処理の検討が必要）』

ご意見を踏まえ、以下の考えに基づき新たな治水対策案 25、治水対策案 26、治水対策案 27 を立案する。

- ・『治水：松原用水頭首工付近から、国道 151 号線の下に放水路（大口径地下トンネル）を掘り、三河湾に直接放流する案』については、同類のグループであるグループ 1 の治水対策案として立案する。
- ・放水路の建設により流量を低減させ、効果の及ばない放水路呑み口上流区間は河道を掘削する。
- ・『豊川放水路の能力アップ』については、同類のグループであるグループ 1 の治水対策案として立案する。
- ・豊川放水路の河床部の掘削により流量を低減させ、効果の及ばない放水路呑み口上流区間は河道を掘削する。
- ・『山の地下部に掘削をして、流水の貯留空間を作る。（コスト及び掘削土処理の検討が必要）』については、同類のグループであるグループ 5 の治水対策案として立案する。
- ・河川の洪水時の流量を低減させるため、設楽ダム建設予定地付近の山の地下に地下貯留施設を建設する。

(4) 治水対策案の概要について

治水対策案 1～27 の概要を P.4-50～P.4-103 に示す。

なお、追加した治水対策案 25、治水対策案 26、治水対策案 27 も含めた組み合わせ表を表 4.2.6、表 4.2.7(1)、表 4.2.7(2)に示す。

グループ 1：河道処理する対策案	[治水対策案 1～4、10、25、26]
グループ 2：堤防を整備する対策案	[治水対策案 5～9]
グループ 3：流域を中心とした対策案	[治水対策案 11～15]
グループ 4：ダムの有効活用をする対策案	[治水対策案 16～21]
グループ 5：計画遊水地等の貯留施設を整備する対策案	[治水対策案 22～24、27]

表 4.2.6 治水対策案のグループ

グループ		治水対策案	治水対策案の概要(整備計画河道改修以外)	参照先
No.	No.			
現計画(ダム案)		-	河川の洪水時の流量を低減させるため、設案ダムを建設する。	P4-48~49
1	河道処理する対策案	(1) 河道掘削+4霞堤の存置	4霞堤を存置することにより対応し、効果の及ばない区間は河道を掘削する。	P4-50~51
		(2) 河道掘削+3霞堤の存置	3霞堤を存置することにより対応し、効果の及ばない区間は河道を掘削する。	P4-52~53
		(3) 河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+輪中堤	遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋については輪中堤の築造で対応する。効果の及ばない区間は河道を掘削する。	P4-54~55
		(4) 河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+ピロティ建築	遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋についてはピロティ建築で対応する。効果の及ばない区間は河道を掘削する。	P4-56~57
		(10) 放水路(捷水路)+河道掘削+3霞堤の存置	放水路の建設により流量を低減させ、効果の及ばない区間は河道を掘削する。	P4-68~69
		(25) 放水路(地下)+河道掘削+3霞堤の存置	放水路(地下)の建設により流量を低減させ、効果の及ばない区間は河道を掘削する。	P4-98~99
2	堤防を整備する対策案	(26) 放水路(豊川放水路改築)+河道掘削+3霞堤の存置	豊川放水路の改築により流量を低減させ、効果の及ばない区間は河道を掘削する。	P4-100~101
		(5) 引堤+河道掘削+3霞堤の存置	河道の引堤により対応する。効果の及ばない区間は河道を掘削する。	P4-58~59
		(6) 引堤+河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+輪中堤	遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋については輪中堤の築造で対応する。効果の及ばない区間は引堤及び河道を掘削する。	P4-60~61
		(7) 引堤+河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+ピロティ建築	遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋についてはピロティ建築で対応する。効果の及ばない区間は引堤及び河道を掘削する。	P4-62~63
		(8) 堤防のかさ上げ+河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+輪中堤	遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋については輪中堤の築造で対応する。効果の及ばない区間は堤防のかさ上げをする。	P4-64~65
3	流域を中心とした対策案	(9) 堤防のかさ上げ+河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+ピロティ建築	遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋についてはピロティ建築で対応する。効果の及ばない区間は堤防のかさ上げをする。	P4-66~67
		(11) 雨水貯留施設+河道掘削+3霞堤の存置	雨水貯留施設の設置し、これにより不足する分は河道掘削で対応する。	P4-70~71
		(12) 雨水浸透施設+河道掘削+3霞堤の存置	雨水浸透施設の設置し、これにより不足する分は河道掘削で対応する。	P4-72~73
		(13) 水田の保全(機能向上)+河道掘削+3霞堤の存置	水田等の保全(機能向上)を行い、これにより不足する分は河道掘削で対応する。	P4-74~75
		(14) 雨水貯留施設+雨水浸透施設+河道掘削+3霞堤の存置	雨水貯留施設や雨水浸透施設を設置し、これにより不足する分は河道掘削で対応する。	P4-76~77
4	ダムの有効活用をする対策案	(15) 雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田の保全(機能向上)+河道掘削+3霞堤の存置	雨水貯留施設や雨水浸透施設を設置し水田等の保全(機能向上)を行い、これにより不足する分は河道掘削で対応する。	P4-78~79
		(16) ダムの有効活用(かさ上げ)+河道掘削+3霞堤の存置	宇連ダム、大島ダムのかさ上げにて対応し、これにより不足する分は河道掘削で対応する。	P4-80~81
		(17) ダムの有効活用(かさ上げ)+河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+輪中堤	宇連ダム、大島ダムのかさ上げと合わせて遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋については輪中堤の築造で対応する。効果の及ばない区間は河道を掘削する。	P4-82~83
		(18) ダムの有効活用(かさ上げ)+河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+ピロティ建築	宇連ダム、大島ダムのかさ上げと合わせて遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋についてはピロティ建築で対応する。効果の及ばない区間は河道を掘削する。	P4-84~85
		(19) ダムの有効活用(かさ上げ)+引堤+河道掘削+3霞堤の存置	宇連ダム、大島ダムのかさ上げにて対応し、これにより不足する分は引き堤及び河道を掘削する。	P4-86~87
		(20) ダムの有効活用(かさ上げ)+堤防のかさ上げ+河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+輪中堤	宇連ダム、大島ダムのかさ上げと合わせて遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋については輪中堤の築造で対応する。効果の及ばない区間は堤防のかさ上げをする。	P4-88~89
5	計画遊水地等の貯留施設を整備する対策案	(21) ダムの有効活用(かさ上げ)+堤防のかさ上げ+河道掘削+3霞堤遊水地(地役権方式)+ピロティ建築	宇連ダム、大島ダムのかさ上げと合わせて遊水地の地役権方式により対応し、霞堤内の家屋についてはピロティ建築で対応する。効果の及ばない区間は堤防のかさ上げをする。	P4-90~91
		(22) 旧東上霞遊水地(掘込み方式)+河道掘削+3霞堤の存置	遊水地の掘込み方式により対応し、効果の及ばない区間は河道を掘削する。	P4-92~93
		(23) 3霞堤遊水地(開口部変更地役権方式)+河道掘削+輪中堤	遊水地の開口部変更地役権方式により対応し、霞堤内の家屋については輪中堤の築造で対応する。効果の及ばない区間は河道を掘削する。	P4-94~95
		(24) 3霞堤遊水地(開口部変更地役権方式)+河道掘削+ピロティ建築	遊水地の開口部変更地役権方式により対応し、霞堤内の家屋についてはピロティ建築で対応する。効果の及ばない区間は河道を掘削する。	P4-96~97
		(27) 地下ダム+河道掘削+3霞堤の存置	設案ダム建設予定地付近の山の地下にダムを建設する。	P4-102~103

※河道掘削には、河道掘削に伴い実施する河道内の樹木の伐採が含まれている。

表 4.2.7(1) 治水対策案の組み合わせ (1)

	現計画	対策案(1)	対策案(2)	対策案(3)	対策案(4)	対策案(10)	対策案(25)	対策案(26)	対策案(5)	対策案(6)	対策案(7)	対策案(8)	対策案(9)	対策案(11)	対策案(12)	対策案(13)	対策案(14)	対策案(15)	
河川整備計画	設 置 ダム																		
	河道改修	河道改修	河道改修	河道改修	河道改修	河道改修	河道改修	河道改修	河道改修	河道改修	河道改修	河道改修	河道改修	河道改修	河道改修	河道改修	河道改修	河道改修	
	3箇所の存置 (下流、真茂、金沢)	3箇所の存置 (下流、真茂、金沢)	3箇所の存置 (下流、真茂、金沢)			3箇所の存置 (下流、真茂、金沢)	3箇所の存置 (下流、真茂、金沢)	3箇所の存置 (下流、真茂、金沢)	3箇所の存置 (下流、真茂、金沢)					3箇所の存置 (下流、真茂、金沢)	3箇所の存置 (下流、真茂、金沢)	3箇所の存置 (下流、真茂、金沢)	3箇所の存置 (下流、真茂、金沢)	3箇所の存置 (下流、真茂、金沢)	
河川を中心とした対策		河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	河道の掘削	
						放水路 (排水路、雨水路)	放水路 (地下)	放水路 (豊川放水路改築)		引堤	引堤	引堤		堤防のかき上げ	堤防のかき上げ				
				既存の遊避水地 (下流、真茂、金沢)	既存の遊避水地 (下流、真茂、金沢)					既存の遊避水地 (下流、真茂、金沢)	既存の遊避水地 (下流、真茂、金沢)	既存の遊避水地 (下流、真茂、金沢)	既存の遊避水地 (下流、真茂、金沢)						
流域を中心とした対策		遊穂の存置 (牛川)			輪中堤						輪中堤								
						ピロチン建築					ピロチン建築			ピロチン建築					
														雨水貯留			雨水貯留	雨水貯留	
														雨水浸透			雨水浸透	雨水浸透	
															水田の保全 (機能向上)			水田の保全 (機能向上)	
全ての対策案に組み合わせることがよいと考えられるもの: 土地利用規制、森林の保全、水田の保全、洪水の予測情報の提供等、水害保険 ※1																			

グループ 1

グループ 2

グループ 3

※1 ここに記載する方策は、流出抑制や災害時の被害軽減に資するものとして、河道、流域管理等の観点からその推進を図る努力を継続する。

※2 河道掘削には、河道掘削に伴い実施する河道内の樹木の伐採が含まれている。

表 4.2.7 (2) 治水対策案の組み合わせ (2)

	対策案 (16)	対策案 (17)	対策案 (18)	対策案 (19)	対策案 (20)	対策案 (21)	対策案 (22)	対策案 (23)	対策案 (24)	対策案 (27)
河川整備計画	河運改修 3露堤の存置 (下条、貫茂、金沢)	河運改修	河運改修	河運改修 3露堤の存置 (下条、貫茂、金沢)	河運改修	河運改修	河運改修 3露堤の存置 (下条、貫茂、金沢)	河運改修	河運改修	河運改修 3露堤の存置 (下条、貫茂、金沢)
河川を中心とした対策	河運の掘削	河運の掘削	河運の掘削	河運の掘削 引堤	河運の掘削 堤防のかき上げ	河運の掘削 堤防のかき上げ	河運の掘削 旧東上露 計露遊水地 (掘削を伴う遊水 地)	河運の掘削 既存3露遊水地 (下条、貫茂、金沢 開口部変更)	河運の掘削 既存3露遊水地 (下条、貫茂、金沢 開口部変更)	河運の掘削
	ダムの有効活用 (宇連ダム、大島 ダムかさ上げ)									
流域を中心とした対策		輪中堤				輪中堤		輪中堤		
			ピロティ建築			ピロティ建築		ピロティ建築		ピロティ建築
全ての対策案に組み合わせることがよいと考えられるもの：土地利用規制、森林の保全、水田の保全、洪水の予測情報の提供等、水害保険 ※1										

グループ 4

グループ 5

※1 ここに記載する方策は、流出抑制や災害時の被害軽減に資するものとして、河道、流域管理等の観点からその推進を図る努力を継続する。

※2 河道掘削には、河道掘削に伴い実施する河道内の樹木の伐採が含まれている。

4.2.3.4 複数の治水対策案（設楽ダムを含む案）

複数の治水対策案（設楽ダムを含む案）は、河川整備計画の内容として検討を行った。

1) 現計画（設楽ダム）

◇治水対策案の概要

■設楽ダムの建設、3霞堤の存置(下条、賀茂、金沢)により洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道改修(堤防整備、河道掘削(高水敷掘削)、背水対策(支川の築堤等))を実施し河道の流下能力を向上させ、目標流量を計画高水位以下でほぼ安全に流下させる。

【河川整備計画】

■設楽ダム建設

■河道改修

河道掘削（高水敷掘削） 約 35万 m^3

樹木伐採 約 15万 m^2

築堤（牛川霞開口部） L=400m

背水対策（支川の築堤等） 朝倉川、神田川

■構造物

—

■流域対策

霞堤の存置（霞小堤（暫定堤）の設置
3箇所（下条、賀茂、金沢））

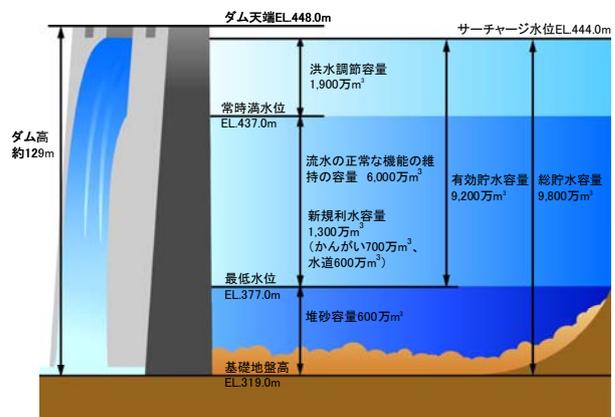
■設楽ダム諸元

ダム形式 重力式コンクリートダム

堤高 約 129.0m

堤頂長 約 380.0m

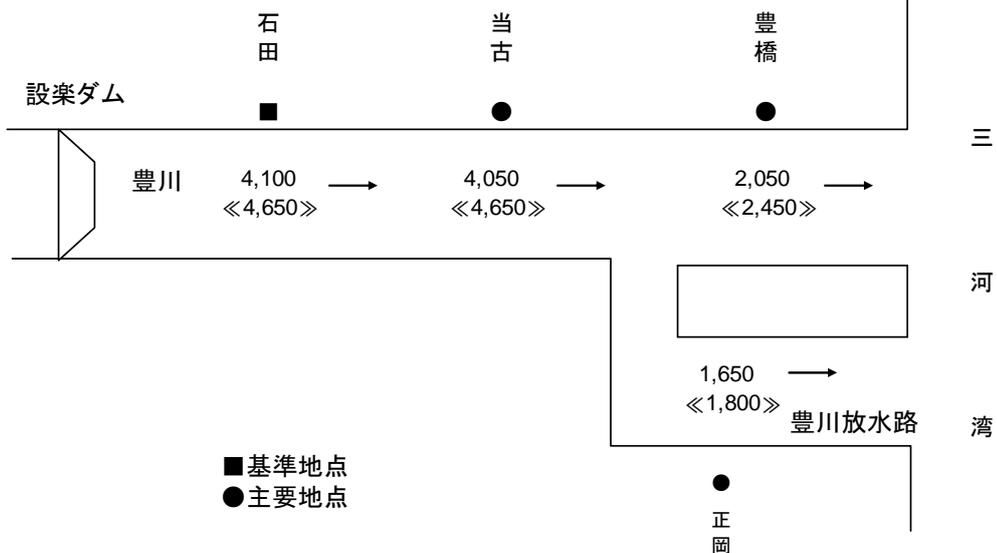
ダム天端標高 E.L. 448.0m



▲設楽ダム容量配分

数値の単位は、 m^3/s

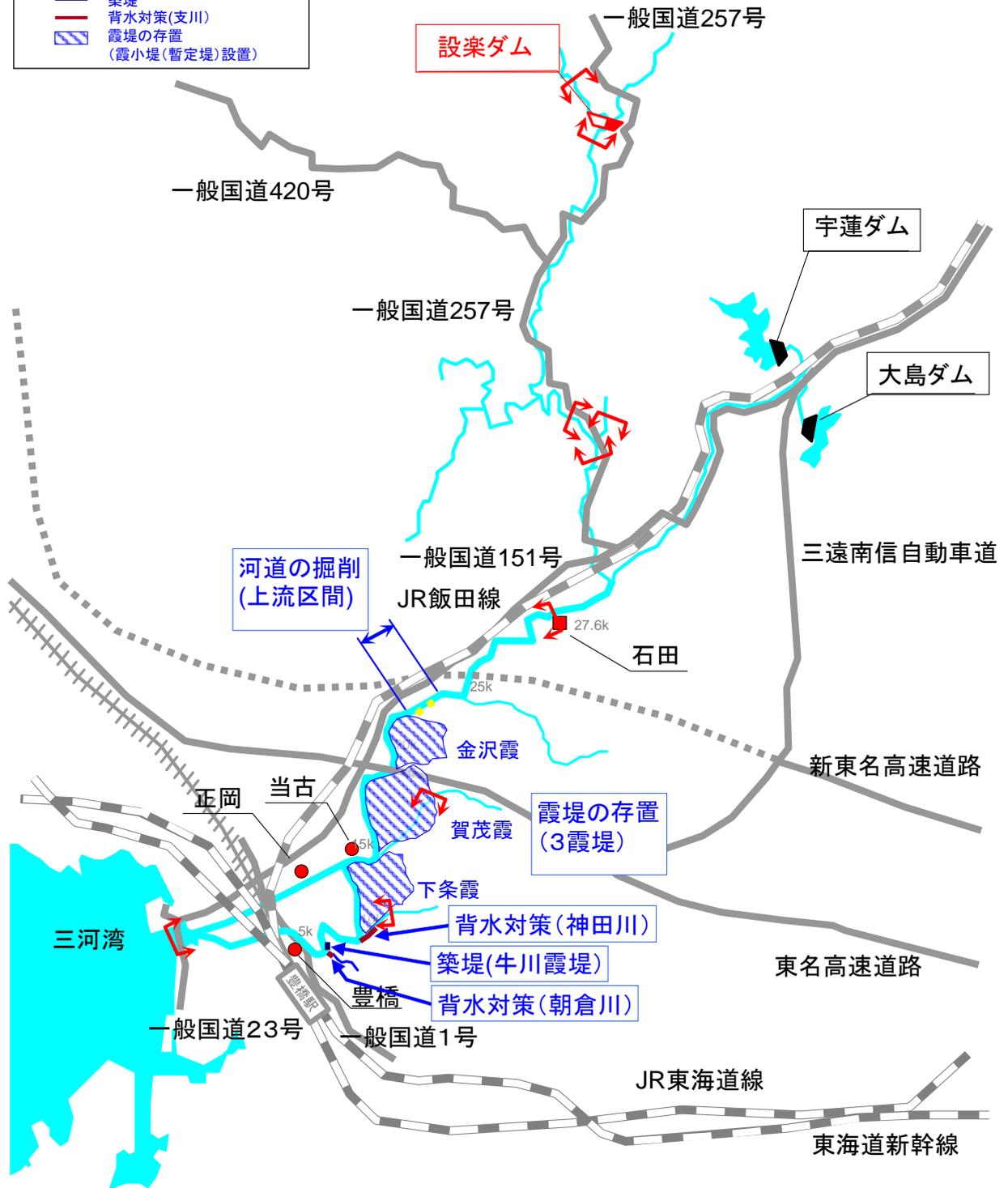
《 》は設楽ダムがない場合の河道配分流量



◇概略位置図

地点 凡例	
■	基準地点
●	主要地点
↔	国管理区間(含2条7号区間)

整備計画 凡例	
⋯⋯	河道の掘削
—	築堤
—	背水対策(支川)
▨	霞堤の存置 (霞小堤(暫定堤)設置)



2) 治水対策案NO. 1 河道掘削+4霞堤の存置

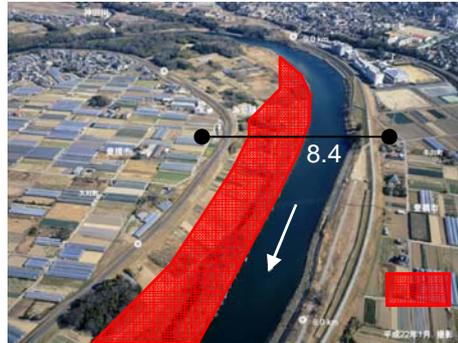
◇治水対策案の概要

- ・河道掘削(高水敷掘削)を行い、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・河道掘削に伴い、橋梁の改築等を実施する。
- ・河川整備計画において締め切る計画の牛川霞についても、小堤(暫定堤)を設置して、霞堤の積極的な活用を図る。

【治水対策案】

- 河道改修
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約140万 m^3
 - 樹木伐採 約40万 m^2
 - 築堤(牛川霞開口部) L=400m(減)
- 構造物
 - 橋梁の改築等
- 流域対策
 - 霞堤の存置(霞小堤(暫定堤)の設置) 1箇所(牛川霞)
- 県管理区間の対策
 - 築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

■状況写真

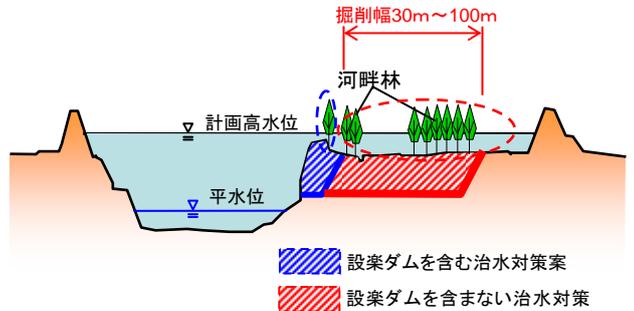


治水対策案の掘削範囲

【河川整備計画】

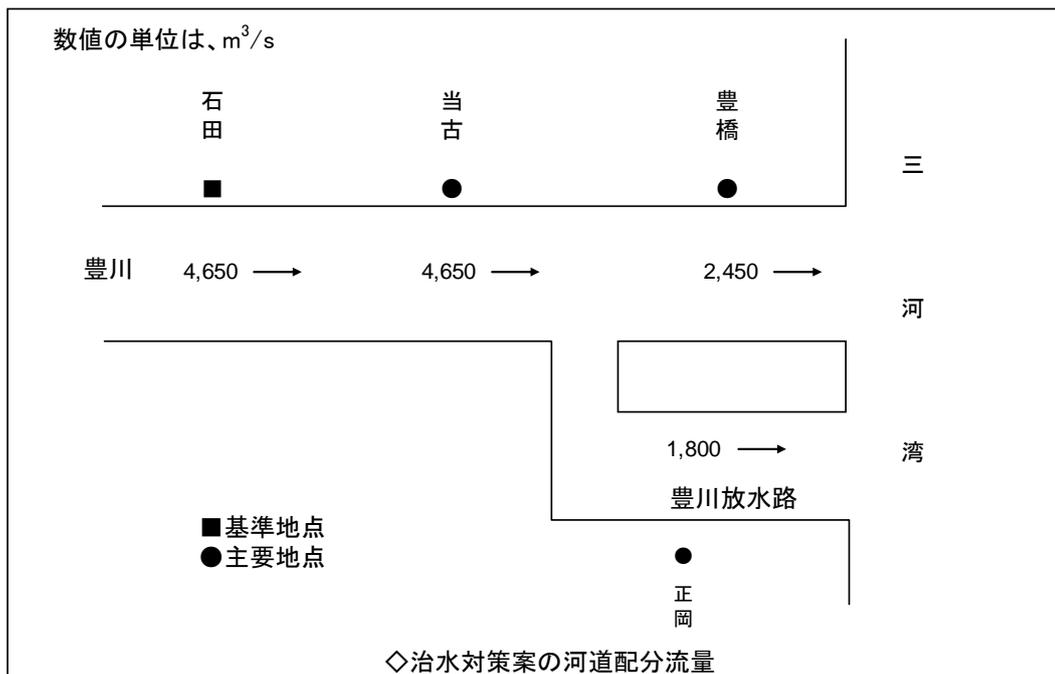
- 河道改修
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約35万 m^3
 - 樹木伐採 約15万 m^2
 - 築堤(牛川霞開口部) L=400m
 - 背水対策(支川の築堤等) 朝倉川、神田川
- 構造物
 -
- 流域対策
 - 霞堤の存置(霞小堤(暫定堤)の設置) 3箇所(下条、賀茂、金沢)

■河道掘削イメージ



※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

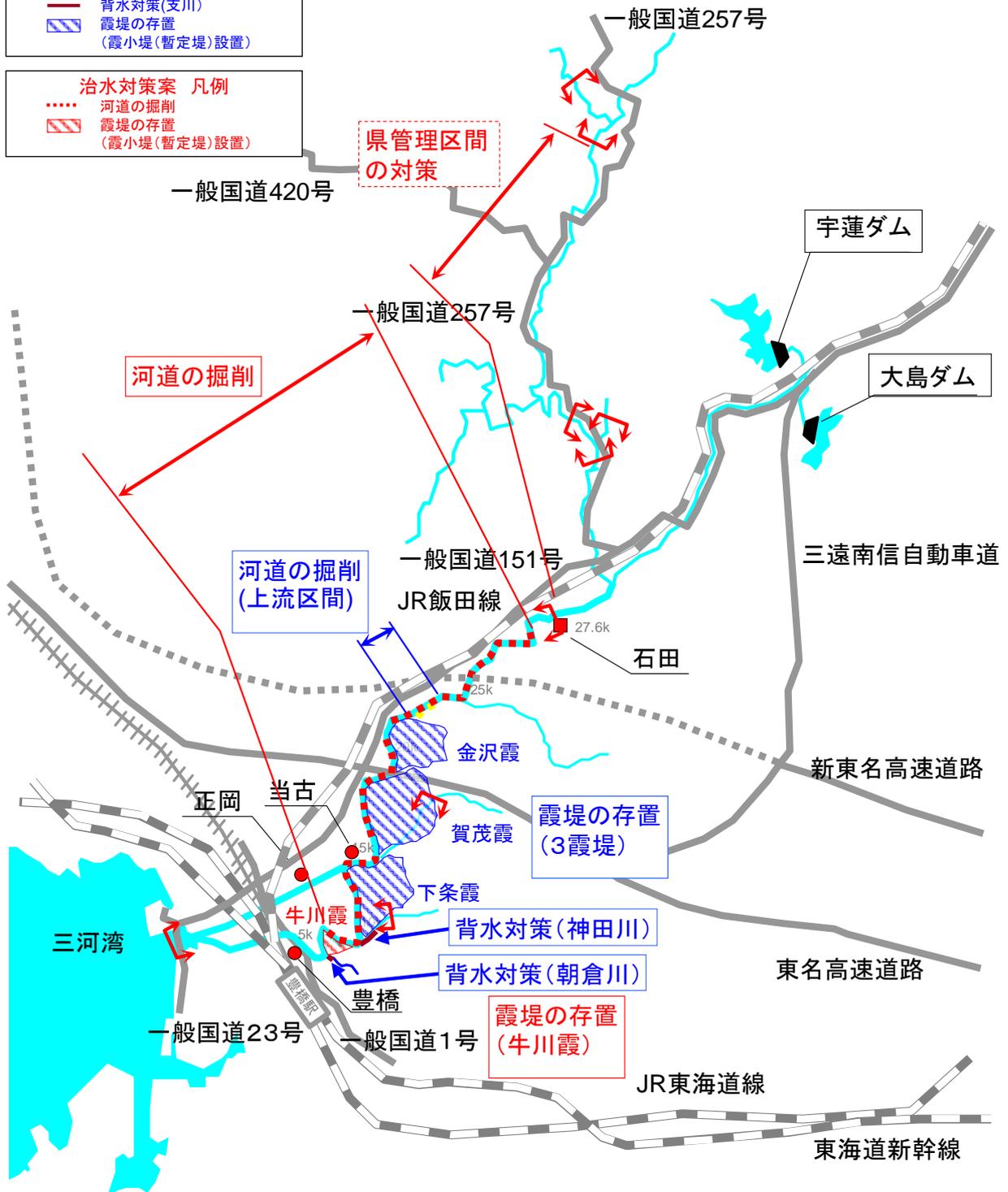


◇概略位置図

地点 凡例	
■	基準地点
●	主要地点
↔	国管理区間(含2条7号区間)

整備計画 凡例	
⋯⋯	河道の掘削
—	築堤
—	背水対策(支川)
▨	霞堤の存置 (霞小堤(暫定堤)設置)

治水対策案 凡例	
⋯⋯	河道の掘削
▨	霞堤の存置 (霞小堤(暫定堤)設置)



3) 治水対策案NO. 2 河道掘削+3霞堤の存置

◇治水対策案の概要

- ・河道掘削(高水敷掘削)を行い、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・河道掘削に伴い、橋梁の改築等を実施する。

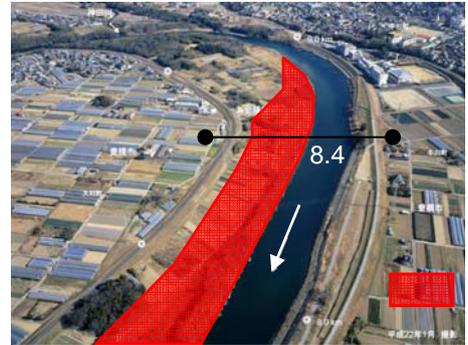
【治水対策案】

- 河道改修
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約140万 m^3
 - 樹木伐採 約40万 m^2
- 構造物
 - 橋梁の改築等
- 県管理区間の対策
 - 築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

【河川整備計画】

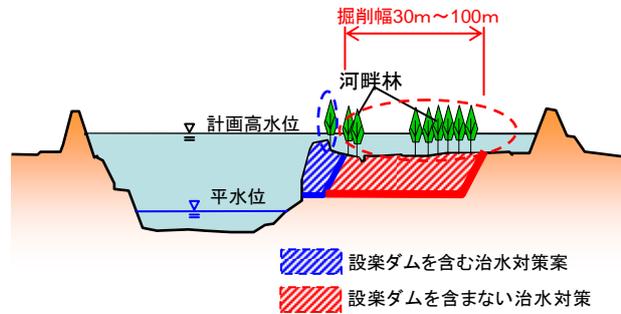
- 河道改修
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約35万 m^3
 - 樹木伐採 約15万 m^2
 - 築堤(牛川霞開口部) $L=400m$
 - 背水対策(支川の築堤等) 朝倉川、神田川
- 構造物
 -
- 流域対策
 - 霞堤の存置(霞小堤(暫定堤)の設置) 3箇所(下条、賀茂、金沢)

■状況写真



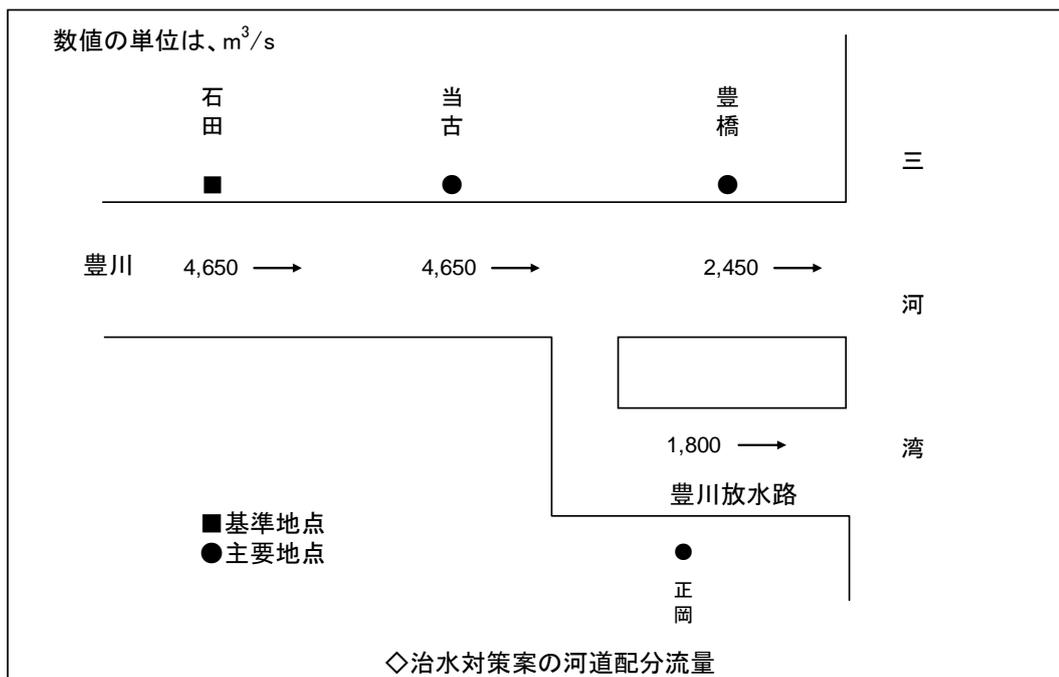
治水対策案の掘削範囲

■河道掘削イメージ

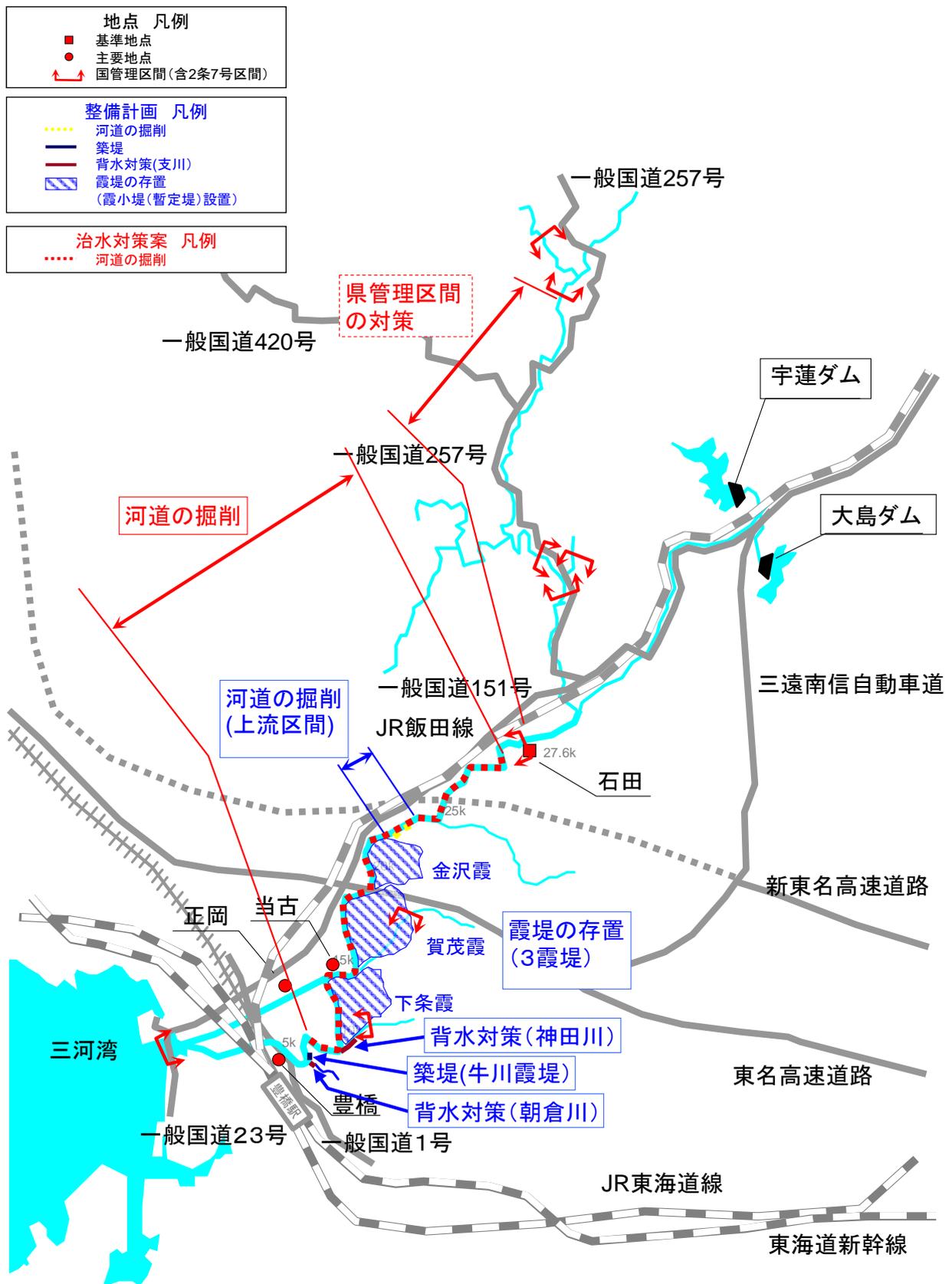


※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇概略位置図



4) 治水対策案NO. 3 河道掘削+3霞堤遊水地+輪中堤

◇治水対策案の概要

- ・ 豊川に現存する霞堤地区を遊水地として整備し、下流河川の洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道掘削(高水敷掘削)を行い、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・ 遊水地の新設に伴い、橋梁の改築等、輪中堤の設置、用地の取得、用地補償等(地役権補償等)を実施する。

【治水対策案】

- 洪水調節施設
霞堤遊水地(下条、賀茂、金沢) 約3.8km²
- 河道改修
河道掘削(高水敷掘削) 約65万m³
樹木伐採 約20万m²
- 構造物
橋梁の改築等
- 流域対策
輪中堤
- 県管理区間の対策
築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

【河川整備計画】

- 河道改修
河道掘削(高水敷掘削) 約35万m³
樹木伐採 約15万m²
築堤(牛川霞開口部) L=400m
背水対策(支川の築堤等) 朝倉川、神田川
- 構造物
-
- 流域対策
霞堤の存置(霞小堤(暫定堤)の設置
3箇所(下条、賀茂、金沢))

■霞堤地区遊水地

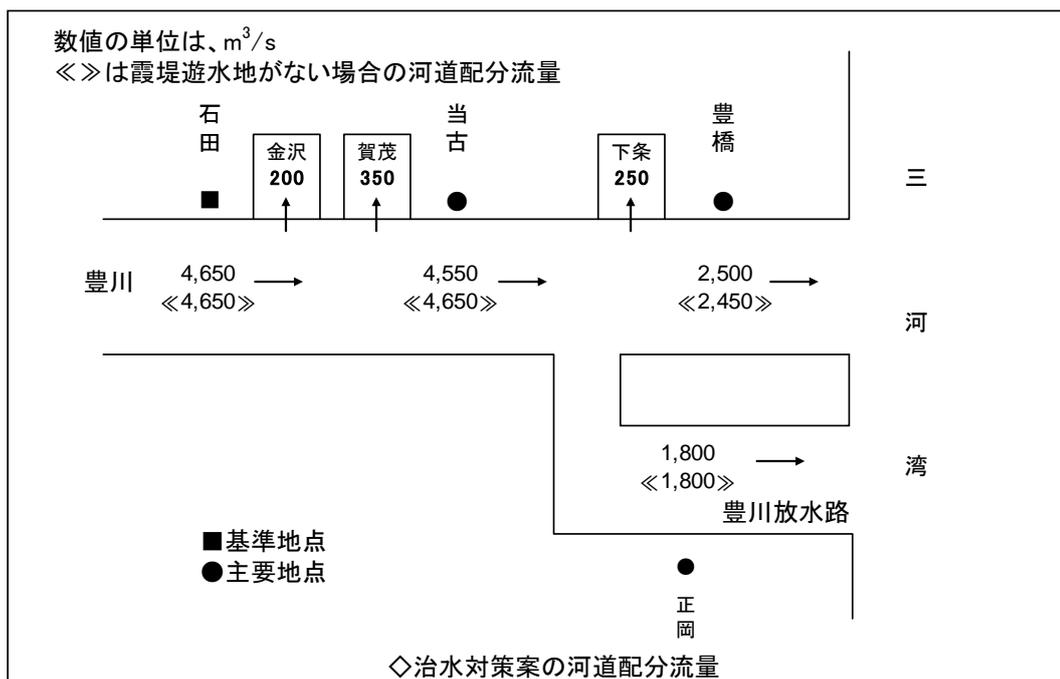


■霞堤地区遊水地諸元

	面積	貯水容量
下条地区遊水地	約1.8km ²	約370万m ³
賀茂地区遊水地	約1.1km ²	約220万m ³
金沢地区遊水地	約0.9km ²	約100万m ³
合計	約3.8km ²	約690万m ³

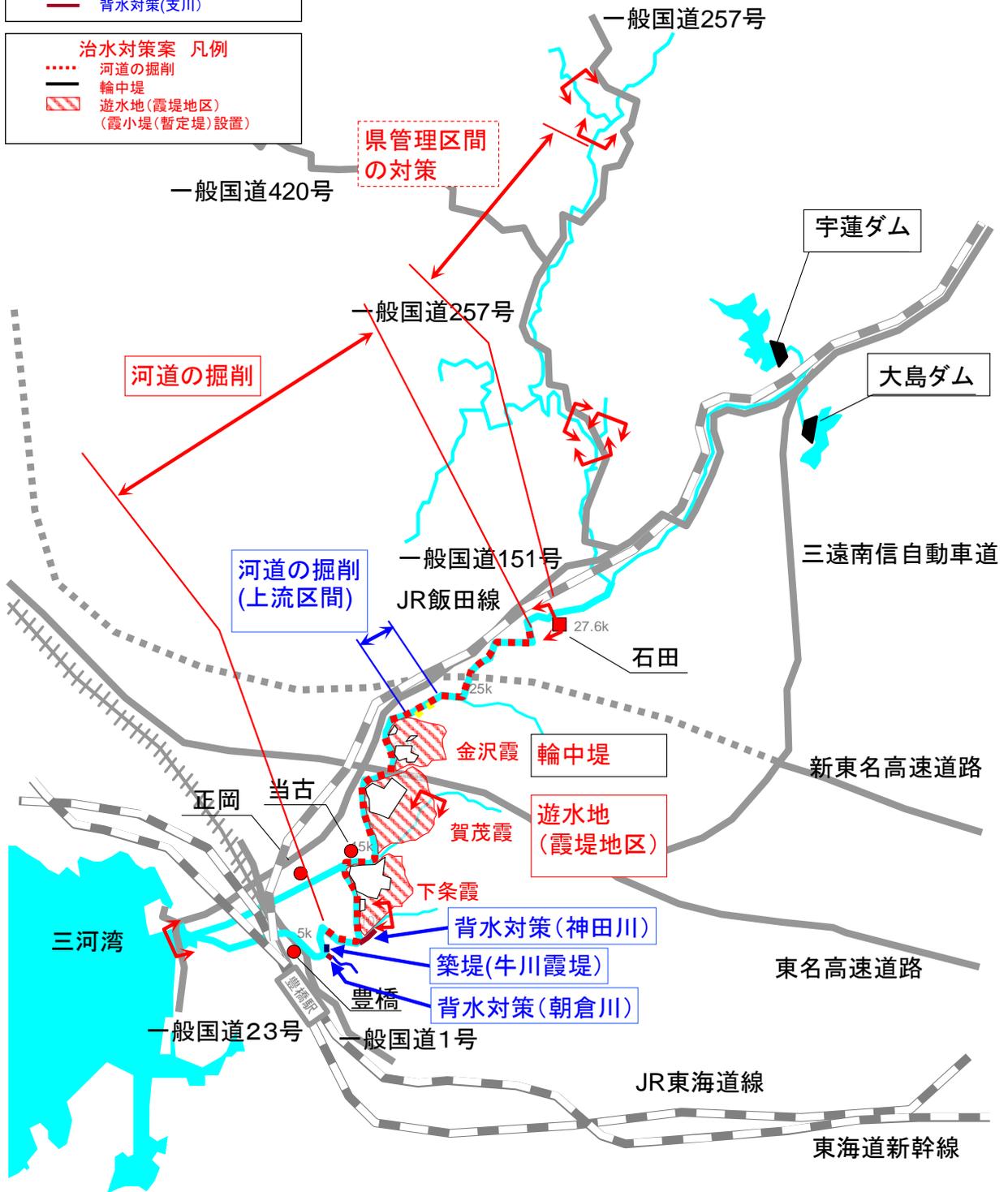
※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇概略位置図

- | 地点 凡例 | |
|----------|---------------------------|
| ■ | 基準地点 |
| ● | 主要地点 |
| ↔ | 国管理区間(含2条7号区間) |
| 整備計画 凡例 | |
| ⋯ | 河道の掘削 |
| — | 築堤 |
| — | 背水対策(支川) |
| 治水対策案 凡例 | |
| ⋯ | 河道の掘削 |
| — | 輪中堤 |
| ▨ | 遊水地(霞堤地区)
(霞小堤(暫定堤)設置) |



5) 治水対策案NO. 4 河道掘削+3霞堤遊水地+ピロティ建築等

◇治水対策案の概要

- ・豊川に現存する霞堤地区を遊水地として整備し、下流河川の洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道掘削（高水敷掘削）を行い、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・遊水地の新設に伴い、橋梁の改築等、ピロティ建築等、用地補償等（地役権補償等）を実施する。

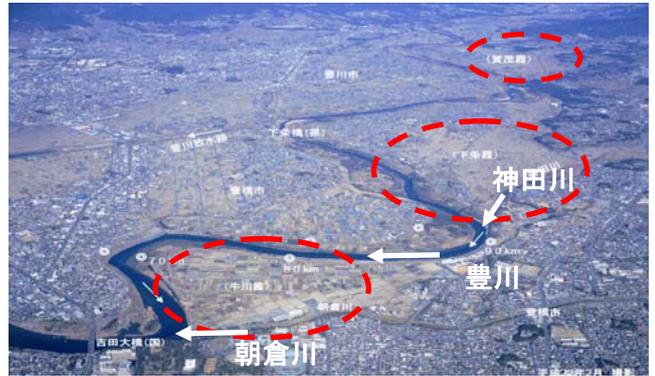
【治水対策案】

- 洪水調節施設
 - 霞堤遊水地（下条、賀茂、金沢） 約3.8km²
- 河道改修
 - 河道掘削（高水敷掘削） 約65万m³
 - 樹木伐採 約20万m²
- 構造物
 - 橋梁の改築等
- 流域対策
 - ピロティ建築等
- 県管理区間の対策
 - 築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

【河川整備計画】

- 河道改修
 - 河道掘削（高水敷掘削） 約35万m³
 - 樹木伐採 約15万m²
 - 築堤（牛川霞開口部） L=400m
 - 背水対策（支川の築堤等） 朝倉川、神田川
- 構造物
 -
- 流域対策
 - 霞堤の存置（霞小堤（暫定堤）の設置 3箇所（下条、賀茂、金沢））

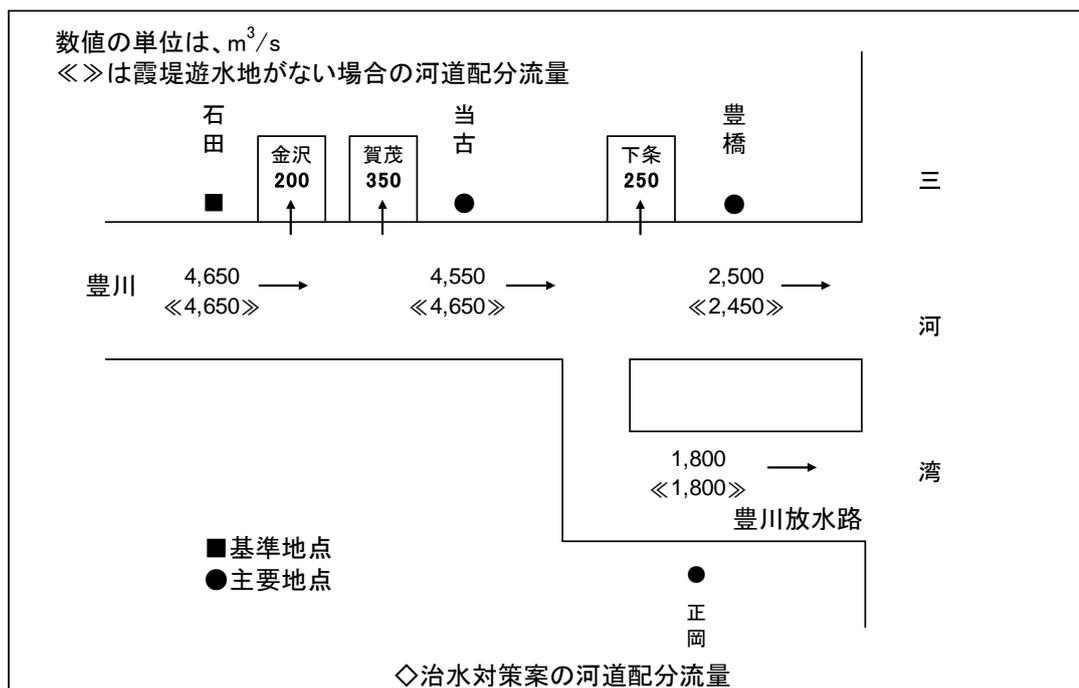
■霞堤地区遊水地



■霞堤地区遊水地諸元

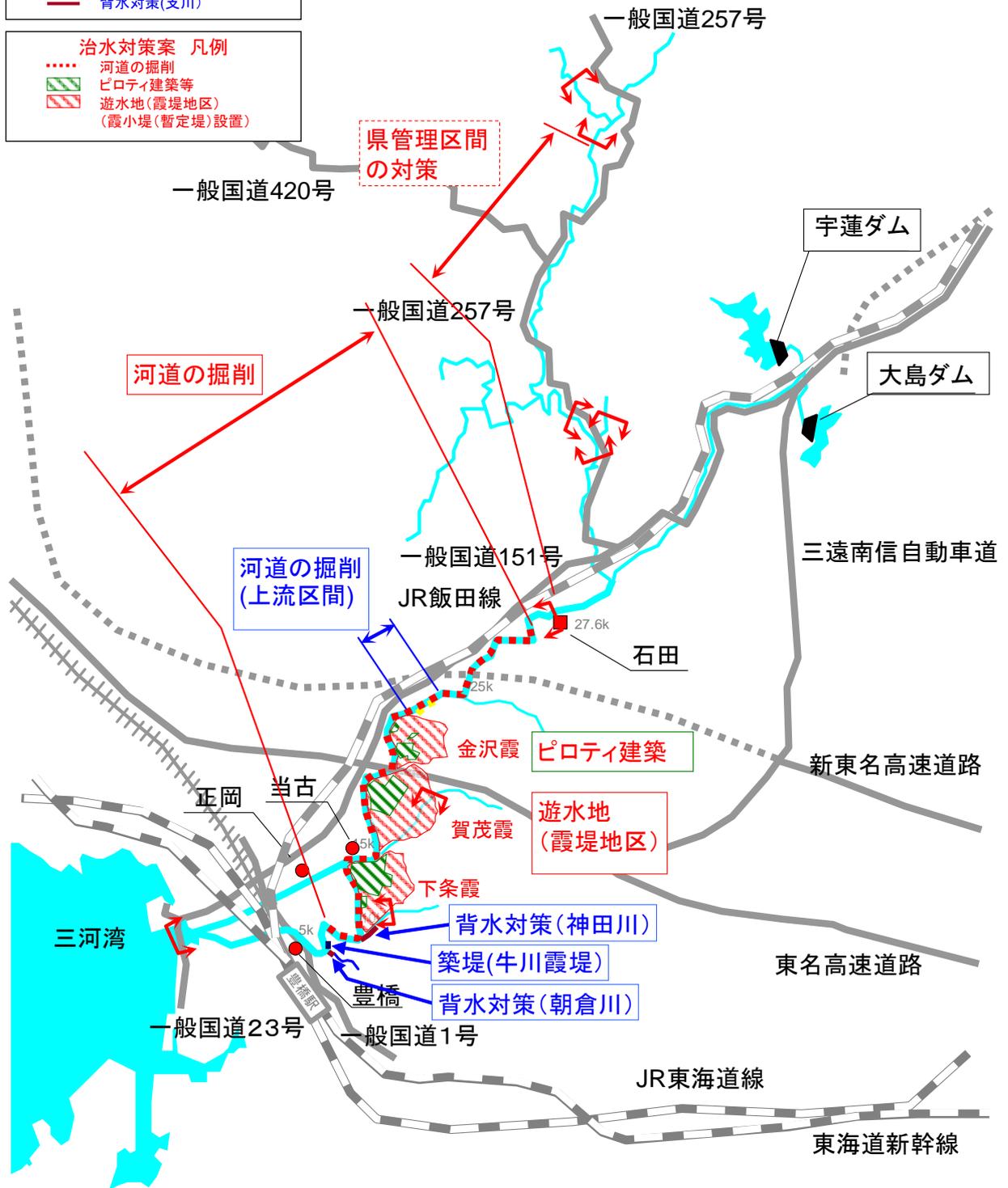
	面積	貯水容量
下条地区遊水地	約1.8km ²	約370万m ³
賀茂地区遊水地	約1.1km ²	約220万m ³
金沢地区遊水地	約0.9km ²	約100万m ³
合計	約3.8km ²	約690万m ³

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇概略位置図

- | 地点 凡例 | |
|----------|---------------------------|
| ■ | 基準地点 |
| ● | 主要地点 |
| ↻ | 国管理区間(含2条7号区間) |
| 整備計画 凡例 | |
| ⋯ | 河道の掘削 |
| — | 築堤 |
| — | 背水対策(支川) |
| 治水対策案 凡例 | |
| ⋯ | 河道の掘削 |
| ▨ | ピロティ建築等 |
| ▨ | 遊水地(霞堤地区)
(霞小堤(暫定堤)設置) |



6) 治水対策案NO. 5 引堤+3霞堤の存置

◇治水対策案の概要

- ・堤防を堤内地側(居住地側)に移設し、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・引堤に伴い、橋梁の改築、用地の取得、家屋及び事業所等の移転等を実施する。

【治水対策案】

- 河道改修
 - 築堤(新堤) 約20km
 - 旧堤撤去
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約130万 m^3
 - 樹木伐採 約45万 m^2
- 構造物
 - 橋梁の改築等
- 県管理区間の対策
 - 築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

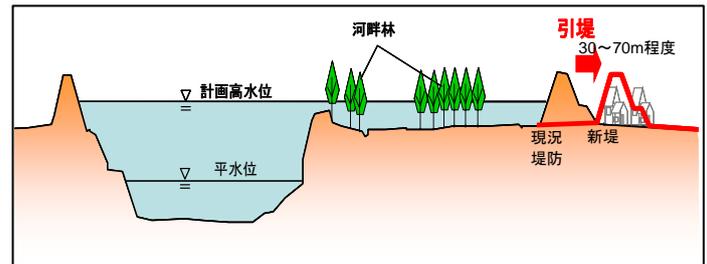
【河川整備計画】

- 河道改修
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約35万 m^3
 - 樹木伐採 約15万 m^2
 - 築堤(牛川霞開口部) L=400m
 - 背水対策(支川の築堤等) 朝倉川、神田川
- 構造物
 -
- 流域対策
 - 霞堤の存置(霞小堤(暫定堤)の設置) 3箇所(下条、賀茂、金沢)

■状況写真

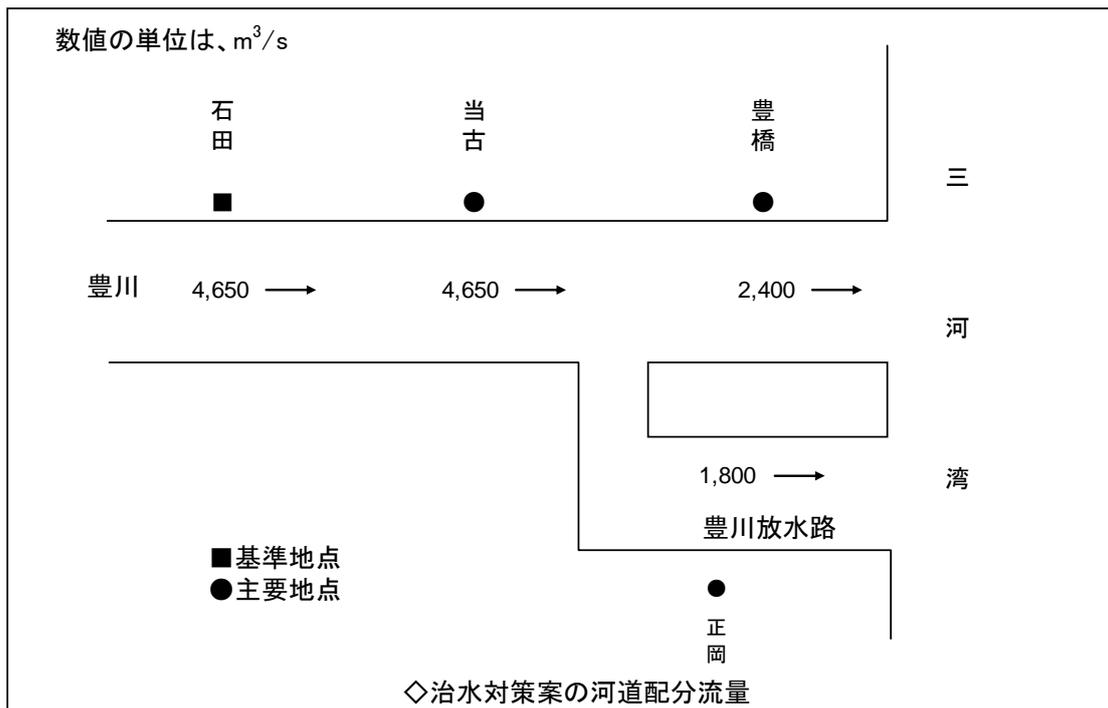


■引堤イメージ



※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

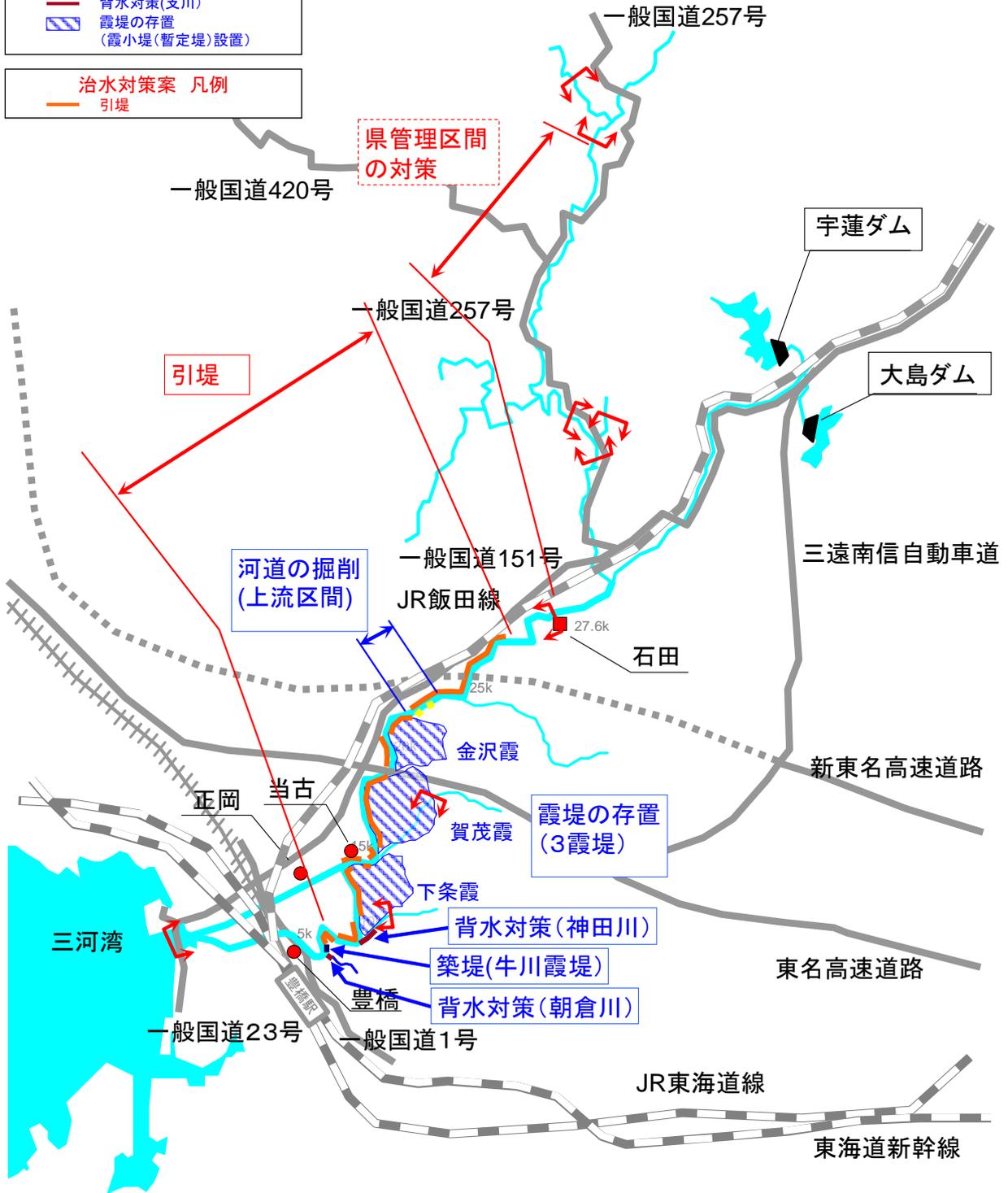


◇概略位置図

地点 凡例	
■	基準地点
●	主要地点
↔	国管理区間(含2条7号区間)

整備計画 凡例	
⋯	河道の掘削
—	築堤
—	背水対策(支川)
▨	霞堤の存置 (霞小堤(暫定堤)設置)

治水対策案 凡例	
—	引堤



7) 治水対策案NO. 6 引堤+3霞堤遊水地+輪中堤

◇治水対策案の概要

- ・豊川に現存する霞堤地区を遊水地として整備し、下流河川の洪水時のピーク流量を低減させるとともに、堤防を堤内地側(居住地側)に移設し、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・引堤及び遊水地の新設に伴い、桥梁の改築等、輪中堤の設置、用地の取得、用地補償等(地役権補償等)を実施する。

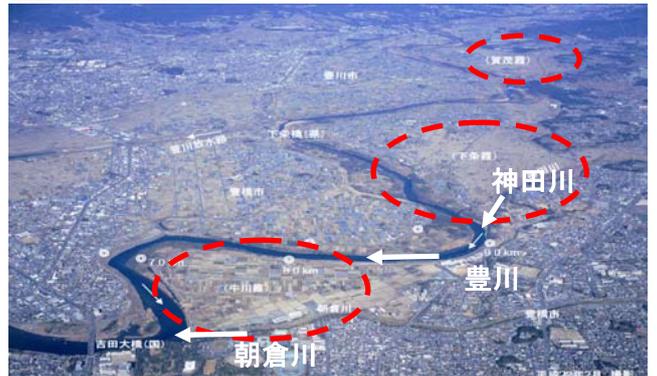
【治水対策案】

- 洪水調節施設
 - 霞堤遊水地(下条、賀茂、金沢) 約3.8km²
- 河道改修
 - 築堤(新堤) 約20km
 - 旧堤撤去
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約60万m³
 - 樹木伐採 約10万m²
- 構造物
 - 桥梁の改築等
- 流域対策
 - 輪中堤
- 県管理区間の対策
 - 築堤、国道のかさ上げ、桥梁の改築等

【河川整備計画】

- 河道改修
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約35万m³
 - 樹木伐採 約15万m²
 - 築堤(牛川霞開口部) L=400m
 - 背水対策(支川の築堤等) 朝倉川、神田川
- 構造物
 -
- 流域対策
 - 霞堤の存置(霞小堤(暫定堤)の設置 3箇所(下条、賀茂、金沢))

■霞堤地区遊水地

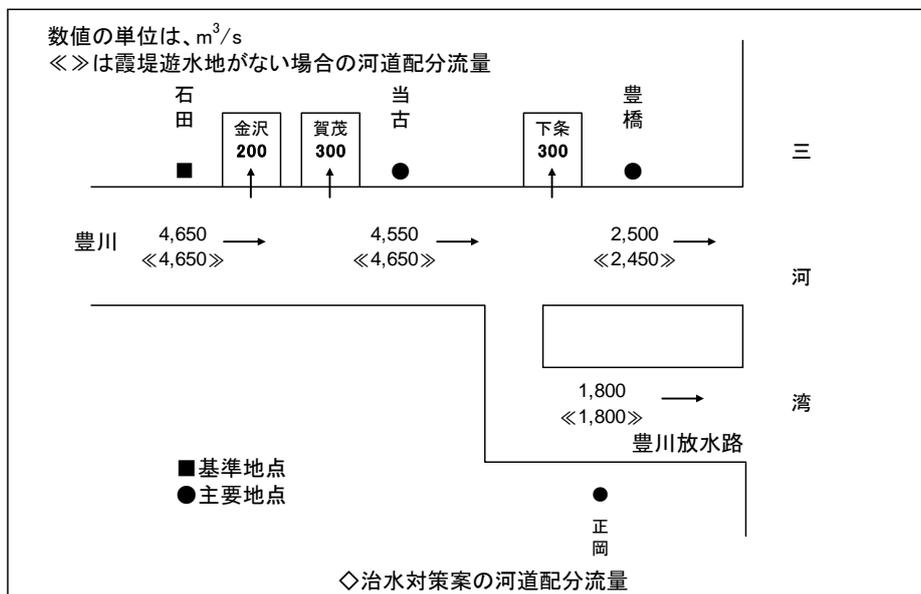


■霞堤地区遊水地諸元

	面積	貯水容量
下条地区遊水地	約1.8km ²	約370万m ³
賀茂地区遊水地	約1.1km ²	約220万m ³
金沢地区遊水地	約0.9km ²	約100万m ³
合計	約3.8km ²	約690万m ³

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

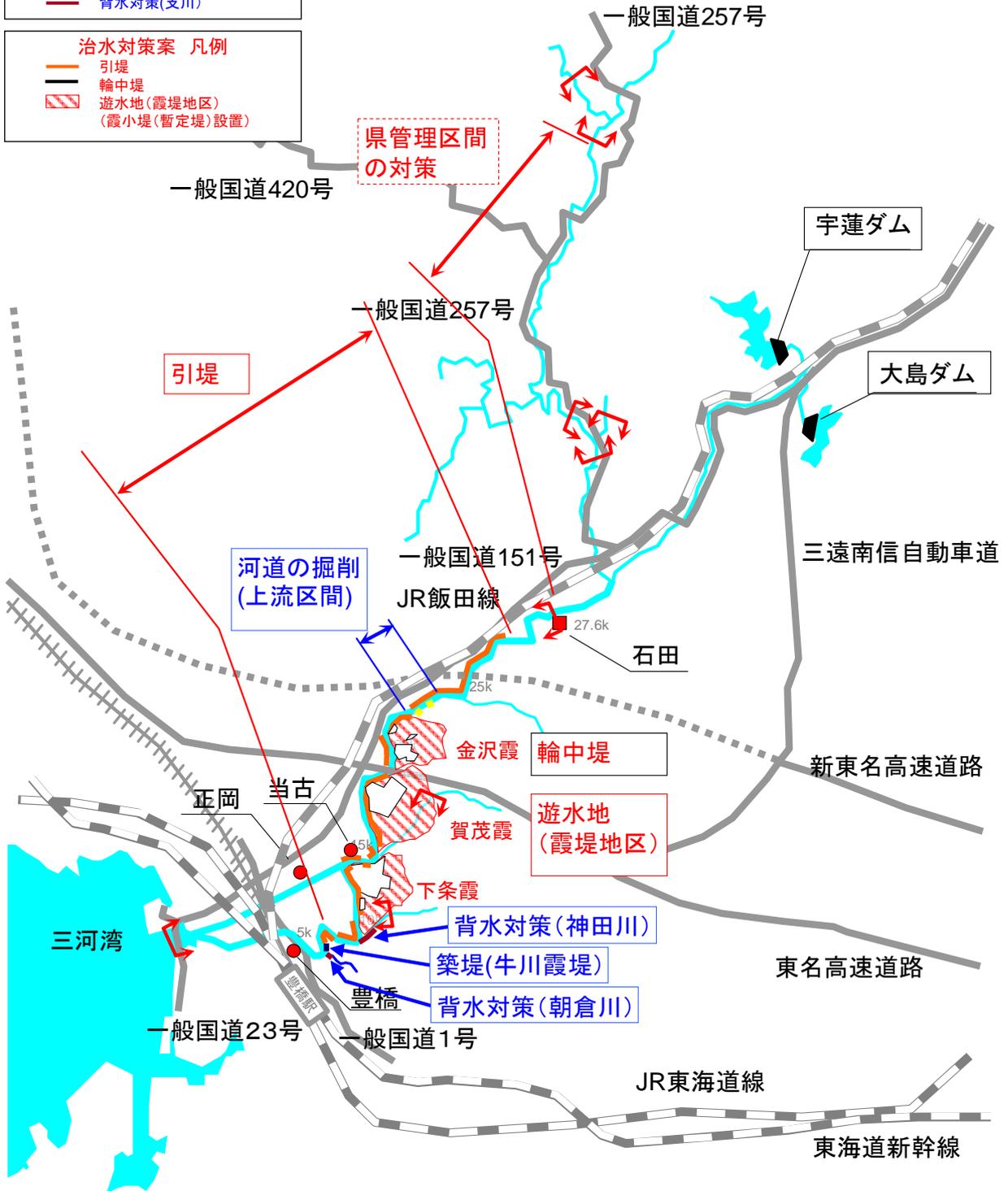


◇概略位置図

地点 凡例	
■	基準地点
●	主要地点
↔	国管理区間(含2条7号区間)

整備計画 凡例	
⋯	河道の掘削
—	築堤
—	背水対策(支川)

治水対策案 凡例	
—	引堤
—	輪中堤
▨	遊水地(霞堤地区) (霞小堤(暫定堤)設置)



8) 治水対策案NO. 7 引堤+3霞堤遊水地+ピロティ建築等

◇治水対策案の概要

- ・豊川に現存する霞堤地区を遊水地として整備し、下流河川の洪水時のピーク流量を低減させるとともに、堤防を堤内地側(居住地側)に移設し、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・引堤及び遊水地の新設に伴い、橋梁の改築等、ピロティ建築等、用地の取得、用地補償等(地役権補償等)を実施する。

【治水対策案】

- 洪水調節施設
 - 霞堤遊水地(下条、賀茂、金沢) 約3.8km²
- 河道改修
 - 築堤(新堤) 約20km
 - 旧堤撤去
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約60万m³
 - 樹木伐採 約10万m²
- 構造物
 - 橋梁の改築等
- 流域対策
 - ピロティ建築等
- 県管理区間の対策
 - 築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

【河川整備計画】

- 河道改修
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約35万m³
 - 樹木伐採 約15万m²
 - 築堤(牛川霞開口部) L=400m
 - 背水対策(支川の築堤等) 朝倉川、神田川
- 構造物
 -
- 流域対策
 - 霞堤の存置(霞小堤(暫定堤)の設置) 3箇所(下条、賀茂、金沢)

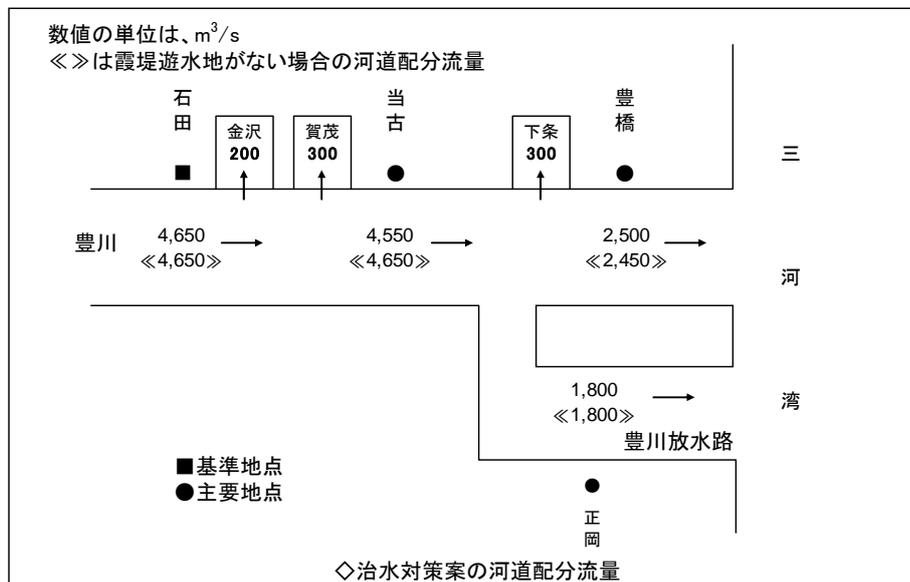
■霞堤地区遊水地



■霞堤地区遊水地諸元

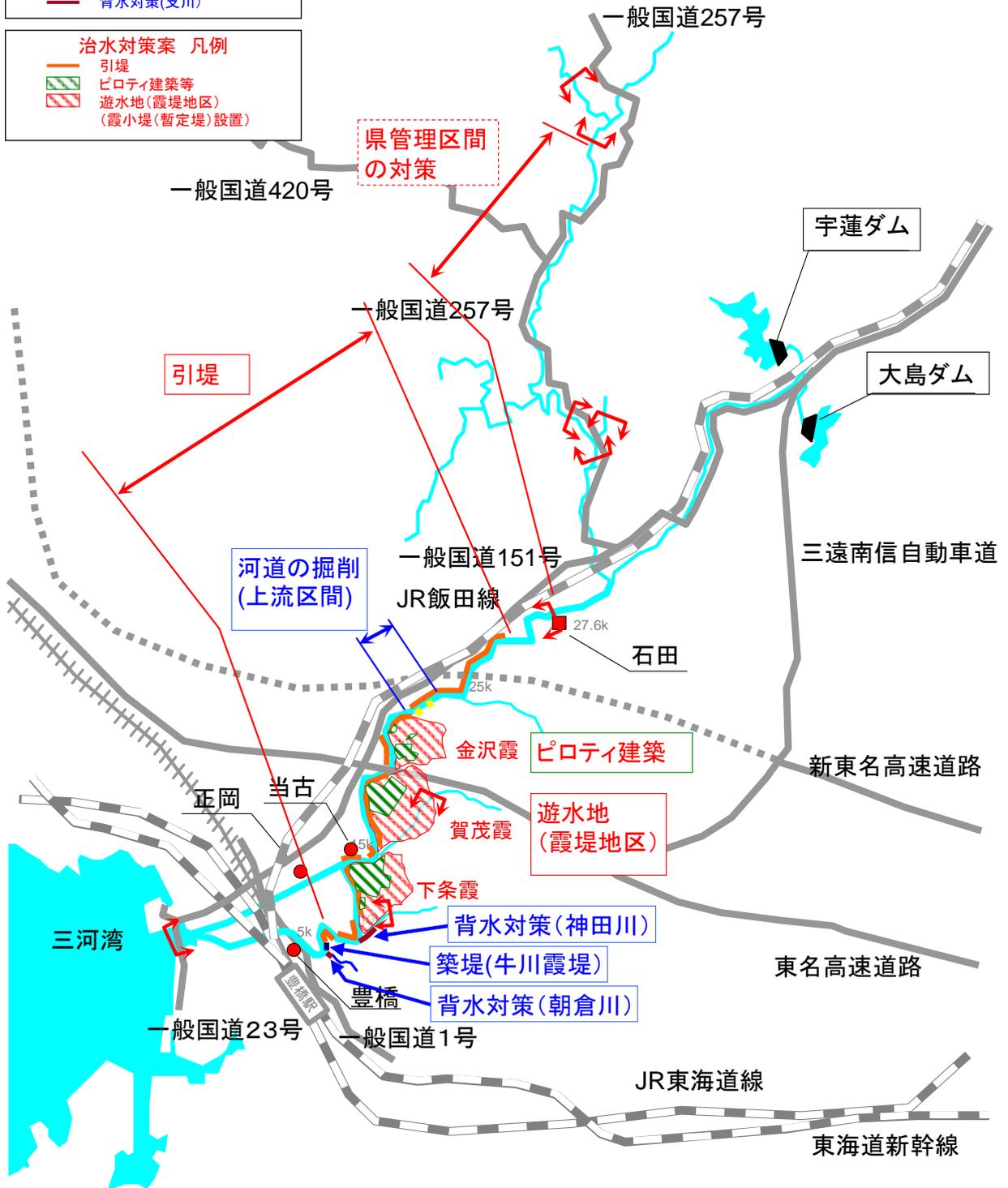
	面積	貯水容量
下条地区遊水地	約1.8km ²	約370万m ³
賀茂地区遊水地	約1.1km ²	約220万m ³
金沢地区遊水地	約0.9km ²	約100万m ³
合計	約3.8km ²	約690万m ³

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇概略位置図

- | 地点 凡例 | |
|----------|---------------------------|
| ■ | 基準地点 |
| ● | 主要地点 |
| ↔ | 国管理区間(含2条7号区間) |
| 整備計画 凡例 | |
| ⋯⋯ | 河道の掘削 |
| — | 築堤 |
| — | 背水対策(支川) |
| 治水対策案 凡例 | |
| — | 引堤 |
| ▨ | ピロティ建築等 |
| ▨ | 遊水地(霞堤地区)
(霞小堤(暫定堤)設置) |



9) 治水対策案NO. 8 堤防かさ上げ+3霞堤遊水地+輪中堤

◇治水対策案の概要

- ・堤防の高さを上げることによって河道内の水が流れる断面積を拡大させる。
- ・堤防のかさ上げにより水位が上昇するため、橋梁等の構造物の改築等や支川においても堤防のかさ上げを実施する。また、霞堤地区においても遊水地整備を実施する。
- ・堤防かさ上げ及び遊水地の新設に伴い、橋梁の改築等、輪中堤の設置、用地の取得、用地補償等(地役権補償等)を実施する。

【治水対策案】

- 洪水調節施設
霞堤遊水地(下条、賀茂、金沢) 約4.0km²
- 河道改修
堤防かさ上げ 約19km
河道掘削(高水敷掘削) 約5万m³
樹木伐採 約5万m²
- 構造物
橋梁の改築等
- 流域対策
輪中堤
- 県管理区間の対策
築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

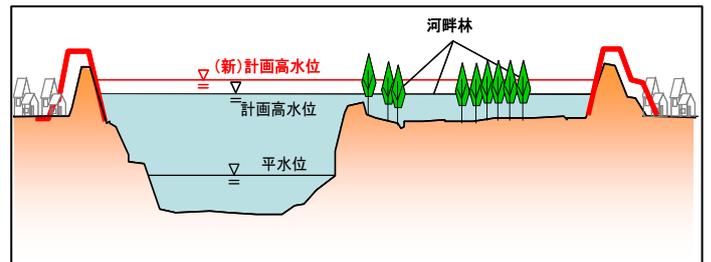
【河川整備計画】

- 河道改修
河道掘削(高水敷掘削) 約35万m³
樹木伐採 約15万m²
築堤(牛川霞開口部) L=400m
背水対策(支川の築堤等) 朝倉川、神田川
- 構造物
—
- 流域対策
霞堤の存置(霞小堤(暫定堤)の設置
3箇所(下条、賀茂、金沢))

■状況写真

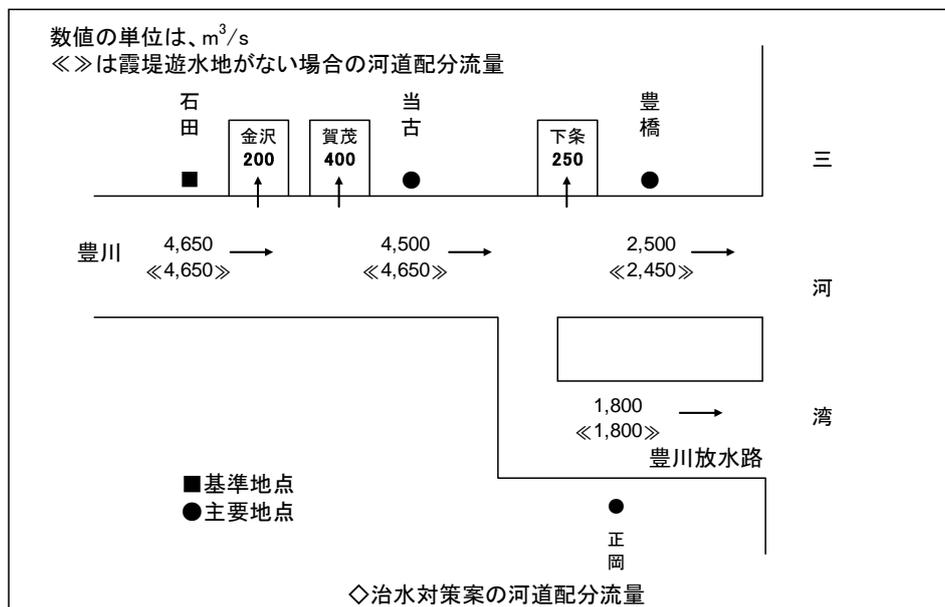


■堤防かさ上げイメージ



※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

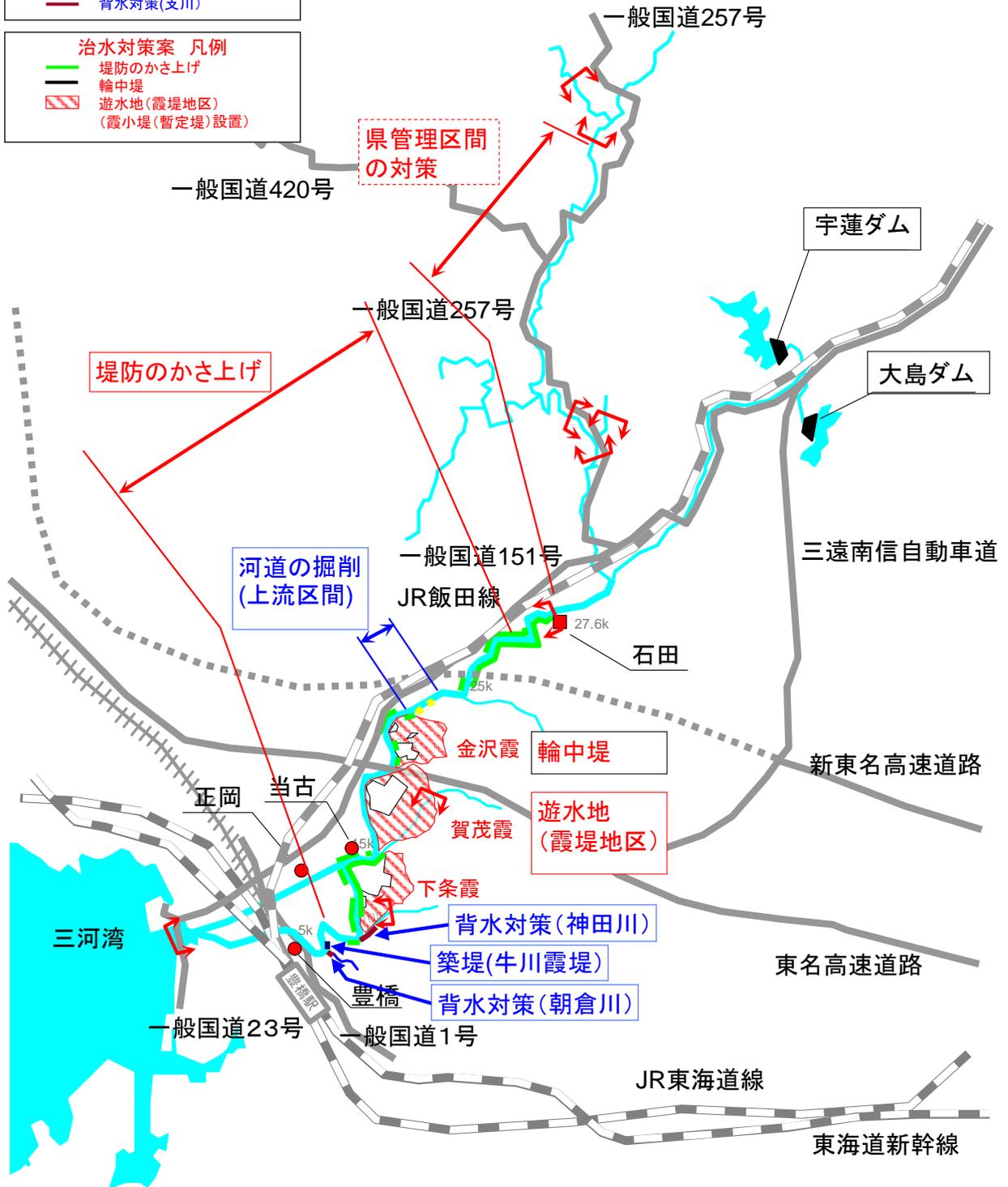


◇概略位置図

地点 凡例	
■	基準地点
●	主要地点
↔	国管理区間(含2条7号区間)

整備計画 凡例	
⋯⋯	河道の掘削
—	築堤
—	背水対策(支川)

治水対策案 凡例	
—	堤防のかさ上げ
—	輪中堤
▨	遊水地(霞堤地区) (霞小堤(暫定堤)設置)



10) 治水対策案NO. 9 堤防かさ上げ+3霞堤遊水地+ピロティ建築等

◇治水対策案の概要

- ・堤防の高さを上げることによって河道内の水が流れる断面積を拡大させる。
- ・堤防のかさ上げにより水位が上昇するため、橋梁等の構造物の改築等や支川においても堤防のかさ上げを実施する。また、霞堤地区においても遊水地整備を実施する。
- ・堤防かさ上げ及び遊水地の新設に伴い、橋梁の改築等、ピロティ建築等、用地の取得、用地補償等(地役権補償等)を実施する。

【治水対策案】

- 洪水調節施設
 - 霞堤遊水地(下条、賀茂、金沢) 約4.0km²
- 河道改修
 - 堤防かさ上げ 約19km
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約5万m³
 - 樹木伐採 約5万m²
- 構造物
 - 橋梁の改築等
- 流域対策
 - ピロティ建築等
- 県管理区間の対策
 - 築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

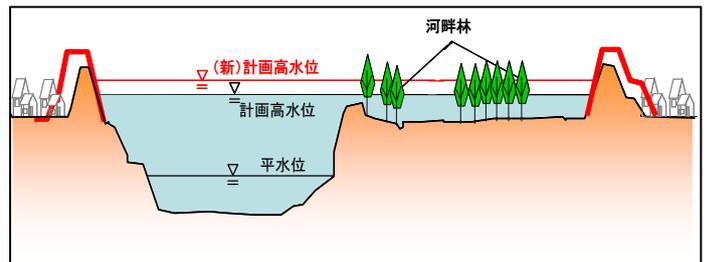
■状況写真



【河川整備計画】

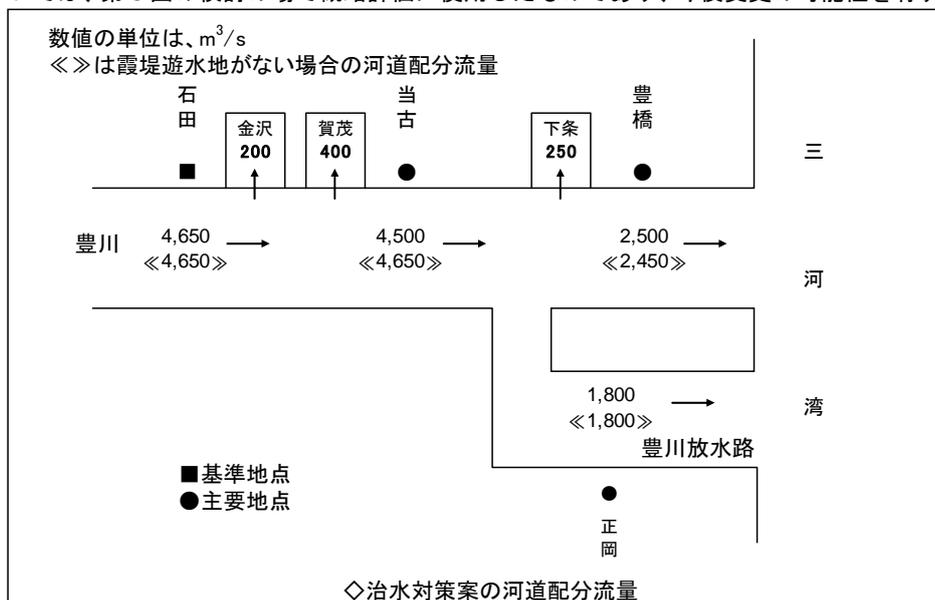
- 河道改修
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約35万m³
 - 樹木伐採 約15万m²
 - 築堤(牛川霞開口部) L=400m
 - 背水対策(支川の築堤等) 朝倉川、神田川
- 構造物
 -
- 流域対策
 - 霞堤の存置(霞小堤(暫定堤)の設置) 3箇所(下条、賀茂、金沢)

■堤防かさ上げイメージ



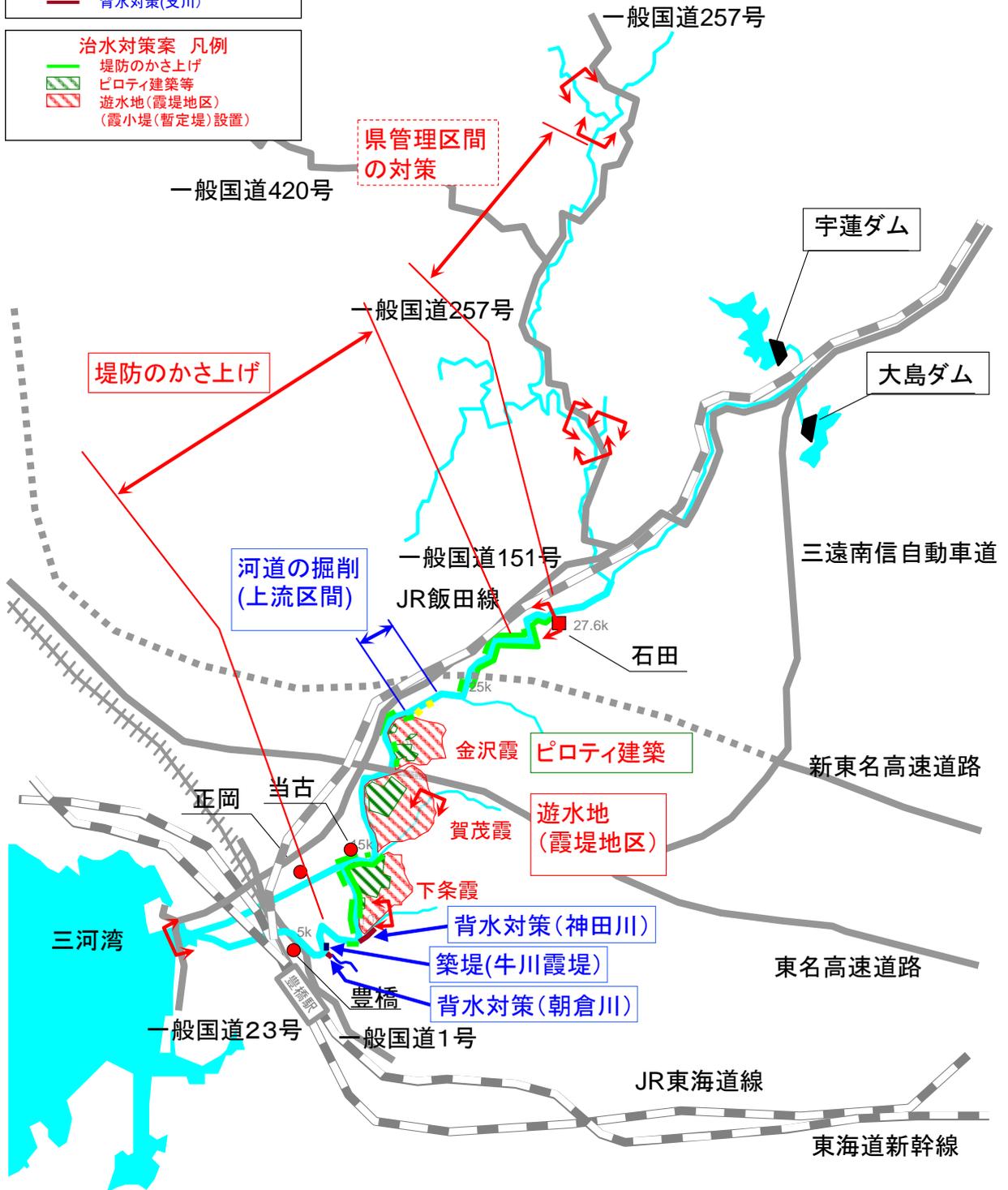
※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇概略位置図

- | 地点 凡例 | |
|----------|---------------------------|
| ■ | 基準地点 |
| ● | 主要地点 |
| ↔ | 国管理区間(含2条7号区間) |
| 整備計画 凡例 | |
| ⋯ | 河道の掘削 |
| — | 築堤 |
| — | 背水対策(支川) |
| 治水対策案 凡例 | |
| — | 堤防のかさ上げ |
| ▨ | ピロティ建築等 |
| ▨ | 遊水地(霞堤地区)
(霞小堤(暫定堤)設置) |



11) 治水対策案NO. 10 放水路（捷水路）+ 3霞堤の存置

◇治水対策案の概要

- ・既存霞堤地区内に、放水路（設楽ダム洪水調節量規模）を整備することにより、洪水を分流し、本川の洪水時のピーク流量を低減させ、河川の水位を低下させる。
- ・コストを極力軽減するために開水路で放水するルートとする。
- ・霞堤地内において用地の取得を実施する。

【治水対策案】

■河道改修

捷水路（開水路）（金沢霞～牛川霞）	約12.6km
河道掘削（高水敷掘削）	約20万m ³
樹木伐採	約10万m ²

■県管理区間の対策

築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

【河川整備計画】

■河道改修

河道掘削（高水敷掘削）	約 35万m ³
樹木伐採	約 15万m ²
築堤（牛川霞開口部）	L=400m
背水対策（支川の築堤等）	朝倉川、神田川

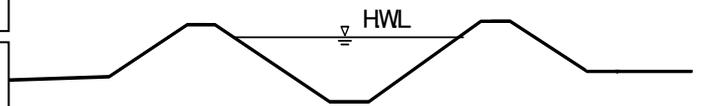
■構造物

—

■流域対策

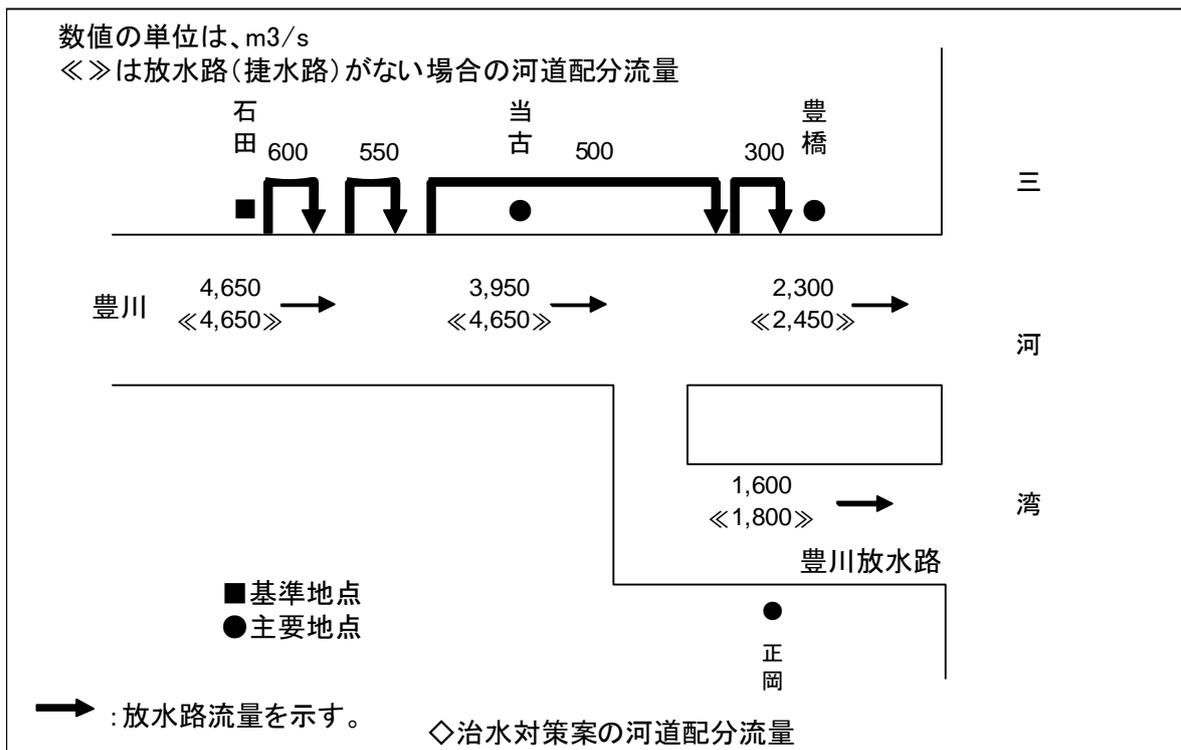
霞堤の存置（霞小堤（暫定堤）の設置
3箇所（下条、賀茂、金沢））

■放水路（捷水路）イメージ



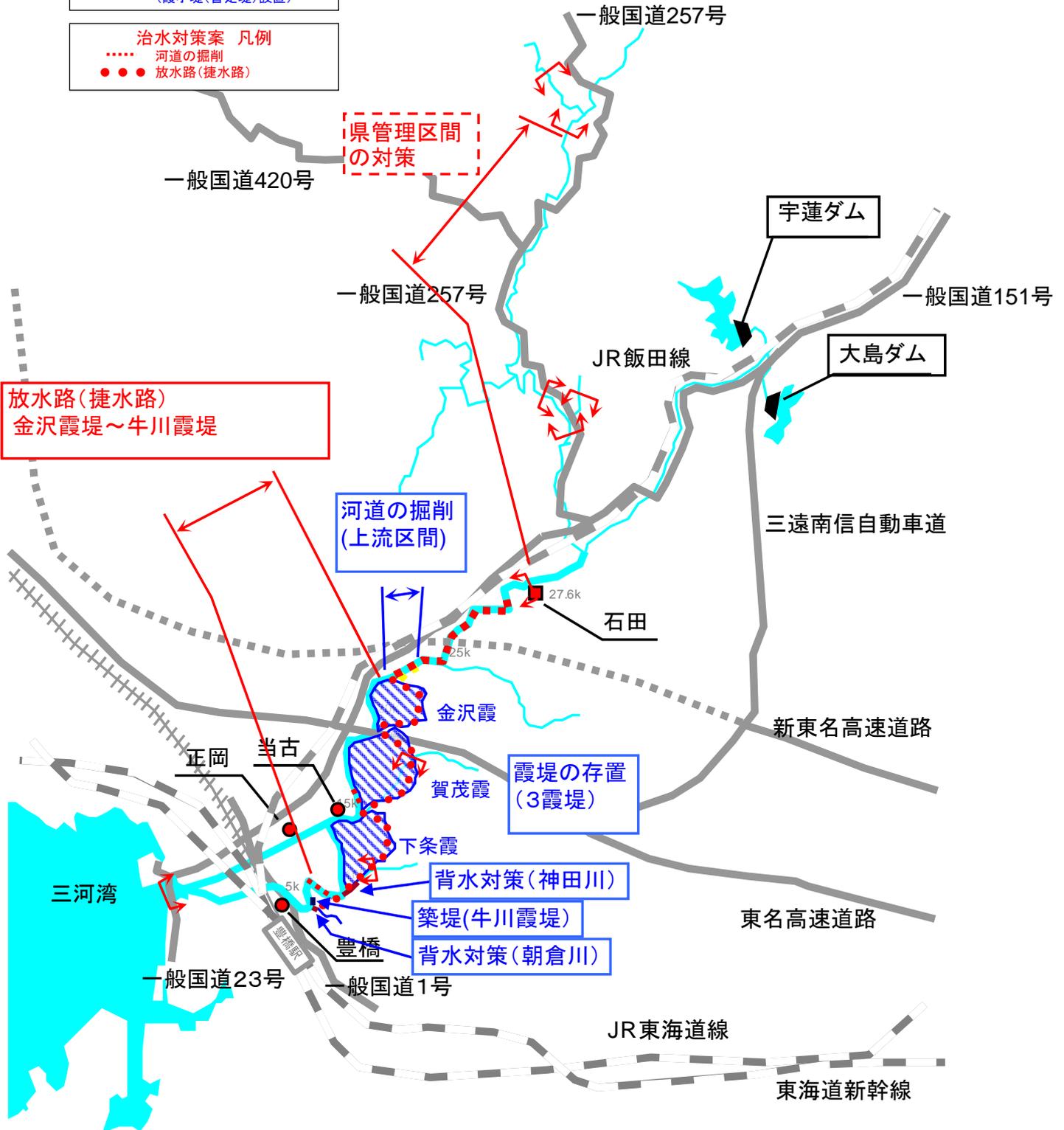
	捷水路延長(m)
金沢霞堤区域	約 4,100
賀茂霞堤区域	約 3,300
下条霞堤区域	約 3,800
牛川霞堤区域	約 1,400
合計	約 12,600

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇概略位置図

- | 地点 凡例 | |
|----------|-----------------------|
| ■ | 基準地点 |
| ● | 主要地点 |
| ↔ | 国管理区間(含2条7号区間) |
| 整備計画 凡例 | |
| ⋯⋯ | 河道の掘削 |
| — | 築堤 |
| — | 背水対策(支川) |
| ▨ | 霞堤の存置
(霞小堤(暫定堤)設置) |
| 治水対策案 凡例 | |
| ⋯⋯ | 河道の掘削 |
| ●●● | 放水路(捷水路) |



12) 治水対策案NO. 11 雨水貯留施設+河道掘削+3霞堤の存置

◇治水対策案の概要

- ・流域内の公園、学校に雨水貯留施設を整備することにより、洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道掘削(高水敷掘削)を行い河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・河道掘削に伴い、橋梁の改築等を実施する。
- ・流域を中心とした対策である雨水貯留施設については、効果の発現のためには施設所有者等の協力と継続的な維持管理が別途必要となる。

【治水対策案】

- 河道改修
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約140万 m^3
 - 樹木伐採 約40万 m^2
- 構造物
 - 橋梁の改築等
- 流域対策
 - 雨水貯留施設 貯留量 約24万 m^3
- 県管理区間の対策
 - 築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

【河川整備計画】

- 河道改修
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約35万 m^3
 - 樹木伐採 約15万 m^2
 - 築堤(牛川霞開口部) L=400m
 - 背水対策(支川の築堤等) 朝倉川、神田川
- 構造物
 -
- 流域対策
 - 霞堤の存置(霞小堤(暫定堤)の設置 3箇所(下条、賀茂、金沢))

■雨水貯留施設イメージ

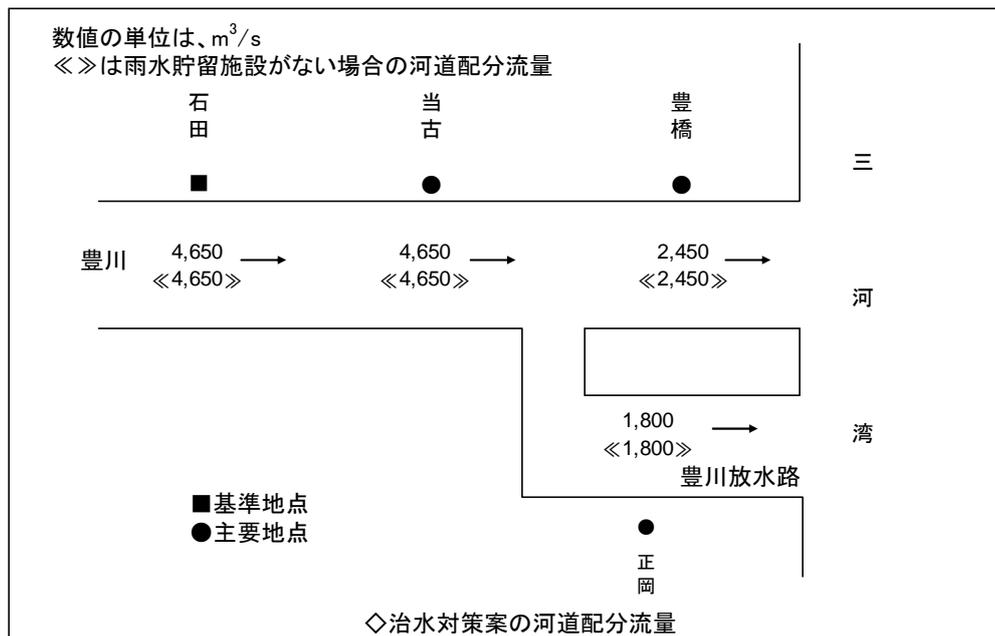


■推定可能貯留面積等

	数量
校庭貯留	学校数: 約59校 校地面積: 約47ha
公園貯留	公園数: 約25箇所 公園面積: 約34ha

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

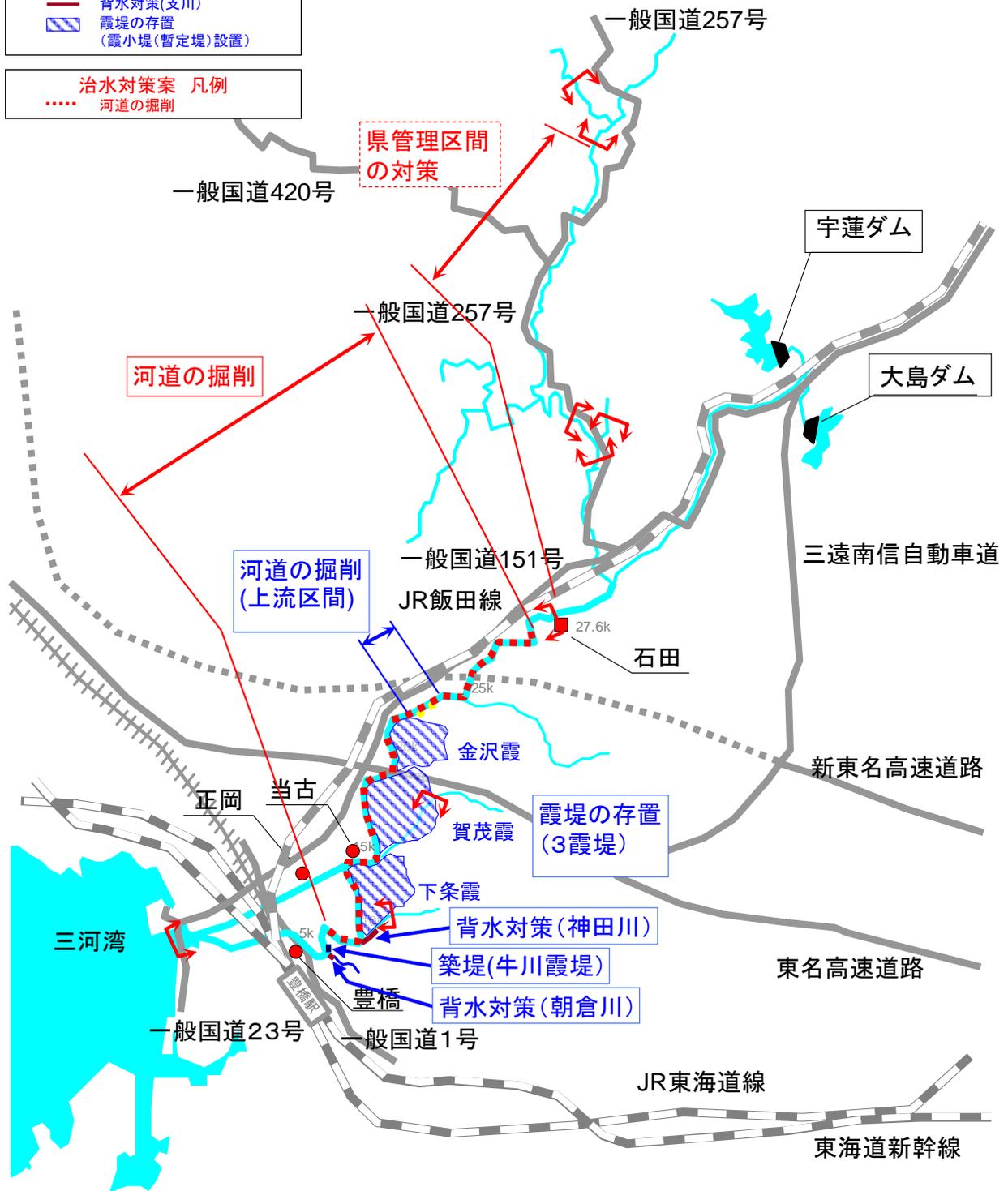


◇概略位置図

地点 凡例	
■	基準地点
●	主要地点
↻	国管理区間(含2条7号区間)

整備計画 凡例	
⋯	河道の掘削
—	築堤
—	背水対策(支川)
▨	霞堤の存置 (霞小堤(暫定堤)設置)

治水対策案 凡例	
⋯	河道の掘削



13) 治水対策案NO. 12 雨水浸透施設+河道掘削+3霞堤の存置

◇治水対策案の概要

- ・流域内の各世帯に雨水浸透ますを整備することにより、洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道掘削（高水敷掘削）を行い河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・河道掘削に伴い、橋梁の改築等を実施する。
- ・流域を中心とした対策である雨水浸透施設については、効果の発現のためには施設所有者等の協力と継続的な維持管理が別途必要となる。

【治水対策案】

■河道改修

- 河道掘削（高水敷掘削） 約140万 m^3
- 樹木伐採 約40万 m^2

■構造物

- 橋梁の改築等

■流域対策

- 雨水浸透施設 浸透面積 約16 km^2

■県管理区間の対策

- 築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

【河川整備計画】

■河道改修

- 河道掘削（高水敷掘削） 約35万 m^3
- 樹木伐採 約15万 m^2
- 築堤（牛川霞開口部） $L=400m$
- 背水対策（支川の築堤等） 朝倉川、神田川

■構造物

—

■流域対策

- 霞堤の存置（霞小堤（暫定堤）の設置）
3箇所（下条、賀茂、金沢）

■雨水浸透施設イメージ

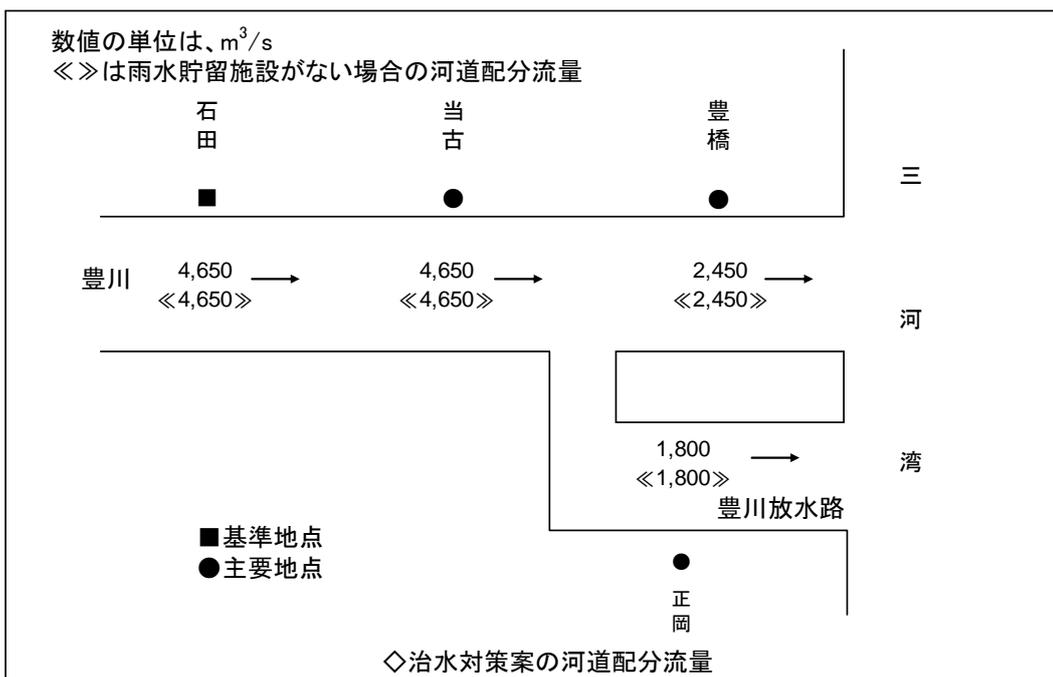


■推定浸透施設可能面積等

	浸透数量
浸透ます	約16 km^2 (約12万基)

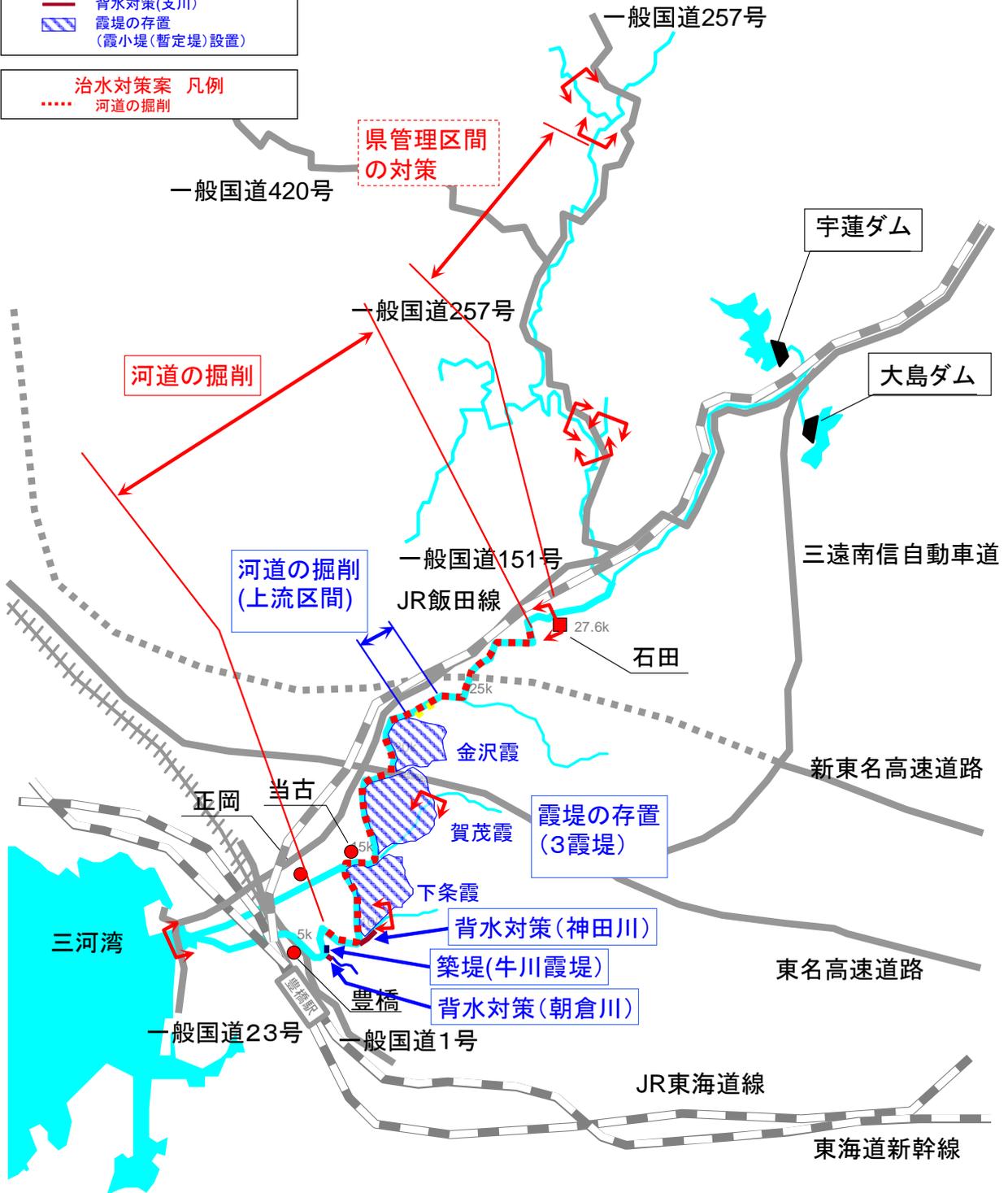
※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇概略位置図

- | 地点 凡例 | |
|----------|-----------------------|
| ■ | 基準地点 |
| ● | 主要地点 |
| ↔ | 国管理区間(含2条7号区間) |
| 整備計画 凡例 | |
| ⋯ | 河道の掘削 |
| — | 築堤 |
| — | 背水対策(支川) |
| ▨ | 霞堤の存置
(霞小堤(暫定堤)設置) |
| 治水対策案 凡例 | |
| ⋯ | 河道の掘削 |



14) 治水対策案NO. 13 水田の保全（機能向上：畦畔かさ上げ）＋河道掘削＋3霞堤の存置

◇治水対策案の概要

- ・流域内の水田で畦畔のかさ上げを実施し、雨水の貯留を行い洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道掘削（高水敷掘削）を行い、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・河道掘削に伴い、橋梁の改築等を実施する。
- ・流域を中心とした対策である水田（畦畔のかさ上げ）については、施設所有者の協力と継続的な維持管理が別途必要となる。

【治水対策案】

■河道改修

- 河道掘削（高水敷掘削） 約140万 m^3
- 樹木伐採 約40万 m^2

■構造物

- 橋梁の改築等

■流域対策

- 水田貯留（畦畔のかさ上げ） 約800ha

■県管理区間の対策

- 築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

【河川整備計画】

■河道改修

- 河道掘削（高水敷掘削） 約35万 m^3
- 樹木伐採 約15万 m^2
- 築堤（牛川霞開口部） L=400m
- 背水対策（支川の築堤等） 朝倉川、神田川

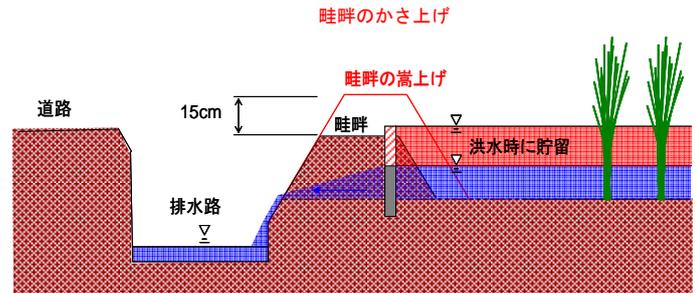
■構造物

—

■流域対策

- 霞堤の存置（霞小堤（暫定堤）の設置）
3箇所（下条、賀茂、金沢）

■水田畦畔のかさ上げイメージ

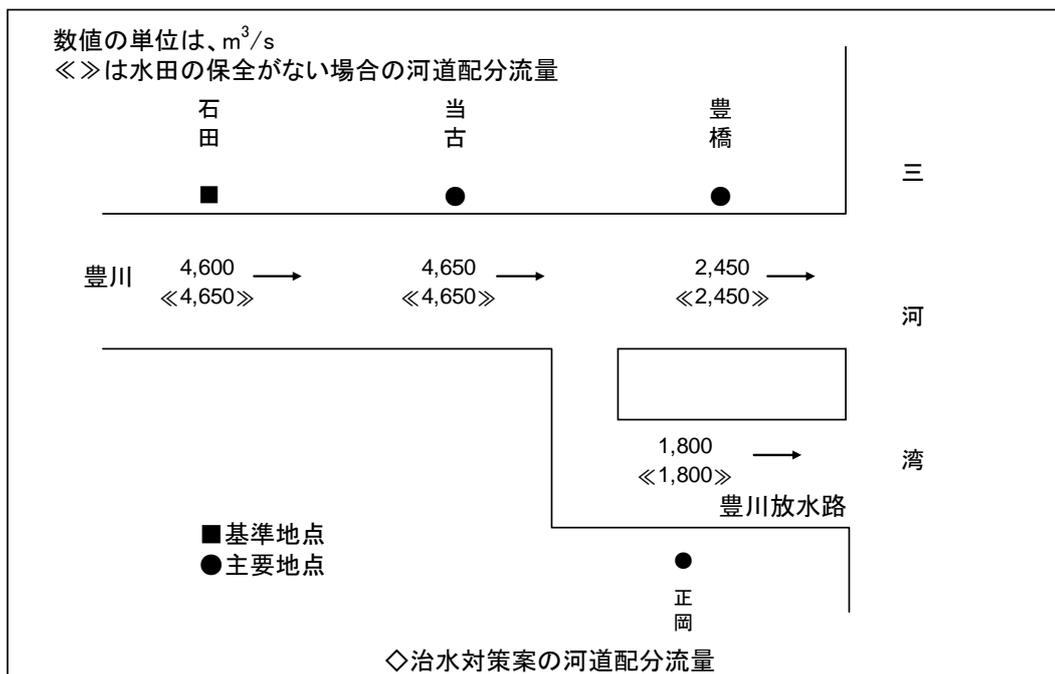


■推定可能貯留面積等

	数量
水田貯留	水田面積：約800ha 水田貯留量：約120万 m^3

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

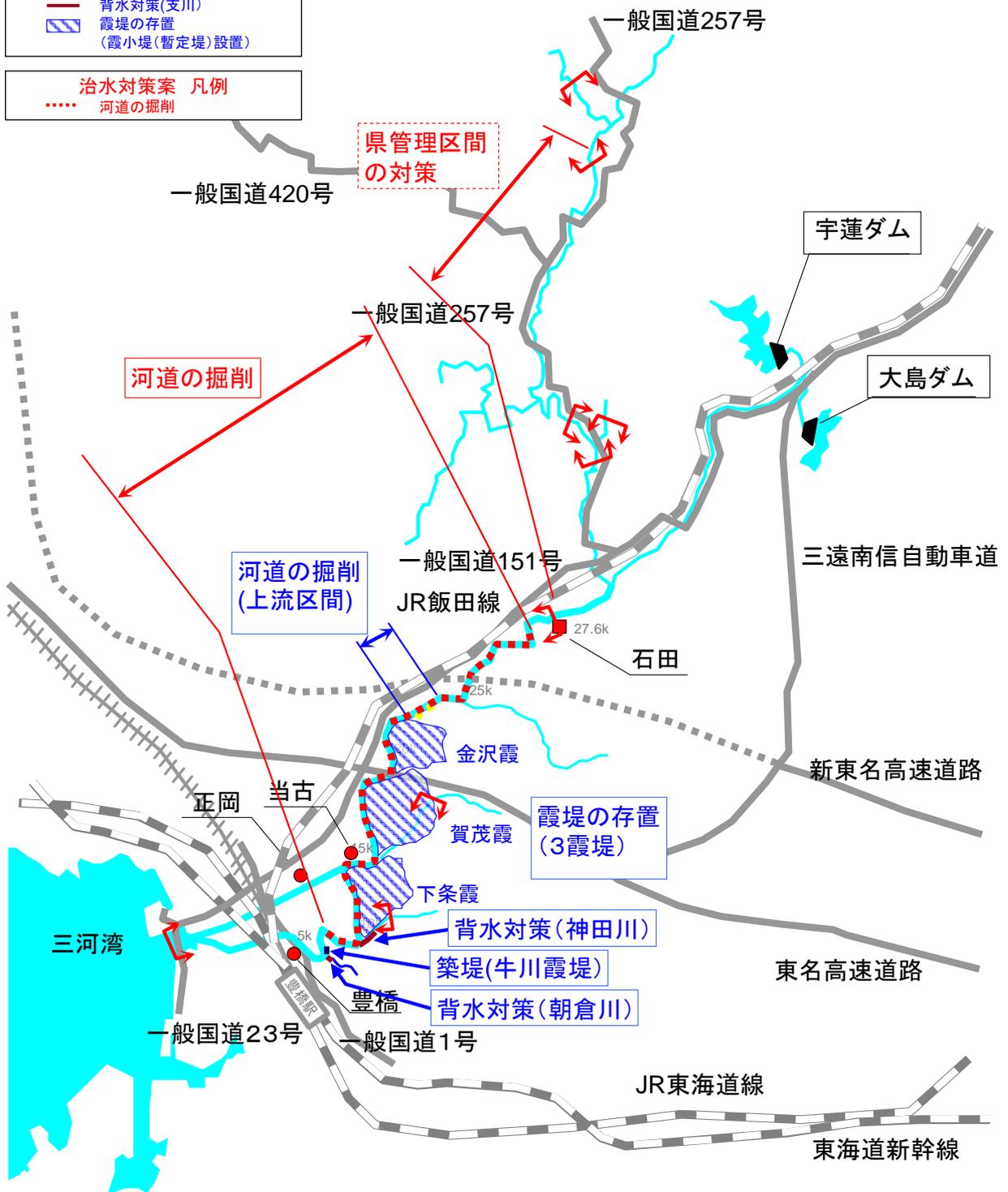


◇概略位置図

地点 凡例	
■	基準地点
●	主要地点
↔	国管理区間(含2条7号区間)

整備計画 凡例	
⋯⋯	河道の掘削
—	築堤
—	背水対策(支川)
▨	霞堤の存置 (霞小堤(暫定堤)設置)

治水対策案 凡例	
⋯⋯	河道の掘削



15) 治水対策案NO. 14 雨水貯留施設+雨水浸透施設+河道掘削+3霞堤の存置

◇治水対策案の概要

- ・流域内の公園、学校に雨水貯留施設を整備する。また、各世帯に雨水浸透ますを整備することにより、洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道掘削（高水敷掘削）を行い河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・河道掘削に伴い、橋梁の改築等を実施する。
- ・流域を中心とした対策である雨水貯留施設、雨水浸透施設については、効果の発現のためには施設所有者等の協力と継続的な維持管理が別途必要となる。

【治水対策案】

■河道改修

河道掘削（高水敷掘削） 約140万 m^3

樹木伐採 約40万 m^2

■構造物

橋梁の改築等

■流域対策

雨水貯留施設 貯留量 約24万 m^3

雨水浸透施設 浸透面積 約16 km^2

■県管理区間の対策

築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

【河川整備計画】

■河道改修

河道掘削（高水敷掘削） 約35万 m^3

樹木伐採 約15万 m^2

築堤（牛川霞開口部） L=400m

背水対策（支川の築堤等） 朝倉川、神田川

■構造物

—

■流域対策

霞堤の存置（霞小堤（暫定堤）の設置
3箇所（下条、賀茂、金沢）

■雨水貯留施設イメージ



■推定浸透施設可能面積等

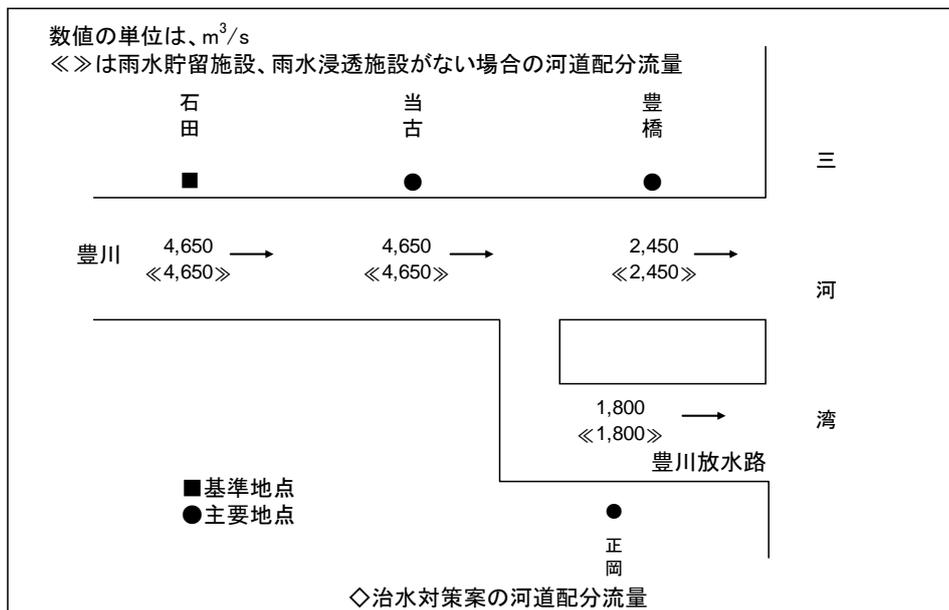
	浸透数量
浸透ます	約16 km^2 (約12万基)

■推定可能貯留面積等

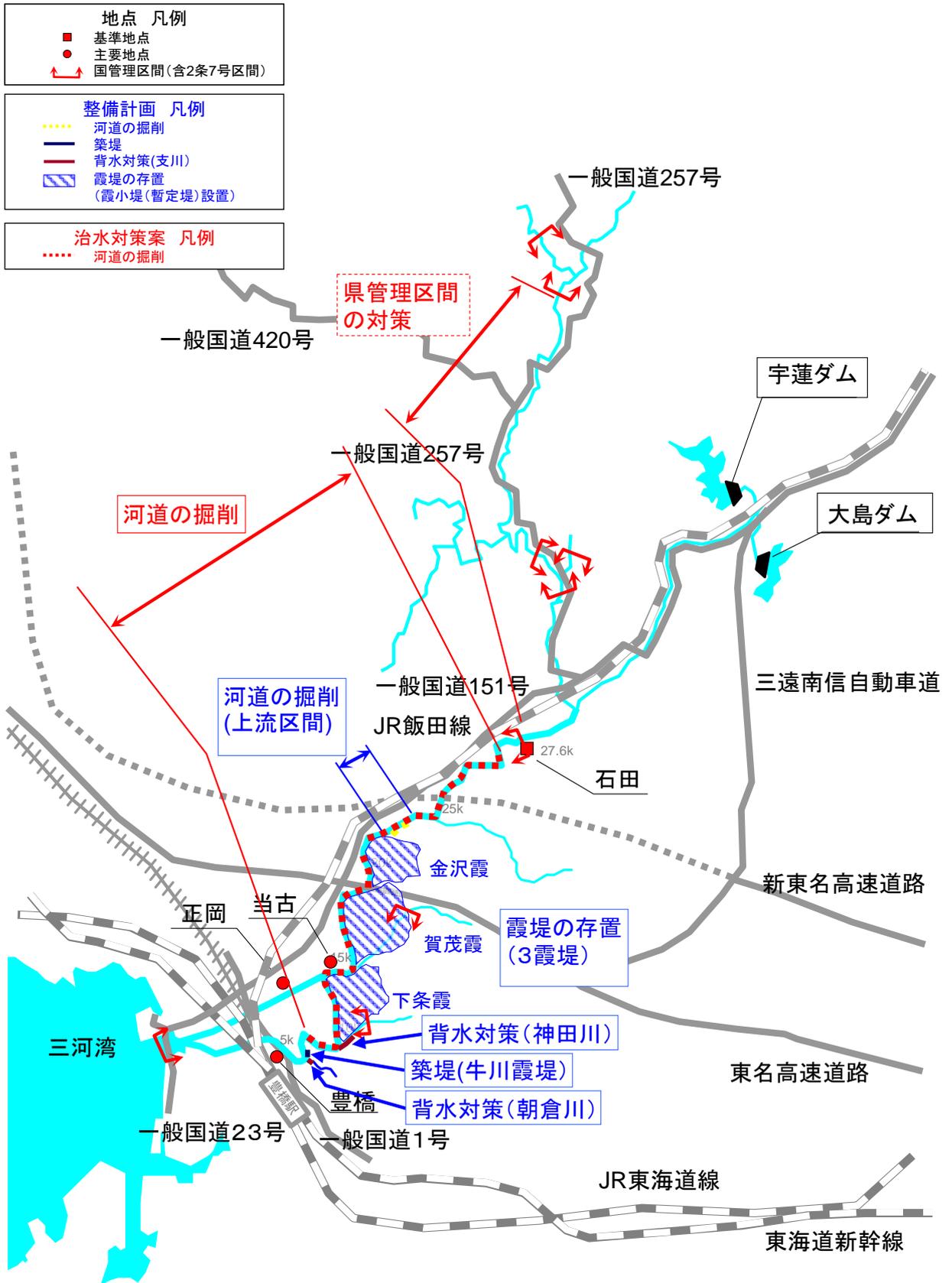
	数量
校庭貯留	学校数: 約59校 校地面積: 約47ha
公園貯留	公園数: 約25箇所 公園面積: 約34ha

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇概略位置図



16) 治水対策案NO. 15 雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田の保全（機能向上：畦畔かさ上げ）
+河道掘削+3霞堤の存置

◇治水対策案の概要

- ・流域内の公園、学校に雨水貯留施設を整備する。また、各世帯に雨水浸透ますを整備し、水田で畦畔のかさ上げを実施することにより雨水の貯留を行い洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道掘削(高水敷掘削)を行い河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・河道掘削に伴い、橋梁の改築等を実施する。
- ・流域を中心とした対策である雨水貯留施設、雨水浸透施設及び水田(畦畔のかさ上げ)については、効果の発現のためには施設所有者等の協力と継続的な維持管理が別途必要となる。

【治水対策案】

- 河道改修
 - 河道掘削（高水敷掘削） 約140万m³
 - 樹木伐採 約40万m²
- 構造物
 - 橋梁の改築等
- 流域対策
 - 雨水貯留施設 貯留量 約24万m³
 - 雨水浸透施設 浸透面積 約16km²
 - 水田貯留（畦畔のかさ上げ） 約800ha
- 県管理区間の対策
 - 築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

■推定可能貯留面積等

	貯留数量
校庭貯留	学校数:約59校 校地面積:約47ha
公園貯留	公園数:約25箇所 公園面積:約34ha
水田貯留	水田面積:約800ha 水田貯留量:約120万m ³

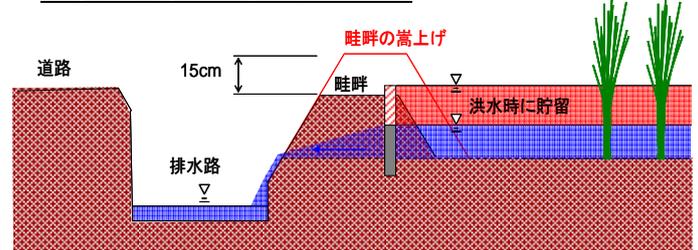
■推定浸透施設可能面積等

	浸透数量
浸透ます	約16km ² (約12万基)

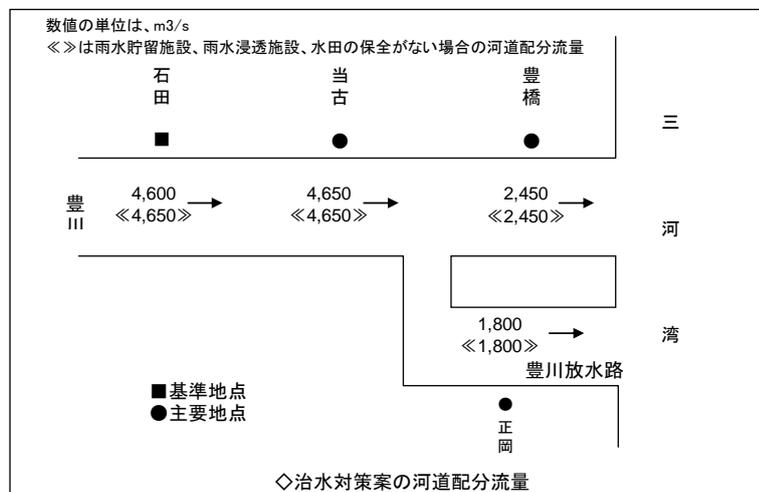
【河川整備計画】

- 河道改修
 - 河道掘削（高水敷掘削） 約35万m³
 - 樹木伐採 約15万m²
 - 築堤（牛川霞開口部） L=400m
 - 背水対策（支川の築堤等） 朝倉川、神田川
- 構造物
 -
- 流域対策
 - 霞堤の存置（霞小堤（暫定堤）の設置 3箇所（下条、賀茂、金沢））

■水田畦畔のかさ上げイメージ



※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



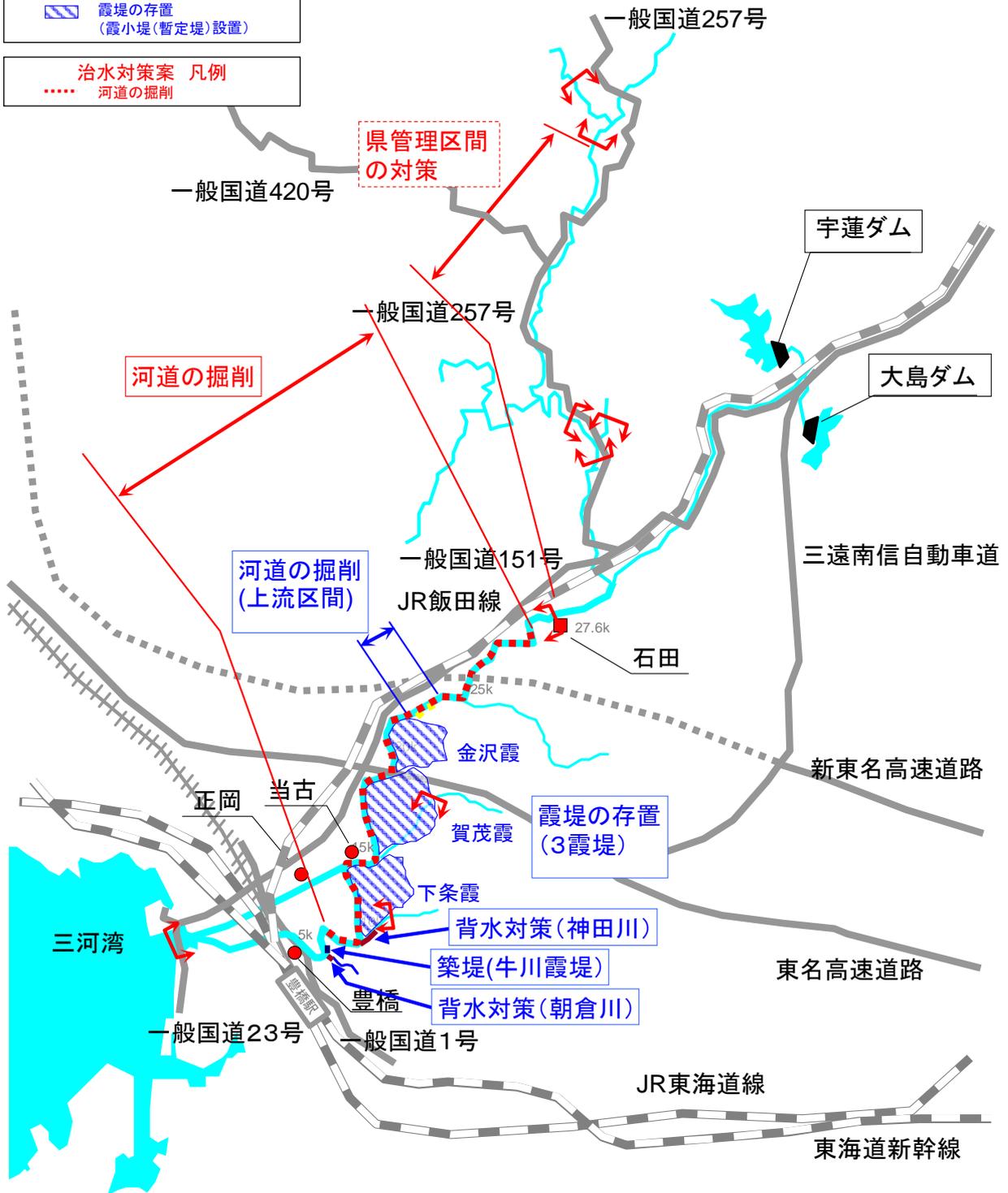
◇治水対策案の河道配分流量

◇概略位置図

地点 凡例	
■	基準地点
●	主要地点
↔	国管理区間(含2条7号区間)

整備計画 凡例	
⋯	河道の掘削
—	築堤
—	背水対策(支川)
▨	霞堤の存置 (霞小堤(暫定堤)設置)

治水対策案 凡例	
⋯	河道の掘削



17) 治水対策案NO. 16 ダムかさ上げ+河道掘削+3霞堤の存置

◇治水対策案の概要

- ・ 既設ダムのかさ上げ(宇連ダム、大島ダム)により洪水調節能力を確保し、洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道掘削(高水敷掘削)を行い、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・ ダムのかさ上げに伴い用地の取得、家屋の移転を実施する。
- ・ 施設管理者及び利水者とダムのかさ上げについて調整を行う。

【治水対策案】

- 洪水調節施設
 - 宇連ダムかさ上げ
 - 大島ダムかさ上げ
- 河道改修
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約 45万^m³
 - 樹木伐採 約 15万^m²
- 構造物
 - 橋梁の改築等
- 県管理区間の対策
 - 築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

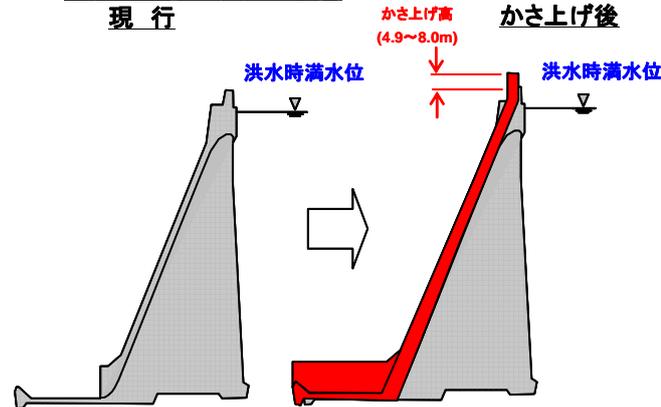
【河川整備計画】

- 河道改修
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約 35万^m³
 - 樹木伐採 約 15万^m²
 - 築堤(牛川霞開口部) L=400m
 - 背水対策(支川の築堤等) 朝倉川、神田川
- 構造物
 -
- 流域対策
 - 霞堤の存置(霞小堤(暫定堤)の設置 3箇所(下条、賀茂、金沢))

■状況写真

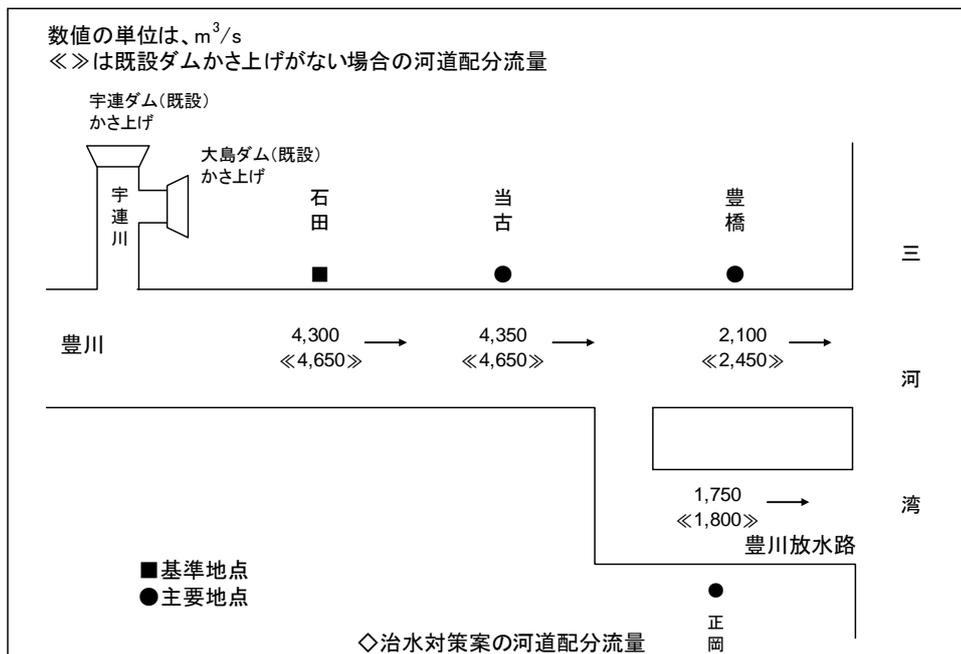


■ダムかさ上げイメージ図



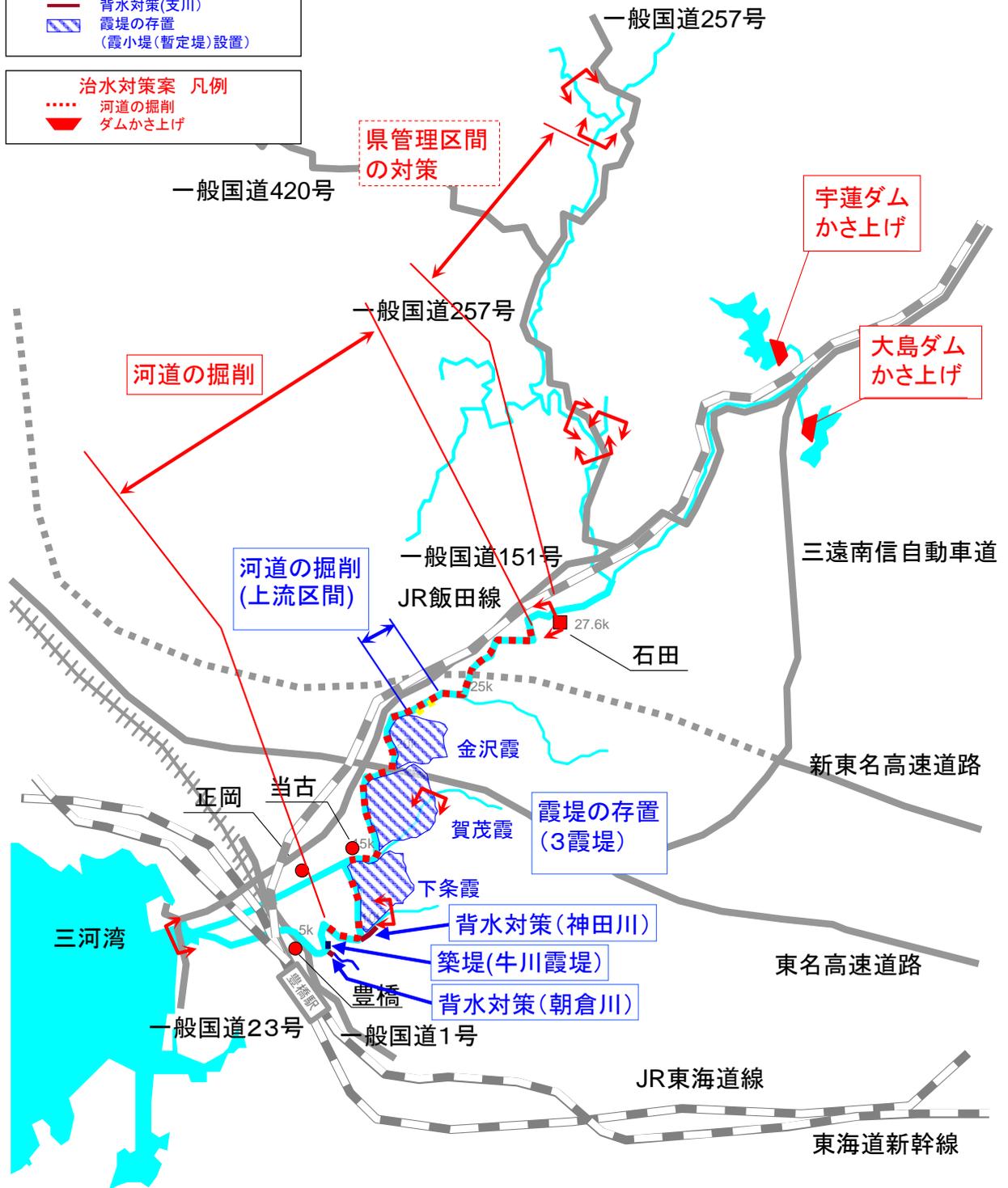
※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇概略位置図

- | 地点 凡例 | |
|----------|-----------------------|
| ■ | 基準地点 |
| ● | 主要地点 |
| ↔ | 国管理区間(含2条7号区間) |
| 整備計画 凡例 | |
| ⋯ | 河道の掘削 |
| — | 築堤 |
| — | 背水対策(支川) |
| ▨ | 霞堤の存置
(霞小堤(暫定堤)設置) |
| 治水対策案 凡例 | |
| ⋯ | 河道の掘削 |
| ▲ | ダムかさ上げ |



18) 治水対策案NO. 17 ダムかさ上げ+河道掘削+3霞堤遊水地+輪中堤

◇治水対策案の概要

- ・ 既設ダムのかさ上げ(宇連ダム、大島ダム)により洪水調節能力を確保し、豊川に現存する霞堤地区を遊水地として整備することにより、洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道掘削(高水敷掘削)を行い河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・ ダムかさ上げ及び遊水地の新設に伴い、橋梁の改築等、輪中堤の設置、用地の取得、家屋移転、用地補償等(地役権補償等)を実施する。
- ・ 施設管理者及び利水者とダムのかさ上げについて調整を行う。

【治水対策案】

■洪水調節施設

宇連ダムかさ上げ

大島ダムかさ上げ

霞堤遊水地(下条、賀茂、金沢) 約3.8km²

■河道改修

河道掘削(高水敷掘削) 約25万m³

樹木伐採 約10万m²

■構造物

橋梁の改築等

■流域対策

輪中堤

■県管理区間の対策

築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

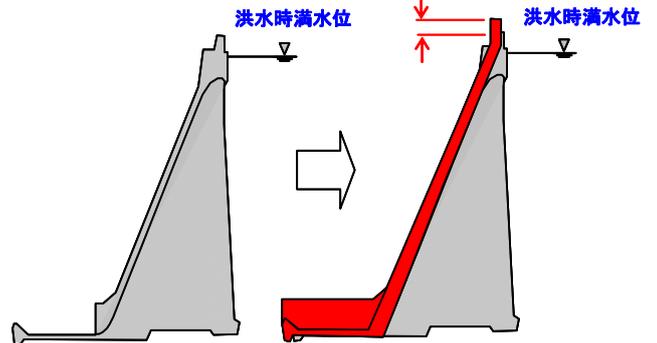
■状況写真



現行

かさ上げ高
(4.9~8.0m)

かさ上げ後



【河川整備計画】

■河道改修

河道掘削(高水敷掘削) 約35万m³

樹木伐採 約15万m²

築堤(牛川霞開口部) L=400m

背水対策(支川の築堤等) 朝倉川、神田川

■構造物

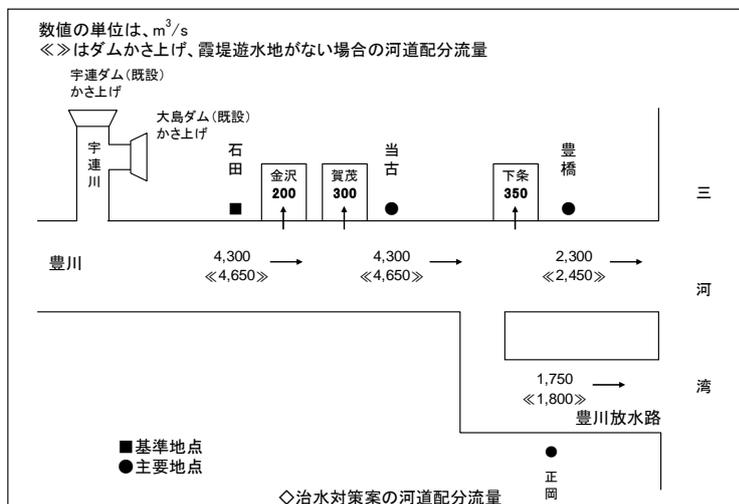
—

■流域対策

霞堤の存置(霞小堤(暫定堤)の設置
3箇所(下条、賀茂、金沢))

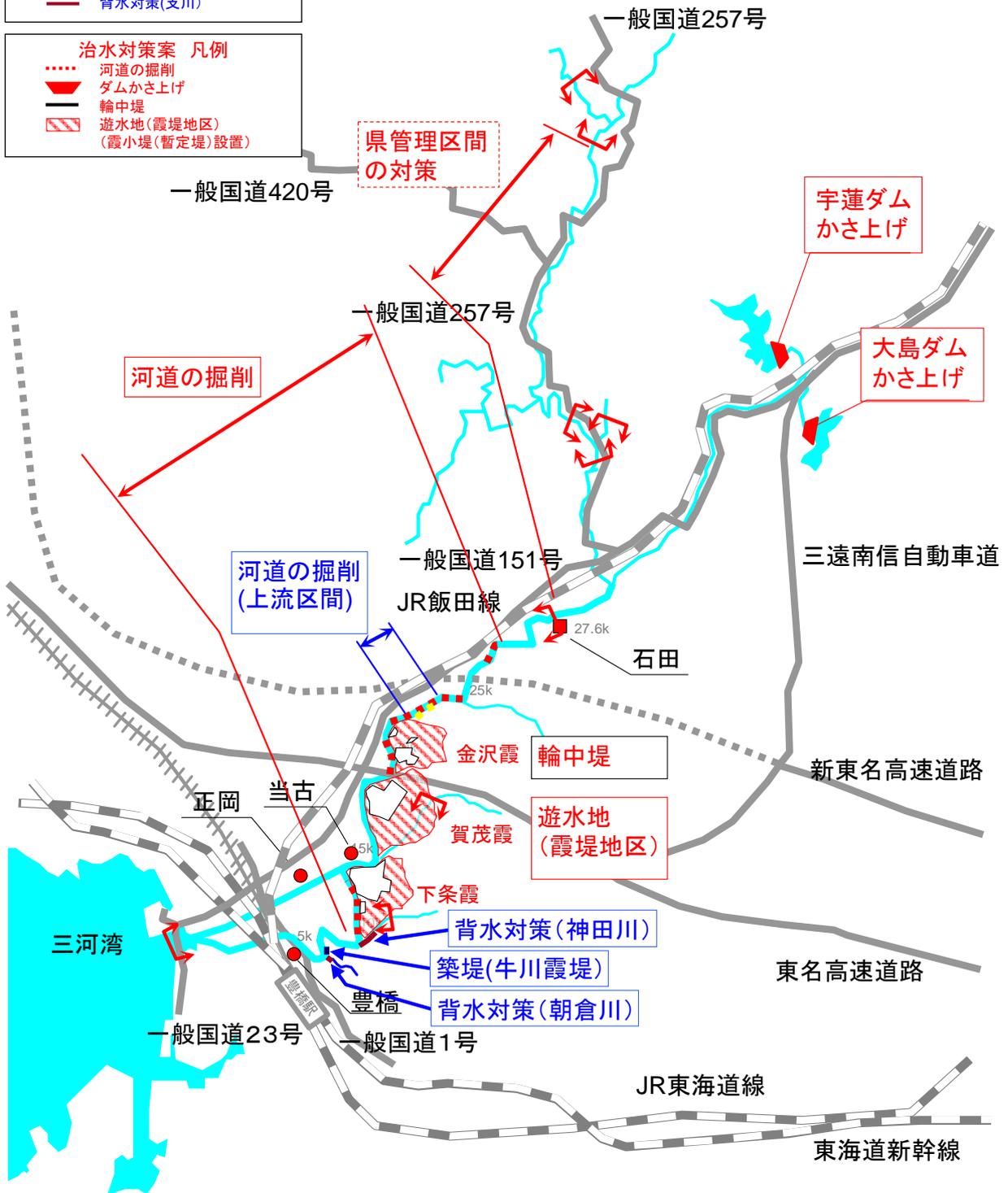
※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇概略位置図

- | 地点 凡例 | |
|----------|---------------------------|
| ■ | 基準地点 |
| ● | 主要地点 |
| ↻ | 国管理区間(含2条7号区間) |
| 整備計画 凡例 | |
| ⋯⋯ | 河道の掘削 |
| — | 築堤 |
| — | 背水対策(支川) |
| 治水対策案 凡例 | |
| ⋯⋯ | 河道の掘削 |
| ▲ | ダムかさ上げ |
| — | 輪中堤 |
| ▨ | 遊水地(霞堤地区)
(霞小堤(暫定堤)設置) |



19) 治水対策案NO. 18 ダムかさ上げ+河道掘削+3霞堤遊水地+ピロティ建築等

◇治水対策案の概要

- ・ 既設ダムのかさ上げ(宇連ダム、大島ダム)により洪水調節能力を確保し、豊川に現存する霞堤地区を遊水地として整備することにより、洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道掘削(高水敷掘削)を行い、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・ ダムかさ上げ及び遊水地の新設に伴い、橋梁の改築等、ピロティ建築等、用地の取得、家屋移転、用地補償等(地役権補償等)を実施する。
- ・ 施設管理者及び利水者とダムのかさ上げについて調整を行う。

【治水対策案】

■洪水調節施設

- 宇連ダムかさ上げ
- 大島ダムかさ上げ
- 霞堤遊水地(下条、賀茂、金沢) 約3.8km²

■河道改修

- 河道掘削(高水敷掘削) 約25万m³
- 樹木伐採 約10万m²

■構造物

- 橋梁の改築等

■流域対策

- ピロティ建築等

■県管理区間の対策

- 築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

【河川整備計画】

■河道改修

- 河道掘削(高水敷掘削) 約35万m³
- 樹木伐採 約15万m²
- 築堤(牛川霞開口部) L=400m
- 背水対策(支川の築堤等) 朝倉川、神田川

■構造物

—

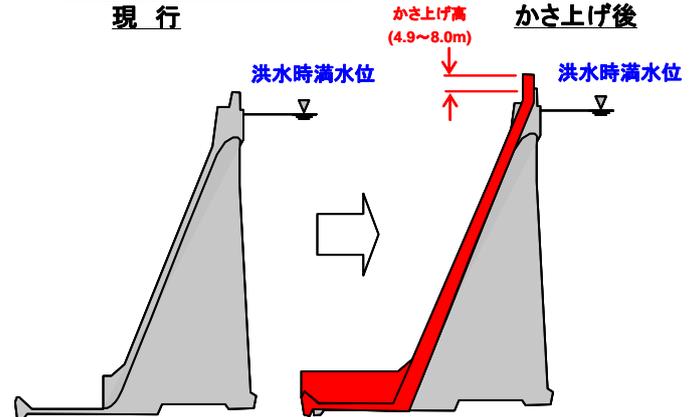
■流域対策

- 霞堤の存置(霞小堤(暫定堤)の設置
3箇所(下条、賀茂、金沢))

■状況写真

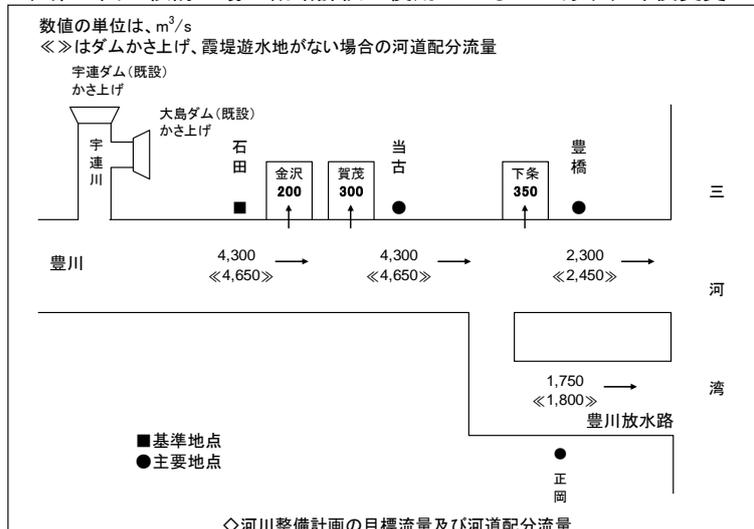


■ダムかさ上げイメージ図



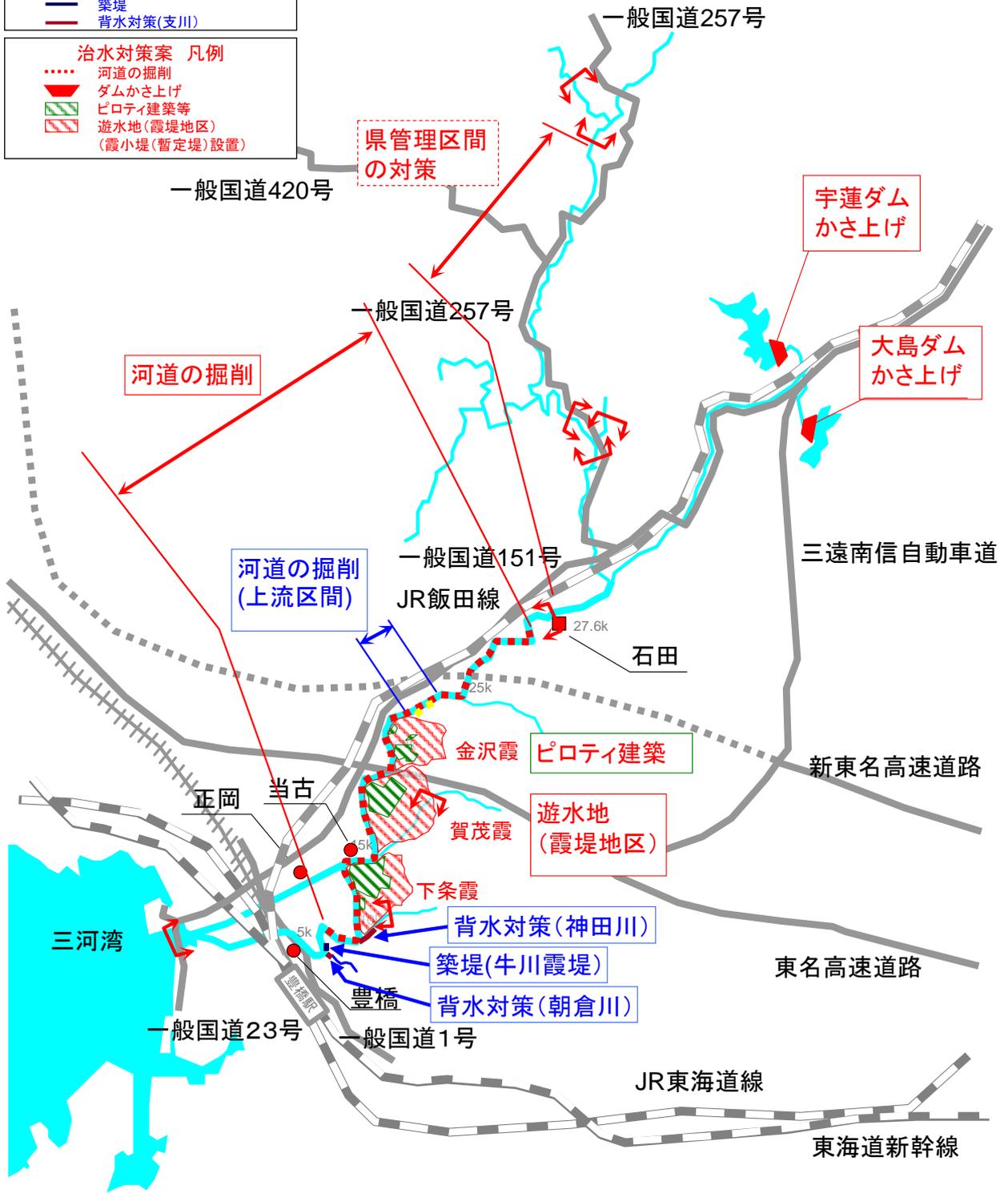
※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇概略位置図

地点 凡例	
■	基準地点
●	主要地点
↔	国管理区間(含2条7号区間)
整備計画 凡例	
⋯⋯	河道の掘削
—	築堤
—	背水対策(支川)
治水対策案 凡例	
⋯⋯	河道の掘削
▲	ダムかさ上げ
■	ピロティ建築等
■	遊水地(霞堤地区) (霞小堤(暫定堤)設置)



20) 治水対策案NO. 19 ダムかさ上げ+引堤+3霞堤の存置

◇治水対策案の概要

- ・ 既設ダムのかさ上げ(宇連ダム、大島ダム)により洪水調節能力を確保し洪水時のピーク流量を低減させるとともに、堤防を堤内地側(居住地側)に移設し、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・ 引堤に伴い、橋梁の改築等を実施する。
- ・ ダムかさ上げ及び引堤に伴い、用地の取得、家屋及び事業所等の移転を実施する。
- ・ 施設管理者及び利水者とダムのかさ上げについて調整を行う。

【治水対策案】

■洪水調節施設

- 宇連ダムかさ上げ
- 大島ダムかさ上げ

■河道改修

- 築堤(新堤) 約 20km
- 旧堤撤去
- 河道掘削(高水敷掘削) 約 40万m³
- 樹木伐採 約 20万m²

■構造物

- 橋梁の改築等

■県管理区間の対策

- 築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

【河川整備計画】

■河道改修

- 河道掘削(高水敷掘削) 約 35万m³
- 樹木伐採 約 15万m²
- 築堤(牛川霞開口部) L=400m
- 背水対策(支川の築堤等) 朝倉川、神田川

■構造物

—

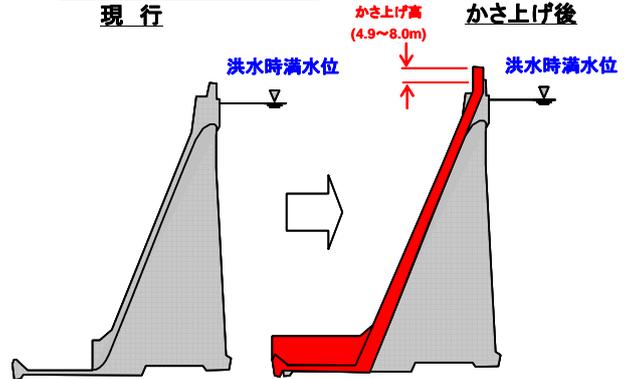
■流域対策

- 霞堤の存置(霞小堤(暫定堤)の設置
3箇所(下条、賀茂、金沢))

■状況写真

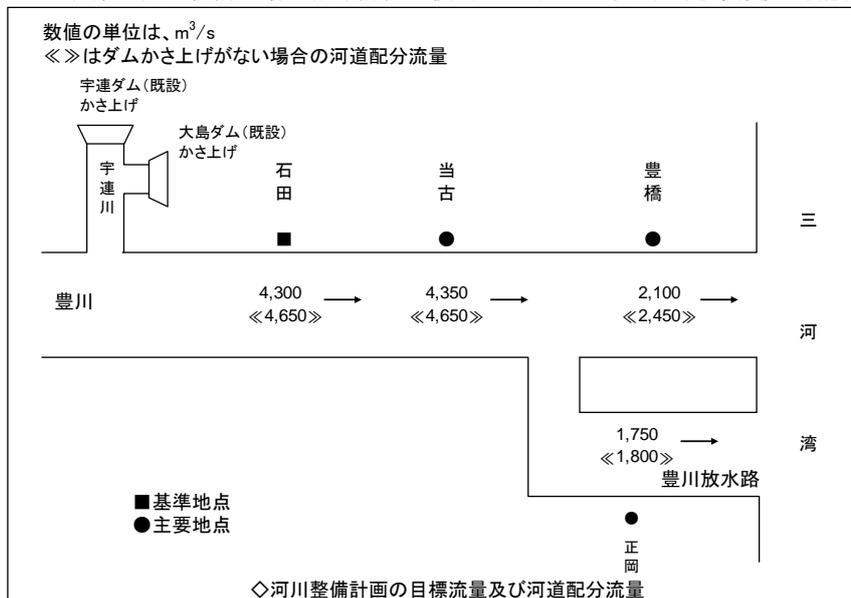


■ダムかさ上げイメージ図



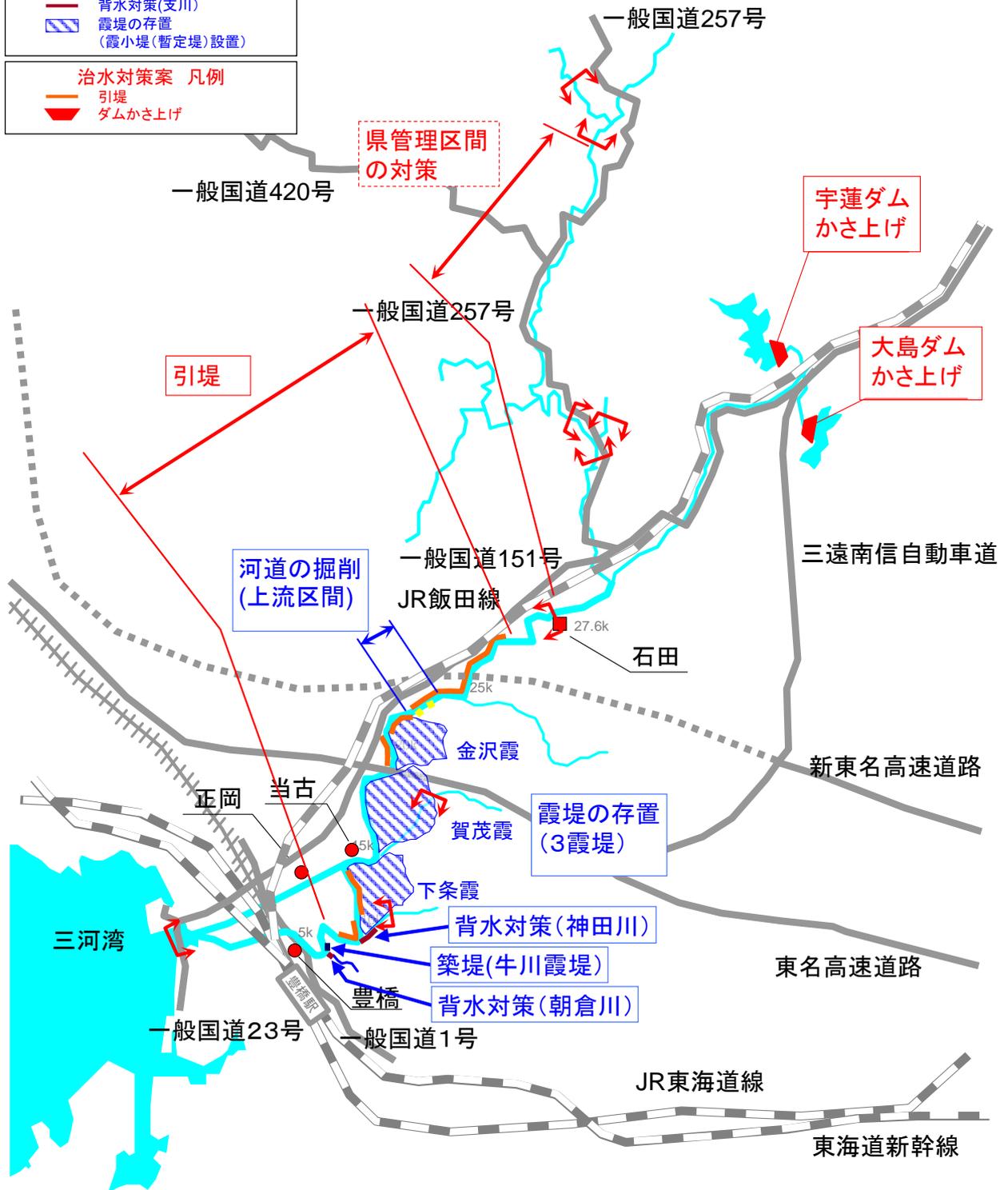
※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇概略位置図

地点 凡例	
■	基準地点
●	主要地点
↔	国管理区間(含2条7号区間)
整備計画 凡例	
⋯	河道の掘削
—	築堤
—	背水対策(支川)
▨	霞堤の存置 (霞小堤(暫定堤)設置)
治水対策案 凡例	
—	引堤
■	ダムかさ上げ



21) 治水対策案NO. 20 ダムかさ上げ+堤防かさ上げ+3霞堤遊水地+輪中堤

◇治水対策案の概要

- ・ 既設ダムのかさ上げ(宇連ダム、大島ダム)により洪水調節能力を確保し洪水時のピーク流量を低減させるとともに、堤防の高さを上げることによって河道内の水が流れる断面積を拡大させる。
- ・ 堤防のかさ上げにより水位が上昇し、橋梁等の構造物の改築等や支川においても堤防のかさ上げを実施する。また、霞堤地区においても遊水地整備を実施する。
- ・ ダムかさ上げ、堤防かさ上げ及び遊水地の新設に伴い、橋梁の改築等、輪中堤の設置、用地の取得、家屋移転、用地補償等(地役権補償等)を実施する。
- ・ 施設管理者及び利水者とダムのかさ上げについて調整を行う。

【治水対策案】

- 洪水調節施設
 - 宇連ダムかさ上げ
 - 大島ダムかさ上げ
 - 霞堤遊水地(下条、賀茂、金沢) 約3.8km²
- 河道改修
 - 堤防かさ上げ 約19km
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約5万m³
 - 樹木伐採 約5万m²
- 構造物
 - 橋梁の改築等
- 流域対策
 - 輪中堤
- 県管理区間の対策
 - 築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

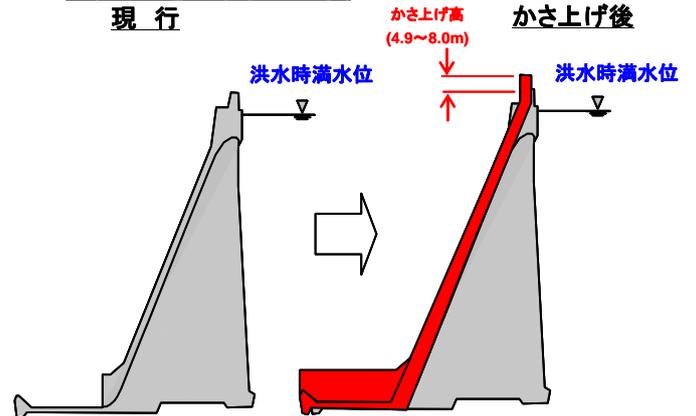
【河川整備計画】

- 河道改修
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約35万m³
 - 樹木伐採 約15万m²
 - 築堤(牛川霞開口部) L=400m
 - 背水対策(支川の築堤等) 朝倉川、神田川
- 構造物
 -
- 流域対策
 - 霞堤の存置(霞小堤(暫定堤)の設置) 3箇所(下条、賀茂、金沢)

■状況写真

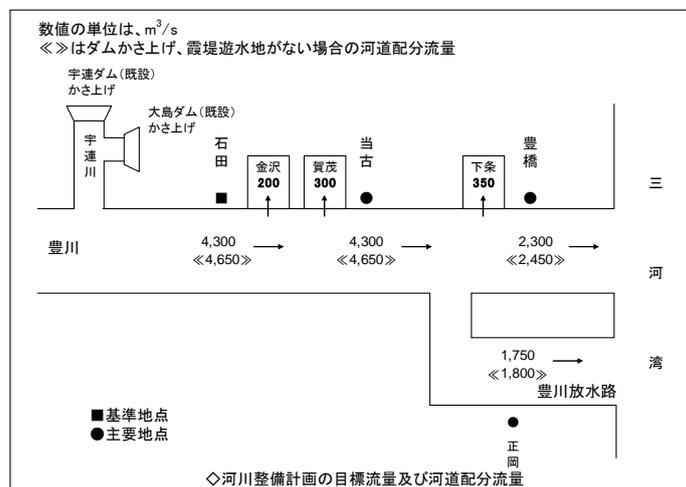


■ダムかさ上げイメージ図



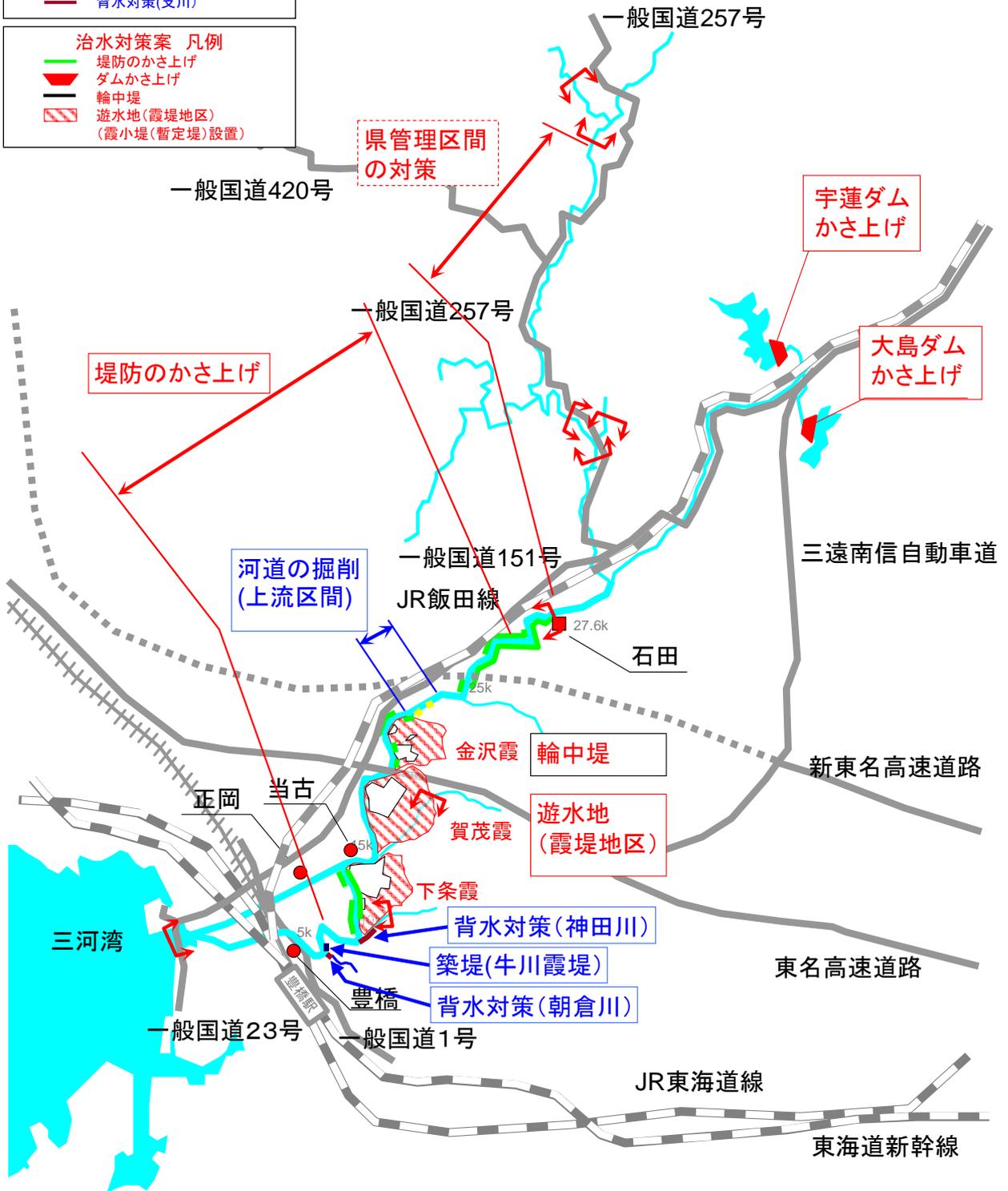
※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇概略位置図

地点 凡例	
■	基準地点
●	主要地点
↔	国管理区間(含2条7号区間)
整備計画 凡例	
⋯⋯	河道の掘削
—	築堤
—	背水対策(支川)
治水対策案 凡例	
—	堤防のかさ上げ
▲	ダムかさ上げ
—	輪中堤
▨	遊水地(霞堤地区) (霞小堤(暫定堤)設置)



22) 治水対策案NO. 21 ダムかさ上げ+堤防かさ上げ+3霞堤遊水地+ピロティ建築等

◇治水対策案の概要

- ・既設ダムのかさ上げ(宇連ダム、大島ダム)により洪水調節能力を確保し洪水時のピーク流量を低減させるとともに、堤防の高さを上げることによって河道内の水が流れる断面積を拡大させる。
- ・堤防のかさ上げにより水位が上昇し、橋梁等の構造物の改築等や支川においても堤防のかさ上げを実施する。また、霞堤地区においても遊水地整備を実施する。
- ・ダムかさ上げ、堤防かさ上げ及び遊水地の新設に伴い、橋梁の改築等、ピロティ建築等、用地の取得、用地補償等(地役権補償等)、家屋の移転を実施する。
- ・施設管理者及び水利者とダムのかさ上げについて調整を行う。

【治水対策案】

- 洪水調節施設
 - 宇連ダムかさ上げ
 - 大島ダムかさ上げ
 - 霞堤遊水地(下条、賀茂、金沢) 約3.8km²
- 河道改修
 - 堤防かさ上げ 約19km
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約5万m³
 - 樹木伐採 約5万m²
- 構造物
 - 橋梁の改築等
- 流域対策
 - ピロティ建築等
- 県管理区間の対策
 - 築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

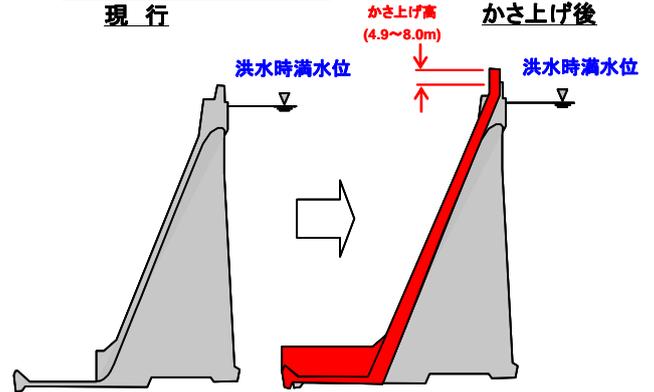
【河川整備計画】

- 河道改修
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約35万m³
 - 樹木伐採 約15万m²
 - 築堤(牛川霞開口部) L=400m
 - 背水対策(支川の築堤等) 朝倉川、神田川
- 構造物
 -
- 流域対策
 - 霞堤の存置(霞小堤(暫定堤)の設置) 3箇所(下条、賀茂、金沢)

■状況写真

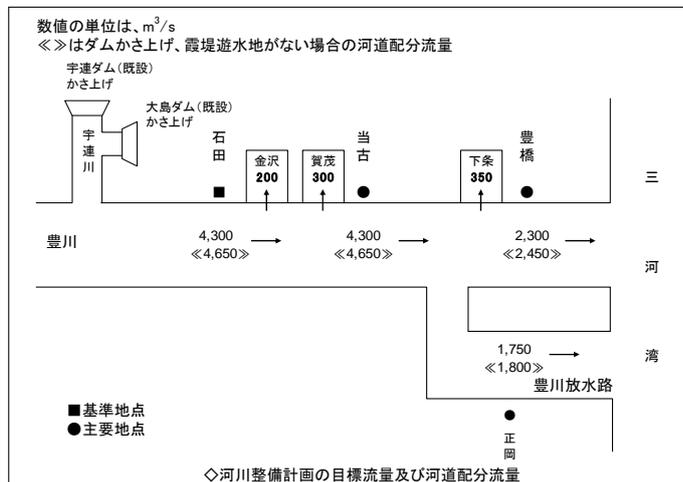


■ダムかさ上げイメージ図



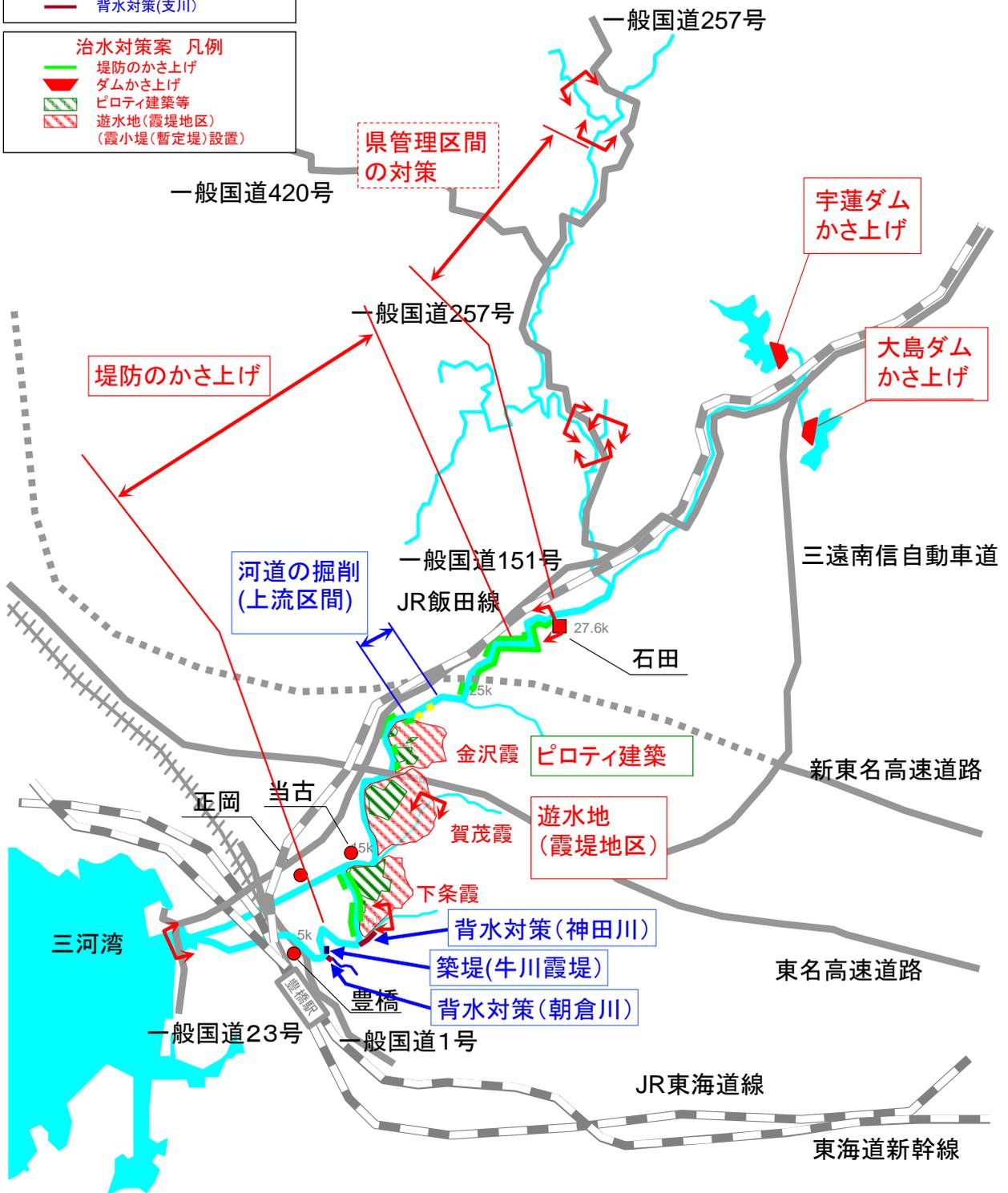
※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇概略位置図

地点 凡例	
■	基準地点
●	主要地点
↔	国管理区間(含2条7号区間)
整備計画 凡例	
⋯	河道の掘削
—	築堤
—	背水対策(支川)
治水対策案 凡例	
—	堤防のかさ上げ
—	ダムかさ上げ
▨	ピロティ建築等
▨	遊水地(霞堤地区) (霞小堤(暫定堤)設置)



23) 治水対策案NO. 22 旧東上霞遊水地+河道掘削+3霞堤の存置

◇治水対策案の概要

- ・旧東上霞遊水地を新設し、下流河川の洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道掘削(高水敷掘削)を行い、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・遊水地の新設に伴い道路の付替、用地の取得、家屋等の移転を実施する。

【治水対策案】

- 洪水調節施設
旧東上霞遊水地(掘削方式) 約0.9km²
- 河道改修
河道掘削(高水敷掘削) 約 5万m³
樹木伐採 約 5万m²
- 県管理区間の対策
築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

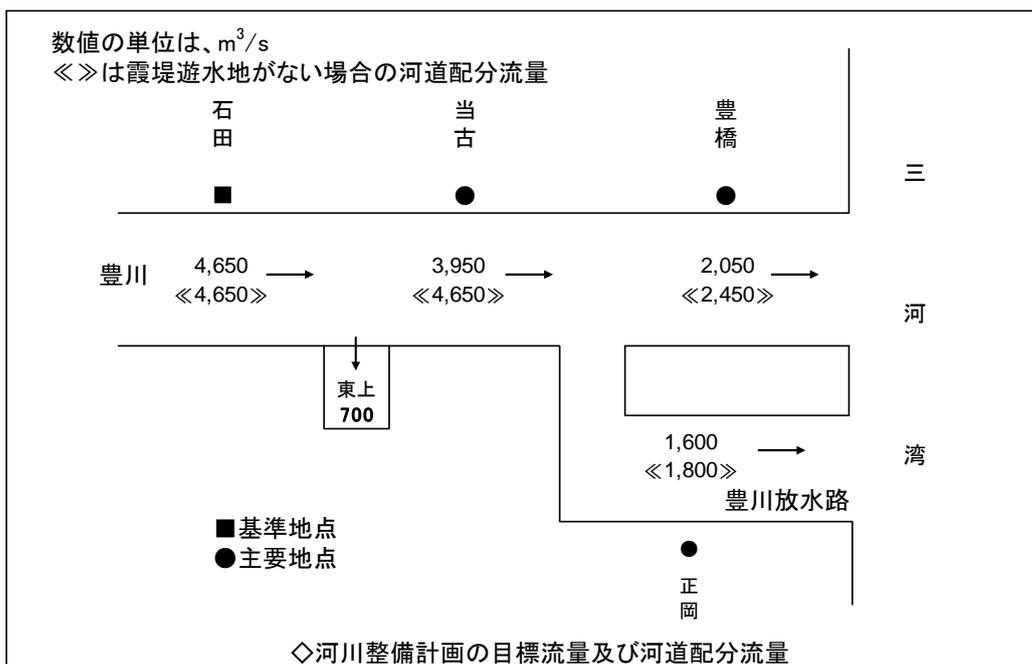
【河川整備計画】

- 河道改修
河道掘削(高水敷掘削) 約 35万m³
樹木伐採 約 15万m²
築堤(牛川霞開口部) L=400m
背水対策(支川の築堤等) 朝倉川、神田川
- 構造物
—
- 流域対策
霞堤の存置(霞小堤(暫定堤)の設置
3箇所(下条、賀茂、金沢))

■旧東上霞遊水地

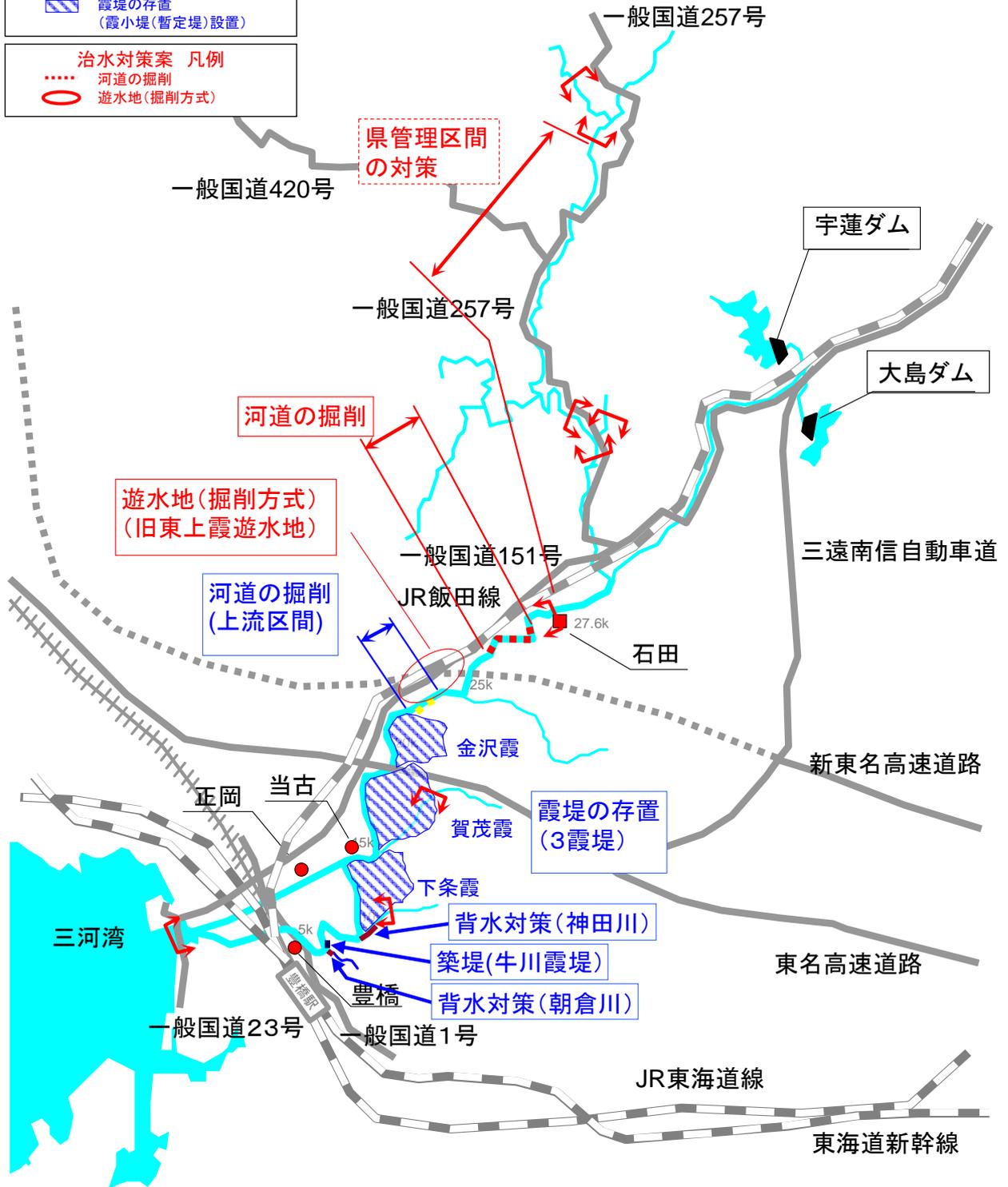


※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇概略位置図

地点 凡例	
■	基準地点
●	主要地点
↔	国管理区間(含2条7号区間)
整備計画 凡例	
⋯	河道の掘削
—	築堤
—	背水対策(支川)
▨	霞堤の存置 (霞小堤(暫定堤)設置)
治水対策案 凡例	
⋯	河道の掘削
○	遊水地(掘削方式)



24) 治水対策案NO. 23 3霞堤遊水地（開口部変更）+河道掘削+輪中堤

◇治水対策案の概要

- ・ 豊川に現存する霞堤地区を遊水地として整備し、下流河川の洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道掘削（高水敷掘削）を行い、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・ 遊水地の新設に伴い、輪中堤の設置、用地の取得、用地補償等（地役権補償等）を実施する。

【治水対策案】

■洪水調節施設

霞堤遊水地（下条、賀茂、金沢） 約4.9km²

■河道改修

河道掘削（高水敷掘削） 約 5万m³

樹木伐採 約 15万m²

■流域対策

輪中堤

■県管理区間の対策

築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

【河川整備計画】

■河道改修

河道掘削（高水敷掘削） 約 35万m³

樹木伐採 約 15万m²

築堤（牛川霞開口部） L=400m

背水対策（支川の築堤等） 朝倉川、神田川

■構造物

—

■流域対策

霞堤の存置（霞小堤（暫定堤）の設置
3箇所（下条、賀茂、金沢））

■霞堤地区遊水地

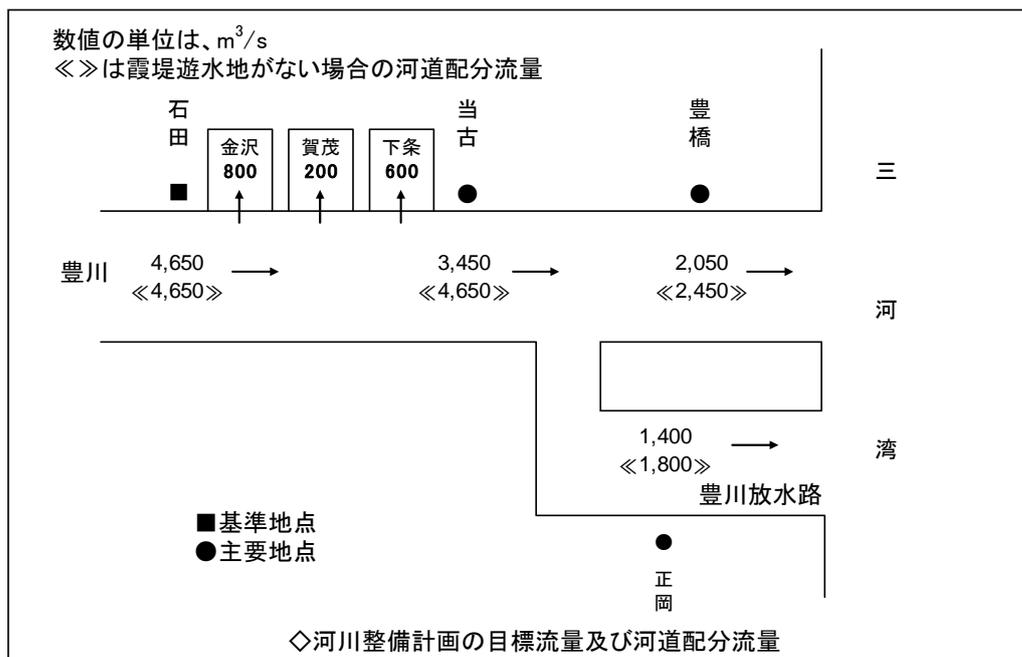


■霞堤地区遊水地諸元

	面積	貯水容量
下条地区遊水地	約1.9km ²	約800万m ³
賀茂地区遊水地	約1.4km ²	約200万m ³
金沢地区遊水地	約1.6km ²	約800万m ³
合計	約4.9km ²	約1,800万m ³

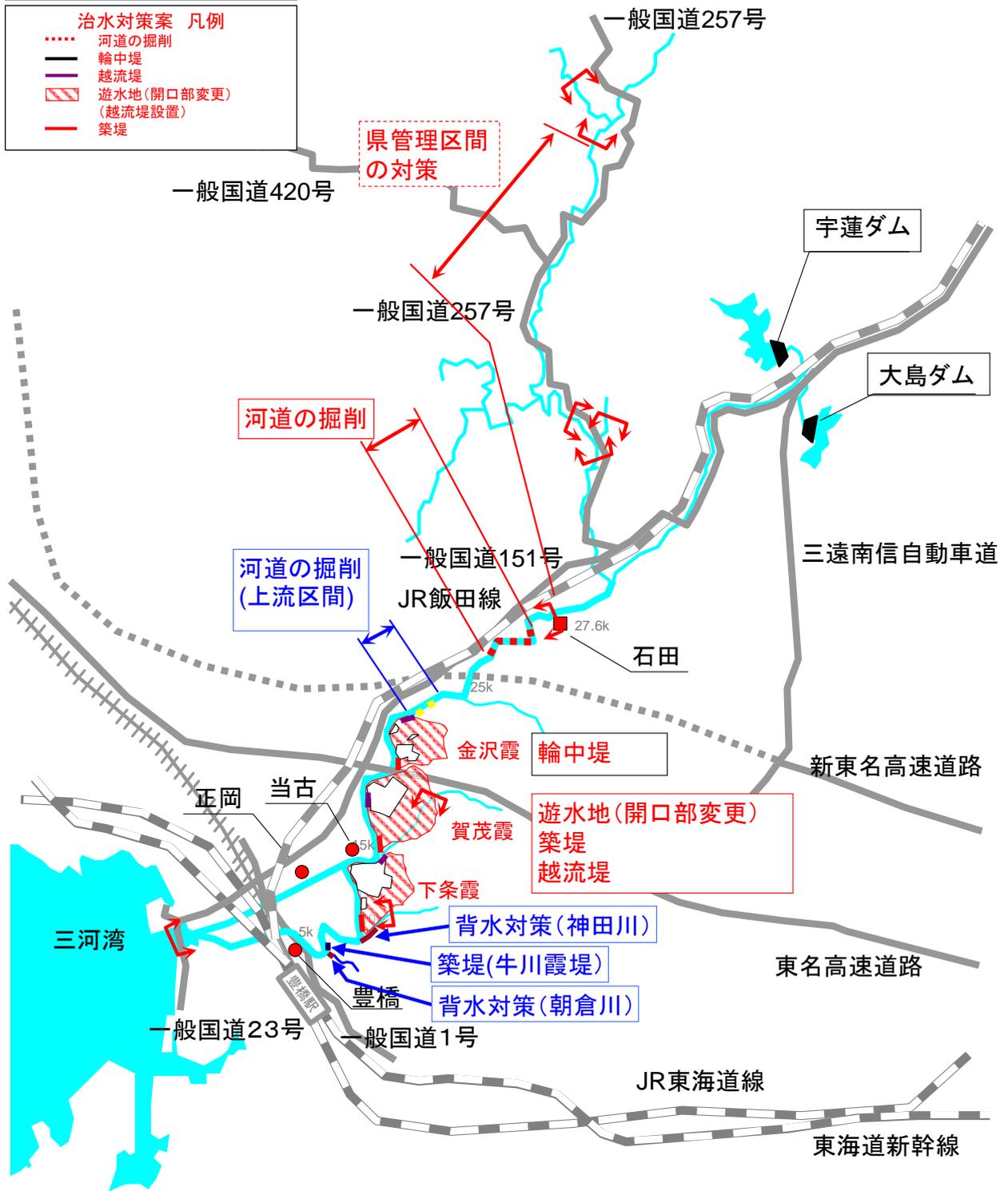
※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇概略位置図

- | 地点 凡例 | |
|----------|-----------------------|
| ■ | 基準地点 |
| ● | 主要地点 |
| ↔ | 国管理区間(含2条7号区間) |
| 整備計画 凡例 | |
| ⋯ | 河道の掘削 |
| — | 築堤 |
| — | 背水対策(支川) |
| 治水対策案 凡例 | |
| ⋯ | 河道の掘削 |
| — | 輪中堤 |
| — | 越流堤 |
| ▨ | 遊水地(開口部変更)
(越流堤設置) |
| — | 築堤 |



25) 治水対策案NO. 24 河道掘削+3霞堤遊水地(開口部変更)+ピロティ建築等

◇治水対策案の概要

- ・豊川に現存する霞堤地区を遊水地として整備し、下流河川の洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道掘削(高水敷掘削)を行い、河道内の水が流れる断面積を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・遊水地の新設に伴い、ピロティ建築等、用地補償等(地役権補償等)を実施する。

【治水対策案】

- 洪水調節施設
霞堤遊水地(下条、賀茂、金沢) 約4.9km²
- 河道改修
河道掘削(高水敷掘削) 約5万m³
樹木伐採 約15万m²
- 構造物
橋梁の改築等
- 流域対策
ピロティ建築等
- 県管理区間の対策
築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

【河川整備計画】

- 河道改修
河道掘削(高水敷掘削) 約35万m³
樹木伐採 約15万m²
築堤(牛川霞開口部) L=400m
背水対策(支川の築堤等) 朝倉川、神田川
- 構造物
-
- 流域対策
霞堤の存置(霞小堤(暫定堤)の設置 3箇所(下条、賀茂、金沢))

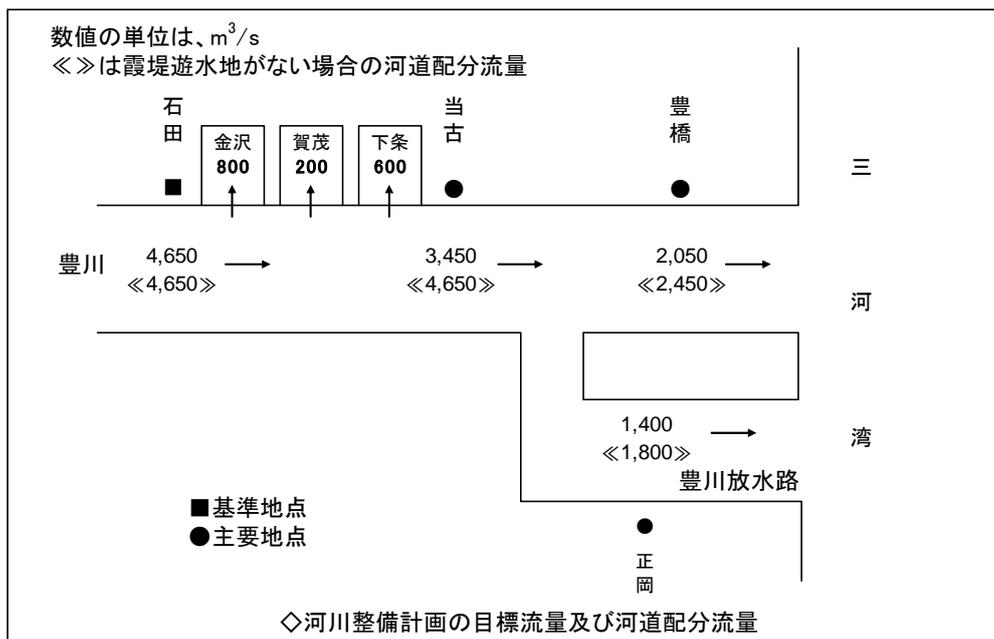
■霞堤地区遊水地



■霞堤地区遊水地諸元

	面積	貯水容量
下条地区遊水地	約1.9km ²	約800万m ³
賀茂地区遊水地	約1.4km ²	約200万m ³
金沢地区遊水地	約1.6km ²	約800万m ³
合計	約4.9km ²	約1,800万m ³

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

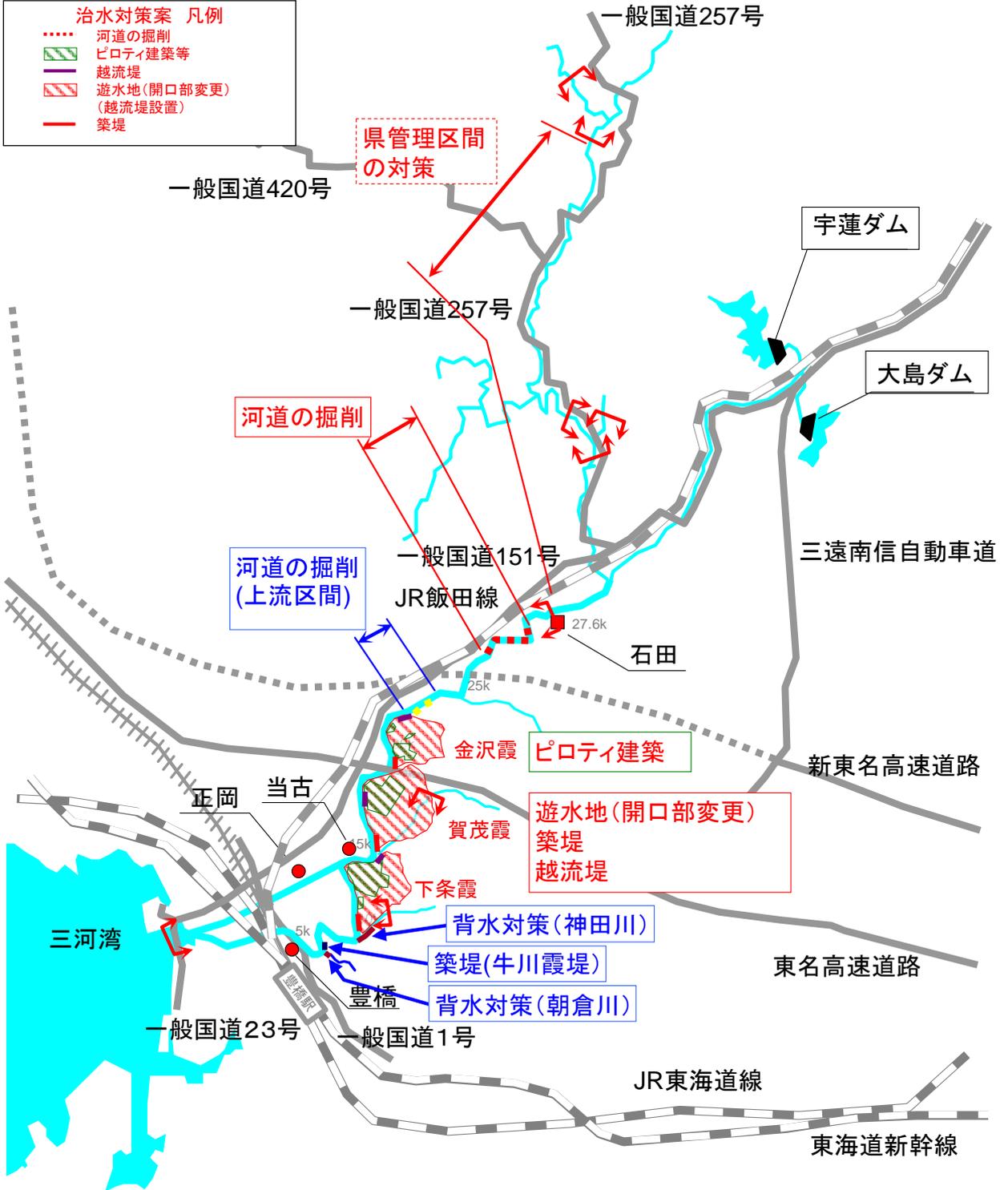


◇概略位置図

地点 凡例	
■	基準地点
●	主要地点
↔	国管理区間(含2条7号区間)

整備計画 凡例	
⋯⋯	河道の掘削
—	築堤
—	背水対策(支川)

治水対策案 凡例	
⋯⋯	河道の掘削
▨	ピロティ建築等
—	越流堤
▨	遊水地(開口部変更) (越流堤設置)
—	築堤



26) 治水対策案NO. 25 放水路（地下）+ 3霞堤の存置

◇治水対策案の概要

- ・牟呂松原頭首工付近に、放水路（設案ダム洪水調節量規模）を整備することにより、洪水を分流し、本川の洪水時のピーク流量を低減させ、河川の水位を低下させる。
- ・市街地への影響を極力軽減するために地下放水路で三河湾へ放水するルートとする。
- ・流入箇所及び排水箇所において用地の取得、家屋及び事業所の移転を実施する。
（地下トンネル部については国道等の地下を想定）

【治水対策案】

■河道改修

地下放水路（牟呂松原頭首工～三河湾） 約20.7km

■県管理区間の対策

築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

【河川整備計画】

■河道改修

河道掘削（高水敷掘削） 約 35万m³

樹木伐採 約 15万m²

築堤（牛川霞開口部） L=400m

背水対策（支川の築堤等） 朝倉川、神田川

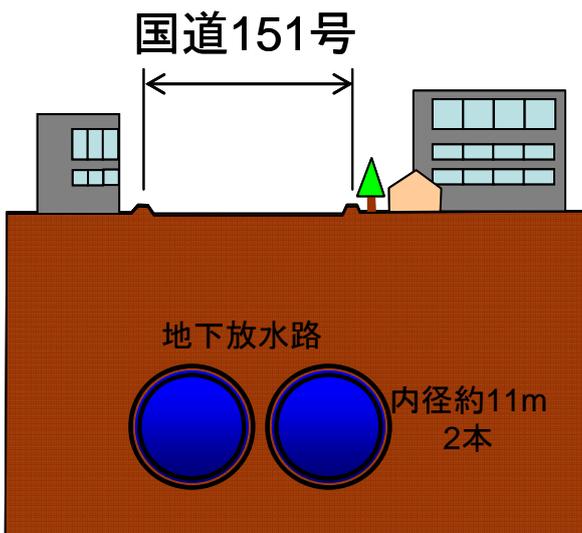
■構造物

—

■流域対策

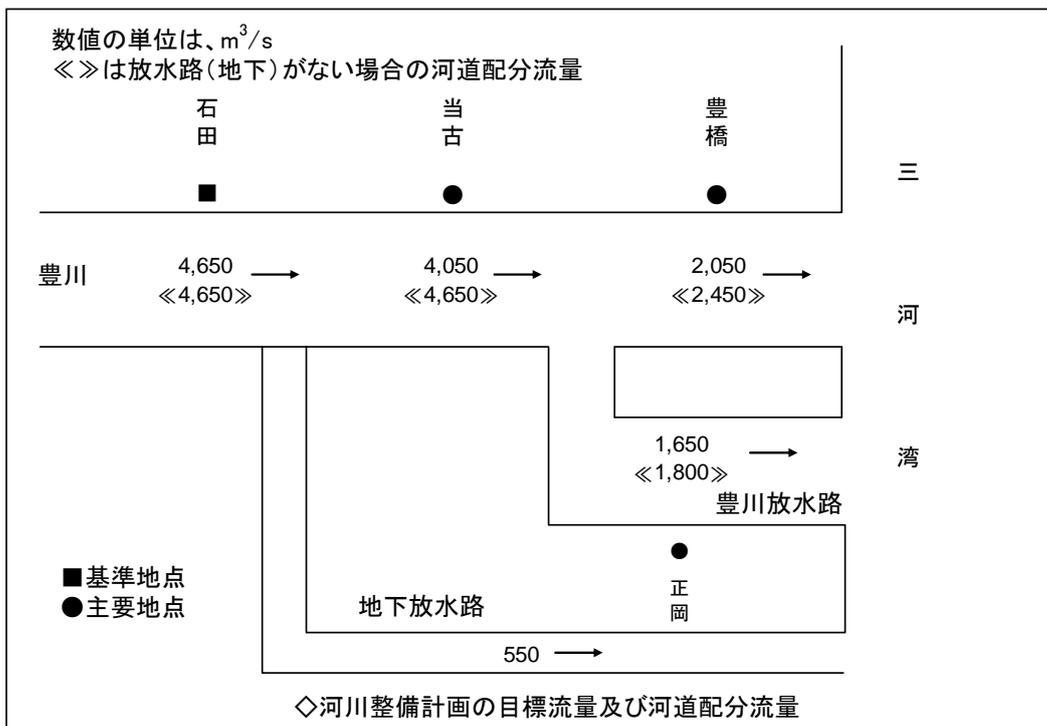
霞堤の存置（霞小堤（暫定堤）の設置
3箇所（下条、賀茂、金沢）

■放水路（地下）イメージ



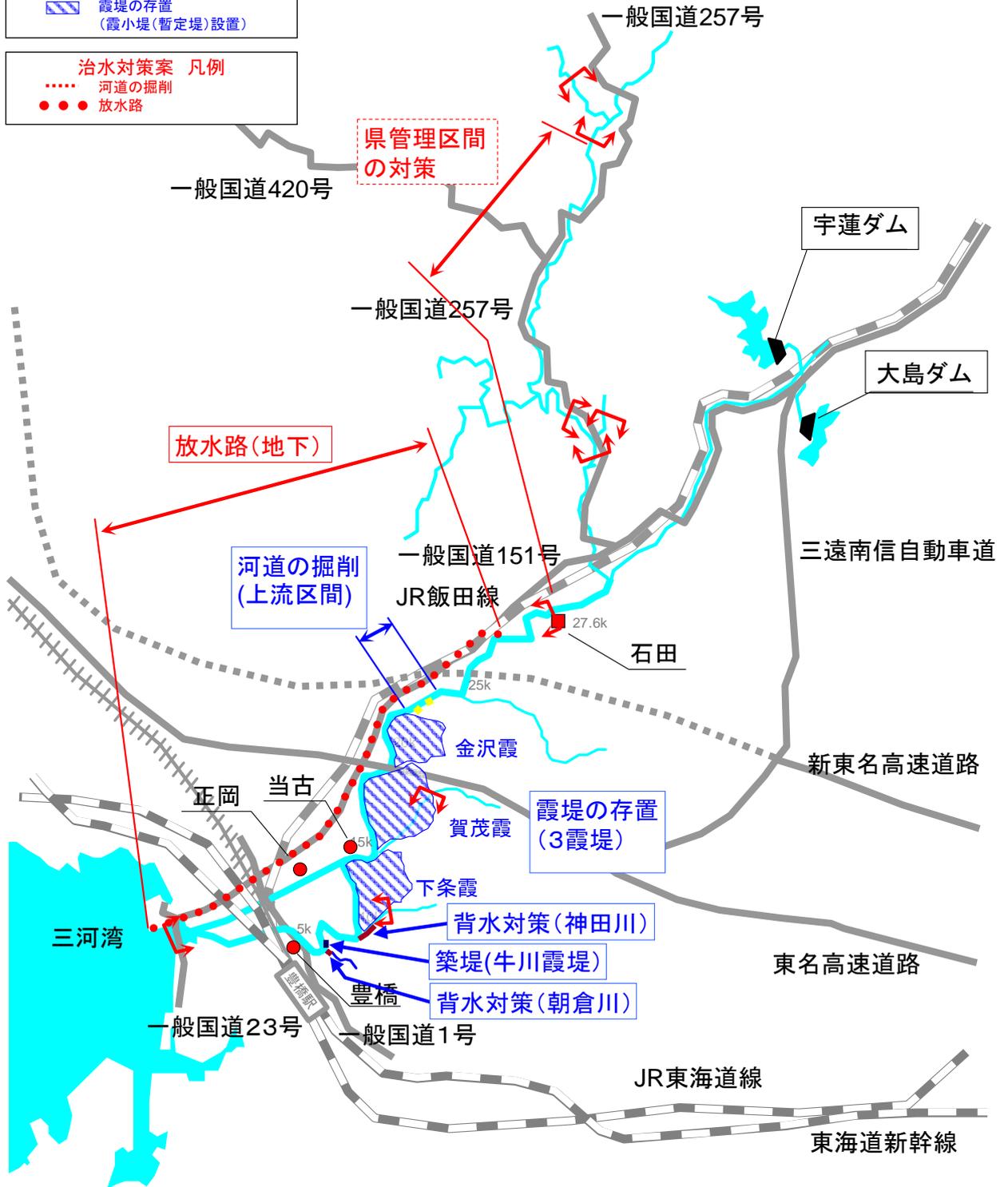
※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇概略位置図

- | 地点 凡例 | |
|----------|-----------------------|
| ■ | 基準地点 |
| ● | 主要地点 |
| ↔ | 国管理区間(含2条7号区間) |
| 整備計画 凡例 | |
| ⋯⋯ | 河道の掘削 |
| — | 築堤 |
| — | 背水対策(支川) |
| ▨ | 霞堤の存置
(霞小堤(暫定堤)設置) |
| 治水対策案 凡例 | |
| ⋯⋯ | 河道の掘削 |
| ● | 放水路 |



27) 治水対策案NO. 26 豊川放水路改築+河道掘削+3霞堤の存置

◇治水対策案の概要

- ・豊川放水路の分派量の増強(約200m³/s規模に対応する分派堰改築と河床掘削)を整備することにより、洪水を分流し、本川の洪水時のピーク流量を低減させ、河川の水位を低下させる。
- ・豊川放水路上流においては、河道掘削を行い河道内の水が流れる断面を拡大させて河川水位の低下を図る。
- ・流入箇所及び排水箇所において、用地の取得等を実施する。

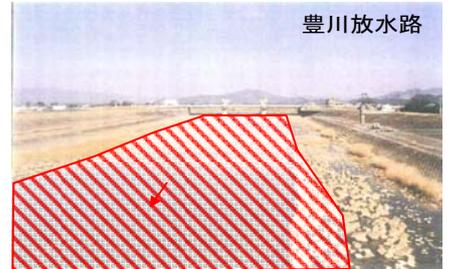
【治水対策案】

- 河道改修
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約100万m³
 - 河道掘削(河床掘削) 約30万m³
 - 樹木伐採 約40万m²
- 構造物
 - 分派堰改築
 - 橋梁の改築等
- 県管理区間の対策
 - 築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

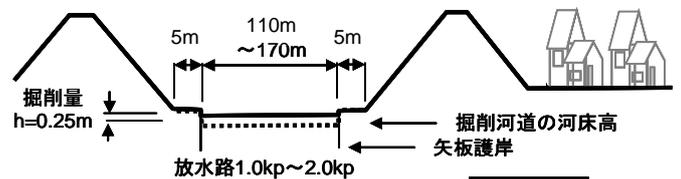
【河川整備計画】

- 河道改修
 - 河道掘削(高水敷掘削) 約35万m³
 - 樹木伐採 約15万m²
 - 築堤(牛川霞開口部) L=400m
 - 背水対策(支川の築堤等) 朝倉川、神田川
- 構造物
 -
- 流域対策
 - 霞堤の存置(霞小堤(暫定堤)の設置 3箇所(下条、賀茂、金沢))

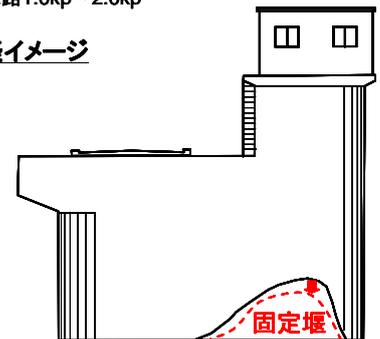
■状況写真



■放水路改築イメージ

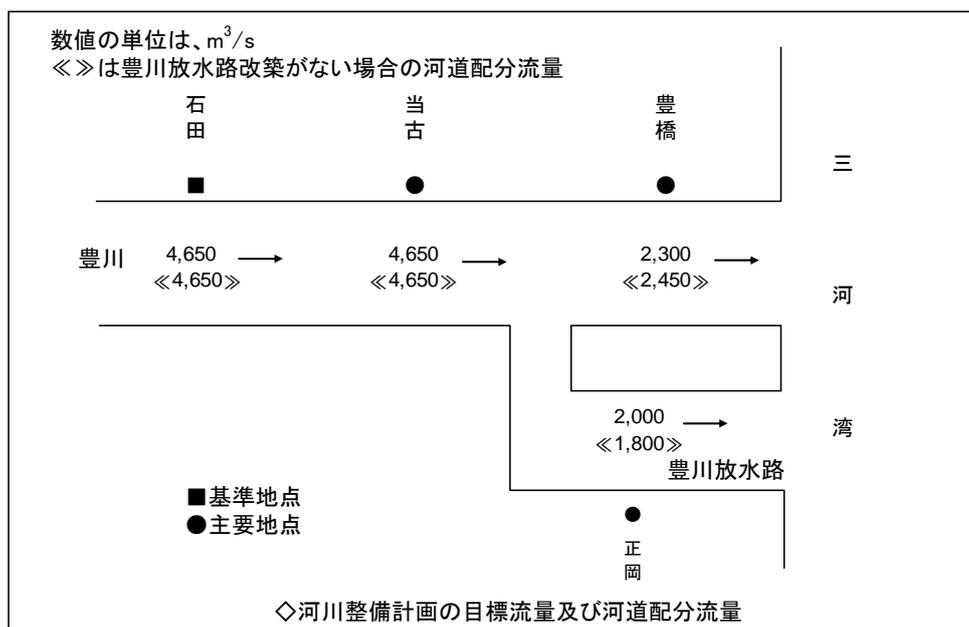


■分派堰改築イメージ



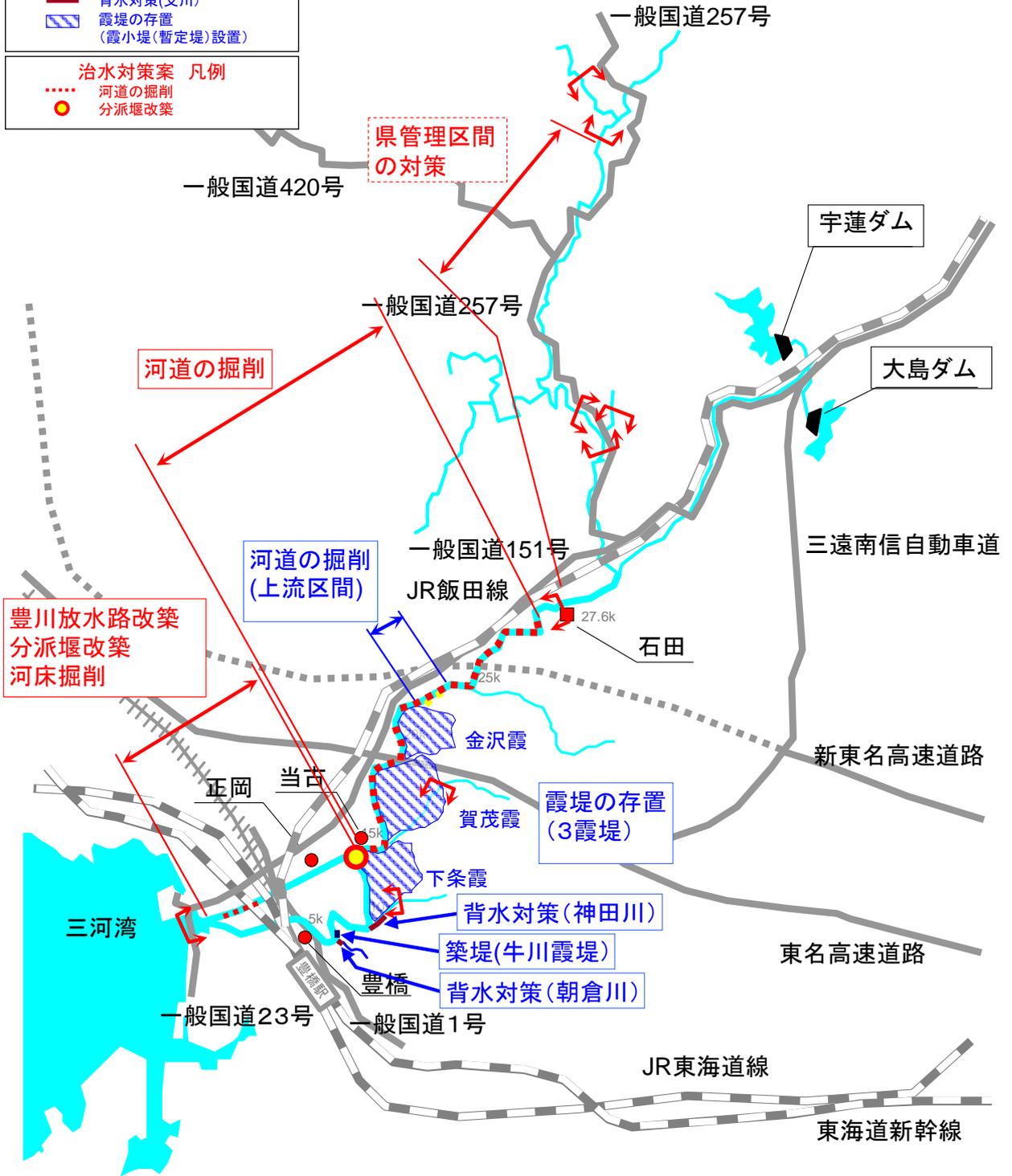
※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇概略位置図

地点 凡例	
■	基準地点
●	主要地点
↻	国管理区間(含2条7号区間)
整備計画 凡例	
⋯⋯	河道の掘削
—	築堤
—	背水対策(支川)
▨	霞堤の存置 (霞小堤(暫定堤)設置)
治水対策案 凡例	
⋯⋯	河道の掘削
●	分派堰改築



28) 治水対策案NO. 27 ダム（地下ダム）+ 3霞堤の存置

◇治水対策案の概要

- ・ダム（地下ダム）の建設、3霞堤の存置（下条、賀茂、金沢）により洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道改修（堤防整備、河道掘削（高水敷掘削）、背水対策（支川の築堤等））を実施し河道の流下能力を向上させ、目標流量を計画高水以下でほぼ安全に流下させる。
- ・ダムの建設に伴い、用地買収等を実施する。

【治水対策案】

- 洪水調節施設
ダム（地下ダム）
- 県管理区間の対策
築堤、国道のかさ上げ、橋梁の改築等

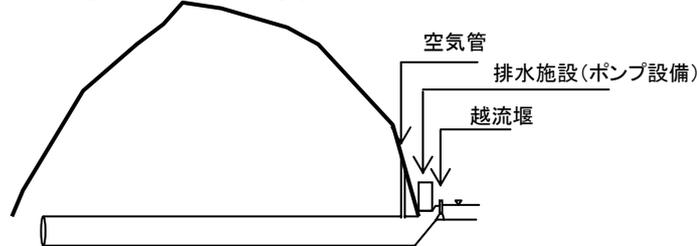
【河川整備計画】

- 河道改修
 - 河道掘削（高水敷掘削） 約 35万^m³
 - 樹木伐採 約 15万^m²
 - 築堤（牛川霞開口部） L=400m
 - 背水対策（支川の築堤等） 朝倉川、神田川
- 構造物
—
- 流域対策
霞堤の存置（霞小堤（暫定堤）の設置
3箇所（下条、賀茂、金沢））

■状況写真（設案ダム建設地点）



■地下ダムイメージ図

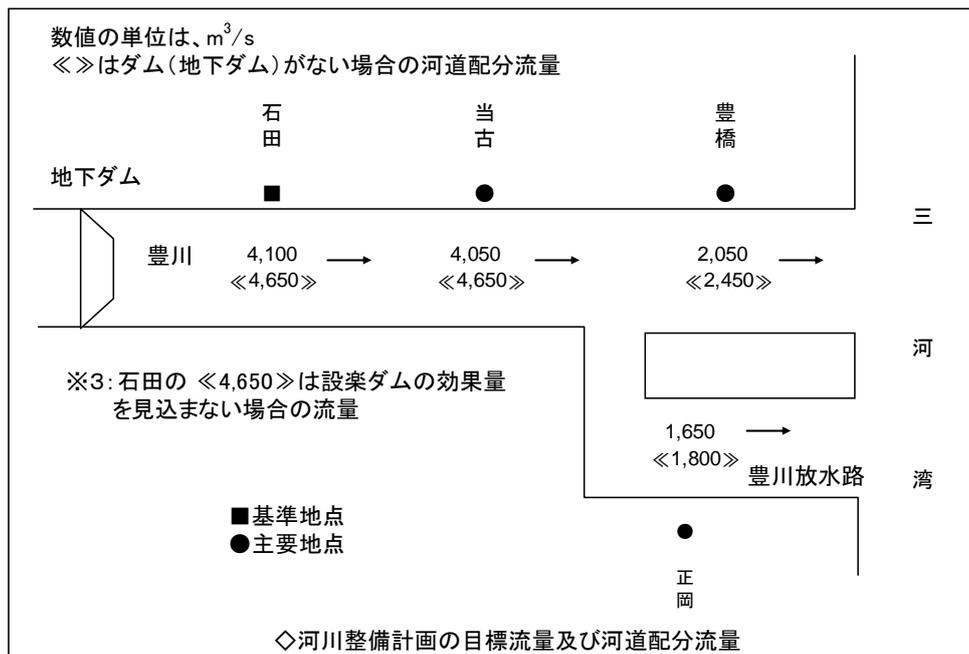


■推定可能貯留容量等

	数量
地下ダム	1,900万 ^m ³

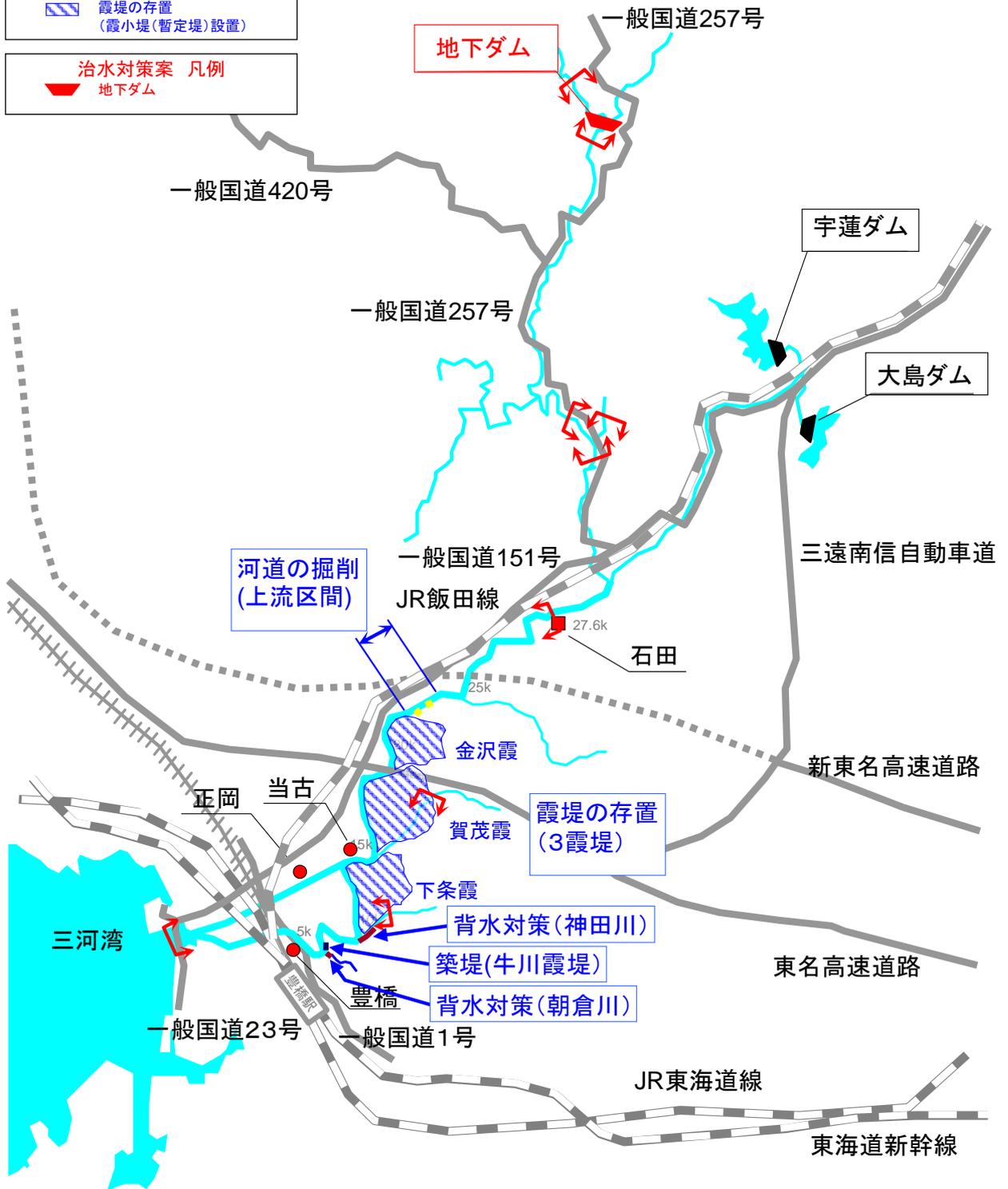
※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価に使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇概略位置図

- | 地点 凡例 | |
|-------|----------------|
| ■ | 基準地点 |
| ● | 主要地点 |
| ↻ | 国管理区間(含2条7号区間) |
-
- | 整備計画 凡例 | |
|---------|-----------------------|
| ⋯⋯ | 河道の掘削 |
| — | 築堤 |
| — | 背水対策(支川) |
| ▨ | 霞堤の存置
(霞小堤(暫定堤)設置) |
-
- | 治水対策案 凡例 | |
|----------|------|
| ▾ | 地下ダム |



4.2.4 概略評価による治水対策案の抽出

(1) 概略評価による治水対策案抽出の考え方

4.2.3.3 に示した治水対策案27案について、検証要領細目(P13)に示されている「②概略評価による治水対策案の抽出」に基づき、次の方針により概略評価を行い、評価軸毎の評価を行う治水対策案を抽出する。

【参考：検証要領細目より抜粋】

②概略評価による治水対策案の抽出

多くの治水対策案を立案した場合には、概略評価を行い、1)に定める手法で治水対策案を除いたり（棄却）、2)に定める手法で治水対策案を抽出したり（代表化）することによって、2～5案程度を抽出する。

1) 次の例のように、評価軸で概略的に評価（この場合、必ずしも全ての評価軸で評価を行う必要はない）すると、一つ以上の評価軸に関して、明らかに不適当と考えられる結果となる場合、当該治水対策案を除くこととする。

- イ) 制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる案
- ロ) 治水上の効果が極めて小さいと考えられる案
- ハ) コストが極めて高いと考えられる案

なお、この段階において不適当とする治水対策案については、不適当とする理由を明示することとし、該当する評価軸については可能な範囲で定量化し示す。

2) 同類の治水対策案がある場合は、それらの中で比較し最も妥当と考えられるものを抽出する。例えば、遊水地の適地が多くあって、複数の案が考えられるような場合、最も妥当と考えられる案を抽出する。この例の場合、効果が同じであるならば、移転補償家屋数、コスト等について定量的な検討を行い、比較することが考えられる。

① 安全度^{※1}、コスト^{※2}、実現性（制度上、技術上の観点）の評価軸において1つ以上の評価軸について明らかに不適当な項目を持つ案を棄却する。

※1：河道整備計画レベルの目標流量（戦後最大洪水）をほぼ全川で安全に流下できるか

※2：完成までに要する費用と既存河川管理施設の維持管理および対策案実施に伴い追加で必要となる50年分の維持管理費

② 表4.2.8に示した治水対策案27案について、以下の代表的（効果規模等）な方策別にグループ化し、各グループ内で総概算コストが優位である案を抽出する。

- 現計画：河川整備計画（設楽ダム、河道改修及び霞小堤の設置による霞の被害軽減）
- グループ1：河道処理する対策案
 - ・河道掘削（治水対策案No. 1～4）、放水路（治水対策案No. 10、25、26）
- グループ2：堤防を整備する対策案
 - ・引堤、堤防のかさ上げ（治水対策案No. 5～9）

-
- グループ 3 : 流域を中心とした対策案
 - ・ 雨水貯留施設、雨水浸透施設、水田の保全（治水対策案No. 11～15）
 - グループ 4 : ダムの有効活用をする対策案
 - ・ 宇連ダム、大島ダムのかさ上げ（治水対策案No. 16～21）
 - グループ 5 : 計画遊水地等の貯留施設を整備する対策案
 - ・ 旧東上地区遊水地、3霞遊水地（治水対策案No. 22～24）、地下ダム（治水対策案No. 27）

(2) 各対策案の概略評価

各対策案の概略評価は次に示すとおりである。

1) 現計画

- ・ 建設合意、損失補償の妥結が既に終わっており、制度上の問題はない。
- ・ 現計画に対して、「40年近くの歳月を費やした地元住民の苦渋決断があり、早期に完成してほしい」、「ダムを作る必要はない」等様々な意見を頂いた。

表 4.2.9 概略評価の結果（現計画）

治水対策案		安全度(被害軽減効果)		実現性	(参考)
<p>主要な事業内容</p>	<p>対策の内容</p>	<p>・河川整備計画レベルの目標に対して安全を確保できるか ・効果が極めて小さいと考えられる案か</p>	<p>総概算コスト(億円)</p>	<p>・制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・技術上の観点から実現性の見通しはどうか 等</p>	<p>いただいた意見 ※ (○検討の場、●パブリックコメント)</p>
<p>現計画(設楽ダム)</p>	<p>整備計画(設楽ダム+河道改修+霞堤の存置)</p>	<p>整備計画目標流量をほぼ全川にわたって安全に流すことができる。霞堤は、牛川霞堤締切とあわせ下条、賀茂、金沢の霞堤地区の浸水頻度を 1/3~1/4から1/10程度に軽減できる。</p>	<p>約1,200</p>	<p>・現行法制度で手続き対応可能(損失補償基準妥結及び建設同意に関する調印(H21.2.5)) ・技術上実現可能(基本計画告示(H20.10.27))</p>	<p>○40年近くの歳月を費やして設楽ダム着工となった。設楽町の水没住民の方々の苦渋の決断の結果をよく考えてほしい。(設楽町) ○対策案の河道掘削、樹木群の伐採は、豊川水系河川整備計画の中でうたわれている「河道内の樹木群の保全という目標」について十分配慮した評価をお願いしたい。(愛知県) ●ダム等の巨大人工構造物に依存する河川政策から脱却し、氾濫許容型治水へと転換すべきである。 ●現実可能な現計画ですすめてもらいたい。 ●設楽ダムの効果は、堤防の余裕高内で十分処理できる程度のものでしかない。 ●ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。 ●ダム予定地の山林で300haの伐採を行えば、山の砂は流れて堆砂が早まる。 ●設楽ダムは豊川の治水・利水についてどの対策が最良かを検討して来た結果、ダムによる対策が最良との結論で事業を進めて来たものです。政権が変わったからと云って、事業の継続性を無視したやり方には怒りさえ覚えます。 ダム建設予定地の設楽町としても長期間の議論の末、必要性を認め建設について苦渋の選択をしたと思います。それが見直しとは？と言った心境ではないでしょうか。 ●現在進めている多目的ダム並びに河道改修、霞堤3箇所存置方式が合理的・経済的であり、現実性が高い。 事業の推進に当たっては引き続きその都度経済性・環境への影響等を十分点検しながら着実に実施する必要がある。 ●設楽ダムは下流受益者から建設が熱望され、地元及び水没等地権者の皆さんもその要望に応えるべく長年討議検討の末、苦汁の決断をし建設同意したダムです。近年は地元住民の同意なくしては事業は出来ません、やっと同意したダムを初めから見直すなんて、住民を無視した方策です。 ●治水・利水・環境の総合的な視点から長年、地域において議論され合意形成が図られた現計画が最も実現可能性があり合理的である。</p>

※ 検討の場及びパブリックコメントでいただいた代表的な意見を抽出して記載。

2) グループ1 (河道処理する対策案) からの抽出

- ・治水対策案 No. 1 は、霞堤が有する機能を最大限活用するために、既存4霞堤を存置する案であるが、牛川霞堤については、下流からの河川改修の進展により、締め切っても弊害が発生しない状況にあることから、洪水貯留効果は極めて小さいと見込まれる。牛川霞堤を存置した場合、牛川霞堤地区の浸水頻度は整備計画よりも増加する。
- ・治水対策案 No. 2～26 は、安全度、実現性について不適当な案ではない。
- ・パブリックコメントで頂いた新たな治水対策案 No. 25 の総概算コストは現計画に比べて極めて高いため棄却する。
- ・No. 25, No. 26 以外の案に対して、「掘削残土を運搬するダンプが数分毎に市街地を通過することは、市民生活や産業活動への影響が大きい」、「河道掘削、樹木群の伐採は、河川整備計画でうたわれている“河道内の樹木群の保全”という目標について十分配慮してほしい」等様々な意見を頂いた。
- ・このうち、捷水路・輪中堤・ピロティ建築等を含む案は、地域の分断や洪水時の孤立といった問題が懸念されること、牛川霞堤の貯留効果が小さいこと等を考慮する。これらの特徴を踏まえた上で、総概算コストで優位である治水対策案 No. 2、No. 26 を抽出する。

表 4.2.10 概略評価の結果（グループ1：河道処理する対策案）

グループ1

治水対策案		対策の内容	安全度(被害軽減効果) ・河川整備計画レベルの目標に対して安全を確保できるか ・効果が極めて小さいと考えられる案か	コスト		実現性 ・制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・技術上の観点から実現性の見通しはどうか 等	最も妥当とする案	(参考) いただいた意見※ (○検討の場、●パブリックコメント)
主要な事業内容	対策案 No.			総概算コスト(億円)	コストが極めて高い			
河道処理 (河道掘削、放水路)	1	河道掘削+4霞堤存置	現計画案と同程度の安全を確保できる。下条、賀茂、金沢の霞堤の浸水頻度を現計画と同程度に低減できる。牛川霞堤については、下流からの河川改修の進展により、締め切っても弊害が発生しない状況にあることから、洪水貯留効果は極めて小さいと見込まれる。牛川霞堤を存置した場合、牛川霞堤地区の浸水頻度は現計画よりも増加する。	約1,200	—	・現行法制度上の問題はない ・技術上の問題はない ・牛川霞堤について土地所有者の理解を得る必要がある		○対策案の河道掘削、樹木群の伐採は、豊川水系河川整備計画の中でうたわれている「河道内の樹木群の保全という目標」について十分配慮した検討をお願いしたい。(愛知県) ○治水対策案の中の河道掘削案が、最大で180万m ³ ほどの掘削が必要というのは、その処理も考えると膨大な量だと思ふ(愛知県)
	2	河道掘削+3霞堤存置	現計画案と同程度の安全を確保できる。霞堤は、牛川霞堤締切とあわせ下条、賀茂、金沢の霞堤の浸水頻度を現計画と同程度に低減できる。	約1,200	—	・現行法制度上の問題はない ・技術上の問題はない	○	○河道を掘削する案においては、豊川の豊かな自然環境や豊川流域に生息する動植物の生態系がどの程度損なわれるのかの検証が必要であると考えます。また、掘削残土の処分地の選定や処分方法を定めることが困難であると考えます。 さらに、掘削残土を運搬するダンプが数分毎に市街地を通過とありますが、豊橋市内は現在でも国道1号線をはじめとして交通渋滞が多発しており、更なる交通渋滞は市民生活だけでなく、産業活動にも多大な影響を及ぼすため、それらの対策費を計上していただきたいと考えます。(豊橋市)
	3	河道掘削+3霞堤遊水地+輪中堤	現計画案と同程度の安全を確保できる。霞堤は、地役権補償により遊水地化するため、積極的な活用により下条、賀茂、金沢の霞堤の浸水頻度は、現計画より多くなる。	約1,400	—	・現行法制度上の問題はない ・技術上の問題はない ・土地所有者の意向確認が必要		○河道を掘削する案においては、豊川の豊かな自然環境や豊川流域に生息する動植物の生態系がどの程度損なわれるのかの検証が必要であると考えます。また、掘削残土の処分地の選定や処分方法を定めることが困難であると考えます。 さらに、掘削残土を運搬するダンプが数分毎に市街地を通過とありますが、豊橋市内は現在でも国道1号線をはじめとして交通渋滞が多発しており、更なる交通渋滞は市民生活だけでなく、産業活動にも多大な影響を及ぼすため、それらの対策費を計上していただきたいと考えます。(豊橋市)
	4	河道掘削+3霞堤遊水地+ピロティ建築	同上	約1,400	—	同上	同上	○浸水でたいへん悩んでいる霞地区の方々がいるという現実がある。ピロティ建築にすれば浸からないだとか、輪中にすれば大丈夫だといっても浸かっている間に地域間が分断されたり、ピロティ建築は高齢者にとって暮らしにくい家という場合がある。(豊橋市)
	10	放水路+3霞堤存置	現計画案と同程度の安全を確保できる。霞堤は、牛川霞堤締切とあわせ下条、賀茂、金沢の霞堤の浸水頻度を、現計画と同程度に低減できる。	約1,700	—	同上	同上	●治水：松原用水頭首工付近から、国道151の下に放水路(大口径地下トンネル)を掘り、三河湾に直接放流する案。 ●放水路の能力アップ。 ●治水①：捷水路を洪水時だけでなく、改修時のバイパス水路として利用できれば、安全面、管理面ともよくなるのかなと思ふ。 ●対策可能と思われる案は①、②(河道掘削した大量の土砂処理の課題は有る)。 ●霞における洪水の滞留時間は長くて1日程度であり現霞及び旧霞の洪水調節機能は最大限活用する。 現・旧霞の極度な宅地化は進んでいないので早めの計画決定が必要。 ●河道掘削等は何年間かの繰り返しを要し、堂々巡りで隙がなく、根本的な解決策とは言いがたく、費用、期間等からも万全作とは考えにくい。
	25	放水路(地下)+3霞堤存置	同上	約5,200	棄却	・現行法制度の問題はない ・技術上の問題はない		●治水②：捷水路を洪水時だけでなく、改修時のバイパス水路として利用できれば、安全面、管理面ともよくなるのかなと思ふ。 ●対策可能と思われる案は①、②(河道掘削した大量の土砂処理の課題は有る)。 ●霞における洪水の滞留時間は長くて1日程度であり現霞及び旧霞の洪水調節機能は最大限活用する。 現・旧霞の極度な宅地化は進んでいないので早めの計画決定が必要。 ●河道掘削等は何年間かの繰り返しを要し、堂々巡りで隙がなく、根本的な解決策とは言いがたく、費用、期間等からも万全作とは考えにくい。
	26	豊川放水路改築+河道掘削+3霞堤存置	同上	約1,200	—	同上	同上	●治水②：捷水路を洪水時だけでなく、改修時のバイパス水路として利用できれば、安全面、管理面ともよくなるのかなと思ふ。 ●対策可能と思われる案は①、②(河道掘削した大量の土砂処理の課題は有る)。 ●霞における洪水の滞留時間は長くて1日程度であり現霞及び旧霞の洪水調節機能は最大限活用する。 現・旧霞の極度な宅地化は進んでいないので早めの計画決定が必要。 ●河道掘削等は何年間かの繰り返しを要し、堂々巡りで隙がなく、根本的な解決策とは言いがたく、費用、期間等からも万全作とは考えにくい。

※ 検討の場及びパブリックコメントでいただいた代表的な意見を抽出して記載。

3) グループ2 (堤防を整備する対策案) からの抽出

- ・ いずれの治水対策案も、安全度、実現性について不適當な案ではない。
- ・ これらの案に対して、「多大な土地の取得、家屋移転が伴うと共に、超過洪水により破堤した場合の被害リスクが大きくなり、社会的影響が大きい」、「優良農地に対する用地買収は地権者同意が困難」、「決壊しない、決壊しづらい堤防を検証の対象に加えるべき」等様々な意見を頂いた。
- ・ このうち、輪中堤・ピロティ建築等を含む案は、地域の分断や洪水時の孤立といった問題が懸念されること等を考慮する。これらの特徴を踏まえた上で、総概算コストで優位である治水対策案 No. 5 を抽出する。

表 4.2.11 概略評価の結果（グループ2：堤防を整備する対策案）

グループ2

治水対策案		対策の内容	安全性(被害軽減効果)	コスト		実現性	最も妥当とする案	(参考) いただいた意見※ (○検討の場合、●パブリックコメント)
主要な事業内容	対策案No.		・河川整備計画レベルの目標に対して安全を確保できるか ・効果が極めて小さいと考えられる案か	総概算コスト(億円)	コストが極めて高い	・制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・技術上の観点から実現性の見通しはどうか 等		
引堤、堤防かさ上げ(堤防を改築)	5	引堤+河道掘削+霞堤の存置	現計画案と同程度の安全を確保できる。霞堤は、牛川霞堤締切とあわせ下条、賀茂、金沢の霞堤の浸水頻度を現計画と同程度に低減できる。	約1,500	—	・現行法制度上の問題はない ・技術上の問題はない ・土地所有者との補償協議が必要	○	○対策案の河道掘削、樹木群の伐採は、豊川水系河川整備計画の中でうたわれている「河道内の樹木群の保全という目標」について十分配慮した検討をお願いしたい。(愛知県) ○河道を掘削する案においては、豊川の豊かな自然環境や豊川流域に生息する動植物の生態系がどの程度損なわれるのかの検証が必要であると考えます。また、掘削残土の処分地の選定や処分方法を定めることが困難であると考えます。さらに、掘削残土を運搬するダンプが数分毎に市街地を通過とありますが、豊橋市内は現在でも国道1号線をはじめとして交通渋滞が多発しており、更なる交通渋滞は市民生活だけでなく、産業活動にも多大な影響を及ぼすため、それらの対策費を計上していただきたいと考えます。(豊橋市) ○治水に関する対策案の中で、河道掘削の手法が取り上げられていますが、本市は豊川の伏流水を豊津地区から取水しており、河道掘削等による河川状況等の変化により、安定した取水の確保が困難となる恐れがあります。(豊川市) ○引堤で対応する案は、優良農地に対する用地買収を伴うことから地権者からの同意を得ることが困難だと考えられます。また、橋梁7橋の架け替えが必要となることから、国道1号などの自動車交通をはじめ、地域交通に多大な影響を及ぼすことから、これらの対策費を計上していただきたいと考えます。(豊橋市) ○ダム以外の河道を対象とした案では、豊川へ流れる小さな支川の能力が十分でないということで、排水がなかなかできないという現実があり、いままでも数多くの浸水被害が発生している。小さな支川対策も必要である。特に、堤防のかさ上げ案では、合流している支川の内水氾濫が大きくなる(豊川市) ●決壊しない、しづらい堤防を検証の対象に加えるべき ●引き堤や堤防嵩上げは、多大な土地の取得、家屋移転が伴うと共に、超過洪水により破壊したときの被害リスクが大きくなり、社会的影響が大きい。 ●全ての案が整備計画の費用を上回っていることは問題があると思います。整備計画も含めて全ての案が霞堤を存置することになっています。この事は地域住民に永久的に負担を強いることになり問題が残るのではと危惧します。 ●実現可能なダム計画を含む現計画の早期実現を望むものであり、堤防かさ上げや引き堤は、水位上昇や橋の架け替えや土地の買収問題や住民個人個人の了解が必要となり完成まで多大な期間と多大な費用がかかる。国の財政や少子化を迎えて問題を先送ることは不適當である。
	6	引堤+河道掘削+3霞堤遊水地+輪中堤	現計画案と同程度の安全を確保できる。霞堤は、地役権補償により遊水地化するため、積極的な活用により下条、賀茂、金沢の霞堤の浸水頻度は、現計画より多くなる。	約1,800	—	同上		
	7	引堤+河道掘削+3霞堤遊水地+ピロティ建築	同上	約1,800	—	同上		
	8	堤防のかさ上げ+河道掘削+3霞堤遊水地+輪中堤	同上	約1,700	—	同上		
	9	堤防のかさ上げ+河道掘削+3霞堤遊水地+ピロティ建築	同上	約1,700	—	同上		

※ 検討の場合及びパブリックコメントでいただいた代表的な意見を抽出して記載。

4) グループ3（流域を中心とした対策案）からの抽出

- ・ いずれの治水対策案も、安全度、実現性について不適當な案ではない。
- ・ これらの案に対して、「雨水貯留・浸透施設は洪水ピーク時の低減に効果があるのか」、「水田所有者の高齢化の進展を考慮し支援方策が必要」、「公共施設の敷地を使った貯留施設を各所に設置してはどうか」等様々な意見を頂いた。
- ・ このうち雨水貯留、雨水浸透と比較して、水田保全の方が流域の上流から下流にかけて広く分布し、より多くの雨水を一時的に貯留出来ることにより河道掘削量を減らせること等を考慮する。これらの特徴を踏まえた上で、総概算コストで優位である治水対策案 No. 13 を抽出する。

表 4.2.12 概略評価の結果（グループ3：流域を中心とした対策案）

グループ3

治水対策案		対策の内容	安全度(被害軽減効果)	コスト		実現性	最も妥当とする案	(参考)
主要な事業内容	対策案 No.			総概算コスト(億円)	コストが極めて高い			
流域対策	11	河道掘削＋霞堤の存置＋雨水貯留	現計画案と同程度の安全を確保できる。霞堤は、牛川霞堤締切とあわせ下条、賀茂、金沢の霞堤の冠水頻度を整備計画と同程度に低減できる。	約1,300	－	・現行法制度上の問題はない ・技術上の問題はない ・住民、公園管理者、学校等の協力が必要		○対策案の河道掘削、樹木群の伐採は、豊川水系河川整備計画の中でうたわれている「河道内の樹木群の保全という目標」について十分配慮した検討をお願いしたい。(愛知県) ○河道を掘削する案においては、豊川の豊かな自然環境や豊川流域に生息する動植物の生態系がどの程度損なわれるのかの検証が必要であると考えます。また、掘削残土の処分地の選定や処分方法を定めることが困難であると考えます。さらに、掘削残土を運搬するダンプが数分毎に市街地を通過とありますが、豊橋市内は現在でも国道1号線をはじめとして交通渋滞が多発しており、更なる交通渋滞は市民生活だけでなく、産業活動にも多大な影響を及ぼすため、それらの対策費を計上していただきたいと考えます。(豊橋市) ○水田や家庭や家庭での貯留・浸透についての趣旨は理解できますが、昭和44年のような大雨が降った場合には、初期段階で満タンになって肝心な時には貯められないということも考えられます。確実性などをしっかりチェックすべきだと考えます。(豊橋市) ●整備計画に基づいた対策を実施することが最良と考えます。整備計画に追加して、公共施設(用地買収を伴わない)の敷地を使った貯留施設を各所に設置してはどうか。 ●⑬水田保全案も地域農業保全の観点から、有効案と思いますが、今後の高齢化進展を考えると、土地所有者の理解と管理への支援方策の連携が重要と考えます。 ●雨水貯留施設・浸透施設は、洪水ピーク時の低減に期待される効果が発揮できるか疑問。 ●対策案のうち、雨水貯留施設は計画論になじむのか、
	12	河道掘削＋霞堤の存置＋雨水浸透	同上	約1,300	－	同上		
	13	河道掘削＋霞堤の存置＋水田の保全	同上	約1,200	－	・現行法制度上の問題はない ・技術上の問題はない ・水田所有者の協力が必要	○	
	14	河道掘削＋霞堤の存置＋雨水貯留＋雨水浸透	同上	約1,400	－	・現行法制度上の問題はない ・技術上の問題はない ・住民、公園管理者、学校等の協力が必要		
	15	河道掘削＋霞堤の存置＋雨水貯留＋雨水浸透＋水田の保全	同上	約1,500	－	・現行法制度上の問題はない ・技術上の問題はない ・住民、公園管理者、学校、水田所有者等の協力が必要		

※ 検討の場及びパブリックコメントでいただいた代表的な意見を抽出して記載。

5) グループ4 (ダムの有効活用をする対策案) からの抽出

- ・ いずれの治水対策案も、安全度、実現性について不適當な案ではない。
- ・ これらの案に対して、「ダムの再開発は膨大なコストがかかり、周辺環境に多大な影響を及ぼすことが懸念される」、「環境影響評価を新たに実施すべき」、「既設ダムによる分散は洪水のリスクが少ない」等様々な意見を頂いた。
- ・ このうち輪中堤・ピロティ建築等を含む案は、地域の分断や洪水時の孤立といった問題が懸念される。また、引堤を含む案は家屋移転も必要になること等を考慮する。これらの特徴を踏まえた上で、総概算コストで優位である治水対策案 No. 16 を抽出する。

表 4.2.13 概略評価の結果（グループ4：ダムの有効活用をする対策案）

グループ4

治水対策案		対策の内容	安全度(被害軽減効果)	コスト		実現性	最も妥当とする案	(参考) いただいた意見 ※ (○検討の場合、●パブリックコメント)
主要な事業内容	対策案 No.		・河川整備計画レベルの目標に対して安全を確保できるか ・効果が極めて小さいと考えられる案か	総概算コスト(億円)	コストが極めて高い	・制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・技術上の観点から実現性の見通しはどうか 等		
ダムの有効活用	16	ダムの有効活用+河道掘削+霞堤の存置	現計画案と同程度の安全を確保できる。霞堤は、牛川霞堤締切とあわせ下条、賀茂、金沢の霞堤の浸水頻度を現計画と同程度に低減できる。	約1,800	—	・現行法制度上の問題はない ・技術上の問題はない ・ダム管理者との協議が必要	○	<p>○対策案の河道掘削、樹木群の伐採は、豊川水系河川整備計画の中でうたわれている「河道内の樹木群の保全という目標」について十分配慮した検討をお願いしたい。(愛知県)</p> <p>○河道を掘削する案においては、豊川の豊かな自然環境や豊川流域に生息する動植物の生態系がどの程度損なわれるのかの検証が必要であると考えます。また、掘削残土の処分地の選定や処分方法を決めることが困難であると考えます。さらに、掘削残土を運搬するダンブが数分毎に市街地を通過とありますが、豊橋市内は現在でも国道1号線をはじめとして交通渋滞が多発しており、更なる交通渋滞は市民生活だけでなく、産業活動にも多大な影響を及ぼすため、それらの対策費を計上していただきたいと考えます。(豊橋市)</p> <p>○宇連ダム、大島ダムの再開発は、膨大なコストがかかること、周辺環境に多大な影響を及ぼすことが懸念されており、今後、新たに環境影響調査が必要となることから現実的には困難だと考えます。(豊橋市)</p> <p>●中流部にある寒狭川頭首工などの農業用ダム(頭首工)や中電の発電ダムなどの既存施設の活用(用途の多様化や嵩上げなど)は検討案にどうですか？</p> <p>●設案ダム、宇連ダム、大島ダムの3ダムを統合管理し、治水、利水、流水の正常な機能の維持を図るようにはできないのかの検討をお願いしたい。</p> <p>●16～21既ダムの有効利用を考えるのなら分散した方が洪水のリスクが少ない。</p> <p>●設案ダムのCA:62.2km²、宇連ダムCA:26.26km²、大島ダムCA:18.3km²とCAが設案ダムと再開発ダムでは1.4倍となり洪水調節容量も下流への効果を見込んだ場合再開発ダムでは設案ダムでの必要容量より大となると思われる。又、既設ダム嵩上げは新設ダムと同程度のコストが必要となり、非常に高いものとなるから豊川の場合不相当。※CA(catchment area)流域面積のこと</p> <p>●ダムのかさ上げを含む対策は「ダムに頼る」ことには変わりはなく、もともとの考え方に反する。</p> <p>●ダムのかさ上げをするにしても、宇連ダム、大島ダムの両ダム、河川改修など、大幅に工事は必要になるため設案ダムの建設でまとめた工事をして頂いた方が効率的だと思います。</p>
	17	ダムの有効活用+河道掘削+3霞堤遊水地+輪中堤	現計画案と同程度の安全を確保できる。霞堤は、地役権補償により遊水地化するため、積極的な活用により下条、賀茂、金沢の霞堤の浸水頻度は、現計画より多くなる。	約2,200	—	同上		
	18	ダムの有効活用+河道掘削+3霞堤遊水地+ピロティ建築	同上	約2,200	—	同上		
	19	ダムの有効活用+引堤+霞堤の存置	現計画案と同程度の安全を確保できる。霞堤は、牛川霞堤締切とあわせ下条、賀茂、金沢の霞堤の浸水頻度を現計画と同程度に低減できる。	約2,300	—	同上		
	20	ダムの有効活用+堤防のかさ上げ+3霞堤遊水地+輪中堤	現計画案と同程度の安全を確保できる。霞堤は、地役権補償により遊水地化するため、積極的な活用により下条、賀茂、金沢の霞堤の浸水頻度は、現計画より多くなる。	約2,400	—	同上		
	21	ダムの有効活用+堤防のかさ上げ+3霞堤遊水地+ピロティ建築	同上	約2,400	—	同上		

※ 検討の場合及びパブリックコメントでいただいた代表的な意見を抽出して記載。

6) グループ5 (計画遊水地等の貯留施設を整備する対策案) からの抽出

- ・いずれの治水対策案も、安全度、実現性について不適當な案ではない。
- ・パブリックコメントで頂いた新たな治水対策案 No. 27 は、現計画に比べて総概算コストが極めて高いため棄却する。
- ・No. 27 以外の案に対して、「降雨の初期、中期までに貯留及び浸透能が満杯となる可能性が大であり、大きな出水に対しての効果は見込めない」、「優良農地の維持・保全が損なわれることによる農業振興への影響を十分に踏まえる必要がある」、「東上地区の霞堤設置は、地域の崩壊を招く」等様々な意見を頂いた。
- ・このうち、No. 22 は優良農地の保全に課題がある。また、輪中堤・ピロティ建築等を含む案は、地域の分断や洪水時の孤立といった問題が懸念されること、新規遊水地を設置する案は土地所有者等の等を理解を得る必要があること等を考慮する。地域分断等の懸念事項は存在するものの、総概算コストで優位である治水対策案 No. 23 を抽出する。

表 4.2.14 概略評価の結果（グループ5：計画遊水地等の貯留施設を整備する対策案）

グループ5		治水対策案	対策の内容	安全度(被害軽減効果)	コスト		実現性	最も妥当とする案	(参考)
主要な事業内容	対策案 No.				総概算コスト(億円)	コストが極めて高い			
遊水地・地下ダム	22	旧東上露遊水地+河道掘削+霞堤の存置	現計画案と同程度の安全を確保できる。霞堤は、牛川霞堤締切とあわせ下条、賀茂、金沢の霞堤は現計画と同程度に低減できる。	約1,600	—	・現行法制度上の問題はない ・技術上の問題はない ・土地所有者との補償協議が必要	○	○対策案の河道掘削、樹木群の伐採は、豊川水系河川整備計画の中でうたわれている「河道内の樹木群の保全という目標」について十分配慮した検討をお願いしたい。(愛知県) ○河道を掘削する案においては、豊川の豊かな自然環境や豊川流域に生息する動植物の生態系がどの程度損なわれるのかの検証が必要であると考えます。また、掘削残土の処分地の選定や処分方法を決めることが困難であると考えます。さらに、掘削残土を運搬するダンプが数分毎に市街地を通過とありますが、豊橋市内は現在でも国道1号線をはじめとして交通渋滞が多発しており、更なる交通渋滞は市民生活だけでなく、産業活動にも多大な影響を及ぼすため、それらの対策費を計上していただきたいと考えます。(豊橋市) ○複数の対策案においては、地域を取りまく様々な環境に大きな影響を及ぼす恐れがある。霞堤を計画遊水地とする対策案を評価する際は、家屋ビロティ化などの建築条件の強化や、優良農地の維持・保全が損なわれることによる農業振興への影響、洪水後の地域環境の悪化など、負の要因を十分に踏まえる必要がある。(愛知県) ○霞堤地区の浸水を軽減、解消することは当地域としての悲願であり、各霞堤は将来的に締め切る前提で地元が堤防用地への協力等してきた経緯もあります。霞堤を遊水地にする代替案では、永久に霞を締め切ることができないこととなり、地域の思いと相反するため、受け入れがたい案となっています。(豊橋市) ○「霞堤」地区では堤防が不連続なため、それほど大きくない洪水でも浸水し、被害を被っています。洪水時に霞堤地区内に水が溢れることにより、上下流の水位上昇が小さくなることから、地元の人々は、自分たちは下流域のための被害者であるとの認識をしています。将来的には、右岸側と同様に本堤での築堤を切に望んでいますので、霞堤を遊水池にする対策案については、地元の意向と異なります。(豊川市) ○遊水池案の工期を30年としているが、とてもその工期で完成するのは難しいという感じがする。(豊川市) ○旧東上露の遊水池地化案では、全ての用地を買収し、掘削により洪水調整池容量を確保するとしていますが、90戸の家屋の移転と国道の付替えを必要としており、地元が長年かけて築きあげてきた安定した地域生活を破壊するものであり、到底認められるものではありません。(豊川市)	
	23	3霞堤遊水地(開口部変更)+河道掘削+輪中堤	現計画案と同程度の安全を確保できる。霞堤は、地役権補償により遊水池化するため、積極的な活用により下条、賀茂、金沢の霞堤の浸水頻度は、現計画より多くなる。	約1,500	—	・現行法制度上の問題はない ・技術上の問題はない ・土地所有者の意向確認が必要	○	●山の地下部に掘削して、流水の貯留空間を作る。(コスト及び掘削土処理の検討が必要) ●旧東上露の復活は検討の余地あり ●遊水池開口部変更は検討の余地なし ●治水対策案22(遊水池(旧東上露)+3霞堤存置) 何を今更の感がする。治水対策最優先の案で、非常に非現実的である。東上地区は、かつて、洪水に悩まされたが、堤防が出来たことにより安定してきた生活ができるようになった。それを再度元に戻すようなことには賛成できない。本対策案の実現には多大な犠牲がいられる。特に、東上地区の霞堤設置は、脈々と築き上げてきた本地域(東上)の破壊・崩落を招くものである。 ●対策案中、霞堤は本堤へ。バイパスや遊水池は非現実的で優良農地の放棄となる。等で反対です。 昭和44年の水害から、41年も経過しており、2年前にも増水し、下流からの「差し水」が、住居手前まできており、不安との闘いです。住民の生命・財産を守るのが国の役割とも考えており、作善義務を果たしてはいないと思います。川幅を広めるため、住居移転をした4軒の人の思いを無視しないでほしい。 ●施設対応が可能な地域は流域の中流域から下流域が大部と考えられ、山間部の流出量に対応できるのは少ないものと考えられる。又、降雨の初期、中期までに貯留及び浸透能が満杯になる可能性が大であり、大きな出水に対しての効果は見込めないと思われる。 ●④⑦⑨⑩21、24 宅地のかさ上げ・ビロティー建築で対応する案は、洪水時の孤立を助長するものであり、住民の理解が得られないばかりか、霞堤に住む住民に対する心理的不安を拭うことができない。 ●①から24全ての対策案には、霞堤を存置し金沢区を遊水池として活用する案ばかりで、区民の安心・安全な生活は保障されない。	
	24	3霞堤遊水地(開口部変更)+河道掘削+ピロティ建築	同上	約1,600	—	同上	同上	同上	
	27	地下ダム+河道掘削+3霞堤存置	現計画案と同程度の安全を確保できる。霞堤は、牛川霞堤締切とあわせ下条、賀茂、金沢の霞堤は現計画と同程度に低減できる。	8,100以上	棄却	・現行法制度上の問題はない ・技術上の問題はない			

※ 検討の場及びパブリックコメントでいただいた代表的な意見を抽出して記載。

7) 概略評価による治水対策案の抽出結果（まとめ）

- ・ 以上の結果を整理すると、治水対策案の概略評価の結果、コストが極めて高い、治水対策案No. 25、27を棄却する。
- ・ これにより各グループから抽出する案は、治水対策案No. 2、5、13、16、23、26の6案である。抽出結果と現計画の一覧表を表 4.2.15 及び表 4.2.16 に示す。
- ・ この現計画を含む7案について、目的別の総合評価を実施する。

表 4.2.15 概略評価による治水対策案の抽出結果

対策案No.、名称 総概算コスト 棄却対象項 グループNo.名称	現計画 (設案ダム)	1.河道掘削+牛 川、3露 堤存置	2.河道掘削+3露 堤存置	3.河道掘削+3露 遊水地 化(輪中 堤)	4.河道掘削+3露 遊水地 化(ピロ ティ建 築)	10.放水 路(捷水 路)+河 道掘削 +3露堤 存置	25.放水 路(地 下)+河 道掘削 +3露堤 存置	26.豊川 放水路 改築+ 河道掘 削+3露 堤存置	5.引堤+ 河道掘 削+3露 堤存置	6.引堤+ 河道掘 削+3露 遊水地 化(輪中 堤)	7.引堤+ 河道掘 削+3露 遊水地 化(ピロ ティ建 築)	8.堤防の かさ上げ +河道 掘削+3 露遊水 地化(輪 中堤)	9.堤防の かさ上げ +河道 掘削+3 露遊水 地化(ピ ロティ建 築)	11.河道 掘削+3 露堤存 置+雨 水貯留	12.河道 掘削+3 露堤存 置+雨 水浸透	13.河道 掘削+3 露堤存 置+水 田の保 全	14.河道 掘削+3 露堤存 置+雨 水貯留 +雨水 浸透	15.河道 掘削+3 露堤存 置+雨 水貯留 +雨水 浸透追 加+水 田の保 全	16.河道 掘削+ ダム の有効 活用+ ダム の有効 活用+ 3露堤 存置	17.ダム の有効 活用+ 河道掘 削+3露 遊水地 化(輪中 堤)	18.ダム の有効 活用+ 河道掘 削+3露 遊水地 化(ピロ ティ建 築)	19.ダム の有効 活用+ 引堤+ 河道掘 削+3露 堤存置	20.ダム の有効 活用+ 堤防の かさ上げ +河道 掘削+3 露堤遊 水地(輪 中堤)	21.ダム の有効 活用+ 堤防の かさ上げ +河道 掘削+3 露堤遊 水地(ピ ロティ建 築)	22.東上 遊水地 (旧東 上)+河 道掘削 +3露堤 存置	23.露堤 遊水地 (開口部 変更) (輪中 堤)+河 道掘削	24.露堤 遊水地 (開口部 変更) (ピロ ティ建 築)+河 道掘削	27.地下 貯留ダ ム+河 道掘削 +3露堤 存置			
	総概算コスト(億円)	約1.200	約1.200	約1.200	約1.400	約1.400	約1.700	約5.200	約1.200	約1.500	約1.800	約1.800	約1.700	約1.700	約1.300	約1.300	約1.200	約1.400	約1.500	約1.800	約2.200	約2.200	約2.300	約2.400	約2.400	約1.600	約1.500	約1.600	約8.200		
棄却	整備計画と同程度の安全度が確保できない																														
	コストが極めて高い																														
	実現性が極めて低い																														
グループ	現計画(設案ダム)	◎	河道掘削・放水路					◎	引堤・かさ上げ					流域対策					ダム有効活用												
	1:河道処理する案(河道掘削、放水路)																														
	2:堤防を整備する案(引堤、堤防のかさ上げ)																														
	3:流域を中心とした案(雨水貯留・浸透施設、水田の保全等)																														
	4:ダムの有効活用をする案(宇連ダム、大島ダムかさ上げ)																														
5:計画遊水地等の貯留施設を整備する案(旧東上遊水地、3露遊水地、地下ダム)																															

新規遊水地・地下ダム

◎ : 抽出した治水対策案

表 4.2.16 概略評価による治水対策案の抽出結果

治水対策案(実施内容)		事業費 (億円)	抽出 結果	不適当と考えられる評価軸との内容	
1. 河道処理 する対策案 (河道掘削、 放水路)	1	①河道掘削(高水敷掘削)+4霞堤の存置(牛川霞、下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)	約 1,200	×	・安全度 ・牛川霞堤地区の浸水頻度が河川整備計画よりも増加し、目標と同程度の安全度が確保できない。
	2	②河道掘削(高水敷掘削)+3霞堤の存置(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)	約 1,200	○	
	3	③河道掘削(高水敷掘削)+3霞堤遊水地(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)+輪中堤	約 1,400	×	・コスト ・コストが 1-2 案 ②よりも高い。
	4	④河道掘削(高水敷掘削)+3霞堤遊水地(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)+ピロティ建築	約 1,400	×	・コスト ・コストが 1-2 案 ②よりも高い。
	5	⑩放水路(捷水路:開水路)+3霞堤の存置(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)	約 1,700	×	・コスト ・コストが 1-2 案 ②よりも高い。
パブリック コメントを踏ま えて追加す る治水対策 案	6	25 放水路(地下)+3霞堤の存置(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)	約 5,200	×	・コスト ・1の中でコストが最も高い。
	7	26 豊川放水路改築(分派堰改築+河床掘削)+河道掘削(高水敷掘削)+3霞堤の存置(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)	約 1,200	○	
2. 堤防を整 備する対策 案(引堤、堤防 かさ上げ)	1	⑤引堤+河道掘削(高水敷掘削)+3霞堤の存置(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)	約 1,500	○	
	2	⑥引堤+河道掘削(高水敷掘削)+3霞堤遊水地(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)+輪中堤	約 1,800	×	・コスト ・2の中で最もコストが高い。
	3	⑦引堤+河道掘削(高水敷掘削)+3霞堤遊水地(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)+ピロティ建築	約 1,800	×	・コスト ・2の中で最もコストが高い。
	4	⑧堤防のかさ上げ+河道掘削(高水敷掘削)+3霞堤遊水地(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)+輪中堤	約 1,700	×	・コスト ・コストが 2-1 案 ⑤よりも高い。
	5	⑨堤防のかさ上げ+河道掘削(高水敷掘削)+3霞堤遊水地(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)+ピロティ建築	約 1,700	×	・コスト ・コストが 2-1 案 ⑤よりも高い。
3. 流域を中 心とした対 策案(雨水貯 留、浸透施 設、水田の 保全等)	1	⑪雨水貯留施設+河道掘削(高水敷掘削)+3霞堤の存置(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)	約 1,300	×	・コスト ・コストが 3-3 案 ⑬よりも高い。
	2	⑫雨水浸透施設+河道掘削(高水敷掘削)+3霞堤の存置(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)	約 1,300	×	・コスト ・コストが 3-3 案 ⑬よりも高い。
	3	⑬水田の保全(機能向上)+河道掘削(高水敷掘削)+3霞堤の存置(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)	約 1,200	○	
	4	⑭雨水貯留施設+雨水浸透施設+河道掘削(高水敷掘削)+3霞堤の存置(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)	約 1,400	×	・コスト ・コストが 3-3 案 ⑬よりも高い。
	5	⑮雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田の保全(機能向上)+河道掘削(高水敷掘削)+3霞堤の存置(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)	約 1,500	×	・コスト ・3の中で最もコストが高い。
4. ダムの有 効活用をす る対策案 (宇連ダム、 大島ダムの かさ上げ)	1	⑯ダムの有効活用(宇連ダム、大島ダムかさ上げ)+河道掘削(高水敷掘削)+3霞堤の存置(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)	約 1,800	○	
	2	⑰ダムの有効活用(宇連ダム、大島ダムかさ上げ)+3霞堤遊水地(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)+輪中堤	約 2,200	×	・コスト ・コストが 4-1 案 ⑯よりも高い。
	3	⑱ダムの有効活用(宇連ダム、大島ダムかさ上げ)+3霞堤遊水地(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)+ピロティ建築	約 2,200	×	・コスト ・コストが 4-1 案 ⑯よりも高い。
	4	⑲ダムの有効活用(宇連ダム、大島ダムかさ上げ)+引堤+3霞堤の存置(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)	約 2,300	×	・コスト ・コストが 4-1 案 ⑯よりも高い。
	5	⑳ダムの有効活用(宇連ダム、大島ダムかさ上げ)+堤防のかさ上げ+3霞堤遊水地(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)+輪中堤	約 2,400	×	・コスト ・4の中で最もコストが高い。
	6	・ダムの有効活用(宇連ダム、大島ダムかさ上げ)+堤防のかさ上げ+3霞堤遊水地(下条霞、賀茂霞、金沢霞;霞小堤(暫定堤防)設置)+ピロティ建築	約 2,400	×	・コスト ・4の中で最もコストが高い。

5.計画遊水地等の貯留施設を整備する対策案(旧東上地区遊水地、3 霞遊水地、地下ダム) パブリックコメントを踏まえて追加する治水対策案	1	・旧東上霞遊水地(掘削を伴う遊水地)+河道掘削(高水敷掘削)+3霞堤の存置(下条霞、賀茂霞、金沢霞:霞小堤(暫定堤防)設置)	約 1,600	×	・コスト	・コストが 5-2案 23 よりも高い。
	2	・3霞堤遊水地(開口部変更:上流部越流堤新設、既存霞堤締めきり)+河道掘削(高水敷掘削)+輪中堤	約 1,500	○		
	3	・3霞堤遊水地(開口部変更:上流部越流堤新設、既存霞堤締めきり)+河道掘削(高水敷掘削)+ピロティ建築	約 1,600	×	・コスト	・コストが 5-2案 23 よりも高い。
	4	・地下ダム(設案建設地点付近)+河道掘削(高水敷掘削)+3霞堤の存置(下条霞、賀茂霞、金沢霞:霞小堤(暫定堤防)設置)	8,100 以上	×	・コスト	・5の中で最もコストが高い。

・対策箇所や事業費、数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

・ダム中止に伴って発生する費用は含まれない。

・建設発生土処理費用は、現状の処理場の受け入れ可能量を超える土量が発生する場合においても、全量処分できるものとして算出している。

4.2.5 治水対策案の評価軸ごとの評価

次に示す設楽ダムを含む治水対策案と概略評価により抽出された治水対策案の7案について検証要領細目に示されている7項目の評価軸について評価を行った。

- (1) 現計画 設楽ダム建設を含む対策案
- (2) 治水対策案No. 2 河道掘削+3霞堤存置
- (3) 治水対策案No. 26 豊川放水路改築（分派堰改築+河床掘削）
+河道掘削+3霞堤存置
- (4) 治水対策案No. 5 引堤+河道掘削+3霞堤存置
- (5) 治水対策案No. 13 水田の保全（機能向上）+河道掘削+3霞堤存置
- (6) 治水対策案No. 16 ダムの有効活用+河道掘削+3霞堤存置
- (7) 治水対策案No. 23 3霞堤遊水地（開口部変更）+河道掘削+輪中堤

評価軸ごとの主な確認内容を次に示す。また、その評価結果を表 4.2.17～表 4.2.25 に示す。

評価軸1：安全度（被害軽減効果）

- ・概略評価時の内容に河川整備計画の目標流量を上回る洪水等が発生した場合、段階的な効果の確保等を追加し、安全度について確認した。

評価軸2：コスト

- ・概略評価時の内容にその他費用を追加し、コストについて確認した。
- ・維持管理に要する費用については、既存河川管理施設の維持管理に要する費用を除き、対策案実施に伴い追加で必要となる1年あたりの維持管理費を計上している。

評価軸3：実現性

- ・概略評価時の内容に土地所有者等の協力、その他関係者との調整の見通し等を追加し、実現性を確認した。

評価軸4：持続性

- ・定期的な監視や観測、関係者との調整等から将来にわたっての持続性について確認した。

評価軸5：柔軟性

- ・気候の変化や社会環境の変化等の不確実性に対する柔軟性について確認した。

評価軸6：地域社会への影響

- ・事業地および周辺への影響、地域振興への効果等から地域社会への影響について確認した。

評価軸7：環境への影響

- ・水環境や生物の多様性、自然環境全体への影響等から環境への影響について確認した。

表 4.2.17 治水対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表①

治水対策案と実施内容の概要		現計画 ダム建設を含む対策案	対策案2 河道処理する案	対策案5 堤防を整備する案	対策案13 流域対策する案	対策案16 ダムを有効活用する案	対策案23 計画遊水地等の 貯留施設を整備する案	対策案26 河道処理する案
		設案ダム	河道掘削	引堤+河道掘削	河道掘削 +水田の保全(機能向上)	ダムの有効活用+河道掘削	3霞堤遊水地(開口部変更) +河道掘削+輪中堤	豊川放水路改築+河道掘削
評価軸と評価の考え方		河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修	河道改修+3霞堤存置
(1) 安全度 (被害軽減 効果)	●河川整備計画レベルの目標に対し安全度を確保できるか	・河川整備計画相当の目標流量をほぼ安全に流すことが出来る。	・現計画と同程度の安全を確保できる。	・現計画と同程度の安全を確保できる。	・現計画と同程度の安全を確保できる。	・現計画と同程度の安全を確保できる。	・現計画と同程度の安全を確保できる。	・現計画と同程度の安全を確保できる。
	●目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか	<p>【河川整備基本方針レベルの洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムの洪水調節計画は河川整備基本方針レベルの洪水から決められており、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合、ダムによる洪水調節効果を発揮する。 ・河道の水位が計画高水位を超える区間が生じ、堤防決壊の可能性が高まる。 ・なお、ダムは降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模によって本川への効果量が異なる。 <p>【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムは、ダム流入量よりも流量を増加させることはないが、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、ダムによる洪水調節効果が完全には発揮されないことがある。 ・河道の水位が計画高水位を超える区間が生じ、基本方針レベルの洪水より更に堤防決壊の可能性が高まる。 ・なお、ダムは降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模によって本川への効果量が異なる。 <p>【局地的な大雨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年発生が増加する傾向にある局地的な大雨は、極めて局地的かつ短時間に発生する降雨であるため、流域面積の大きな(石田上流の流域面積=545km²)豊川においては影響は小さいものと考えられる。 	<p>【河川整備基本方針レベルの洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河道の水位が計画高水位を超える区間が生じ、堤防決壊の可能性が高まる。 ・なお、水位は現計画よりも高くなる。 <p>【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河道の水位が計画高水位を超える区間が生じ、基本方針レベルの洪水より更に堤防決壊の可能性が高まる。 ・なお、水位は現計画よりも高くなることもある。 <p>【局地的な大雨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年発生が増加する傾向にある局地的な大雨は、極めて局地的かつ短時間に発生する降雨であるため、流域面積の大きな(石田上流の流域面積=545km²)豊川においては影響は小さいものと考えられる。 	<p>【河川整備基本方針レベルの洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河道の水位が計画高水位を超える区間が生じ、堤防決壊の可能性が高まる。 ・なお、水位は現計画よりも高くなる。 <p>【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河道の水位が計画高水位を超える区間が生じ、基本方針レベルの洪水より更に堤防決壊の可能性が高まる。 ・なお、水位は現計画よりも高くなることもある。 <p>【局地的な大雨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年発生が増加する傾向にある局地的な大雨は、極めて局地的かつ短時間に発生する降雨であるため、流域面積の大きな(石田上流の流域面積=545km²)豊川においては影響は小さいものと考えられる。 	<p>【河川整備基本方針レベルの洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田の保全(機能向上)は降雨初期にしか洪水調節効果を発揮しないことがある。 ・河道の水位が計画高水位を超える区間が生じ、堤防決壊の可能性が高まる。 ・なお、水位は現計画よりも高くなる。 <p>【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田の保全(機能向上)は降雨初期にしか洪水調節効果を発揮しないことがある。 ・河道の水位が計画高水位を超える区間が生じ、基本方針レベルの洪水より更に堤防決壊の可能性が高まる。 ・なお、水位は現計画よりも高くなることもある。 <p>【局地的な大雨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年発生が増加する傾向にある局地的な大雨は、極めて局地的かつ短時間に発生する降雨であるため、流域面積の大きな(石田上流の流域面積=545km²)豊川においては影響は小さいものと考えられる。 	<p>【河川整備基本方針レベルの洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設ダムかさ上げの洪水調節計画は河川整備計画レベルの洪水から決めることを想定しており、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合、ダムかさ上げによる洪水調節効果が完全には発揮されないことがある。 ・河道の水位が計画高水位を超える区間が生じ、堤防決壊の可能性が高まる。 ・なお、水位は現計画よりも高くなる。 ・なお、ダムは降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模によって本川への効果量が異なる。 <p>【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムは、ダム流入量よりも流量を増加させることはないが、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、既設ダムかさ上げによる洪水調節効果が完全には発揮されないことがある。 ・河道の水位が計画高水位を超える区間が生じ、基本方針レベルの洪水より更に堤防決壊の可能性が高まる。 ・なお、水位は現計画よりも高くなることもある。 ・なお、ダムは降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模によって本川への効果量が異なる。 <p>【局地的な大雨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年発生が増加する傾向にある局地的な大雨は、極めて局地的かつ短時間に発生する降雨であるため、流域面積の大きな(石田上流の流域面積=545km²)豊川においては影響は小さいものと考えられる。 	<p>【河川整備基本方針レベルの洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊水地の洪水調節計画は河川整備計画レベルの洪水から決めることを想定しており、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合、遊水地による洪水調節効果が完全には発揮されないことがある。 ・河道の水位が計画高水位を超える区間が生じ、堤防決壊の可能性が高まる。 ・なお、水位は現計画よりも高くなる。 <p>【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊水地の洪水調節計画は河川整備計画レベルの洪水から決めることを想定しており、河川整備基本方針を上回る洪水が発生した場合、遊水地による洪水調節効果が完全には発揮されないことがある。 ・河道の水位が計画高水位を超える区間が生じ、基本方針レベルの洪水より更に堤防決壊の可能性が高まる。 ・なお、水位は現計画よりも高くなることもある。 <p>【局地的な大雨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年発生が増加する傾向にある局地的な大雨は、極めて局地的かつ短時間に発生する降雨であるため、流域面積の大きな(石田上流の流域面積=545km²)豊川においては影響は小さいものと考えられる。 	<p>【河川整備基本方針レベルの洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河道の水位が計画高水位を超える区間が生じ、堤防決壊の可能性が高まる。 ・なお、水位は現計画よりも高くなる。 <p>【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河道の水位が計画高水位を超える区間が生じ、基本方針レベルの洪水より更に堤防決壊の可能性が高まる。 ・なお、水位は現計画よりも高くなることもある。 <p>【局地的な大雨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年発生が増加する傾向にある局地的な大雨は、極めて局地的かつ短時間に発生する降雨であるため、流域面積の大きな(石田上流の流域面積=545km²)豊川においては影響は小さいものと考えられる。

表 4.2.18 治水対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表②

治水対策案と実施内容の概要		現計画 ダム建設を含む対策案	対策案2 河道処理する案	対策案5 堤防を整備する案	対策案13 流域対策する案	対策案16 ダムを有効活用する案	対策案23 計画遊水地等の 貯留施設を整備する案	対策案26 河道処理する案
		設案ダム	河道掘削	引堤+河道掘削	河道掘削 +水田の保全(機能向上)	ダムの有効活用+河道掘削	3震災遊水地(開口部変更) +河道掘削+輪中堤	豊川放水路改築+河道掘削
		河道改修+3震災存置	河道改修+3震災存置	河道改修+3震災存置	河道改修+3震災存置	河道改修+3震災存置	河道改修	河道改修+3震災存置
(1) 安全度 (被害軽減効果)	<p>●段階的にどのような効果が確保されていくのか</p> <p>【5年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設案ダムは未完成のため、ダムによる洪水調節効果が発揮されない。 掘削、霞小堤[※]の河川改修は、改修を行った区間から順次効果を発現している。(なお、現計画よりも効果の発現が大きくなる) ※霞小堤(暫定堤防): 霞堤地区の浸水頻度を軽減するために霞堤開口部に設置する完成堤より高さの低い堤防 <p>【10年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設案ダムは11年後の完成(検証後11年)見込みのため試験湛水中と想定され、ダムによる洪水調節効果が発揮される場合があると想定される。 掘削、霞小堤の河川改修は、改修を行った区間から順次効果を発現している(なお、現計画よりも効果の発現が大きくなる) <p>【15年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設案ダムは完成し、本川に洪水調節効果を発揮している。 掘削、霞小堤の河川改修は、改修を行った区間から順次効果を発現している。 <p>※予算の状況等により変動する可能性がある</p>	<p>【5年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 掘削、霞小堤の河川改修は、改修を行った区間から順次効果を発現している。(なお、現計画よりも効果の発現が大きくなる) <p>【10年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 掘削、霞小堤の河川改修は、改修を行った区間から順次効果を発現している。(なお、現計画よりも効果の発現が大きくなる) <p>【15年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 掘削、霞小堤の河川改修は、改修を行った区間から順次効果を発現している。 <p>※予算の状況等により変動する可能性がある</p>	<p>【5年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者との調整が整えば、引堤により、治水安全度が向上すると想定されるが、調整期間の想定が困難である。 掘削、霞小堤の河川改修は、改修を行った区間から順次効果を発現している。(なお、現計画よりも効果の発現が大きくなる) <p>【10年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者との調整が整えば、引堤により、治水安全度が向上すると想定されるが、調整期間の想定が困難である。 掘削、霞小堤の河川改修は、改修を行った区間から順次効果を発現している。(なお、現計画よりも効果の発現が大きくなる) <p>【15年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者との調整が整えば、引堤により、治水安全度が向上すると想定されるが、調整期間の想定が困難である。 掘削、霞小堤の河川改修は、改修を行った区間から順次効果を発現している。 <p>※予算の状況等により変動する可能性がある</p>	<p>【5年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者との調整が整えば、水田の保全(機能向上)により、治水安全度が向上すると想定されるが、調整期間の想定が困難である。 掘削、霞小堤の河川改修、水田の保全は、実施した区間から順次効果を発現している。(なお、現計画よりも効果の発現が大きくなる) <p>【10年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者との調整が整えば、水田の保全(機能向上)により、治水安全度が向上すると想定されるが、調整期間の想定が困難である。 掘削、霞小堤の河川改修、水田の保全については、実施した区間から順次効果を発現している。(なお、現計画よりも効果の発現が大きくなる) <p>【15年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者との調整が整えば、水田の保全(機能向上)により、治水安全度が向上すると想定されるが、調整期間の想定が困難である。 掘削、霞小堤の河川改修、水田の保全は、実施した区間から順次効果を発現している。 <p>※予算の状況等により変動する可能性がある</p>	<p>【5年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者との調整が整えば、既設ダムのかさ上げの完成により、治水安全度が向上すると想定されるが、調整期間の想定が困難である。 掘削、霞小堤の河川改修は、改修を行った区間から順次効果を発現している。(なお、現計画よりも効果の発現が大きくなる) <p>【10年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者との調整が整えば、既設ダムのかさ上げの完成により、治水安全度が向上すると想定されるが、調整期間の想定が困難である。 掘削、霞小堤の河川改修は、改修を行った区間から順次効果を発現している。(なお、現計画よりも効果の発現が大きくなる) <p>【15年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者との調整が整えば、既設ダムのかさ上げの完成により、治水安全度が向上すると想定されるが、調整期間の想定が困難である。 掘削、霞小堤の河川改修は、改修を行った区間から順次効果を発現している。 <p>※予算の状況等により変動する可能性がある</p>	<p>【5年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者との調整が整えば、霞堤地区の遊水地化により、治水安全度が向上すると想定されるが、調整期間の想定が困難である。 掘削、霞小堤の河川改修は、改修を行った区間から順次効果を発現している。(なお、現計画よりも効果の発現が大きくなる) <p>【10年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者との調整が整えば、霞堤地区の遊水地化により、治水安全度が向上すると想定されるが、調整期間の想定が困難である。 掘削、霞小堤の河川改修は、改修を行った区間から順次効果を発現している。(なお、現計画よりも効果の発現が大きくなる) <p>【15年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者との調整が整えば、霞堤地区の遊水地化により、治水安全度が向上すると想定されるが、調整期間の想定が困難である。 掘削、霞小堤の河川改修は、改修を行った区間から順次効果を発現している。 <p>※予算の状況等により変動する可能性がある</p>	<p>【5年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放水路改築、掘削、霞小堤の河川改修については、改修を行った区間から順次効果を発現している。(なお、現計画よりも効果の発現が大きくなる) <p>【10年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放水路改築、掘削、霞小堤の河川改修については、改修を行った区間から順次効果を発現している。(なお、現計画よりも効果の発現が大きくなる) <p>【15年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放水路改築、掘削、霞小堤の河川改修については、改修を行った区間から順次効果を発現している。 <p>※予算の状況等により変動する可能性がある</p>	
	<p>●どのような範囲でどのような効果が確保されていくのか(上下流や支川等における効果)</p> <p>設案ダム下流区間の県管理区間においても豊川全川にわたり河道のピーク流量を低減させる効果がある。</p>	<p>河川整備計画の計画対象区間において、現計画と同程度の安全を確保できる。</p>	<p>河川整備計画の計画対象区間において、現計画と同程度の安全を確保できる。</p>	<p>河川整備計画の計画対象区間において、現計画と同程度の安全を確保できる。</p>	<p>河川整備計画の計画対象区間において、現計画と同程度の安全を確保できる。</p>	<p>河川整備計画の計画対象区間において、現計画と同程度の安全を確保できる。</p>	<p>遊水地では、水田等が浸水するが宅地等は輪中堤によって浸水しない。 その他の箇所については、現計画と同程度の安全を確保できる。</p>	<p>河川整備計画の計画対象区間において、現計画と同程度の安全を確保できる。</p>

表 4.2.19 治水対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表③

治水対策案と実施内容の概要		現計画 ダム建設を含む対策案	対策案2 河道処理する案	対策案5 堤防を整備する案	対策案13 流域対策する案	対策案16 ダムを有効活用する案	対策案23 計画遊水地等の 貯留施設を整備する案	対策案26 河道処理する案
		設案ダム	河道掘削	引堤+河道掘削	河道掘削 +水田の保全(機能向上)	ダムの有効活用+河道掘削	3霞堤遊水地(開口部変更) +河道掘削+輪中堤	豊川放水路改築+河道掘削
評価軸と評価の考え方		河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修	河道改修+3霞堤存置
(2) コスト	●完成までに要する費用はどれくらいか	約690億円 うち設案ダム分残事業費 約420億円	約710億円 うち、設案ダムの効果量に 相当する河道掘削費等 約440億円	約1,130億円 うち、設案ダムの効果量 に相当する引堤費等 約870億円	約750億円 うち、設案ダムの効果量 に相当する水田の保全 (機能向上)等 約480億円	約1,150億円 うち、ダムの有効活用等 約890億円	約1,000億円 うち、3霞堤遊水地 (開口部変更)、輪中堤等 約730億円	約710億円 うち、豊川放水路改築等 約440億円
	●維持管理に要する費用はどれくらいか	約 240百万円/年 うち、設案ダム分は、 約160百万円/年 ※維持管理に要する費用は、現計画の実施に伴う増加分を計上し、概略評価時に計上していた既存河川管理施設の維持管理に要する費用は除いて計上した。 ・河道掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は、掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお河道掘削量約35万m ³)。	約 230百万円/年 ※維持管理に要する費用は、対策案2の実施に伴う増加分を計上し、概略評価時に計上していた既存河川管理施設の維持管理に要する費用は除いて計上した。 ・河道掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は、掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお河道掘削量約180万m ³ は現計画より多い)。	約 160百万円/年 ※維持管理に要する費用は、対策案5の実施に伴う増加分を計上し、概略評価時に計上していた既存河川管理施設の維持管理に要する費用は除いて計上した。 ・河道掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は、掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお河道掘削量約50万m ³ は現計画より多い)。	約 230百万円/年 ※維持管理に要する費用は、対策案13の実施に伴う増加分を計上し、概略評価時に計上していた既存河川管理施設の維持管理に要する費用は除いて計上した。 ・河道掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は、掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお河道掘削量約170万m ³ は現計画より多い)。	約 270百万円/年 うち、新規ダム容量分は、 約100百万円/年 ※維持管理に要する費用は、対策案16の実施に伴う増加分を計上し、概略評価時に計上していた既存河川管理施設の維持管理に要する費用は除いて計上した。 ・河道掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は、掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお河道掘削量約80万m ³ は現計画より多い)。	約 180百万円/年 ※維持管理に要する費用は、対策案23の実施に伴う増加分を計上し、概略評価時に計上していた既存河川管理施設の維持管理に要する費用は除いて計上した。 ・河道掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は、掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお河道掘削量約40万m ³ は現計画より多い)。	約 230百万円/年 ※維持管理に要する費用は、対策案26の実施に伴う増加分を計上し、概略評価時に計上していた既存河川管理施設の維持管理に要する費用は除いて計上した。 ・河道掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は、掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお河道掘削量約160万m ³ は現計画より多い)。
	●その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等はどれくらいか)	【関連して必要となる費用】 ・移転を強いられる水源地と、受益地である下流域との地域間で利害が異なることを踏まえ、水源地域対策特別措置法に基づき実施する事業、豊川水源基金による事業(いわゆる水特、基金)が実施される。 【その他留意事項】 ・これらの他に生活再建事業等の残額が約670億円であるが、その実施の扱いについて今後、検討する必要がある。 ・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。	【中止に伴う費用】 ・横坑閉塞等に約2億円が必要と見込んでいる。国が事業を中止した場合には、特定多目的ダム法に基づき利水者負担金の還付が発生する。なお、これまでの利水者負担金の合計は約6億円である。 ※費用はいずれも共同費ベース 【その他留意事項】 ・これらの他に生活再建事業等の残額が約670億円であるが、その実施の扱いについて今後、検討する必要がある。 ・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。	【中止に伴う費用】 ・横坑閉塞等に約2億円が必要と見込んでいる。国が事業を中止した場合には、特定多目的ダム法に基づき利水者負担金の還付が発生する。なお、これまでの利水者負担金の合計は約6億円である。 ※費用はいずれも共同費ベース 【その他留意事項】 ・これらの他に生活再建事業等の残額が約670億円であるが、その実施の扱いについて今後、検討する必要がある。 ・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。	【中止に伴う費用】 ・横坑閉塞等に約2億円が必要と見込んでいる。国が事業を中止した場合には、特定多目的ダム法に基づき利水者負担金の還付が発生する。なお、これまでの利水者負担金の合計は約6億円である。 ※費用はいずれも共同費ベース 【その他留意事項】 ・これらの他に生活再建事業等の残額が約670億円であるが、その実施の扱いについて今後、検討する必要がある。 ・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。	【中止に伴う費用】 ・横坑閉塞等に約2億円が必要と見込んでいる。国が事業を中止した場合には、特定多目的ダム法に基づき利水者負担金の還付が発生する。なお、これまでの利水者負担金の合計は約6億円である。 ※費用はいずれも共同費ベース 【その他留意事項】 ・これらの他に生活再建事業等の残額が約670億円であるが、その実施の扱いについて今後、検討する必要がある。 ・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。	【中止に伴う費用】 ・横坑閉塞等に約2億円が必要と見込んでいる。国が事業を中止した場合には、特定多目的ダム法に基づき利水者負担金の還付が発生する。なお、これまでの利水者負担金の合計は約6億円である。 ※費用はいずれも共同費ベース 【その他留意事項】 ・これらの他に生活再建事業等の残額が約670億円であるが、その実施の扱いについて今後、検討する必要がある。 ・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。	【中止に伴う費用】 ・横坑閉塞等に約2億円が必要と見込んでいる。国が事業を中止した場合には、特定多目的ダム法に基づき利水者負担金の還付が発生する。なお、これまでの利水者負担金の合計は約6億円である。 ※費用はいずれも共同費ベース 【その他留意事項】 ・これらの他に生活再建事業等の残額が約670億円であるが、その実施の扱いについて今後、検討する必要がある。 ・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。

表 4.2.20 治水対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表④

治水対策案と実施内容の概要		現計画 ダム建設を含む対策案	対策案2 河道処理する案	対策案5 堤防を整備する案	対策案13 流域対策する案	対策案16 ダムを有効活用する案	対策案23 計画遊水地等の 貯留施設を整備する案	対策案26 河道処理する案	
		設案ダム	河道掘削	引堤＋河道掘削	河道掘削 ＋水田の保全(機能向上)	ダムの有効活用＋河道掘削	3霞堤遊水地(開口部変更) ＋河道掘削＋輪中堤	豊川放水路改築＋河道掘削	
		河道改修＋3霞堤存置	河道改修＋3霞堤存置	河道改修＋3霞堤存置	河道改修＋3霞堤存置	河道改修＋3霞堤存置	河道改修	河道改修＋3霞堤存置	
(3) 実現性	●土地所有者等の協力の見通しはどうか	<ul style="list-style-type: none"> 設案ダム建設の地権者団体である設案ダム対策協議会と損失補償基準を妥結し、用地補償は29%(平成22年度末時点)完了しているものの、反対者による立木トラスト運動が行われている。 用地買収面積は33ha(河道掘削等(24ha)、霞小堤(9ha))であり、土地所有者等の御理解・御協力を得て概ね完了しているものの、一部の未買収地はまだ残っている。 河道掘削に伴い発生した土砂の仮置き地等の土地所有者の協力が必要となる。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 用地買収面積が現計画の約2.3倍(75ha(河道掘削等(66ha)、霞小堤(9ha))/33ha)であり、土地所有者等の同意を得るための交渉に現計画より時間を要する見通しである。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明を行っている。 河道掘削に伴い発生した土砂の仮置き地等の土地所有者の協力が必要となる。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 用地買収面積が現計画の約3.9倍(130ha(引堤、河道掘削等(121ha)、霞小堤(9ha))/33ha)であり、土地所有者等の同意を得るための交渉に現計画より時間を要する見通しである。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明を行っている。 河道掘削に伴い発生した土砂の仮置き地等の土地所有者の協力が必要となる。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 水田の畔畔かさ上げについて、土地所有者等の協力が必要となる。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明を行っている。 用地買収面積が現計画の約2.2倍(74ha(河道掘削等(65ha)、霞小堤(9ha))/33ha)であり、土地所有者等の同意を得るための交渉に現計画より時間を要する見通しである。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明を行っている。 河道掘削に伴い発生した土砂の仮置き地等の土地所有者の協力が必要となる。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 宇連ダム建設の過去の経緯からダムかさ上げに伴う追加買収等の協力を得ることは容易ではない。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明を行っている。 用地買収面積が現計画の約1.5倍(51ha(河道掘削等(42ha)、霞小堤(9ha))/33ha)であり、土地所有者等の同意を得るための交渉に現計画より時間を要する見通しである。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明を行っている。 河道掘削に伴い発生した土砂の仮置き地等の土地所有者の協力が必要となる。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 3霞堤遊水地は、約3.6km²の新たな地役権補償及び輪中堤に伴う用地買収が必要となるため、多くの土地所有者との合意形成が必要である。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明を行っている。 用地買収面積が現計画の約1.5倍(48ha(河道掘削等(48ha))/33ha)であり、土地所有者等の同意を得るための交渉に現計画より時間を要する見通しである。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明を行っている。 河道掘削に伴い発生した土砂の仮置き地等の土地所有者の協力が必要となる。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 豊川放水路は、全て国有地であり、土地所有者等との調整は必要ない。 用地買収面積が現計画の約2.2倍(73ha(河道掘削等(64ha)、霞小堤(9ha))/33ha)であり、土地所有者等の同意を得るための交渉に現計画より時間を要する見通しである。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明を行っている。 河道掘削に伴い発生した土砂の仮置き地等の土地所有者の協力が必要となる。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明を行っている。 	
	●その他の関係者との調整の見通しはどうか	<ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、関係河川使用者との調整が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、関係河川使用者との調整が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、関係河川使用者との調整が必要となる。 引堤は、橋梁の架替、樋門樋管の付替が必要となり、関係者との調整が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、関係河川使用者との調整が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、関係河川使用者との調整が必要となる。 宇連、大島ダムの有効活用については、施設管理者、受益者等の関係者との調整が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、関係河川使用者との調整が必要となる。 遊水地の設置については、関係者との調整が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、関係河川使用者との調整が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、関係河川使用者との調整が必要となる。 豊川放水路河床掘削は、新幹線橋梁付近の河床掘削が必要となり、関係者との調整が必要となる。
	●法制度上の観点から実現性が見通しはどうか	<ul style="list-style-type: none"> 現行法制度のもとで現計画を実施することは可能である。 霞堤を存置する地域について、土地利用規制をかける場合には、建築基準法に基づき災害危険区域を条例で指定するなどの措置を講じることが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行法制度のもとで対策案2を実施することは可能である。 霞堤を存置する地域について、土地利用規制をかける場合には、建築基準法に基づき災害危険区域を条例で指定するなどの措置を講じることが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行法制度のもとで対策案5を実施することは可能である。 霞堤を存置する地域について、土地利用規制をかける場合には、建築基準法に基づき災害危険区域を条例で指定するなどの措置を講じることが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行法制度のもとで対策案13を実施することは可能である。 霞堤を存置する地域について、土地利用規制をかける場合には、建築基準法に基づき災害危険区域を条例で指定するなどの措置を講じることが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行法制度のもとで対策案15を実施することは可能である。 霞堤を存置する地域について、土地利用規制をかける場合には、建築基準法に基づき災害危険区域を条例で指定するなどの措置を講じることが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行法制度のもとで対策案23を実施することは可能である。 遊水地となる地域について、土地利用規制をかける場合には、建築基準法に基づき災害危険区域を条例で指定するなどの措置を講じることが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行法制度のもとで対策案26を実施することは可能である。 霞堤を存置する地域について、土地利用規制をかける場合には、建築基準法に基づき災害危険区域を条例で指定するなどの措置を講じることが必要となる。 	
	●技術上の観点から実現性が見通しはどうか	<ul style="list-style-type: none"> 技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。

表 4.2.21 治水対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表⑤

治水対策案と実施内容の概要		現計画 ダム建設を含む対策案	対策案2 河道処理する案	対策案5 堤防を整備する案	対策案13 流域対策する案	対策案16 ダムを有効活用する案	対策案23 計画遊水地等の 貯留施設を整備する案	対策案26 河道処理する案
		設案ダム	河道掘削	引堤+河道掘削	河道掘削 +水田の保全(機能向上)	ダムの有効活用+河道掘削	3霞堤遊水地(開口部変更) +河道掘削+輪中堤	豊川放水路改築+河道掘削
		河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修	河道改修+3霞堤存置
(4) 持続性	●将来にわたって持続可能といえるか	【ダム】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。			【水田の保全】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、適切な維持管理により持続可能である。なお、畦畔のかさ上げにより機能向上の対象となる水田面積(約800ha)が多い。	【ダムの有効活用】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。	【遊水地】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 ・私有地に対する平常時の土地利用規制の制約、浸水時の土砂・塵芥処理は補償に関する課題等から、土地利用規制を継続させるための関係者との調整が必要となる。	
		【河道の掘削】 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により維持可能である。	【河道の掘削】 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により維持可能である。	【引堤・河道の掘削】 ・引堤、河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により維持可能である。	【河道の掘削】 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により維持可能である。	【河道の掘削】 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により維持可能である。	【河道の掘削】 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により維持可能である。	【河道の掘削】 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により維持可能である。

表 4.2.22 治水対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表⑥

治水対策案と実施内容の概要		現計画 ダム建設を含む対策案	対策案2 河道処理する案	対策案5 堤防を整備する案	対策案13 流域対策する案	対策案16 ダムを有効活用する案	対策案23 計画遊水地等の 貯留施設を整備する案	対策案26 河道処理する案
		設案ダム	河道掘削	引堤+河道掘削	河道掘削 +水田の保全(機能向上)	ダムの有効活用+河道掘削	3霞堤遊水地(開口部変更) +河道掘削+輪中堤	豊川放水路改築+河道掘削
		河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修	河道改修+3霞堤存置
(5) 柔軟性	●地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか	【ダム】 ・設案ダムは、かさ上げにより容量を増加させることは、現実的には困難であるが、容量配分の変更については技術的には可能である。	【河道】 ・豊川では、河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある。	【河道】 ・豊川では、引堤により高水敷 [※] 幅が増加するため、河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、他の対策案と比べて優れるものの掘削量には限界がある。 ※高水敷：常に水が流れる水路部より一段高い部分の敷地のこと。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されているが、大きな洪水の時には水に浸かる。	【河道+水田の保全(機能向上)】 ・豊川では、河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある。 ・水田の保全(機能向上)は、畦畔のかさ上げ高の変更や水田の掘削、対象とする水田の増減が考えられるが、効果量には限界がある。	【河道+ダムの有効活用】 ・豊川では、河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある。 ・かさ上げした宇連ダム・大島ダムは、かさ上げにより容量を増加させることは、現実的には困難であるが、容量配分の変更については技術的には可能である。	【遊水地+輪中堤】 ・豊川では、河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある。 ・遊水地は、遊水地の掘削、輪中堤の再設置が考えられるが、効果量には限界がある。	【豊川放水路改築+河道】 ・豊川及び豊川放水路では、河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある。

表 4.2.23 治水対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表⑦

治水対策案と実施内容の概要		現計画 ダム建設を含む対策案	対策案2 河道処理する案	対策案5 堤防を整備する案	対策案13 流域対策する案	対策案16 ダムを有効活用する案	対策案23 計画遊水地等の 貯留施設を整備する案	対策案26 河道処理する案
		設案ダム	河道掘削	引堤+河道掘削	河道掘削 +水田の保全(機能向上)	ダムの有効活用+河道掘削	3霞堤遊水地(開口部変更) +河道掘削+輪中堤	豊川放水路改築+河道掘削
		河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修	河道改修+3霞堤存置
(6) 地域社会 への影響	●事業地及びその周辺への影響はどの程度か	<ul style="list-style-type: none"> 設案ダム建設により水源地では水波に伴う家屋移転など地域コミュニティへの影響が大きい。 湛水の影響等による地すべりの可能性が予測される箇所については、地すべり対策が必要になる。 河道掘削量が近年の掘削量と同程度となることから、土砂運搬車両による地域への影響は最小限にとどまると想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 河道掘削量が現計画の約5.1倍(180万m³/35万m³)であり、土砂運搬車両による事業地等への影響は、現計画と比べて大きいと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 引堤は、用地買収が必要となり家屋移転等や優良農地の消失が想定され、地域コミュニティや経済活動への影響が大きいと考えられる。 河道掘削量が現計画の約1.4倍(50万m³/35万m³)であり、土砂運搬車両による事業地等への影響は、現計画と比べて大きいと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 河道掘削量が現計画の約4.9倍(170万m³/35万m³)であり、土砂運搬車両により事業地等への影響は、現計画と比べて大きいと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ダムの有効活用による家屋移転は少なく、事業地及びその周辺への影響は限定的と考えられる。 湛水の影響等による地すべりの可能性が予測される箇所については、地すべり対策が必要になる。 河道掘削量が現計画の約2.3倍(80万m³/35万m³)であり、土砂運搬車両により事業地等への影響は、現計画と比べて大きいと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 遊水地内の水田等は、従前より浸水深が増加するとともに浸水時間が長くなるため、営農意欲の減退など、事業地周辺の生活に影響を及ぼすと考えられる。 河道掘削量が現計画の約1.1倍(40万m³/35万m³)であり、土砂運搬車両により事業地等への影響は、現計画と比べて大きいと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 河道掘削量が現計画の約4.6倍(160万m³/35万m³)であり、土砂運搬車両により事業地等への影響は、現計画と比べて大きいと考えられる。
	●地域振興においてどのような効果があるか	<ul style="list-style-type: none"> 地元設案町により「水源地域整備計画及び水源地域地域振興計画」を検討しており、ダム湖を新たな観光資源とした地域振興の可能性があり、フォローアップが必要。 下流域地域では、河川改修とあわせて治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川改修による治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 引堤により高水敷が広がるため、土地利用を工夫するのであれば、地域振興につながる可能性があると考えられる。 河川改修による治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川改修による治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ダムの有効活用に関連して、ダム周辺環境整備が実施されるのであれば、地域振興につながる可能性があると考えられる。 下流域地域では、河川改修とあわせて治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに遊水地となる区域は、洪水時以外の土地利用形態によっては、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。 河川改修による治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川改修による治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。
	●地域間の利害がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> 一般的にダムを新たに建設する場合、移転を強いられる水源地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衡平に係る調整が必要になる。 設案ダムの場合には、現段階で補償措置等により、基本的には一部地権者を除き水源地域の理解を得ている状況。 なお、このように地域間で利害が異なることを踏まえ、水源地域対策特別措置法に基づき実施する事業、豊川水源基金による事業(いわゆる水特、基金)の活用といった措置が講じられている。 河道掘削は、整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致しているが、霞堤の存置の効果は、その下流で発現する。受益地は霞堤地区下流域であり、地域間の衡平性を保持するため、地域住民の十分な理解、協力を得る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致しているが、霞堤の存置の効果は、その下流で発現する。受益地は霞堤地区下流域であり、地域間の衡平性を保持するため、地域住民の十分な理解、協力を得る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引堤は、建設地付近で用地買収や家屋移転補償を伴う。受益地は事業地付近であるが、左右岸地域間の利害の衡平性を保持するため、地域住民の十分な理解、協力を得る必要がある。 河道掘削は、整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致しているが、霞堤の存置の効果は、その下流で発現する。受益地は霞堤地区下流域であり、地域間の衡平性を保持するため、地域住民の十分な理解、協力を得る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致しているが、霞堤の存置の効果は、その下流で発現する。受益地は霞堤地区下流域であり、地域間の衡平性を保持するため、地域住民の十分な理解、協力を得る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ダムの有効活用の受益地は、下流域であるため、地域間の衡平性を保持するため、地域住民の十分な理解、協力を得る必要がある。 河道掘削は、整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致しているが、霞堤の存置の効果は、その下流で発現する。受益地は霞堤地区下流域であり、地域間の衡平性を保持するため、地域住民の十分な理解、協力を得る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 遊水地は、建設地付近で用地買収や家屋移転補償を伴う。受益地は下流域であり、地域間の衡平性を保持するため、地域住民の十分な理解、協力を得る必要がある。 河道掘削は、整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致しており、地域間の利害の不衡平は生じないと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 豊川放水路改築は、洪水の水量増により仮に決壊した場合、被害が現状より大きくなるおそれがあると考えられる。受益地は、放水路付近本川下流域であり、地域住民の十分な理解、協力を得る必要がある。 河道掘削は、整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致しているが、霞堤の存置の効果は、その下流で発現する。受益地は霞堤地区下流域であり、地域間の衡平性を保持するため、地域住民の十分な理解、協力を得る必要がある。

表 4.2.24 治水対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表⑧

治水対策案と実施内容の概要		現計画 ダム建設を含む対策案	対策案2 河道処理する案	対策案5 堤防を整備する案	対策案13 流域対策する案	対策案16 ダムを有効活用する案	対策案23 計画遊水地等の貯留施設を整備する案	対策案26 河道処理する案
		設案ダム	河道掘削	引堤+河道掘削	河道掘削 +水田の保全(機能向上)	ダムの有効活用+河道掘削	3霞堤遊水地(開口部変更) +河道掘削+輪中堤	豊川放水路改築+河道掘削
		河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修	河道改修+3霞堤存置
評価軸と評価の考え方								
●水環境に対してどのような影響があるか	<p>【ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム完成後の富栄養化、溶存酸素量はダム建設前と同程度と予測される。また、水温は8月から12月にかけて河川の水温上昇が予測される。このため、必要な環境保全措置(ダム完成後の貯水池における曝気施設、選択取水設備、清水バイパス施設の設置等)により、その回避・低減に努めることとしており、放流水の水温等、水環境への影響は小さいものと予測される。 <p>【河道の掘削】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、水量・水質など水環境への影響は小さいと考えられる。 	<p>【河道の掘削】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、水量・水質など水環境への影響は小さいと考えられる。 	<p>【引堤】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引堤による水量・水質など水環境への影響は想定されない。 <p>【河道の掘削】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、水量・水質など水環境への影響は小さいと考えられる。 	<p>【水田の保全(機能向上)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田の畦畔かさ上げによる水量・水質など水環境への影響は想定されない。 <p>【河道の掘削】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、水量・水質など水環境への影響は小さいと考えられる。 	<p>【ダムの有効活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダムの有効活用は、環境保全措置を行い、影響の回避・低減に努めることにより、水環境への影響は小さいと想定される。 <p>【河道の掘削】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、水量・水質など水環境への影響は小さいと考えられる。 	<p>【遊水地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 霞堤地区の遊水地化は、平常時は貯留しないため、水量・水質など水環境への影響は小さいと考えられる。 <p>【河道の掘削】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、水量・水質など水環境への影響は小さいと考えられる。 	<p>【豊川放水路改築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊川放水路の河道掘削は、河口部の改築(河床掘削)に伴い、汽水域の塩分濃度等に变化が生じる可能性がある。 	
	<p>【ダム】約300ha(湛水面積)</p> <ul style="list-style-type: none"> 設案ダムの整備に伴い、両生類や魚類、昆虫類、底生動物、植物等の一部種について、生息地の消失、変化に伴い、生息に適さなくなると予測される。このため、工事実施時期の配慮、生息意地を選定し移植、湿地環境の整備等の環境保全措置により影響の回避・低減に努める。 <p>【樹木伐採】約15万m²</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊川の象徴である樹木群に代表される良好な自然環境や景観等の保全を図る計画としており、河道掘削の対象は主に高水敷であるが樹木伐採を行うこととしている。 <p>【河道の掘削】約35万m³</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道掘削により、生物の多様性及び動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて掘削方法の工夫等の環境保全措置を講ずる必要があると考えられる。 	<p>【樹木伐採】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道掘削に伴う樹木伐採は、現計画の約3.7倍(55万m²/15万m²)のため、生物の多様性の確保及び豊川の象徴である樹木群に代表される良好な自然環境への影響は、現計画と比べて大きいと考えられる。 <p>【河道の掘削】約180万m³</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、生物の多様性の確保及び動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて、掘削方法の工夫等の環境保全措置を講ずる必要があると考えられる。なお、掘削量及び面積が現計画よりも大きいため、それに伴った環境保全措置が必要となる。 	<p>【樹木伐採】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道掘削に伴う樹木伐採は、現計画の約4.0倍(60万m²/15万m²)のため、生物の多様性の確保及び豊川の象徴である樹木群に代表される良好な自然環境への影響は、現計画と比べて大きいと考えられる。 <p>【河道の掘削】約50万m³</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、生物の多様性の確保及び動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて、掘削方法の工夫等の環境保全措置を講ずる必要があると考えられる。なお、掘削量及び面積が現計画よりも大きいため、それに伴った環境保全措置が必要となる。 	<p>【水田の保全(機能向上)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田の保全は、水田の畦畔かさ上げによる水生生物の生息や生育環境に対する影響は想定されない。 <p>【河道の掘削】約170万m³</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、生物の多様性の確保及び動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて、掘削方法の工夫等の環境保全措置を講ずる必要があると考えられる。なお、掘削量及び面積が現計画よりも大きいため、それに伴った環境保全措置が必要となる。 	<p>【ダムの有効活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダムの有効活用は、動植物の重要な種について、生息地の消失や生息環境への影響を受ける可能性があるとして予測される場合には、環境保全措置により、影響の回避・低減に努める。 <p>【樹木伐採】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇連・大島ダムの有効活用や、河道掘削に伴う樹木伐採は、現計画の約2.0倍(30万m²/15万m²)のため、生物の多様性の確保及び豊川の象徴である樹木群に代表される良好な自然環境への影響は、現計画と比べて大きいと考えられる。 <p>【河道の掘削】約80万m³</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、生物の多様性の確保及び動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて、掘削方法の工夫等の環境保全措置を講ずる必要があると考えられる。なお、掘削量及び面積が現計画よりも大きいため、それに伴った環境保全措置が必要となる。 	<p>【遊水地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 霞堤地区の遊水地化は、水生生物の生息や生育環境に対する影響は想定されない。 <p>【樹木伐採】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道掘削に伴う樹木伐採は、現計画の約1.3倍(20万m²/15万m²)のため、生物の多様性の確保及び豊川の象徴である樹木群に代表される良好な自然環境への影響は、現計画と比べて大きいと考えられる。 <p>【河道の掘削】約40万m³</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、生物の多様性の確保及び動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて、掘削方法の工夫等の環境保全措置を講ずる必要があると考えられる。なお、掘削量及び面積が現計画よりも大きいため、それに伴った環境保全措置が必要となる。 	<p>【豊川放水路改築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊川放水路改築は、河床掘削により、ヨシ原の消失が生じる。動植物の重要な種について、生息地の消失や生息環境への影響を受けると予測される場合には、環境保全措置を行い、影響の回避・低減に努める。 <p>【樹木伐採】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道掘削に伴う樹木伐採は、現計画の約3.7倍(55万m²/15万m²)のため、生物の多様性の確保及び豊川の象徴である樹木群に代表される良好な自然環境への影響は、現計画と比べて大きいと考えられる。 <p>【河道の掘削】約160万m³</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、生物の多様性の確保及び動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて、掘削方法の工夫等の環境保全措置を講ずる必要があると考えられる。なお、掘削量及び面積が現計画よりも大きいため、それに伴った環境保全措置が必要となる。 	
●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか								

表 4.2.25 治水対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表⑨

治水対策案と実施内容の概要		現計画 ダム建設を含む対策案	対策案2 河道処理する案	対策案5 堤防を整備する案	対策案13 流域対策する案	対策案16 ダムを有効活用する案	対策案23 計画遊水地等の 貯留施設を整備する案	対策案26 河道処理する案
		設案ダム	河道掘削	引堤+河道掘削	河道掘削 +水田の保全(機能向上)	ダムの有効活用+河道掘削	3霞堤遊水地(開口部変更) +河道掘削+輪中堤	豊川放水路改築+河道掘削
評価軸と評価の考え方		河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修+3霞堤存置	河道改修	河道改修+3霞堤存置
●土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか		【ダム】 ・ダム下流の豊川において、河床高の変化は小さいと考えられるものの、ダム直下では一部の砂礫等が減少すると考えられる。	【河道の掘削】 ・河道掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は掘削が必要となる可能性がある。(なお河道掘削量約180万m ³ は現計画より多い。)	【河道の掘削】 ・河道掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は掘削が必要となる可能性がある。(なお河道掘削量約50万m ³ は現計画より多い。)	【河道の掘削】 ・河道掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は掘削が必要となる可能性がある。(なお河道掘削量約170万m ³ は現計画より多い。)	【河道の掘削】 ・河道掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は掘削が必要となる可能性がある。(なお河道掘削量約80万m ³ は現計画より多い。)	【河道の掘削】 ・河道掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は掘削が必要となる可能性がある。(なお河道掘削量約40万m ³ は現計画より多い。)	【河道の掘削】 ・河道掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は掘削が必要となる可能性がある。(なお河道掘削量約160万m ³ は現計画より多い。)
	(7) 環境への影響	●景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか 【ダム】 ・景観資源である愛知高原国定公園等の一部が改変を受けるが、それら公園の全体の分布に対して、改変の程度はわずかと予測されており、眺望景観については、周囲の自然地形に馴染んだ風景となるような構造物等の検討をするなど環境保全措置を実施することで、低減できると予測される。 ・現状の人と自然との豊かなふれあいの活動の場への影響については、東海自然歩道は改変を受け、連続性が失われると予測される。保全措置を行うことで人と自然との豊かなふれあいの活動の場への影響を低減できると予測される。また、ダム湖の活用やダム湖周辺の整備を検討しており、新たな景観及び人と自然のふれあいの場ができることも考えられる。 【河道掘削及び樹木伐採】 ・豊川の象徴である樹木群に代表される良好な自然環境や景観等の保全を図る計画としており、河道掘削の対象は主に河道であるが樹木伐採(15万m ²)を行うこととしている。	【河道掘削及び樹木伐採】 ・河道掘削の対象は主に河道であり、現計画よりも掘削量が増大することによる樹木伐採は現計画の約3.7倍(55万m ² /15万m ²)となり景観等が変化すると考えられる。	【河道掘削及び樹木伐採】 ・河道掘削の対象は主に河道であり、現計画よりも掘削量が増大することによる樹木伐採は現計画の約4.0倍(60万m ² /15万m ²)となり景観等が変化すると考えられる。	【河道掘削及び樹木伐採】 ・河道掘削の対象は主に河道であり、現計画よりも掘削量が増大することによる樹木伐採は現計画の約3.7倍(55万m ² /15万m ²)となり、景観等が変化すると考えられる。	【河道掘削及び樹木伐採】 ・河道掘削の対象は主に河道であり、現計画よりも掘削量が増大することによる樹木伐採は現計画の約2.0倍(30万m ² /15万m ²)となり、景観等が変化すると考えられる。	【遊水地】 ・現状の水田等が輪中堤と平地からなる遊水地に景観が大きく変化する。 ・人と自然との豊かな触れ合いへの影響は限定的と考えられる。	【豊川放水路改築】 ・豊川放水路改築の掘削対象は、主に河床部であり、景観等への影響は限定的と考えられる。

4.3 新規利水の観点からの検討

4.3.1 ダム事業参画継続の意思・必要な開発量の確認

設楽ダム建設事業の利水参画者である愛知県に対し、ダム事業参画継続の意思及び必要な開発量の確認、さらに利水参画者において水需給計画の点検・確認及び利水参画者に対し代替案が考えられないか検討するよう、平成 22 年 11 月 9 日付け公文書にて要請を行い、表 4.3.1 に示すとおり、平成 22 年 11 月 15 日付けで愛知県からダム事業参画継続の意思があること、また必要な開発量も変更ないとの回答を得ている。

表 4.3.1 設楽ダム建設事業への利水参画継続の意思の確認に対する愛知県の回答

対象事業	水道用水	かんがい
参画継続の意思	有	有
必要な開発量	0.179 m ³ /s	0.339 m ³ /s

4.3.2 水需要の点検・確認

(1) 利水参画者の水需要の確認方法

設楽ダム建設事業に参画している愛知県に対して、平成 22 年 11 月 9 日付けでダム事業参画継続意思の確認及び水需給計画の点検・確認について文書を発送し、平成 22 年 11 月 15 日付けで愛知県から得た回答内容について、以下の事項を確認した。

- ・需要量の推定に使用する基本的事項（給水人口、原単位、有収率等）の算定方法について、水道施設設計指針等の考え方に基づいたものかについて確認した。
- ・公共事業の効果的・効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から「行政機関が行う政策評価に関する法律」により事業の再評価を実施しているかについて確認した。
- ・水の将来需要量とそれに対する水源量の確保計画について確認した。

(2) 利水参画者の水需給状況

以下に、利水参画者の水需給状況の点検確認結果を示す。

①愛知県

○水道用水

・将来需要量の確認

フルプランの水道用水需要想定エリアにおいては、平成 15 年度時点で給水人口 734 千人、一日平均家庭用水有収水量 163.2 千 m^3 /日、一日平均都市活動用水有収水量 48.1 千 m^3 /日、一日平均工場用水有収水量 14.4 千 m^3 /日、一日最大取水量 3.41 m^3 /s に対して、平成 27 年度には計画給水人口 738 千人、計画一日平均家庭用水有収水量 171.9 千 m^3 /日、一日平均都市活動用水有収水量 53.4 千 m^3 /日、一日平均工場用水有収水量 24.5 千 m^3 /日、計画一日最大取水量 4.42 m^3 /s と推計している。

将来需要量の推計は、水道施設設計指針に沿っており、将来人口に一日平均有収水量、計画有収率、計画負荷率、計画利用量率を考慮して推計していることが確認できた。

推計に用いた計画給水人口は、国立社会保障・人口問題研究所が公表した中位推計値データを使用している。原単位は、昭和 55 年から平成 15 年の実績値を用い、時系列傾向分析を実施し推計している。

昭和 55 年から平成 15 年までの実績の給水人口は緩やかに増加しており、計画給水人口は現状に比べやや増加すると推計している。

また、平成18年度に、愛知県水道用水供給事業変更の許可を厚生労働省から受けるとともに、平成19年度には事業再評価を実施し、事業は継続が妥当との評価を受けている。

・需給計画の点検

将来需要量として推計した計画一日最大取水量 4.42 m^3 /s は、受水市町村が所有する水源（地下水等）として 0.97 m^3 /s、完成している水資源開発施設による水源として 3.31 m^3 /s を考慮し、設楽ダムの安定供給可能量（近年 2/20） 0.14 m^3 /s（開発水量 0.179 m^3 /s）で確保することとしている。

この計画一日最大取水量は、閣議決定されたフルプランで示されている近年の 20 年に

2番目の規模の渇水時におけるダム等による供給可能量を考慮した水源量と均衡するものとなっている。

○ かんがい用水

・ 将来需要量の確認

かんがい用水需要想定エリアにおいては、平成 27 年度には粗用水量 199,189 千 m³/年と算定している。

将来需要量の算定は、土地改良事業計画設計基準等に沿っており、かんがい面積に単位面積あたりの消費水量（減水深）、有効雨量、損失率（かんがい効率）を考慮して算定していることが確認できた。

算定に用いたかんがい面積は、豊川用水地区の関係土地改良区の賦課台帳面積を基に決定している。単位面積あたりの消費水量は、減水深調査を基に算定している。

・ 需給計画の点検

将来需要量として算定した粗用水量 199,189 千 m³/年は、受水者が所有する水源（地区内利用可能量）として 21,781 千 m³/年、完成している水資源開発施設による水源として 166,683 千 m³/年を考慮し、設楽ダムの 10,725 千 m³/年（開発水量 0.339 m³/s）で確保することとしている。

(3) 必要な開発量の確認結果

以上のように、利水参画者の必要量は水道施設設計指針などに沿って算出されていること、確認した必要量と設楽ダムの開発量が一致していること、愛知県水道用水供給事業及び水資源機構かんがい排水事業（豊川用水二期）の再評価において「事業は継続」との評価を受けていることを確認した。

また、平成 18 年度に愛知県水道用水供給事業変更の認可を厚生労働大臣から受けている。

よって、利水参画者に確認した必要な開発量を確保することを基本として新規利水対策案を立案することとした。

必要な開発量の算定に用いられた推計手法等(愛知県 豊川水系 水資源開発基本計画需要想定エリア:水道用水)

点検項目		基礎データの確認・推計手法の確認	推計値(目標年:H27年度)
①給水人口	行政区域内人口	「国立社会保障・人口問題研究所」による中位推計値を採用	738千人
	水道普及率	平野部は100%に設定。山間部は時系列傾向分析により推計	100%
②原単位(有収水量)	家庭用水【平野部】	一人一日当たり使用水量原単位を用途別に推計 ・(1)飲料・洗面・手洗い、(2)水洗便所、(3)風呂、(4)洗濯、(5)その他家庭用水の5用途別に推計 ・各用途別の基準水量等は、節水型製品の普及等を考慮し、公的機関及びメーカー等の公表値を用いて推計 ・世帯人員等の将来設定値は、実績値から時系列回帰分析により推計	232.8L/人・日 (171.9千m3/日)
	都市活動用水【平野部】	使用水量原単位実績を時系列傾向分析により推計	53.4千m3/日
	工場用水【平野部】	工業用水の需要推計(工業統計表における産業中分類別工業用水使用量を3業種別に得られた使用水量原単位の実績を基に時系列傾向分析により推計)により算出された水道依存量を設定	24.5千m3/日
	【山間部】	山間部は日平均有収水量原単位実績を時系列傾向分析により推計	
③有収率		平野部は上水道実績値を時系列傾向分析により推計。山間部は90%に設定	93.2%
④負荷率		至近10カ年(H6~H15)の下位3カ年平均値で一定	79.1%
⑤利用率		導水、浄水および配水過程での損失量として導水ロス5%、浄水および配水ロス10%を採用	92.3%
⑥需要想定値(一日最大取水量)		需要想定値は、下記のとおり算出 ・一日最大給水量=人口×普及率×一人一日平均有収水量÷有収率÷負荷率で算定されていることを確認 ・一日最大取水量=一日最大給水量÷利用率で算定されていることを確認 算定された一日最大取水量を需要想定値として採用	4.42m3/s
⑦河川依存量		河川依存量=需要想定値(一日最大取水量)-河川以外(地下水、自流)依存量 河川以外(地下水、自流)の依存量は、近3カ年(H13~H15)の実績平均値を採用(0.97m3/s)	3.45m3/s
⑧確保水源の状況		現時点で確保されている水源(豊川総合用水事業等(宇連ダム、大島ダム等))の状況(水利権、供給可能量等)	3.31m3/s (2/20供給可能量)
⑨必要な開発量の確認		需要想定値に対して、河川依存量及び確保水源の状況より、必要な開発量について確認	0.14m3/s (2/20供給可能量)
			0.179m3/s (開発水量)

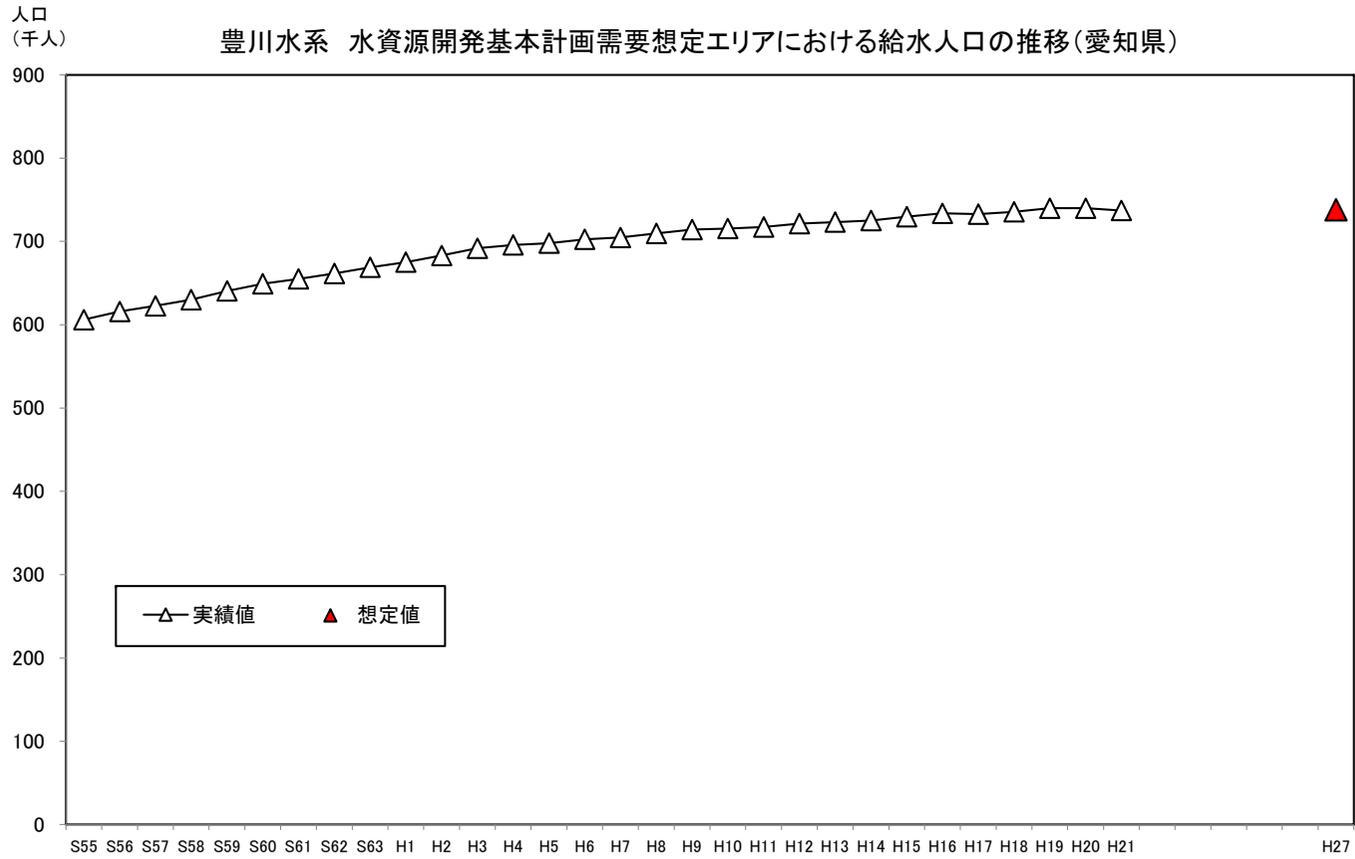
※「⑨必要な開発量の確認」における2/20供給可能量は、近年の少雨化傾向を踏まえ、近年の20年に2番目の渇水でも年間を通じて供給を可能とする水量。2/20供給可能量は、平成18年2月17日に閣議決定された豊川水系水資源開発基本計画を踏まえて算出。

事業再評価実施状況	実施年度	事業名	工期	B/C	評価結果
		H19	愛知県水道用水供給事業	S56~H26	2.2

必要な開発量の算定に用いられた推計手法等(豊川水系 水資源開発基本計画需要想定エリア:かんがい用水)

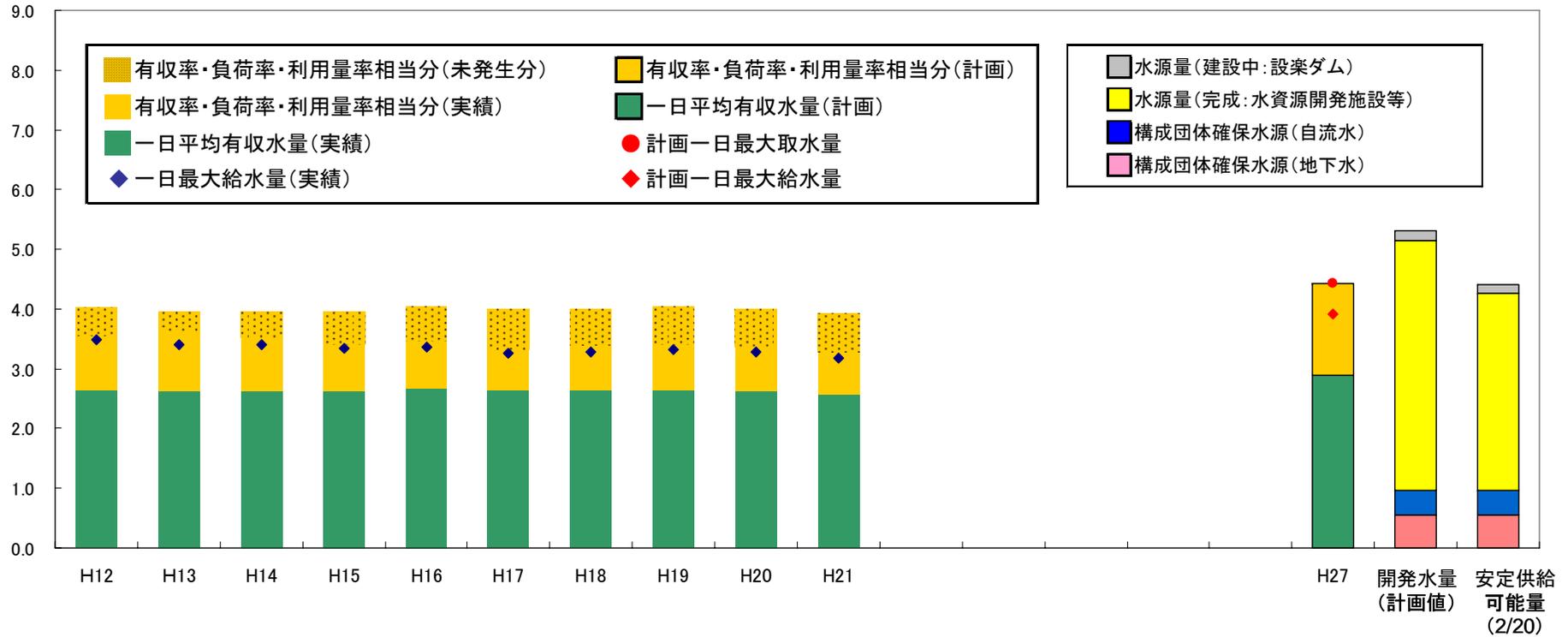
点検項目		基礎データの確認・算定手法の確認	推計値(目標年:H27年度)
①取水期間 ・かんがい面積	取水期間	水田作付計画及び畑地かんがい計画は、各市町の農業振興計画等を基に決定	—
	かんがい面積	豊川用水地区の関係土地改良区の賦課台帳面積を基に決定	水田6,597ha 畑地11,145ha
②単位面積当たりの消費水量(減水深)		減水深調査実績を基に算定	(大野)平均14.7mm/日 (牟呂)平均27.1mm/日
③消費水量		(水田)消費水量=かんがい面積×単位用水量(減水深) (畑)消費水量=かんがい面積×日消費水量	215,540千m ³ /年
④有効雨量		水田は日雨量5mm/日未満は対象外とし、5~80mm/日の80%と設定 畑は日雨量5mm/日未満は対象外とし、5mm/日以上降雨80%について、TRAM値(30mm)を限度として設定	52,784千m ³ /年
⑤純用水量		純用水量=消費水量③-有効雨量④	162,756千m ³ /年
⑥損失率(かんがい効率)		水田:15%、普通畑、施設畑:20%(散水かんがい)、樹園地:25%(散水かんがい)、水田裏作:35%(うね間かんがい)	0.183
⑦粗用水量		粗用水量=純用水量⑤/(1-損失率⑥)	199,189千m ³ /年
⑧確保水源の状況		現時点で確保されている水源(豊川総合用水事業等(宇連ダム、大島ダム等))の状況(水利権、供給可能量等)	既開発水量166,683千m ³ /年 地区内河川利用可能量21,781千m ³ /年
⑨必要な開発量の確認		粗用水量に対して、確保水源の状況より、必要な開発量について確認	10,725千m ³ /年 (0.339m ³ /s)

事業再評価実施状況	実施年度	事業名	工期	B/C	評価結果
	H21	水資源機構かんがい排水事業 (豊川用水二期)	H11~H27	1.4	継続



※S55~H15、H27 は、「豊川水系水資源開発基本計画」による値
※H16~H21 は、「豊川水系における水資源開発基本計画需要実績調査」等による値

(m³/s) 豊川水系 水資源開発基本計画需要想定エリアにおける水需要動向と供給計画の状況(愛知県 水道用水)



※「有収率・負荷率・利用量率相当分(未発生分)」は、「一日平均有収水量(実績)」に、計画有収率、計画負荷率、計画利用量率を用いて算出
 ※「構成団体確保水源(自流水及び地下水)」は、受水する自治体が所有するものである
 ※「安定供給可能量(2/20)」における「水源量(完成:水資源開発施設等)」は、近年の20年で2番目の渇水でも年間を通じて供給が可能となる水量
 ※「安定供給可能量(2/20)」は、平成18年2月17日に閣議決定された豊川水系における水資源開発基本計画を踏まえて算出

4.3.3 複数の新規利水対策案（設楽ダムを含む案）

複数の新規利水対策案（設楽ダムを含む案）は、利水参画者に確認した必要な開発量（水道用水 0.179m³/s、かんがい用水 0.339 m³/s）を確保することを基本として検討を行った。

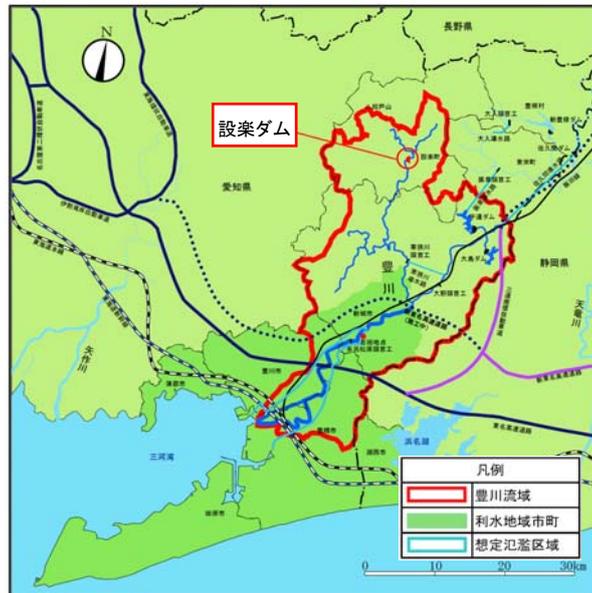
現計画（設楽ダム）

【対策案の概要】

河川整備計画に位置づけられている設楽ダムを建設する。

新規利水では、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保する。

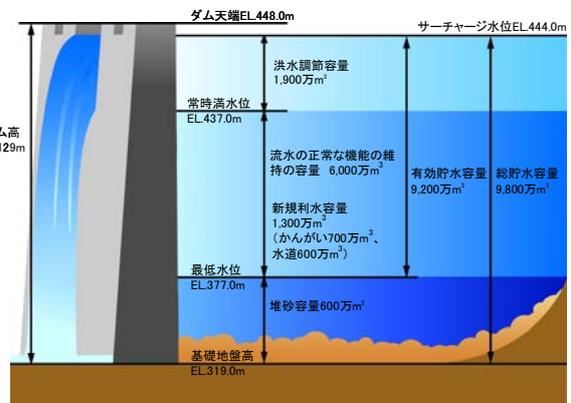
設置するには、相当の土地の買収が必要となる。また、周辺環境への影響等について十分な調査が必要となる。



豊川流域図



完成イメージ図



設楽ダム容量配分図

図 4.3.1 設楽ダムの概要

4.3.4 複数の新規利水対策案の立案（設楽ダムを含まない案）

4.3.4.1 新規利水対策案立案の基本的な考え方

検証要領細目に示されている方策を参考にして、様々な方策を組み合わせ、できる限り幅広い新規利水対策案を立案することとした。

立案にあたっては、検討主体が提案した新規利水対策案を提示し、利水参画者への意見聴取及びパブリックコメントにより広くご意見を伺い新たな対策案についても提案を求めた。

(1) 新規利水対策案検討の基本的な考え方

- ・新規利水対策案は、利水参画者に対して確認した必要な開発量（水道用水 0.179m³/s、かんがい用水 0.339 m³/s）を確保することを基本として立案する。
- ・新規利水対策案の立案にあたっては、検証要領細目に示されている各方策から、豊川に適用可能な方策を単独もしくは組み合わせで検討する。

豊川における各方策の検討の考え方について P.4-141～P.4-152 示す。

1) 河道外貯留施設（貯水池）

河道外貯留施設（貯水池）は、河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とする方策である。
 取水可能地点は、導水路の新設を前提としない場合には、施設の下流である。

（検討の考え方）

豊川流域内及び給水区域内で検討する。

既設の万場調整池と同様の調整池を新設して必要量を確保する。

設置するには、相当の土地の買収が必要となる。また、周辺環境への影響等について十分な調査が必要となる。



図 4.3.2 豊川における河道外貯留施設

2) ダム再開発（かさ上げ・掘削）

ダム再開発は、既設のダムをかさ上げあるいは掘削することで利水容量を確保し、水源とする方策である。

取水可能地点は、導水路の新設を前提としない場合には、ダム下流である。

（検討の考え方）

豊川流域の既設ダムの再開発（かさ上げ・掘削）について検討する。

豊川流域にある既設の利水ダムの宇連ダムと大島ダムのかさ上げを実施し、必要量を確保する。

かさ上げについては、地質調査等の技術的な検討や周辺環境への影響等の調査が今後必要となる。

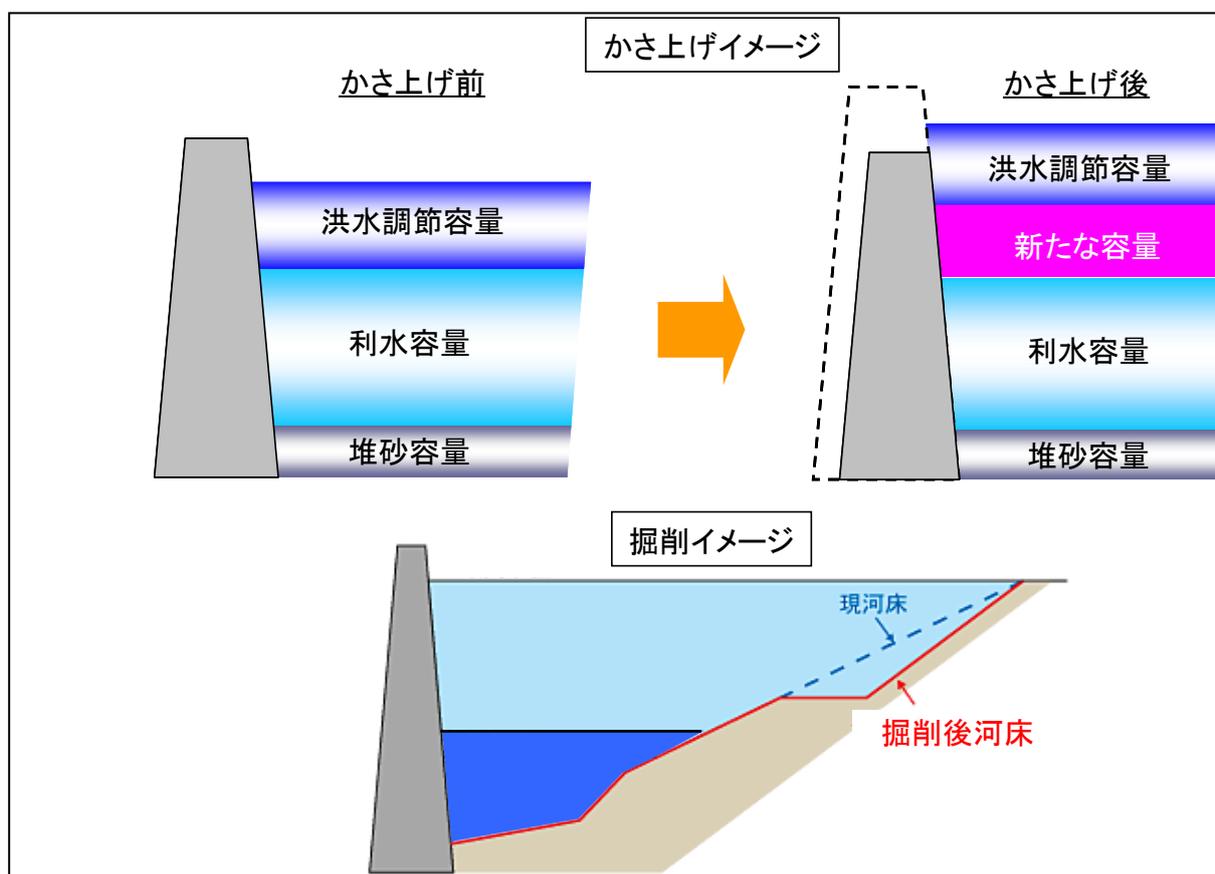


図 4.3.3 ダム再開発（かさ上げ及び掘削）のイメージ

3) 他用途ダム容量の買い上げ

他用途ダム容量の買い上げは、既存のダムの他の用途のダム容量を買い上げて新規利水のための容量とすることで、水源とする方策である。取水可能地点は、導水路の新設を前提としない場合には、ダム下流である。

(検討の考え方)

豊川流域の既設ダムにおける他用途のダム容量の買い上げについて検討する。

既存のダムにおける発電などの他用途の利水容量を買い上げることにより、必要量を確保する。

豊川の場合、発電などの他用途容量をもっている施設がないことから代替案にはならない。

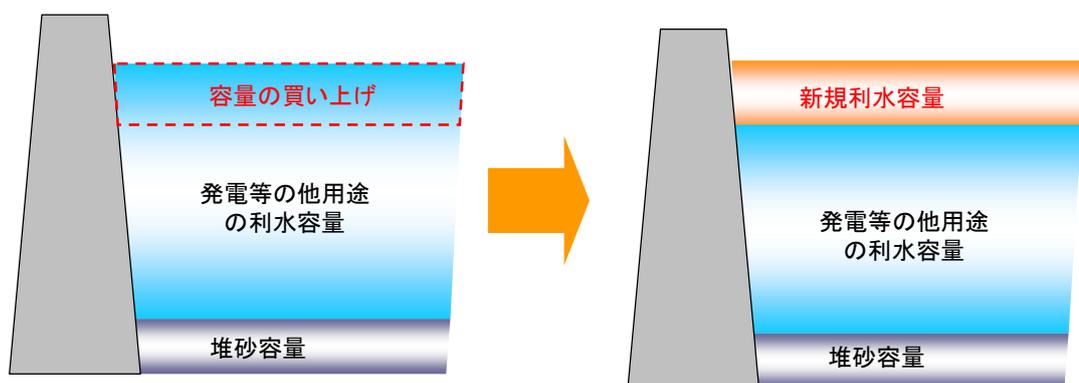


図 4.3.4 他ダム容量の買い上げイメージ

5) 地下水取水

地下水取水は、伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、水源とする方策である。

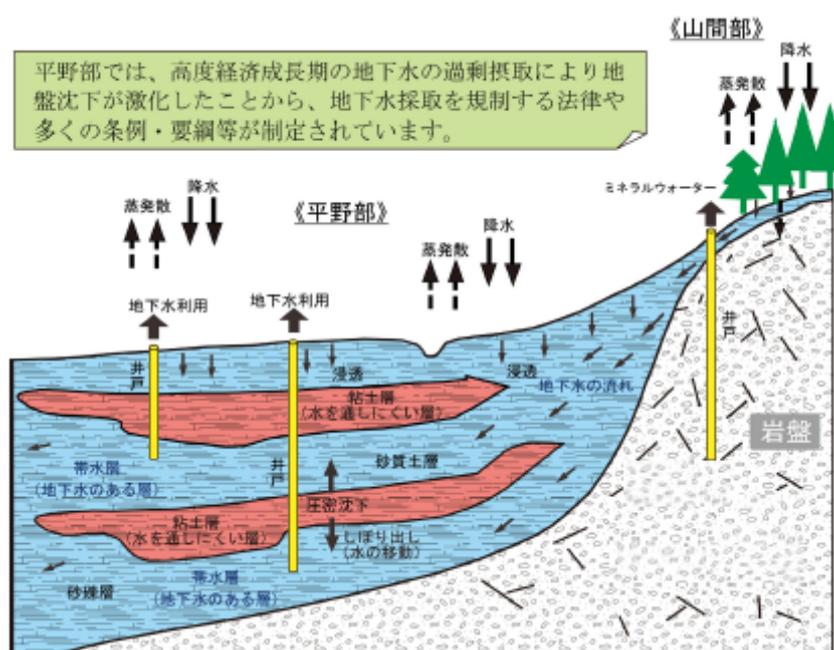
取水可能地点は、導水路の新設を前提としない場合には、井戸の場所であり、取水の可否は場所による。

(検討の考え方)

井戸の新設等による地下水取水について検討する。

新たに井戸を掘って、必要量を確保する。

地下水位の低下や地盤沈下を引き起こす可能性が高いため、一部条例等で規制されているところもある。



出典：平成 22 年版日本の水資源を基に作成

図 4.3.6 地下水取水のイメージ

6) ため池（取水後の貯留施設を含む）

ため池（取水後の貯留施設を含む）は、主に雨水や地区内流水を貯留するため池を設置することで水源とする方策である。

取水可能地点は、導水路の新設を前提としない場合には、施設の下流である。

（検討の考え方）

豊川流域において、ため池の新設について検討する。

既設の平均的な規模のため池を新設して必要量を確保する。

豊川の場合、ため池が既に受益地内に多数存在し、多くは農業用水に活用されている。

ただし、近年は生活排水等の流入による水質悪化から、ため池の利用可能量が減少している。

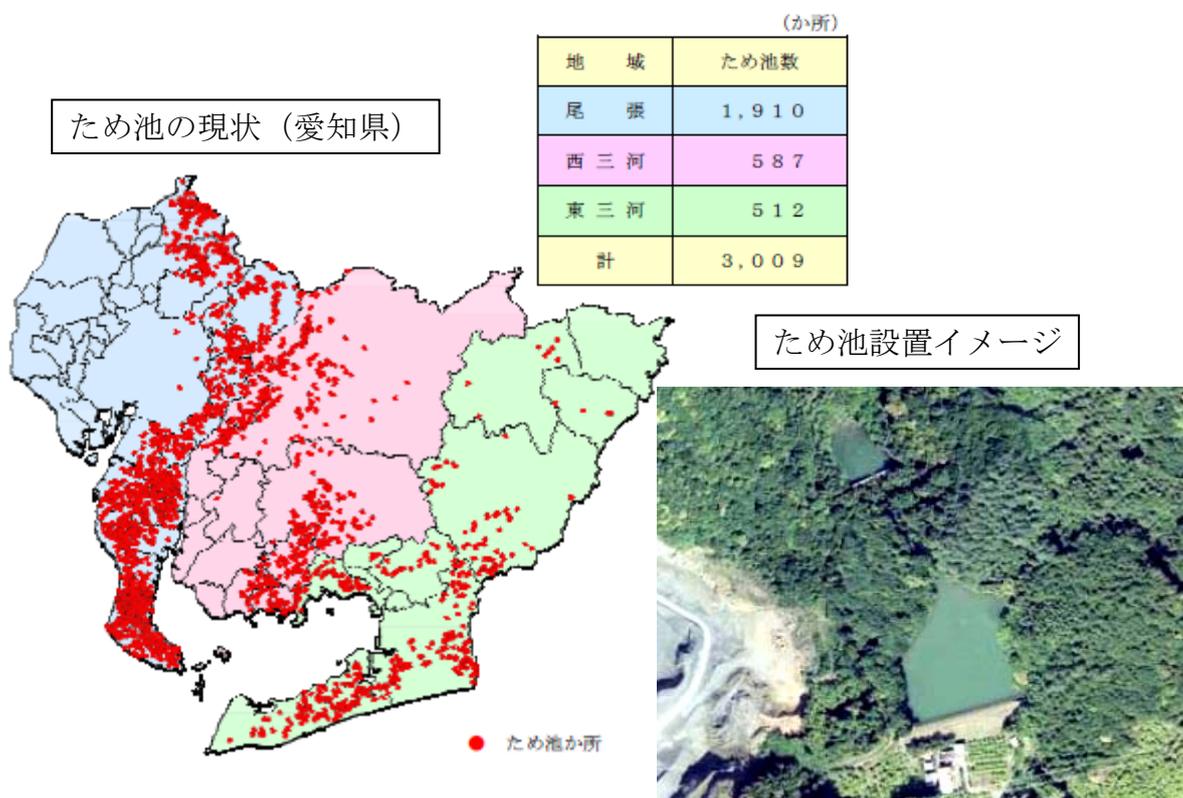


図 4.3.7 ため池設置のイメージ

7) 海水淡水化

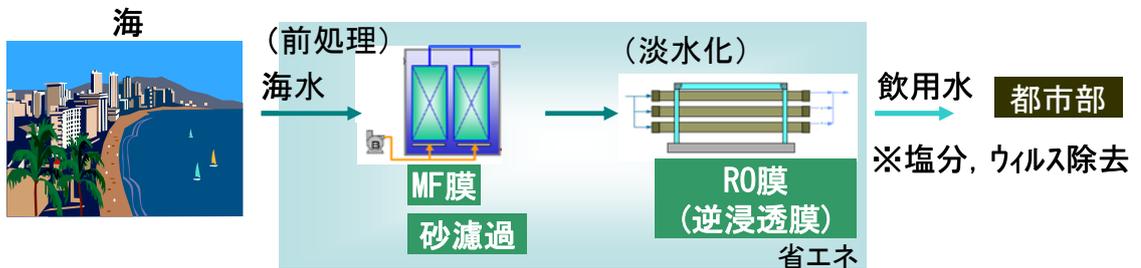
海水淡水化は、海水を淡水化する施設を設置し、水源とする方策である。
取水可能地点は、導水路の新設を前提としない場合には、海沿いである。

(検討の考え方)

海沿いや河口付近等において海水の淡水化について検討する。

三河湾臨海部に海水淡水化施設を設置し、必要量を確保する。

水源確保が非常に困難な地域に活用される方策で、ランニングコストも高いため、全国的にも例が少ない。



水のいのちとものづくり中部フォーラム 資料

図 4.3.8 海水淡水化のイメージ

8) 水源林の保全

水源林の保全は、主にその土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する方策である。

取水可能地点は、導水路の新設を前提としない場合には、水源林の下流である。

なお、水源林の保全は、効果をあらかじめ定量的に見込むことはできない。

(検討の考え方)

豊川流域の森林の分布状況等について検討する。

水源林の土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させゆっくりと流出させるという水源林の機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。

水源林を保全することで、安定した河川水量としてどの程度、定量的に見込むことができるか判断ができない。



今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 資料

図 4.3.9 水源林の保全イメージ

9) ダム使用権等の振替

ダム使用権等の振替は、需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権等を必要な者に振り替える方策である。

取水可能地点は、導水路の新設を前提としない場合には、振替元水源ダムの下流である。

(検討の考え方)

豊川流域の既設ダムにおける水利権が付与されていないダム使用権等を整理し、振替の可能性を検討する。

水利権が認められていないダム使用権等を他の水利権を必要とする水利使用者に振り替えることにより、必要量を確保する。

豊川の場合、既設ダムにおいて、すべての水利権が発生しており、水利権が付与されていないダム使用権等がないことから代替案にはならない。

10) 既得水利の合理化・転用

既得用水の合理化・転用は、用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等に伴う需要減分を、他の必要とする用途に転用する方策である。取水可能地点は、導水路の新設を前提としない場合には、転元水源の下流である。

(検討の考え方)

豊川水系の既得水利の合理化・転用について検討する。

用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減等により発生した余剰水を他の必要とする用途に転用する。

対象となる豊川用水の幹線水路については、既に改築中であり、対策が図られており、また、用水の使用量についても、水利権更新毎に適切に審査されている。

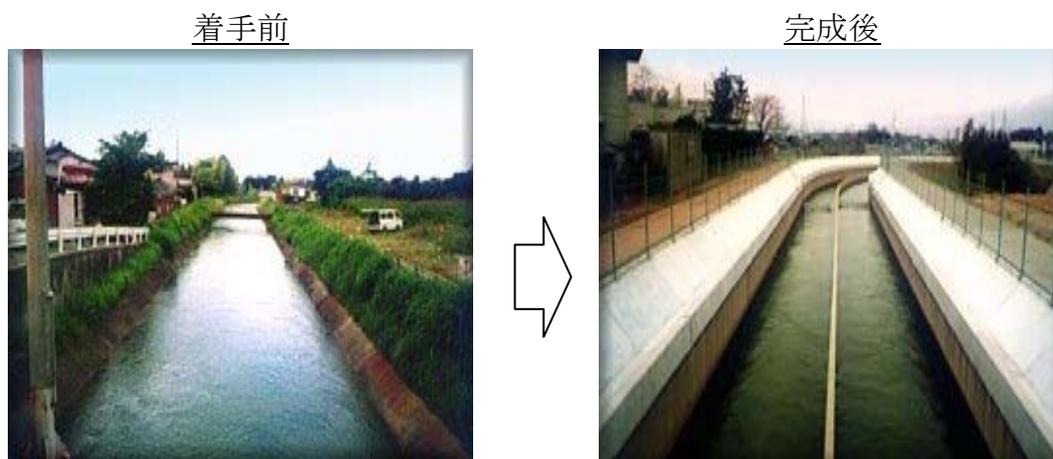


図 4.3.10 用水路改築イメージ

11) 渇水調整の強化

渇水調整の強化は、渇水調整協議会の機能を強化し、渇水時に被害を最小とするような取水制限を行う方策である。

なお、渇水調整の強化は、効果をあらかじめ定量的に見込むことはできない。

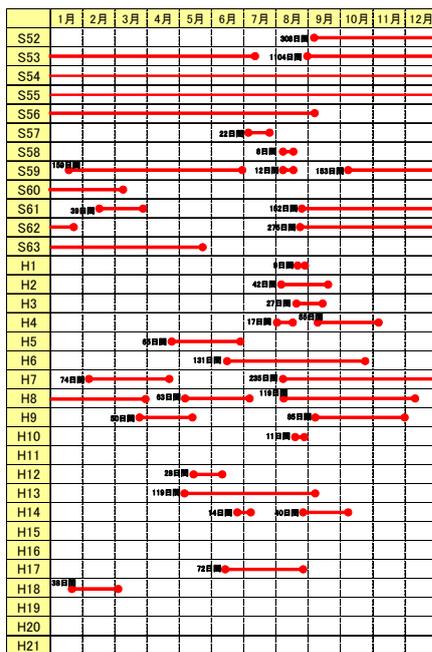
(検討の考え方)

豊川流域の渇水調整の強化について検討する。

渇水調整協議会の機能を強化し、関係利水者が協力して渇水時の被害を最小となるような取り組みを行う。

気象状況や利用者の意向に大きく左右されるため、効果をあらかじめ定量的に見込むことは困難である。

過去の取水制限状況(昭和52年～平成21年)



豊川用水節水対策協議会



- 〔構成員〕
- ・水資源機構
 - ・愛知県
 - ・静岡県
 - ・豊川総合用土地利用改良区
 - ・牟呂用土地利用改良区
 - ・松原用土地利用改良区
 - ・湖西用土地利用改良区

豊川緊急渇水調整協議会



- 〔構成員〕
- ・中部地方整備局
 - ・東海農政局
 - ・関東農政局
 - ・中部経済産業局
 - ・愛知県
 - ・静岡県
 - ・豊橋市
 - ・豊川市
 - ・新城市
 - ・水資源機構

図 4.3.11 豊川の渇水状況と渇水調整

12) 節水対策

節水対策は、節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要の抑制を図る方策である。

なお、節水対策は、効果を定量的に見込むことについては、最終利用者の意向に依存するものであり、困難である。

(検討の考え方)

豊川流域の節水対策について検討する。

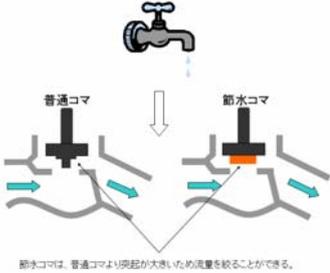
節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要の抑制を図る。

最終利用者の意向に依存するものであり、効果を定量的に見込むことは困難である。

節水対策事例

【上水道事業体】

- ◆懸垂幕・立て看板の設置、ポスターの掲示、HPの記載
- ◆公用車のパネル掲示、広報車の巡回PR
- ◆配水圧力の調整
- ◆学校・大口使用者へのPR、職員への周知
- ◆公用車の洗車自粛



節水コマの事例

【工場】

- ◆回収水の利用
- ◆雑用水の節水

【工業用水道事業体】

- ◆文書による節水協力依頼
- ◆企業局HPによる情報提供





節水PRの事例

図 4.3.12 節水対策事例のイメージ

13) 雨水・中水利用

雨水・中水※利用は、雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水利用の推進により、河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る方策である。

なお、雨水・中水利用は、効果を定量的に見込むことについては、最終利用者の意向に依存するものであり、困難である。

※中水とは、上水として生活用水に使った水を下水道に流すまでもう一度利用すること。

(検討の考え方)

豊川流域の雨水・中水利用について検討する。

雨水利用の推進、中水利用施設の整備により、河川水・地下水の使用量の抑制を図るものである。

最終利用者の意向に依存するものであり、効果を定量的に見込むことは困難である。

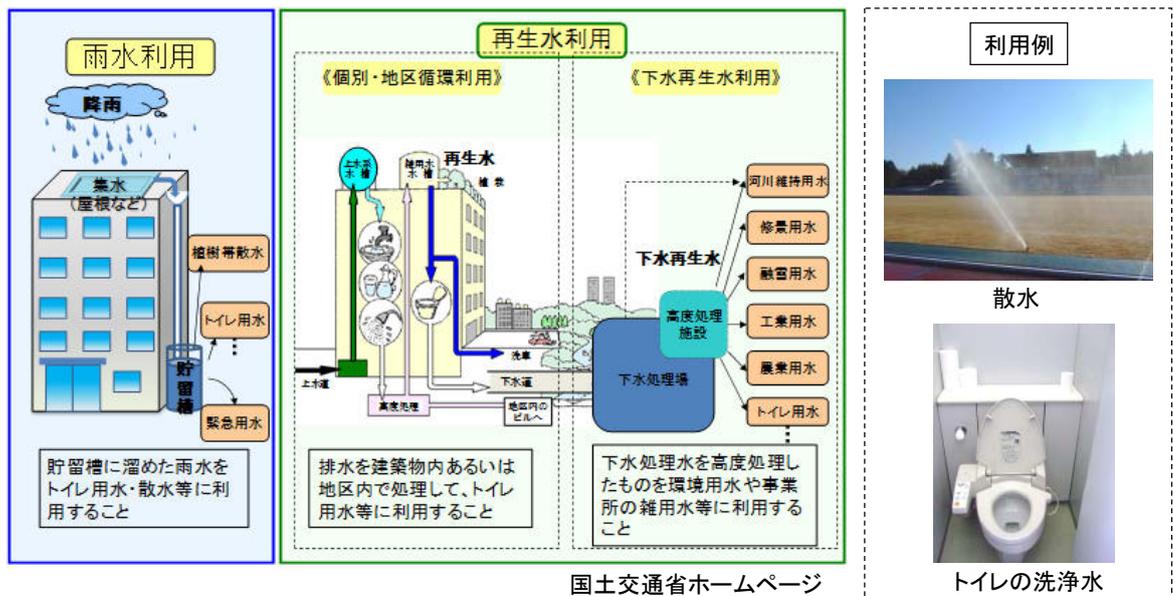


図 4.3.13 雨水・中水利用のイメージ

4.3.4.2 新規利水対策案の豊川流域への適用性

表 4.3.2 に検証要領細目で示された方策の豊川流域への適用性について検討した結果を示す。「3.他用途ダム容量買い上げ」「9.ダム使用権等の振替」の2方策を除く11方策において検討を行うこととした。

表 4.3.2 新規利水対策案の適用性評価一覧

		有識者会議での方策	14方策の概要	豊川流域への適用性
利水対策メニュー	供給面での対応	0. ダム	河川を横過して専ら流水の貯留する目的で築造させる構造物	河川整備計画で設案ダムを位置づけている
		1. 河道外貯留施設(貯水池)	河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とする。	流域内及び給水エリア内で検討
		2. ダム再開発(かさ上げ・掘削)	既存のダムのかさ上げあるいは掘削することで容量を確保し、水源とする。	宇連ダム、大島ダムで検討
		3. 他用途ダム容量の買い上げ	既存のダムの他の用途のダム容量を買い上げて容量とすることで水源とする。	豊川流域に対象となる施設がない
		4. 水系間導水	水量に余裕のある他水系から導水することで水源とする。	隣接水系(天竜川および矢作川)からの導水を検討
		5. 地下水取水	伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、水源とする。	流域内及び給水エリア内で検討
		6. ため池 (取水後の貯留施設を含む。)	主に雨水や地区内流水を貯留するため池を配置することで水源とする。	流域内及び給水エリア内で検討
		7. 海水淡水化	海水を淡水化する施設を設置し、水源とする。	三河湾沿岸部で検討
	8. 水源林の保全	水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。	効果をあらかじめ定量的に見込むことはできないが、効果量にかかわらず取り組むべき方策である	
	需要面・供給面での総合的な対応が	9. ダム使用権等の振替	需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権等を必要なものへ振り替える。	対象となるダム使用権等がない
		10. 既得利水の合理化・転用	用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等に伴う需要減分を、他の必要とする用途に転用する。	豊川用水など既得利水について検討する
		11. 渇水調整の強化	渇水調整協議会の機能を強化し、渇水時に被害を最小とするような取水制限を行う。	効果をあらかじめ定量的に見込むことはできない、効果量にかかわらず取り組むべき方策である
		12. 節水対策	節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要の抑制を図る。	効果を定量的に見込むことについては、最終利用者の意向に依存するものであり、困難であるが、効果量にかかわらず取り組むべき方策である
13. 雨水・中水利用		雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水の利用の推進により河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る。	効果を定量的に見込むことについては、最終利用者の意向に依存するものであり、困難であるが、効果量にかかわらず取り組むべき方策である	



今回の検討対象



今回の検討対象外

4.3.4.3 複数の新規利水対策案の立案

表 4.3.2 に示した適用性を踏まえ、各方策の単独もしくは組み合わせにより新規利水対策案を一次選定した。一次選定した新規利水対策案を表 4.3.3 に示す。

新規利水対策案の立案に当たっては、以下の方針とする。

- ①立案する対策案は、以下に示す参加継続が確認された新規利水の必要な開発量が確保できるものとする。
- ◆新規利水
- ・水道用水 0.179 m³/s、農業用水 0.339 m³/s を確保する。
- ②水源林の保全、渇水調整の強化、節水対策、雨水・中水利用については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、全ての新規利水対策案に組み合わせる。
- ③既存の水利使用規則などの水利用ルールについては、基本的に変えないこととする。

【新規利水対策案（新規利水）】

現計画（設楽ダム）

- | | |
|---------------|---------------------|
| 新規利水対策案No. 1 | 河道外貯留施設 |
| 新規利水対策案No. 2 | ダム再開発（かさ上げ・掘削） |
| 新規利水対策案No. 3 | 水系間導水（天竜川） |
| 新規利水対策案No. 4 | 水系間導水（矢作川） |
| 新規利水対策案No. 5 | 地下水取水 |
| 新規利水対策案No. 6 | ため池（取水後の貯留施設を含む） |
| 新規利水対策案No. 7 | 海水淡水化 |
| 新規利水対策案No. 8 | 既得水利の合理化・転用 |
| 新規利水対策案No. 9 | 河道外貯留施設＋ダム再開発（宇連ダム） |
| 新規利水対策案No. 10 | 河道外貯留施設＋ダム再開発（大島ダム） |
| 新規利水対策案No. 12 | ダム再開発（宇連ダム）＋ため池 |
| 新規利水対策案No. 14 | 河道外貯留施設＋海水淡水化 |
| 新規利水対策案No. 15 | ダム再開発（宇連ダム）＋海水淡水化 |
| 新規利水対策案No. 16 | ため池＋海水淡水化 |
| 新規利水対策案No. 17 | 地下貯留施設 |
| 新規利水対策案No. 18 | 水系間導水（木曾川） |
| 新規利水対策案No. 19 | 水系間導水（天竜川、矢作川） |

※新規利水対策案No. 17～19は、パブリックコメントで提案された方策である。

P.4-157～P.4-173 に各対策案の概要を示す。

表 4.3.3 新規利水対策案選定結果

		利水対策案																		
		選定計画																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	14	15	16	17	18	19		
ダム	設案ダム																			
供給面 （河川区域の内）	河道外貯留施設（調整池）																			
	ダム再開発（かさ上げ・灌漑）宇連ダム																			
供給面 （河川区域の外）	水系間導水（天竜川）																			
	水系間導水（矢作川）																			
需要面・供給面での 総合的な対応策	地下水																			
	ため池																			
	海水淡水化																			
	水源林の保全																			
	洪水調整の強化																			
	節水対策																			
	雨水・中水利用																			
	既得水利の合理化・転用																			
	洪水調整の強化																			
	節水対策																			
	雨水・中水利用																			
	洪水調整の強化																			
	節水対策																			
	雨水・中水利用																			

注) 赤枠は、パブリックコメントで提案された方策を示す。

注) 11、13は欠番

1) 新規利水対策案No. 1 河道外貯留施設

新規利水対策案の概要

- ・ 豊川総合用水事業施設のうち最も大規模な万場調整池（容量：500万 m³）と同様の調整池を新設し必要量を確保する。
- ・ 調整池を設置するには相当の土地の確保（用地買収）が必要となるため、候補地の選定が必要となる。また、周辺環境への影響等について今後十分な調査が必要となる。

新規利水の主な事業内容

- ・ 施設規模：万場調整池と同様な調整池により必要な開発量を確保する。
- ・ 河道外貯留施設 3基
- ・ ただし、工期は用地買収を伴うため不確定

◇河道外貯留施設対策案の概要

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

河道外貯留施設設置イメージ



◇対策案位置図



河道外貯留施設対策案諸元

	調整池設置数 (万場調整池型)
新規利水	3基

図 4.3.14 河道外貯留施設対策案の概要

2) 新規利水対策案No. 2 ダム再開発（かさ上げ・掘削）

新規利水対策案の概要

- ・既存ダム（宇連ダム、大島ダム）をかさ上げし必要量を確保する。
- ・かさ上げについては、地質調査等技術的な検討や用地買収が必要となる。また、かさ上げ高が大きい場合、周辺環境への影響等について調査が必要となる。
- ・宇連ダムのかさ上げについては、既設の天竜川水系から導水路（振草導水路）に影響が生じない範囲までとする。
- ・利水専用ダムである宇連ダム、大島ダムかさ上げ工事にあたっては、工事期間中にダム機能が一時的に制限を受ける場合がある。

新規利水の主な事業内容

- ・施設規模：既存ダム（宇連ダム、大島ダム）をかさ上げし、必要な開発量を確保する。
- ・宇連ダム・大島ダム再開発
- ・ただし、工期は施設管理者等との調整が伴うため不確定

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



図 4.3.15 ダム再開発対策案の概要

3) 新規利水対策案No. 3 水系間導水（天竜川）

新規利水対策案の概要

- ・ 天竜川より新規に導水を活用することにより必要量を確保する。
- ・ 天竜川においても取水制限が近年20年間に11回発生しており、新規に導水するには天竜川の関係河川使用者等との調整が必要となる。

新規利水の主な事業内容

- ・ 施設規模：既存の天竜川から豊川への導水を活用して必要な開発量を確保する。
- ・ ただし、工期は関係者調整を伴うため不確定



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇豊川と天竜川の渇水状況

- ・ 天竜川ではH2～H21の20年間で11回（年単位で算出）の取水制限が実施されている。
- ・ 隣合う水系のため同じような時期に取水制限となることがある。

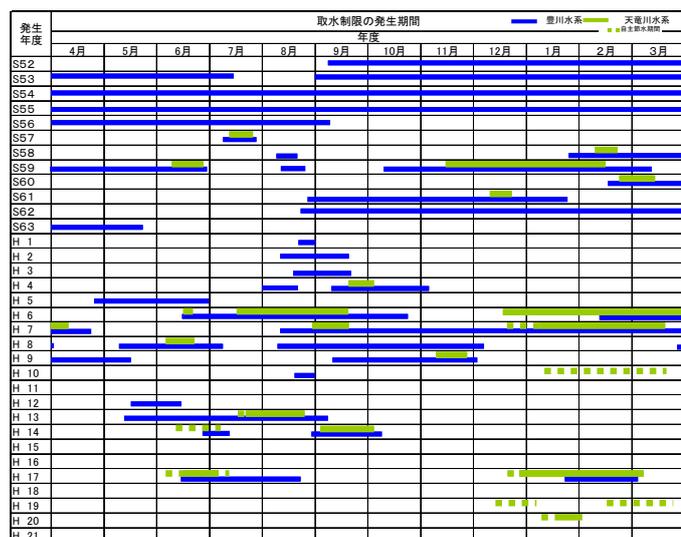


図 4.3.16 水系間導水（天竜川）対策案の概要

4) 新規利水対策案No. 4 水系間導水（矢作川）

新規利水対策案の概要

- ・ 矢作川より新規に導水することにより必要量を確保する。
- ・ 矢作川においても取水制限が近年20年間に11回発生しており、新規に導水するには矢作川の関係河川使用者等との調整が必要となる。

新規利水の主な事業内容

- ・ 施設規模：矢作川からの導水により、必要な開発量を確保する。
- ・ ただし、総概算コストと工期は、関係者調整を伴うため不確定

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇対策案位置図



◇豊川と矢作川の渇水状況

- ・ 矢作川ではH2～H21の20年間で11回（年単位で算出）の取水制限が実施されている。
- ・ 隣合う水系のため同じような時期に取水制限となることがある。

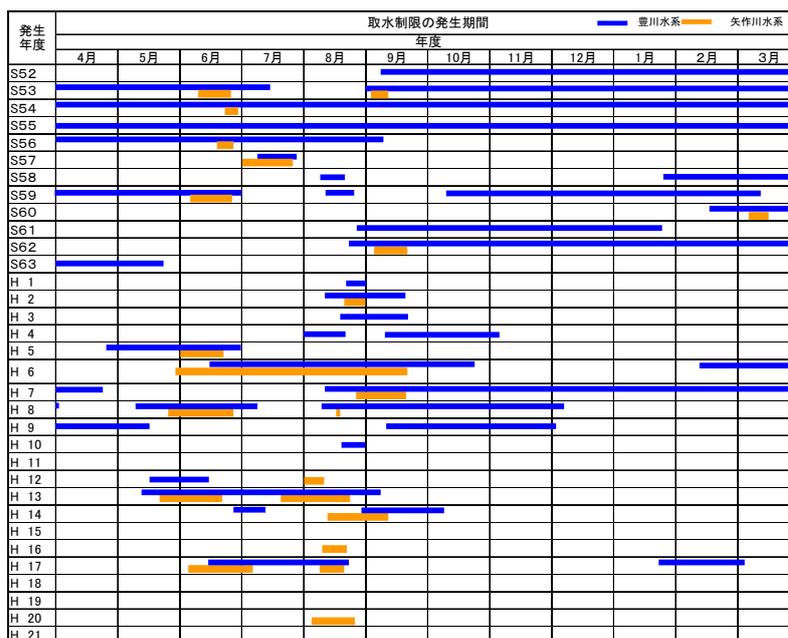


図 4.3.17 水系間導水（矢作川）対策案の概要

6) 新規利水対策案No. 6 ため池（取水後の貯留施設を含む）

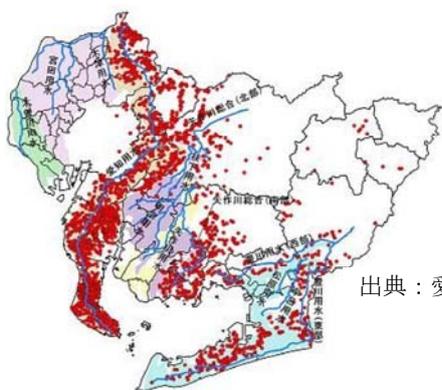
新規利水対策案の概要

- ・ 既存の平均的な規模のため池を新設し必要量を確保する。
- ・ 1箇所あたりの用地買収面積や周辺環境への影響は小さいが、多数必要となる。

新規利水の主な事業内容

- ・ 施設規模：既存の平均的な規模のため池を設置し、必要な開発量を確保する。
- ・ ため池：1,200箇所
- ・ ただし、工期は用地買収を伴うため不確定

◇ため池の現状（愛知県）平成18年3月現在



(か所)	
地域	ため池数
尾張	1,910
西三河	537
東三河	512
計	3,009

出典：愛知県ため池保全構想

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇ため池対策案の概要

ため池の設置イメージ



ため池対策案諸元

	ため池設置数
新規利水	1,200箇所

◇対策案位置図

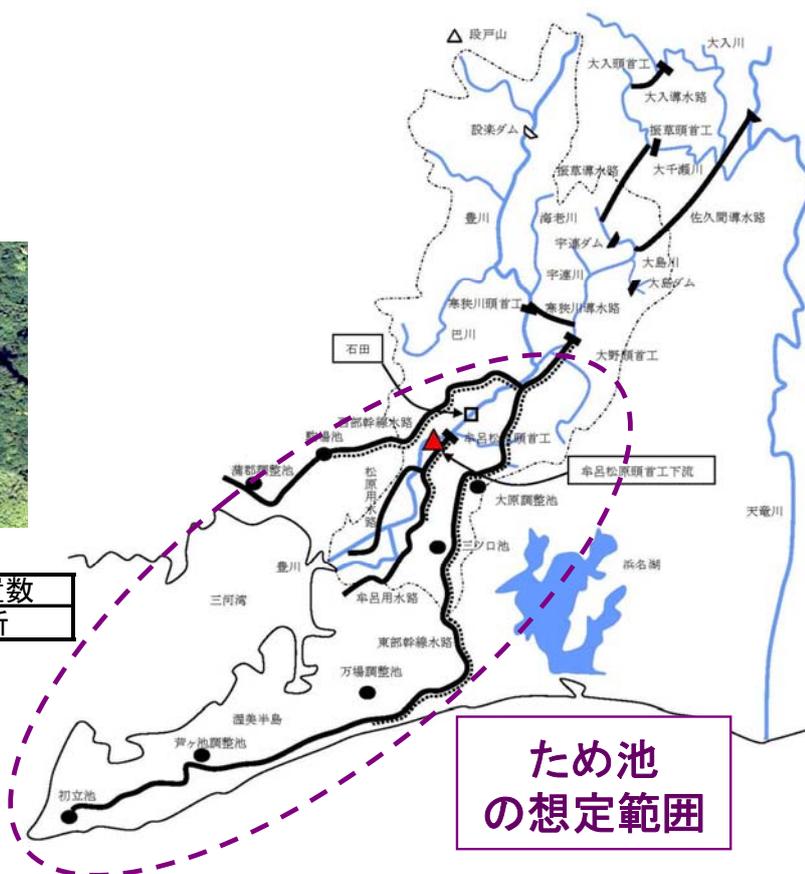


図 4.3.19 ため池対策案の概要

7) 新規利水対策案No. 7 海水淡水化

新規利水対策案の概要

- ・三河湾臨海部に海水淡水化施設の設置し必要量を確保する。

新規利水の主な事業内容

- ・施設規模：沿岸地域に施設を設置し、必要な開発量を確保する。
- ・海水淡水化施設：1箇所
- ・ただし、工期は用地買収を伴うため不確定

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇想定した海水淡水化施設の概要

施設の概要

- ・施設名称：海の中道奈多海水淡水化センター
- ・敷地面積：約46,000m²
- ・最大生産能力：50,000m³/日
- ・方式：逆浸透方式



出典：福岡地区水道企業団海水淡水化センター(まみずピア)

◇対策案位置図



海水淡水化対策案諸元

	海水淡水化施設 設置数
新規利水	1箇所

図 4.3.20 海水淡水化対策案の概要

8) 新規利水対策案No. 8 既得水利の合理化・転用

新規利水対策案の概要

- ・ 豊川用水の幹線水路や支線水路については、これまでも老朽化等の対策が図られている。
- ・ 水利権更新毎に用途別の必要量については、適切に審査されている。

新規利水の主な事業内容

- ・ 施設規模：豊川の既存の水利使用を合理化・転用することにより、必要な開発量を確保する。
- ・ ただし、工期は関係者調整を伴うため不確定

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

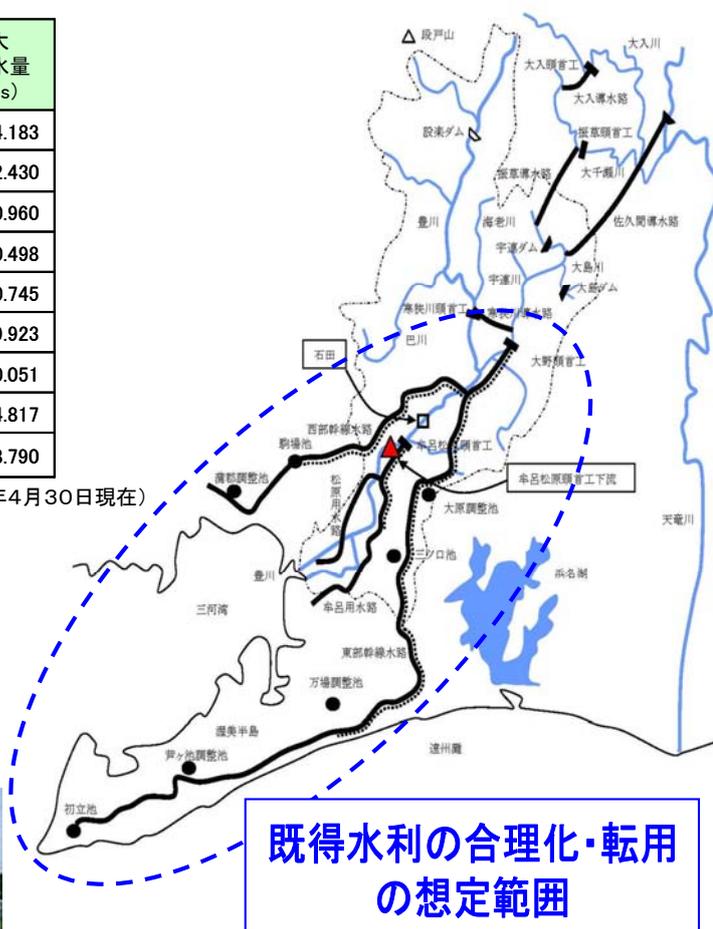
◇豊川水系における水利権一覧

用水名	用水目的	件数	最大 使用水量 (m ³ /s)
豊川用水	水道用水	1	4.183
豊川総合用水	工業用水	1	2.430
	農業用水	1	20.960
上記以外	水道用水	9	0.498
	工業用水	2	0.745
	農業用水	165	9.923
	その他	8	0.051
	発電	3	14.817
計(発電を除く)		186	38.790

(平成22年4月30日現在)

※法：河川法第23条の許可を得たもの
 ※慣：河川法施行前から存在する慣行水利

◇対策案位置図



◇豊川用水二期事業

・改築された水路



図 4.3.21 既得水利の合理化・転用対策案の概要

9) 新規利水対策案No. 9 河道外貯留施設+ダム再開発 (宇連ダム)

新規利水対策案の概要

- ・ 既存ダム (宇連ダム) のかさ上げに加え、既存の万場調整池と同様の調整池を設置し必要量を確保する。
- ・ 河道外貯留施設を設置するには相当の土地の用地買収が必要となるため、候補地の選定が必要となる。また、周辺環境への影響等について今後十分な調査が必要となる。
- ・ かさ上げについては、地質調査等技術的な検討や用地買収が必要となる。また、かさ上げ高が大きい場合、周辺環境への影響等について今後十分な調査が必要となる。
- ・ 工事期間中、宇連ダムのダム機能が一時的に制限を受ける場合がある。

新規利水の主な事業内容

- ・ 施設規模：既存ダム (宇連ダム) のかさ上げと万場調整池と同様な調整池により必要な開発量を確保する。
- ・ 宇連ダム再開発、河道外調整池 1 基
- ・ ただし、工期は用地買収及び施設管理者等との調整が伴うため不確定

◇かさ上げ対策案の概要

かさ上げイメージ

かさ上げ後のダム



ダム再開発対策案諸元

		かさ上げ後堤高 (現堤高/かさ上げ高)	かさ上げ後容量 (現容量)
新規利水	宇連ダム	76m (65m/+11m)	4,000万m ³ (2,842万m ³)

◇河道外貯留施設対策案の概要

設置イメージ



河道貯留施設対策案諸元

	調整池設置数 (万場調整池型)
新規利水	1基

◇対策案位置図



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

図 4.3.22 河道外貯留施設+ダム再開発 (宇連ダム) 対策案の概要

10) 新規利水対策案No. 10 河道外貯留施設+ダム再開発 (大島ダム)

新規利水対策案の概要

- ・ 既存ダム (大島ダム) のかさ上げに加え、既存の万場調整池と同様の調整池を設置し必要量を確保する。
- ・ 河道外貯留施設を設置するには相当の土地の用地買収が必要となるため、候補地の選定が必要となる。また、周辺環境への影響等について今後十分な調査が必要となる。
- ・ かさ上げについては、地質調査等技術的な検討や用地買収が必要となる。また、かさ上げ高が大きい場合、周辺環境への影響等について今後十分な調査が必要となる。
- ・ 工事期間中、大島ダムのダム機能が一時的に制限を受ける場合がある。

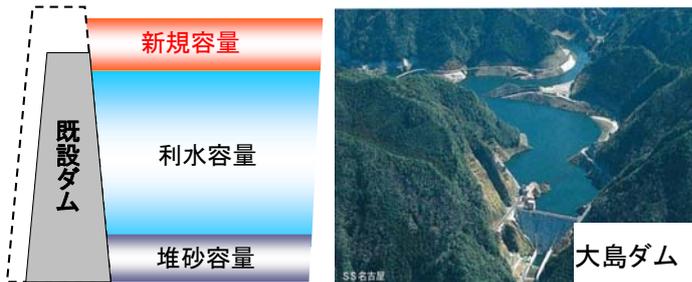
新規利水の主な事業内容

- ・ 施設規模：既存ダム (大島ダム) のかさ上げと万場調整池と同様な調整池により必要な開発量を確保する。
- ・ 大島ダム再開発、河道外調整池 1 基
- ・ ただし、工期は用地買収及び施設管理者等との調整が伴うため不確定

◇かさ上げ対策案の概要

かさ上げイメージ

かさ上げ後のダム



ダム再開発対策案諸元

		かさ上げ後堤高 (現堤高/かさ上げ高)	かさ上げ後容量 (現容量)
新規利水	大島ダム	90m (69m/+21m)	2,200万m ³ (1,130万m ³)

◇河道外貯留施設対策案の概要

設置イメージ



	調整池設置数 (万場調整池型)
新規利水	1基

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇対策案位置図



図 4.3.23 河道外貯留施設+ダム再開発 (大島ダム) 対策案の概要

11) 新規利水対策案No. 12 ダム再開発（宇連ダム）＋ため池

新規利水対策案の概要

- ・ 既存ダム（宇連ダム）のかさ上げに加え、既存の平均的な規模のため池を設置し必要量を確保する。
- ・ かさ上げについては、地質調査等技術的な検討や用地買収が必要となる。また、かさ上げ高が大きい場合、周辺環境への影響等について今後十分な調査が必要となる。
- ・ 工事期間中、宇連ダムのダム機能が一時的に制限を受ける場合がある。
- ・ ため池1箇所あたりの用地買収面積や周辺環境への影響は小さいが、多数必要となる。

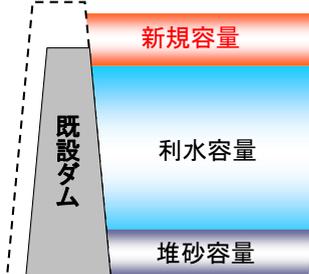
新規利水の主な事業内容

- ・ 施設規模：既存ダム（宇連ダム）のかさ上げと既存の平均的な規模のため池を設置し、必要な開発量を確保する。
- ・ 宇連ダム再開発、ため池130箇所
- ・ ただし、工期は用地買収及び施設管理者等との調整が伴うため不確定

◇かさ上げ対策案の概要

かさ上げイメージ

かさ上げ後のダム



宇連ダム

ダム再開発対策案諸元

		かさ上げ後堤高 (現堤高／かさ上げ高)	かさ上げ後容量 (現容量)
新規利水	宇連ダム	76m (65m／+11m)	4,000万 ^m ³ (2,842万 ^m ³)

◇ため池対策案の概要

ため池設置イメージ



ため池対策案諸元

	ため池設置数
新規利水	130箇所

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇対策案位置図



図 4.3.24 ダム再開発（宇連ダム）＋ため池対策案の概要

12) 新規利水対策案No. 14 河道外貯留施設+海水淡水化

新規利水対策案の概要

- ・ 既設の万場調整池と同様の調整池を設置に加え、三河湾沿岸に海水淡水化施設を設置し必要量を確保する。
- ・ 河道外貯留施設を設置するには相当の土地の用地買収が必要となるため、候補地の選定が必要となる。また、周辺環境への影響等について今後十分な調査が必要となる。

新規利水の主な事業内容

- ・ 施設規模：万場調整池と同様な調整池と沿岸地域に施設を設置し、必要な開発量を確保する。
- ・ 河道外貯留施設 2基、海水淡水化施設 1基
- ・ ただし、工期は用地買収を伴うため不確定

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

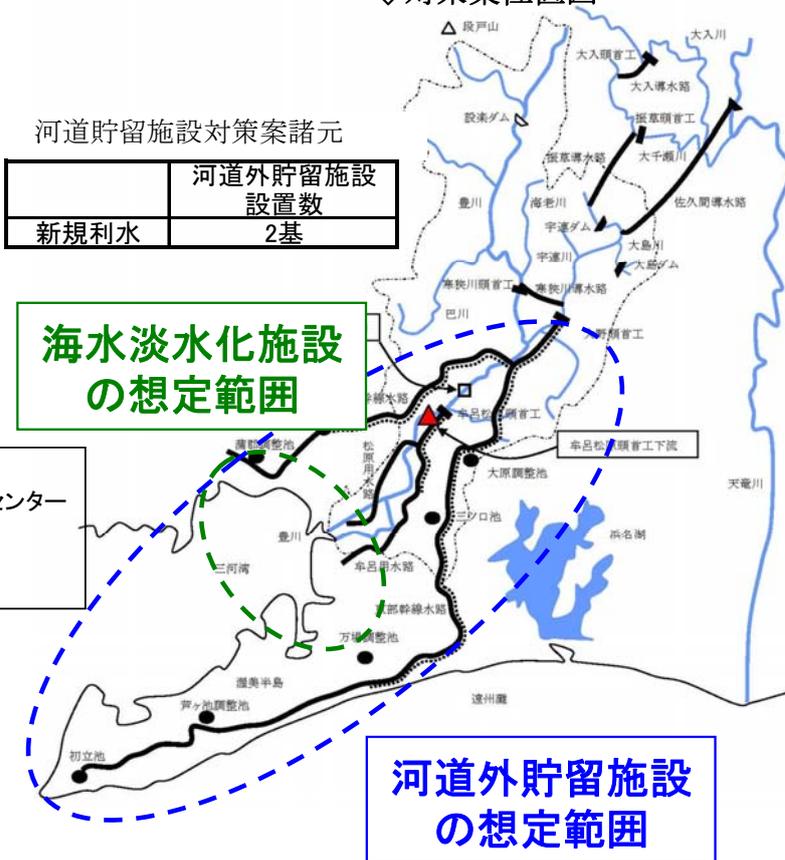
◇河道外貯留施設対策案の概要

設置イメージ



万場調整池

◇対策案位置図



河道貯留施設対策案諸元	
	河道外貯留施設設置数
新規利水	2基

◇海水淡水化対策案の概要

想定した海水淡水化施設

施設の概要
 ・施設名称：海の中道奈多海水淡水化センター
 ・敷地面積：約46,000m²
 ・最大生産能力：50,000m³/日
 ・方式：逆浸透方式



海水淡水化施設

出典：福岡地区水道企業団海水淡水化センター(まみずピア)

海水淡水化対策案諸元

	海水淡水化施設設置数
新規利水	1基

図 4.3.25 河道外貯留施設+海水淡水化対策案の概要

13) 新規利水対策案No. 15 ダム再開発（宇連ダム）＋海水淡水化

新規利水対策案の概要

- ・ 既存ダム（宇連ダム）のかさ上げに加え、三河湾沿岸に海水淡水化施設を設置し必要量を確保する。
- ・ かさ上げについては、地質調査等技術的な検討や用地買収が必要となる。また、かさ上げ高が大きい場合、周辺環境への影響等について今後十分な調査が必要となる。
- ・ 工事期間中、宇連ダムのダム機能が一時的に制限を受ける場合がある。

新規利水の主な事業内容

- ・ 施設規模：既存ダム（宇連ダム）のかさ上げと沿岸地域に施設を設置し、必要な開発量を確保する。
- ・ 宇連ダム再開発、海水淡水化施設 1 基
- ・ ただし、工期は用地買収及び施設管理者等との調整が伴うため不確定

◇かさ上げ対策案の概要

かさ上げイメージ

かさ上げ後のダム



ダム再開発対策案諸元

		かさ上げ後堤高 (現堤高／かさ上げ高)	かさ上げ後容量 (現容量)
新規利水	宇連ダム	76m (65m／+11m)	4,000万m ³ (2,842万m ³)

◇海水淡水化対策案の概要

想定した海水淡水化施設

施設の概要

- ・ 施設名称：海の中道奈多海水淡水化センター
- ・ 敷地面積：約46,000m²
- ・ 最大生産能力：50,000m³／日
- ・ 方式：逆浸透方式



海水淡水化施設



海水淡水化対策案諸元

	海水淡水化施設設置数
新規利水	1基

出典：福岡地区水道企業団海水淡水化センター(まみずピア)

図 4.3.26 ダム再開発（宇連ダム）＋海水淡水化対策案の概要

14) 新規利水対策案No. 16 ため池+海水淡水化

新規利水対策案の概要

- ・ 既存の平均的な規模のため池の新設に加え、三河湾沿岸に海水淡水化施設を設置し、必要量を確保する。
- ・ ため池1箇所あたりの用地買収面積や周辺環境への影響は小さいが、多数必要となる。

新規利水の主な事業内容

- ・ 施設規模：既存の平均的な規模のため池と沿岸地域に施設を設置し、必要な開発量を確保する。
- ・ ため池 640 箇所、海水淡水化施設 1 基
- ・ ただし、工期は用地買収を伴うため不確定

◇ため池対策案の概要

ため池設置イメージ



ため池対策案諸元

	ため池設置数
新規利水	640箇所

◇対策案位置図

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇海水淡水化対策案の概要

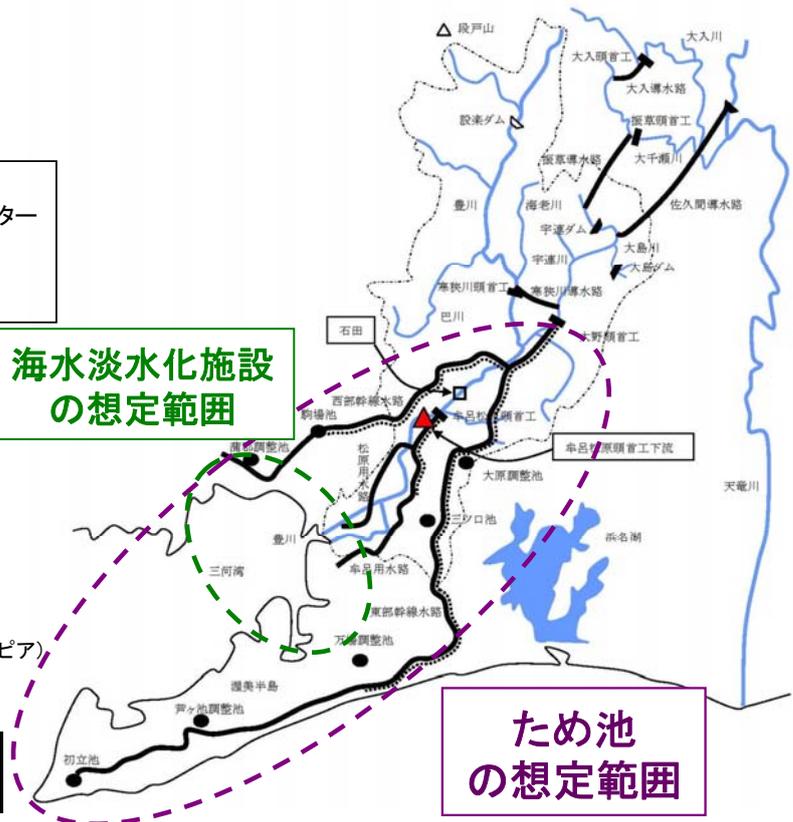
想定した海水淡水化施設

施設の概要

- ・ 施設名称：海の中道奈多海水淡水化センター
- ・ 敷地面積：約46,000m²
- ・ 最大生産能力：50,000m³/日
- ・ 方式：逆浸透方式



海水淡水化施設の想定範囲



ため池の想定範囲

出典：福岡地区水道企業団海水淡水化センター(まみずピア)

海水淡水化対策案諸元

	海水淡水化施設設置数
新規利水	1基

図 4.3.27 ため池+海水淡水化対策案の概要

16) 新規利水対策案No. 18 水系間導水（木曽川）

パブリックコメントにより提案されたご意見「木曽川水系からの導水」を採用し、木曽川水系から導水することにより必要量を確保する。

新規利水対策案の概要

- ・ 木曽川から新規に導水することにより必要量を確保する。
- ・ 木曽川における取水制限は近年20年間で14回発生している。
- ・ 新規に導水するには木曽川の関係河川使用者等との調整が必要となる。

新規利水の主な事業内容

- ・ 施設規模：木曽川からの導水により、必要な開発量を確保する。
- ・ ただし、工期は関係者調整を伴うため不確定

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇対策案位置図



◇豊川と木曽川水系の渇水状況

- ・ 木曽川ではH2～H21の20年間で14回（年単位で算出）の取水制限が実施されている。
- ・ 隣合う水系のため同じような時期に取水制限となることがある。

発生年度	取水制限の発生期間											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H 1												
H 2												
H 3												
H 4												
H 5												
H 6												
H 7												
H 8												
H 9												
H 10												
H 11												
H 12												
H 13												
H 14												
H 15												
H 16												
H 17												
H 18												
H 19												
H 20												
H 21												

図 4.3.29 水系間導水（木曽川）対策案の概要

17) 新規利水対策案No. 19 水系間導水（天竜川及び矢作川）

パブリックコメントにより提案されたご意見「天竜川、矢作川水系両方からの導水」を採用し、天竜川、矢作川水系から導水することにより必要量を確保する。

新規利水対策案の概要

- ・ 天竜川及び矢作川から新規に導水することにより必要量を確保する。
- ・ 天竜川における取水制限は近年20年間で11回、矢作川でも近年20年間で11回発生している。
- ・ 新規に導水するには両河川の関係河川使用者等との調整が必要となる。

新規利水の主な事業内容

- ・ 施設規模：天竜川・矢作川からの導水により必要な開発量を確保する。
- ・ ただし、工期は関係者調整を伴うため不確定

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇対策案位置図



◇豊川と天竜川及び矢作川の渇水状況

- ・ 天竜川ではH2～H21の20年間で11回（年単位で算出）の取水制限が実施されている。
- ・ 隣合う水系のため同じような時期に取水制限となることがある。

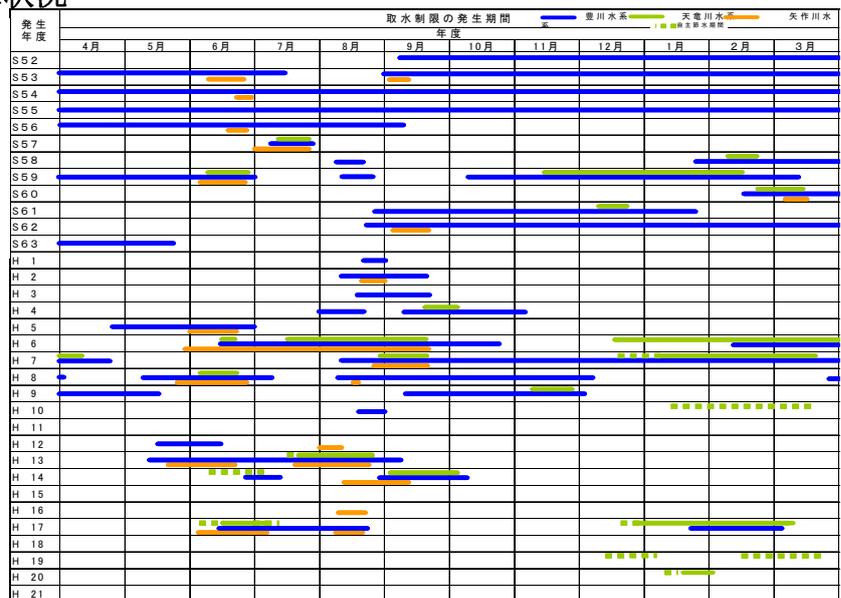


図 4.3.30 水系間導水（天竜川及び矢作川）対策案の概要

4.3.5 概略評価による新規利水対策案の抽出

(1) 概略評価による新規利水対策案抽出の考え方

4.3.4.3で立案した新規利水対策案17案について、検証要領細目(P13)に示されている「②概略評価による治水対策案の抽出2)」(以下参照)を準用し、次の方針により概略評価を行い、現計画(ダム案)以外の新規利水対策案を1~6のグループ別に抽出した。

【参考：検証要領細目より抜粋】

②概略評価による治水対策案の抽出

多くの治水対策案を立案した場合には、概略評価を行い、1)に定める手法で治水対策案を除いたり(棄却)、2)に定める手法で治水対策案を抽出したり(代表化)することによって、2~5案程度を抽出する。

1) 次の例のように、評価軸で概略的に評価(この場合、必ずしも全ての評価軸で評価を行う必要はない)すると、一つ以上の評価軸に関して、明らかに不適当と考えられる結果となる場合、当該治水対策案を除くこととする。

イ) 制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる案

ロ) 治水上の効果が極めて小さいと考えられる案

ハ) コストが極めて高いと考えられる案

なお、この段階において不適当とする治水対策案については、不適当とする理由を明示することとし、該当する評価軸については可能な範囲で定量化し示す。

2) 同類の治水対策案がある場合は、それらの中で比較し最も妥当と考えられるものを抽出する。例えば、遊水地の適地が多くあって、複数の案が考えられるような場合、最も妥当と考えられる案を抽出する。この例の場合、効果が同じであるならば、移転補償家屋数、コスト等について定量的な検討を行い、比較することが考えられる。

① 目標の達成^{※1}、コスト^{※2}、実現性(制度上、技術上の観点)の評価軸において1項目以上の評価軸について、明らかに不適当な項目を持つ案を棄却する。

※1: 参加継続が確認された新規利水の開発量(水道用水、かんがい用水)確保の可否

※2: 完成までに要する費用と50年分の維持管理に要する費用

② 表4.3.3に示した新規利水対策案17案について、以下の代表的(効果規模等)な方針別にグループ化し、各グループ内で総概算コストが優位である案を抽出する。

● 現 計 画 : 設楽ダムを建設

● グループ1 : 池を設置する案

・ 河道外貯留施設、ため池、地下貯留施設(新規利水対策案No. 1、
No. 6、No. 17)

● グループ2 : ダム再開発を実施する案

・ ダム再開発(新規利水対策案No. 2、No. 9、No. 10、
No. 12)

● グループ3 : 他水系から導水する案

・ 天竜川、矢作川、木曾川からの導水(新規利水対策案No. 3、
No. 4、No. 18、No. 19)

● グループ4 : 地下水取水を実施する案

・ 地下水取水(新規利水対策案No. 5)

● グループ5 : 海水淡水化施設を設置する案

・ 海水淡水化(新規利水対策案No. 7、No. 14~No. 16)

● グループ6 : 既得水利の合理化・転用を実施する案

・ 既得水利の合理化・転用(新規利水対策案No. 8)

表 4.3.4 新規利水対策案のグループ化

総概算コスト 棄却対象項 グループNo.、名称		現計画 (設案ダム)	1.河道外 貯留施設	2.ダム再 開発	3.水系間 導水 (天竜川)	4.水系間 導水 (矢作川)	5.地下水 取水	6.ため池	7.海水 淡水化	8.既得水 利の合理 化・転用	9.河道外 貯留施設 +ダム再 開発(宇 連ダム)	10.河道外 貯留施設 +ダム再 開発(大 島ダム)	12.ダム再 開発(宇 連ダム) +ため池	14.河道外 貯留施設 +海水淡 水化	15.ダム再 開発(宇 連ダム) +海水淡 水化	16.ため池 +海水淡 水化	17.地下貯 留施設	18.水系間 導水 (木曾川)	19.水系間 導水 (天竜川 +矢作 川)		
																				総概算コスト(億円)	約500
棄却	愛知県より確認した必要な開 発量が確保できない																				
	コストが極めて高い(現行計 画の2倍程度以上)																				
	実現性が極めて低い案																				
グループ	現計画(設案ダム)																				
	1:池を設置する案																				
	2:ダム再開発を実施する案																				
	3:他水系から導水する案																				
	4:地下水取水を実施する案																				
	5:海水淡水化施設を設置す る案																				
	6:既得水利の合理化・転用を 実施する案																				

池

ダム再開発

水系間導水

地下水

海水淡水化

合理化・転用

(2) 各対策案の概略評価

各対策案の概略評価は次に示すとおりである。

1) 現計画

- ・設楽ダムの建設により、愛知県より確認した必要な開発量を確保する案である。建設同意、損失補償基準が既に妥結しており、実現性がある。
- ・頂いた主な意見には、「40年近くの歳月を費やした水没住民の苦渋決断があり、早期に完成してほしいと言う意見、ダムを作る必要はない等」様々な意見を頂いた。

表 4.3.5 概略評価の結果（現計画）

対策案		対策の内容	目標	コスト	実現性	(参考)
主要な事業内容	対策案 No.		・確認した必要量を確保できるか ・効果が極めて小さいと考えられる案か	総概算コスト (億円)	・制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・技術上の観点から実現性の見通しはどうか 等	
現計画 (設楽ダム)	-	設楽ダム	確認した必要な開発量を確保できる。	約500	・現行法制度上の問題はない (損失補償基準妥結及び建設同意に関する調印(H21.2.5)) ・技術制度上の問題はない(基本計画告示(H20.10.27))	<p>いただいた主な意見 (○検討の場、●パブリックコメント)</p> <p>○40年近くの歳月を費やして設楽ダム着工となった。設楽町の水没住民の方々の苦渋の決断の結果をよく考えてほしい。(設楽町)</p> <p>●どの案も費用対効果、納期、環境影響度で基本計画を上回る案はない</p> <p>●現行利水計画で早期完成を要望する</p> <p>●必要な時期に必要な量を安定的に供給できるダムが必要</p> <p>●新たにダムを作る必要はない</p> <p>●大雨や濁水のための準備をやることはやっておくことは大切ですが、ダム建設というやり方は、山間地にくらす人々を苦しめるやり方であり、納得できません。</p>

※ が各グループから抽出した対策案

2) グループ1（池を設置する案）からの抽出

- いずれの対策案も目標、実現性（制度上、技術上の観点等）について不適当な案ではない。
- パブリックコメントにて頂いた新たな対策案（No. 17）については、現計画に比べ極めて高いコストがかかるため棄却する。
- No. 1、6の両案に対しては、「優良農地の潰廃・減少などに繋がり地域環境や農村振興への影響が大きいのではないか」「現ため池の再開発を行えば良い」等様々な意見を頂いた。
- 両案ともに目標に差はないため、総概算コストが最も安価で、優良農地を避けた地点での建設が見込める『No. 6ため池』を抽出する。

表 4.3.6 概略評価の結果（グループ1；池を設置する案）

対策案		対策の内容	目標	コスト		実現性	最も妥当とする案	(参考) いただいた主な意見 (○検討の場、●パブリックコメント)
主要な事業内容	対策案No.		・確認した必要量を確保できるか ・効果が極めて小さいと考えられる案か	総概算コスト (億円)	コストが極めて高い	・制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・技術上の観点から実現性の見通しはどうか 等		
池を設置	1	河道外貯留施設	確認した必要量を確保できると考えられる。	約800		・現行法制度上で問題はないと考えられる ・技術制度上の問題はないと考えられる ・土地所有者との協議が課題 ・優良農地の損失が課題 ・膨大な残土の処理が課題		○住宅の移転や優良農地の潰廃など地域を取り巻く環境や農業振興に大きな影響が及ぶと考えられる問題がある。(愛知県、豊橋市) ○優良農地を減らすことに繋がり、食料自給率の向上に逆行することとなる(田原市) ○膨大な土地を要することになり、地権者からの同意も容易に得られない(豊橋市) ○膨大な用地を必要とするといったことも十分考えて検討していただきたい(愛知県)
	6	ため池	同上	約600		・現行法制度上で問題はないと考えられる ・技術制度上の問題はないと考えられる ・土地所有者との協議が課題 ・優良農地の損失が課題 ・膨大な残土の処理が課題	○	○都市化が進み、水利用のネットワークは既に消滅しており、再構築に大きなコストがかかる(豊橋市) ●山の地下部を掘削をして流水の貯留空間を作る。 ●調整池やため池を含む案は、優良農地の減少を招き、利水事業の目的に逆行する ●調整池やため池について、これだけ多くの施設を造る土地はない ●現ため池や旧ため池の再開発を行う
	17	地下貯留施設	同上	約4,700	棄却	・現行法制度上で問題はないと考えられる ・技術制度上の問題はないと考えられる		

※ が各グループから抽出した対策案

3) グループ2（ダム再開発を実施する案）からの抽出

- いずれの対策案も目標、実現性（制度上、技術上の観点等）について不適当な案ではない。
- 本グループの対策案に対しては、「安定的な水の供給、また、工事中の既設ダムの機能の維持から適当ではない」「優良農地の潰廃・減少などに繋がり地域環境や農村振興への影響が大きいのではないか」等様々な意見を頂いた。
- 各案ともに目標、総概算コストに差はないが、河道外貯留施設に比べて優良農地を避けた地点での建設が見込める『No. 12 ダム再開発（宇連ダム）＋ため池』を抽出する。

表 4.3.7 概略評価の結果（グループ2；ダム再開発を実施する案）

対策案		対策の内容	目標	コスト		実現性	最も妥当とする案	(参考) いただいた主な意見 (○検討の場、●パブリックコメント)
主要な事業内容	対策案 No.		・確認した必要量を確保できるか ・効果が極めて小さいと考えられる案か	総概算コスト (億円)	コストが極めて高い	・制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・技術上の観点から実現性の見通しはどうか 等		
ダム再開発	2	ダム再開発	確認した必要な開発水量を確保できると考えられる。	約700		・現行法制度上で問題はないと考えられる ・技術制度上の問題はないと考えられる ・ダム管理者との協議が課題		○周辺環境に多大な影響を及ぼすことが懸念されており、現実的には困難(豊橋市) ○もともと流域が狭く川も違うため、安定的な水の供給という面からいくと、適当ではない(田原市) ○住宅の移転や優良農地の潰廃など地域を取り巻く環境や農業振興に大きな影響が及ぶと考えられる問題がある。(愛知県、豊橋市)
	9	河道外貯留施設＋ダム再開発(宇連ダム)	同上	約600		同上		●両ダム共に流域が小さくかさ上げしても流入量に限りがあり、効果が期待しにくい ●ダム再開発による容量確保は重要な対策案 ●既存ダムの嵩上げは、工事中のダム機能がゼロになる ●コストが高く時間を要する
	10	河道外貯留施設＋ダム再開発(大島ダム)	同上	約600		同上		
	12	ダム再開発(宇連ダム)＋ため池	同上	約600		同上	○	

※ が各グループから抽出した対策案

4) グループ3（他水系から導水する案）からの抽出

- いずれの対策案も目標、総概算コスト、実現性（制度上、技術上の観点等）について課題はあるものの、現時点では不適當な案とまでは言えない。
- No. 3、4両案に対しては、「関係機関との交渉等が困難であり、河川環境等の悪化も懸念される」等様々な意見を頂いた。
- 両案とパブリックコメントにて頂いた新たな対策案（No. 18、19）を加えた全ての対策案は、現状の利水安全度が低く、効果が関係者との調整に大きく依存する。
- 総概算コストは不確定であるが、現在既に天竜川からの導水を実施していることから、検討対象に含めることとし、『No. 3水系間導水（天竜川）』を抽出する。

表 4.3.8 概略評価の結果（グループ3；他水系から導水する案）

対策案		対策の内容	目標	コスト		実現性	最も妥当とする案	【参考】 いただいた主な意見 (○検討の場、●パブリックコメント)
主要な事業内容	対策案No.		・確認した必要量を確保できるか ・効果が極めて小さいと考えられる案か	総概算コスト (億円)	コストが極めて高い	・制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・技術上の観点から実現性の見通しはどうか 等		
水系間導水	3	水系間導水(天竜川)	効果が関係者との調整に大きく依存するため、確認した必要な開発量を確保できるかどうかは不明である。	不確定		・現行法制度上で問題はないと考えられる ・技術制度上の問題はないと考えられる ・既設導水路が存在する ・関係者との調整が課題	○	○関係者との交渉を含め、現実的には困難。また、水質、水温、生態系が異なるため、豊川の河川環境の悪化が懸念される(豊橋市) ○当該河川だけの都合により、「余裕のある時に限り」という制約での条件では必要量を確実に確保できる保障はない(豊川市) ●木曾川水系から水を分けてもらう。 ●天竜川・矢作川両方から導水することはできないか。 ●現行の天竜川からの導水実現に貢献した先人に感謝し、これ以上の期待をすべきで無い ●既存の天竜川水系からの導水は過去にもありましたが場合によっては援助を受けられると思います。ただし、不確定と言わざるを得ません。 ●対策案4(水系間導水(矢作川))には反対です。水利者にとってこれほど不愉快な案はありません。 ●水開発は水系内でまかなうものであり、他水系からの導水はダメ ●不確定な近隣水系からの導水は困難 ●他水系との濁水調整による相互補給は望ましい
	4	水系間導水(矢作川)	同上	不確定		・現行法制度上で問題はないと考えられる ・技術制度上の問題はないと考えられる ・関係者との調整が課題		
	18	水系間導水(木曾川)	同上	不確定		同上		
	19	水系間導水(天竜川+矢作川)	同上	不確定		同上		

※ 3 が各グループから抽出した対策案

5) グループ 4 (地下水取水を実施する案) からの抽出

- 目標、総概算コスト、実現性 (制度上、技術上の観点等) について課題はあるものの、現時点では不相当とまでは言えない。
- 本案に対しては、「地盤沈下の恐れ、地下水の塩水化等問題がある」等様々な意見を頂いた。
- 総概算コストは不確定であり、効果が関係者との調整に大きく依存するが、本案は一般的な利水対策手法である。

表 4.3.9 概略評価の結果 (グループ 4 ; 地下水取水を実施する案)

対策案		対策の内容	目標	コスト		実現性	最も妥当とする案	(参考) いただいた主な意見 (○検討の場、●パブリックコメント)
主要な事業内容	対策案 No.		・確認した必要量を確保できるか ・効果が極めて小さいと考えられる案か	総概算コスト (億円)	コストが極めて高い	・制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・技術上の観点から実現性の見通しはどうか 等		
地下水取水	5	地下水取水	効果が関係者との調整に大きく依存するため、必要量を確保できるかどうかは不明である。	不確定		<ul style="list-style-type: none"> ・現行法制度上で問題はないと考えられる ・技術制度上の問題はないと考えられる ・関係者との調整が課題 	○	<ul style="list-style-type: none"> ○本市の水道水としての地下水揚水量は抑制した涵養運転に努めている現状で、新たに利水対策としての大規模な地下水源開発は困難(豊川市) ●現在でも最大限活用しており、井戸の新設等は全く考えられない ●地盤沈下の恐れが生じ、恒久対策とはならない ●現実的に昨今地下水の塩水化が進行しており、危惧増大 ●地下水取水は社会影響の点で豊川流域には採用は困難

※ が各グループから抽出した対策案

6) グループ5（海水淡水化施設を設置する案）

- いずれの対策案も目標、実現性（制度上、技術上の観点等）について不適當ではない。
- 本グループの対策案に対しては、「コストが掛かりすぎて理解が得られないのではないか」との意見を頂いた。
- 本グループすべての案が現計画に比べ極めて高いコストであり、抽出できる案はない。

表 4.3.10 概略評価の結果（グループ5；海水淡水化施設を設置する案）

主要な事業内容	対策案No.	対策の内容	目標	コスト		実現性	最も妥当とする案	【参考】 いただいた主な意見 (○検討の場、●パブリックコメント)
			・確認した必要量を確保できるか ・効果が極めて小さいと考えられる案か	総概算コスト (億円)	コストが極めて高い	・制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・技術上の観点から実現性の見通しはどうか 等		
海水淡水化	7	海水淡水化	確認した必要な開発水量を確保できると考えられる。	約2,100	棄却	・現行法制度上で問題はないと考えられる ・技術制度上の問題はないと考えられる ・土地所有者との協議が課題		●コストが掛かり過ぎで理解を得られないのではと思います。
	14	河道外貯留施設＋海水淡水化	同上	約1,200	棄却	同上		
	15	ダム再開発(宇連ダム)＋海水淡水化	同上	約1,300	棄却	同上		
	16	ため池＋海水淡水化	同上	約1,200	棄却	同上		

7) グループ6（既得水利の合理化・転用を実施する案）からの抽出

- ・目標、総概算コスト、実現性（制度上、技術上の観点等）について課題はあるものの、現時点では不適當な案とまでは言えない。
- ・本案に対しては、「現実性に乏しく、歴史的経緯を考えると調整が困難」等様々な意見を頂いた。
- ・総概算コストは不確定であり、効果が関係者との調整に大きく依存するが、本案は一般的な利水対策手法であることから、検討対象に含めることが妥当と考えられる。

表 4.3.11 概略評価の結果（グループ6；既得水利の合理化・転用を実施する案）

対策案		対策の内容	目標	コスト		実現性	最も妥当とする案	(参考) いただいた主な意見 (○検討の場、●パブリックコメント)
主要な事業内容	対策案 No.		・確認した必要量を確保できるか ・効果が極めて小さいと考えられる案か	総概算コスト (億円)	コストが極めて高い	・制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・技術上の観点から実現性の見通しはどうか 等		
既得水利の合理化・転用	8	既得水利の合理化・転用	・効果が関係者との調整に大きく依存するため、必要量を確保できるかどうかは不明である。	不確定		・現行法制度上で問題はないと考えられる ・技術制度上の問題はないと考えられる ・関係者との調整が課題	○	○既開発済みの豊川用水の合理化は有り得ないと考える(愛知県) ●現実性に乏しい ●過去の歴史や経緯を考えると複雑で調整が困難な問題

※ が各グループから抽出した対策案

8) 概略評価による新規利水対策案の抽出結果（まとめ）

- ・以上の結果を整理すると、新規利水対策案の概略評価の結果、コストが極めて高い、No. 7、No. 14～No. 17を棄却する。
- ・これにより、各グループから抽出する案は、No. 3、No. 5、No. 6、No. 8、No. 12の5案である。現計画と抽出結果の一覧表を表 4.3.12 に示す。
- ・この現計画を含む6案について、利水参画者等への意見聴取を実施する。

4.3.6 利水参画者等への意見聴取結果

(1) 概略評価による新規利水対策案に対する意見聴取

現計画（設楽ダム）と、4.3.5 で概略評価により抽出された新規利水対策案を加えた以下の6案について、(2) に示す利水参画者等に対して意見聴取を行った。

- ①現計画（設楽ダム）
- ②水系間導水（天竜川）
- ③地下水取水
- ④ため池
- ⑤既得水利の合理化・転用
- ⑥ダム再開発（宇連ダム+ため池）

(2) 意見聴取を行った利水参画者等

検証要領細目に基づき、表 4.3.13 に示す以下の設楽ダムの利水参画者である愛知県、関係河川使用者及び新規利水対策案に関係地方公共団体に対して意見聴取を行った。

ここで関係河川使用者としては、新規利水対策案に関連する河川が豊川及び天竜川であり、両河川に関して取水規模が比較的大きな許可水利権を有する者を抽出した。

また、関係地方公共団体としては、新規利水対策案に関連する豊川及び天竜川沿川の地方公共団体を抽出した。

表 4.3.13 新規利水対策案・意見聴取先一覧

県	市町村	県	市	関係河川使用者
愛知県		静岡県		三菱レイヨン株式会社
	豊橋市		浜松市	横浜ゴム株式会社
	豊川市		磐田市	中部電力株式会社
	新城市			独立行政法人水資源機構
	蒲郡市			電源開発株式会社
	田原市			農林水産省関東農政局
	設楽町			
	東栄町			
	豊根村			

(3) 利水参画者等への意見聴取結果

上記意見聴取を行った結果は、表 4.3.14～表 4.3.16 に示す。特に以下の意見が提出されている。

②水系間導水（天竜川）

- ・関係する河川使用者から「天竜川水系の水力発電所に対して発電電力量の減少並びに電力系統の調整能力の低下等の影響を及ぼすこと、加えて国のエネルギー政策における水力発電の重要性や電力の供給力確保の必要性を踏まえ、受け入れることができない。また、天竜川は水量に余裕があるという前提を満足していない。」との回答があった。

⑤既得水利の合理化・転用

- ・関係自治体より「既開発済みの豊川用水の合理化・転用は非常に現実性に乏しく困難であると考えます。」との回答があった。

表 4.3.14 利水参画者等から頂いたご意見（1 / 3）

【新規利水対策案に対する意見】

（順位不同）

対策案No.	対策案名称	利水参画者等	意見内容
-	設楽ダム	設楽町	・河川整備計画の目標又は参加継続確認された新規利水の必要な開発量を確保するため、下流地域が設楽ダムを必要とするならやむを得ないと判断し、上下流域の一体的な発展を願い建設同意した。 ・建設同意は、30有余年の協議を重ねた結果であり、早期に検証作業を終了し、特に水没移転者等が安心して生活できる環境を作っていたいただきたい。
		田原市	・設楽ダムは、現行法制度の全ての手続きを完了した国の最初のダムであるとともに、既にダム建設同意、損失補償基準妥結の調印もされております。さらに、水源地域対策特別措置法に基づく「水源地域整備計画」も決定されており、評価軸にある目標、実現性、環境への影響、地域社会への影響等、全ての評価項目をクリアしており、コスト面においても、他の対策案に比べ安価であります。また、豊川下流域は全国屈指の農業地帯となっており、農業においては、必要ときに必要な水量を供給することが特に重要であることなど、再検証しても全ての面において設楽ダムが最善であると考えます。
		蒲郡市	水源地域及び利水地域の調整並びにダム建設にかかる環境影響評価が既に実施されており、利水に必要な水量を安定的に確保ができる設楽ダムが利水対策案として最も適切であると考えます。
		豊橋市	・設楽ダムは、「豊川の明日を考える流域委員会」での検討や「環境アセスメント」の実施など、現行法制度の手続きを全て完了した最初のダムであるとともに、既にダム建設同意、損失補償基準妥結の調印もされており、評価軸にある目標、実現性、環境への影響等、全ての評価項目をクリアしています。また、コスト面からみても他の対策案に比べ安価であり、設楽ダムが最良であると考えます。
3	水系間導水（天竜川）	東栄町	本町を流れる大干瀬川は、近年、流水量が減少している状況から、天竜川水系からのさらなる導水量増量、又は、宇連ダムの嵩上げによる導水量を増やす利水対策は、東栄町の主流である大干瀬川の自然環境を悪化させることとなり、町民はもとより河川美化活動を推進する団体等から同意を得られないと考える。
		豊根村	天竜川水系からの導水は、大入頭首口において2.61m ³ /s超過水の範囲から最大取水量5.0m ³ /sとなっています。当該大入川は、アマゴや鮎等の放流がなされる春から夏にかけて県内外の釣り人で賑わいます。平成22年度には高知県で開催された利き鮎会では「準グランプリ」を受賞し、当地区の清流のすばらしさを全国に発信するとともに数少ない魅力ある観光資源となっています。 水系間の導水により、これまで以上に取水されますと、夏の渇水期に流水量が激減し、当村において重要な観光資源である渓流釣りに、計り知れない影響があると思われまます。また、下流域にある新豊根発電所の発電量にも波及し、村財政に多大に寄与しています電源立地地域対策交付金への影響も懸念されますので、当該対策案には、到底賛成できるものではありません。
		中部電力株式会社	弊社既設水力発電所の設備・運用・発電電力量への影響がない場所に取水位置を設ける等計画されたい。
		豊川市	水系間導水（天竜川）については、渇水は広範囲に影響をすることが想定される。天竜川の取水制限は近年においても多く発生している状況から見れば、当該河川だけの都合により、「余裕のある時に限り」という制約のもとでは、豊川水系への導入は利水のための必要量を確実に確保できる保障がないため、現実的ではない。
		磐田市	磐田市は現状自己水源に恵まれず、地下水の枯渇や塩化が顕著となってきており、農水、上水、工業を天竜川より取水する広域水道に大きく依存している。近年の異常気象が取りざたされる中、天竜川渇水による佐久間ダムの水位低下に伴う取水制限は、社会・経済に多大な影響を及ぼすため、水系間導水（天竜川）案は受け入れがたい。
		田原市	・水系間導水については、関係者との交渉を含め、現実的には困難だと考えます。また、必要量を確実に確保できる保障もありませんので、容認できるものではありません。
		蒲郡市	豊川水系と天竜川水系では同時に渇水となることが考えられ安定的な利水対策とは考え難い。
		電源開発株式会社	今般、当社に対し意見照会のありました本対策案は、当社の天竜川水系の水力発電所に対して発電電力量の減少並びに電力系統の調整能力の低下等の影響を及ぼすこと、加えて国のエネルギー政策における水力発電の重要性や電力の供給力確保の必要性を踏まえ、受け入れることはできません。水力発電は、純国産且つCO2フリーの再生可能エネルギーとして、国のエネルギー政策上重要な位置付けがなされております。さらに、水力発電は、風力発電や太陽光発電と異なり電力系統の調整能力を有することから、震災後の対応としての再生可能エネルギーの導入拡大においても、極めて重要な役割を担うものです。本対策案の影響を受ける当社の天竜川水系の水力発電所（佐久間、佐久間第二、秋葉第一、第二、第三、及び船明）の出力合計は、約60万kWであり、その発電電力量は、約70万世帯分の消費電力量に相当します。加えて、これらの水力発電所の多くは、東西日本の周波数50/60Hz双方の発電が可能という特長を有することから、東西の電力供給上においても極めて重要な電源となっています。本対策案は、このような重要な電源に対し、発電電力量の減少並びに電力系統の調整能力の低下等の影響を及ぼすことから、電力の安定供給にも支障を来すおそれのあるものです。また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」には、「水系間導水は、水量に余裕のある他水系から導水することで水源とする方策である。」とあります。当社はこれまでも天竜川水利調整協議会の一員として、関係利水者と協力しながら、天竜川の水利資源を有効に活用しておりますが、天竜川の水利運用においては、度々節水対策を講じており、本川は水量に余裕のあるという前提を満足していないと思われまます。
		独立行政法人水資源機構	天竜川水系からの新規導水に当たっては、既存の豊川用水の天竜川水系からの流域変更導水に支障がないようにされたい。
		新城市	天竜川からの新たな導水については、天竜川での取水制限等の現実を考慮すると、天竜川の関係河川使用者等の反対を無視して実施できるものではない。また、導水される水については、漁業関係者の環境に対する不安を配慮すると、受け入れられないものではない。
		豊橋市	・水系間導水については、水質、水温、生態系が異なることから、これ以上の天竜川からの導水は、豊川の河川環境の悪化を招くことが懸念されます。また、関係者との交渉の困難性からも、現実的には困難だと考えます。
静岡県	天竜川水系においては、これまで頻りに取水制限が実施されている。今後はさらに、気候変動等の環境の変化も危惧される。このため、豊川水系への新たな導水によって、天竜川の渇水リスクの増大が懸念される。 天竜川の流水は、天竜川下流域における市民生活や諸活動、経済及び産業に欠くことのできない貴重な水資源である。天竜川の減水を生じる水系間導水については、流域自治体の意見を十分に尊重すべきである。		

【新規利水対策案に対する意見】

表 4.3.15 利水参画者等から頂いたご意見（2 / 3）

（順位不同）

対策案No.	対策案名称	利水参画者等	意見内容
3	水系間導水（天竜川）	愛知県	現在の豊川水系における水系間導水（天竜川）については、その調整に、多くの労力と年月が費やされた後に実現したものであり、評価にあたっては、こうした経緯を十分に踏まえること。
		浜松市	・天竜川からの水系間導水については慎重に対応して頂きたい。天竜川の水は浜松市の農業にとって非常に重要なものであり、古くから天竜下流用水及び三方原用水として水利権を取得しており、今後も農業用水として活用していく計画である。対策案には「近年20年間で11回の取水制限がされた」と記載があるが、利水者間の協議による自主節水を含めると17回、710日間の取水制限が行われており、天竜川の利水容量に余裕は無い。以上のことから、新規に天竜川からの水系間導水は困難であり、対策案に取り上げること自体疑問である。 ・天竜川の水は、浜松市民の生活に欠かせない大変重要な水道水源であります。本市の水道事業は、昭和2年に創設認可を得て天竜川下流域の伏流水に水源を求めて以来、現在は浜松水道用水として3地点から水利権を取得しており、今後も最重要な水道用水として水量を確保し利用していく予定であります。対策案には、「近年20年間で11回の取水制限がされた」と記載されていますが、利水者間の協議による自主節水を含めると、17回、延べ710日間にも及ぶ取水制限が行われており、天竜川の利水容量に余裕が有るとは思われません。以上のことから、天竜川からの水系間導水は困難であると考えます。
		農林水産省 関東農政局	本対策案は、天竜川からの導水の可否、導水量、導水期間等の具体的な記載がないため、今回の意見は提示された内容に対するものであることをご承知願います。本対策案が総合的に検討され、導水内容が具体的に成った場合は、その内容により当局の意見も変更、追加する場合がありますと共に、具体的な資料をもって協議・調整して頂きますようお願い致します。 1. 天竜川は、取水制限が20年間の内11か年に亘り17回発生しており、豊川に導水する余裕はないと思えることから、導水により農業用水の取水に影響を及ぼすことが懸念されます。 2. 天竜川の農業用水は長年利用されており、今後も地域の農業にとって必要不可欠なものであるため、豊川への導水のために農業用水を使用することはできないと考えています。 3. これらのことから、天竜川から豊川への導水を行おうとする場合にあっては、農業用水の取水に支障が生じないよう慎重に検討を願います。
5	地下水取水	中部電力株式会社	弊社既設水力発電所の設備・運用・発電電力量への影響がない場所に取水位置を設ける等計画されたい。
		豊川市	地下水取水は、井戸の新設等により必要量を確保する内容であるが、本市の水道水としての地下水揚水量は、塩水化等の水質悪化を防止するため、過剰な負荷を与えないように揚水量を抑制した涵養運転に努めている現状では、新たな利水対策としての地下水開発は困難である。
		田原市	・地下水取水は、現在でも最大限活用されており、流量を確保するためのさらなる地下水の活用については、恒久対策とは考えられず、容認できるものではありません。
		蒲郡市	蒲郡市では過去に空中地下探査及びテストボーリングを行い地下水源開発の可能性を調査実施済である。恒久的な水源として利用可能な水量は得られないとの調査結果であり、当市における地下水源開発は対策案として不適切である。
		新城市	地下水取水を大規模に行う場合、軟弱地盤のこの地域においては地盤沈下の懸念がある。また、新規利水の確保を地下水で行う場合は地下水益全体の地下水シミュレーションによる水収支検討が必要であると思われる。
		豊橋市	・地下水取水は、井戸の新設等により必要量を確保すると記載していますが、豊橋市では、塩水化等の水質悪化を防止するため、水道水としての地下水揚水量をできるだけ抑制し涵養運転に努めているのが現状です。そのため、河川流量を確保するためのさらなる地下水の汲み上げは、豊橋市の地下水源に対して甚大なる影響を及ぼすことになり、容認できるものではありません。
		愛知県	パブリックコメントでは、塩水化の影響等、実現性を疑問視する意見が大半を占めているため、十分な検討を加え、評価すること。
横浜ゴム株式会社	過去に弊社工場敷地内で井戸の試掘をしましたが、地下水はでませんでした。河川使用者ごとに対応することになった場合には、生産に必要な水量の確保が困難になるため、本対策案は現実的ではありません。		
6	ため池	中部電力株式会社	弊社既設水力発電所の設備・運用・発電電力量への影響がない場所に取水位置を設ける等計画されたい。
		豊川市	ため池新設等は、優良農地の減少による農業振興への影響や設置後の適正なランニングコスト等の管理面に不安がある。また、農業経営上、利水ピーク時の必要水量の確保や安定供給の信頼性に不安があり、現実的ではない。
		田原市	・豊川下流域は、日本の食料の安定供給に寄与する有数の農業地帯であり優良農地が多く存在しています。こうした中、数多くのため池を設置するためには、膨大な用地を必要とすることになり、地権者からの同意は容易に得られないと考えます。また、日本有数の農業地帯の農地を減らすことに繋がり食料自給率の向上に逆行することとなるため、容認できるものではありません。
		新城市	ダムに替わるため池を造る場合、水源に近い広大な土地（優良農地等）の転用が必要であり、関係住民の理解が重要である。
		豊橋市	・豊川下流域は、わが国の「食」を支える屈指の農業地帯であり優良農地が多く存在しています。こうした中、今回示されたような多数のため池を造るためには、膨大な土地を要することになり、地権者からの同意は容易に得られないと考えます。また、日本有数の農地をつぶすことにも繋がるため、容認できるものではありません。
		愛知県	千箇所以上ものため池新設案は、膨大な用地が必要となり、全国でもトップクラスの農業産出額を誇る東三河地域の優良農地の潰瘍が生ずる他、膨大な数のため池を適切に維持管理していく上でも、地域の方々の理解と協力が必要となる等、地域社会に及ぼす影響は計り知れないと思われるため、評価にあたっては、こうした課題を十分に踏まえること。

表 4.3.16 利水参画者等から頂いたご意見（3 / 3）

【新規利水対策案に対する意見】

（順位不同）

対策案No.	対策案名称	利水参画者等	意見内容
8	既得水利の合理化・転用	中部電力株式会社	弊社既設水力発電所の設備・運用・発電電力量への影響がないよう計画されたい。
		田原市	・既開発済みの豊川用水の合理化・転用は非常に現実性に乏しく困難であると考えます。過去の歴史や経緯を考えると関係者との調整は困難であり、必要量を確保できるかどうか不明であり、容認できるものではありません
		独立行政法人水資源機構	豊川用水と豊川総合用水では、毎年、利水者から年度ごとの取水計画の提出を受けて、その時々水源の状況を勘案し、適切な水管理を行っています。都市用水では、月毎に使用量の申し込みを受け、また、農業用水では、作付や生育状況、ため池貯水量などに応じて毎日の必要量の申し込みを受け、降雨等があればダム、調整池等からの補給や河川からの取水量をきめ細かく調整するなど、効率的で無駄のない水管理に努めています。また、豊川水系は流域が小さく、流量の変動が激しいことから、洪水時に地区内の7つの調整池に貯留するなど、河川水を有効に活用した水管理に努めています。このような中で、年によっては依然渇水が生じる状況であり、豊川用水、豊川総合用水の水供給に余裕はない状況です。
		豊橋市	・豊橋市としては、限られた水利権の中で常に切迫した水運用をしており、既開発済みの豊川用水の合理化・転用は非常に困難であると考えます。
		愛知県	豊川水系は、流域面積よりも広い範囲に供給しているため、宇連ダム・大島ダム等の水源施設の他に、やむを得ず他水系からの導水や、調整池等の整備を図るなど、水資源の確保に努めるとともに、受益地域では、効率的な水利用の徹底を図っているところであり、既開発済みの豊川用水の合理化は有り得ないと考え。なお、水道用水については、近年の降雨状況を考慮し、渇水時においても一層の安定供給を図るために、設楽ダムに事業参画しているものである。
		横浜ゴム株式会社	現在許可いただいている取水量の減量となった場合は、生産に必要な水量の確保が困難になるため、本対策案は現実的ではありません。
12	ため池＋ダム再開発(宇連ダム)	中部電力株式会社	弊社既設水力発電所の設備・運用・発電電力量への影響がない場所に取水位置を設ける等計画されたい。
		豊川市	既存ダムの再開発は、膨大なコストがかかること、ダム強度の確認や、周辺環境に多大な影響を及ぼすことなどが懸念され、今後新たに環境影響調査が必要となり、時間がさらにかかることから現実的ではない。
		田原市	・宇連ダムの再開発は、周辺環境に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。また、流域面積が小さくかさ上げしても、流量に限りがあり、安定的な水の供給という面からいくと適当ではありません。 ・ため池を実施する案については、上記【ため池案に対する意見】と同様、容認できるものではありません。
		独立行政法人水資源機構	宇連ダムは豊川用水の重要な水源であり、豊川用水に依存する東三河地域、静岡県湖西地域の市民生活、産業活動に大きな支障が生じないよう、ダムのかさ上げ工事等によりダム機能が制限されることがないようにされたい。 また、宇連ダムのかさ上げについては対策案にすでに述べられている問題の他、かさ上げに伴う管理棟及び管理用道路の付け替え、振草川からの導水トンネル等のダム付帯施設について全面的な改築が必要となる可能性があります。
		新城市	既存のダムの嵩上げは、宇連ダム・大島ダムとも現在でさえ様々な問題が生じている状況から、これ以上の地元住民の理解は得られない。とくに、宇連ダムは、昭和30年代の建設で、当時はダム建設に伴う地元補償や環境配慮の考え方が社会的に確立されておらず、地元住民は一方的な受忍を強いられた経緯がある。この点を踏まえずに嵩上げ案が提案・採用されたこと自体、不快感を覚えるを得ず、本市としては受け入れられない。
		豊橋市	・豊川下流域は、わが国の「食」を支える屈指の農業地帯であり優良農地が多く存在しています。こうした中、今回示されたような多数のため池を造るためには、膨大な土地を要することになり、地権者からの同意は容易に得られないと考えます。また、日本有数の農地をつぶすことにも繋がるため、容認できるものではありません。 ・宇連ダムの再開発は、膨大なコストがかかること、周辺環境に多大な影響を及ぼすことが懸念されており、今後、新たに環境影響調査が必要となることから現実的には困難だと考えます。
		愛知県	宇連ダムの嵩上げについては、技術面、環境面でのより詳細な検討は勿論のこと、評価にあたっては、工事期間中の機能制限に伴う市民生活や産業活動への影響を十分に踏まえること。 ※ため池については、⑤ため池【利水】と同様の意見
-	その他全般	愛知県	対策案の多くが、工期、コストとも不明確であり、また、全ての案(①設楽ダム案除く)において、関係者等との調整が課題とされているため、今後、より詳細な検討をした上で、評価軸に基づく評価を実施すること。 さらに、総概算コストについては、建設費、維持管理費、ダム中止に伴って発生する費用等の具体的な内訳についても、明示すること。 また、施設の位置や規模、利水(導水)計画等、対策案の計画内容を明示した上で、評価を実施すること。
		中部電力株式会社	水力発電はCO2を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源である。このため、対策案全てにおいて、弊社既設水力発電所の水利使用規則などの水利用ルールに変更が生ずることのないよう検討されたい。
		三菱レイオン株式会社	豊川から取水した水は、主に事業所内の各工場の工程水として利用し、安定的に操業を継続する上で非常に重要な位置づけとなっております。又、今後の事業所の長期運営計画では、年間取水量は大きな増減はなしと見込んでおり、引き続き、安定的な供給を希望致します。この度の個々の対策案については、上述の通り、安定供給が継続され、又、コスト増加に繋がらない対策を希望致します。従いまして既得水利の合理化策等により、結果的に現状の取水量を減ずる方向やコスト増加となる事は事業所の運営に大きな影響を及ぼす可能性もありますのでそのような結果にならない対策を希望致します。

4.3.7 意見聴取結果を踏まえた概略評価による新規利水対策案の抽出

4.3.5 に示した新規利水対策案の抽出及び 4.3.6 に示した利水参画者等への意見聴取結果を踏まえて、新規利水対策案を抽出した。

<利水参画者等からのご意見を踏まえた抽出の内容>

- ・ 新規利水対策案 NO.3（水系間導水（天竜川））に対して、関係する河川使用者から、「天竜川水系の水力発電に対して発電電力量の減少並びに電力系統の調整能力の低下等の影響を及ぼすこと、加えて国のエネルギー政策における水力発電の重要性や電力の供給力確保の必要性を踏まえ、受け入れることができない。また、天竜川は水量に余裕があるという前提を満足していない。」との回答があった。関係者の同意が得られず、目標の確保が困難なため抽出しない。
- ・ 新規利水対策案 NO.8（既得水利の合理化・転用）に対して、関係自治体より「限られた水利権の中で常に切迫した水運用をしており、開発済みの豊川用水の合理化・転用は非常に現実性に乏しく困難で有ると考えます。」「豊川水系は、流域面積よりも広い範囲に供給しているため、宇連ダム・大島ダム等の水源施設の他に、やむを得ず他水系からの導水の徹底を図っているところであり、既開発済みの豊川用水の合理化はあり得ないと考える。」との回答があった。関係者の同意が得られず、目標の確保が困難なため抽出しない。

各対策案の概略評価による抽出結果は、表 4.3.17 に示すとおりである。

表 4.3.17 概略評価による新規利水対策案の抽出結果

新規利水対策案(実施内容)		事業費 (億円)	抽出	抽出 (変更)	不適当と考えられる評価軸とその内容	
現計画	0 0.設案ダム	約500				
1.ダム以外の貯水池を設置する案	1 1.河道外貯留施設	約800	×	×	コスト	・コストが1-2案よりも高い。
	2 6.ため池	約600	○	○		
パブリックコメントを踏まえて追加する新規利水対策案	3 17.地下貯留施設	約4,700	×	×	コスト	・1の中でコストが最も高い。
2.ダム再開発を実施する案	1 2.ダム再開発	約700	×	×	コスト	・2の中でコストが最も高い。
	2 9.河道外貯留施設+ダム再開発(宇連ダム)	約600	×	×	実現性	・2-4案に比べて、農地の消失等の影響が避けられない。
	3 10.河道外貯留施設+ダム再開発(大島ダム)	約600	×	×	実現性	・2-4案に比べて、農地の消失等の影響が避けられない。
	4 12.ダム再開発(宇連ダム)+ため池	約600	○	○		
3.他水系から導水する案	1 3.水系間導水(天竜川)	不確定	○	×	目標 実現性	・関係する河川使用者から、「天竜川水系の水力発電に対して発電電力量の減少並びに電力系統の調整能力の低下等の影響を及ぼすこと、加えて国のエネルギー政策における水力発電の重要性や電力の供給力確保の必要性を踏まえ、受け入れることができない。また、天竜川は水量に余裕があるという前提を満足していない。」との回答があった。 ・関係者の同意が得られないため、目標の確保が困難。
	2 4.水系間導水(矢作川)	不確定	×	×	実現性	・3-1案に比べて実現性が低い。
パブリックコメントを踏まえて追加する新規利水対策案	3 18.水系間導水(木曾川)	不確定	×	×	実現性	・3-1案に比べて実現性が低い。
	4 19.水系間導水(天竜川+矢作川)	不確定	×	×	実現性	・3-1案に比べて実現性が低い。
4.地下水取水を実施する案	1 5.地下水取水	不確定	○	○		
5.海水淡水化施設を設置する案	1 7.海水淡水化	約2,100	×	×	コスト	・現計画に比べて極めてコストが高い。
	2 14.河道外貯留施設+海水淡水化	約1,200	×	×	コスト	・現計画に比べて極めてコストが高い。
	3 15.ダム再開発(宇連ダム)+海水淡水化	約1,300	×	×	コスト	・現計画に比べて極めてコストが高い。
	4 16.ため池+海水淡水化	約1,200	×	×	コスト	・現計画に比べて極めてコストが高い。
6.既得水利の合理化・転用を実施する案	1 8.既得水利の合理化・転用	不確定	○	×	目標 実現性	・関係自治体より、「限られた水利権の中で常に切迫した水運用をしており、開発済みの豊川用水の合理化・転用は非常に現実性に乏しく困難で有ると考えます。」「豊川水系は、流域面積よりも広い範囲に供給しているため、宇連ダム・大島ダム等の水源施設の他に、やむを得ず他水系からの導水の徹底を図っているところであり、既開発済みの豊川用水の合理化はあり得ないと考える。」との回答があった。 ・関係者の同意が得られないため、目標の確保が困難。

- ・対策箇所や事業費、数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。
- ・ダム中止に伴って発生する費用は含まれない。
- ・建設発生土処理費用は、現状の処理場の受け入れ可能量を超える土量が発生する場合においても、全量処分できるものとして算出している。

4.3.8 新規利水対策案の評価軸ごとの評価

設楽ダムを含む新規利水対策案と概略評価により抽出された新規利水対策案の6案に対し、利水参画者等への意見聴取結果やパブリックコメント等を踏まえると、水系間導水（天竜川）案と既得水利の合理化・転用案は、実現性や目標の確保が困難であることから、それらを除いた次に示す4案について、検証要領細目に示されている6つの評価軸について評価を行った。

- (1) 現計画 設楽ダム
- (2) 新規利水対策案No. 5 地下水取水
- (3) 新規利水対策案No. 6 ため池
- (4) 新規利水対策案No. 12 ダム再開発（宇連ダム）＋ため池

評価軸ごとの主な確認内容を次に示す。また、その評価結果を表 4.3.19～表 4.3.25 に示す。

評価軸1：目標

- ・概略評価時の内容に段階的な効果、効果範囲等を追加し、目標について確認した。

評価軸2：コスト

- ・概略評価時の内容にその他費用を追加し、コストについて確認した。

評価軸3：実現性

- ・概略評価時の内容に土地所有者等の協力、その他関係者との調整の見通し等を追加し、実現性を確認した。

評価軸4：持続性

- ・定期的な監視や観測、関係者との調整等から将来にわたっての持続性について確認した。

評価軸5：地域社会への影響

- ・事業地および周辺への影響、地域振興への効果等から地域社会への影響について確認した。

評価軸6：環境への影響

- ・水環境や生物の多様性、自然環境全体への影響等から環境への影響について確認した。

表 4.3.18 新規利水対策案の抽出結果

総概算コスト ト 棄却対象 グループNo.、名称		対策案No.、名称	現計画 (設案ダム)	1.河道外 貯留施設	2.ダム再 開発	3.水系間 導水 (天竜川)	4.水系間 導水 (矢作川)	5.地下水 取水	6.ため池	7.海水 淡水化	8.既得水利の合理化・転用	9.河道外 貯留施設 +ダム再 開発(宇 連ダム)	10.河道外 貯留施設 +ダム再 開発(大 島ダム)	12.ダム再 開発(宇 連ダム) +ため池	14.河道外 貯留施設 +海水淡 水化	15.ダム再 開発(宇 連ダム) +海水淡 水化	16.ため池 +海水淡 水化	17.地下貯 留施設	18.水系間 導水 (木曾川)	19.水系間 導水 (天竜川 +矢作 川)	
																					総概算コスト(億円)
棄却	愛知県より確認した必要な開発量が確保できない																				
	コストが極めて高い(現行計画の2倍程度以上)									棄却					棄却	棄却	棄却	棄却			
	実現性が極めて低い案					棄却	棄却				棄却									棄却	棄却
グループ	現計画(設案ダム)	◎							池												
	1:池を設置する案								◎	ダム再開発									棄却		
	2:ダム再開発を実施する案													◎							
	3:他水系から導水する案					棄却	棄却													棄却	棄却
	4:地下水取水を実施する案							◎	地下水												
	5:海水淡水化施設を設置する案									◎											
	6:既得水利の合理化・転用を実施する案										◎										

◎：抽出した対策案

※：概略評価時点より、新たに追加した総概算コスト

表 4.3.19 新規利水対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表①

対策案と実施内容の概要		現計画	対策案5	対策案6	対策案12
		設楽ダム	地下水取水	ため池	ダム再開発(宇連ダム)+ため池
評価軸と評価の考え方					
目標	●利水参画者が必要とする開発量(水道用水0.179m ³ /s、かんがい0.339m ³ /s)を確保できるか	・水道用水0.179m ³ /s、かんがい用水0.339m ³ /sの新規用水を開発可能。	・水道用水0.179m ³ /s、かんがい用水0.339m ³ /sの新規用水を開発可能。	・水道用水0.179m ³ /s、かんがい用水0.339m ³ /sの新規用水を開発可能。	・水道用水0.179m ³ /s、かんがい用水0.339m ³ /sの新規用水を開発可能。
	●段階的にどのように効果が確保されていくのか	【5年後】 ・設楽ダムは未完成のため水供給はできない。 【10年後】 ・設楽ダムは11年後の完成(検証後11年)見込みのため試験湛水中と想定され、異常渇水時においてダムから放流可能となる場合があると想定される。 【15年後】 ・設楽ダムは完成し、水供給が可能となる。 ※予算の状況等により変動する可能性がある。	【5年後】【10年後】【15年後】 ・地盤沈下や水質等の課題はあるが、現計画と比較し施工単位が小規模であるため進捗に応じ段階的に水供給が可能となると想定される。 ※予算の状況等により変動する可能性がある。	【5年後】【10年後】【15年後】 ・膨大な用地取得や、水質等の課題はあるが、現計画と比較し施工単位が小規模であるため進捗に応じ段階的に水供給が可能となると想定される。 ※予算の状況等により変動する可能性がある。	【5年後】 ・ため池は水質等の課題はあるが、施工単位が小規模であるため進捗に応じ段階的に水供給が可能となると想定される。 【10年後】 ・ため池は完成し、水供給が可能となると想定される。 【15年後】 ダム再開発(宇連ダム)+ため池は完成し、水供給が可能となる。 ※予算の状況等により変動する可能性がある。
	●どの範囲でどのような効果が確保されていくのか(取水位置別に、取水可能量がどのように確保されるか)	・大野頭首工及び牟呂松原頭首工地点から必要な水量を取水することが可能。	・主として事業実施箇所から必要な水量を取水し、豊川用水路に導水することにより水供給が可能となる。供給区域において、現計画と同量の水供給が可能。	・事業実施箇所から必要な水量を取水し、豊川用水路に導水することにより水供給が可能となる。供給区域において、現計画と同量の水供給が可能。	・ダム再開発は、大野頭首工及び牟呂松原頭首工地点から必要な水量を取水することが可能。 ・ため池は、主として事業実施箇所から必要な水量を取水し、豊川用水路に導水することにより水供給が可能となる。 ・これらにより供給区域において、現計画と同量の水供給が可能。
	●どのような水質の用水が得られるか	・現状の河川水質と同等と考えられる。	・現状の河川水質と同等の水質と考えられるが、塩水化等の課題があり、取水地点により得られる水質が異なる。	・水道用水としては、現計画に比べ劣ると考えられる。	・ダム再開発は、現状の河川水質と同等と考えられる。 ・ため池は対策案6と同様。

表 4.3.20 新規利水対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表②

対策案と実施内容の概要		現計画	対策案5	対策案6	対策案12
		設楽ダム	地下水取水	ため池	ダム再開発(宇連ダム)+ため池
評価軸と評価の考え方					
コスト	●完成までに要する費用はどのくらいか	約410億円	約450億円	約560億円	約540億円
	●維持管理に要する費用はどのくらいか	約150百万円/年	約580百万円/年	約140百万円/年	約130百万円/年
	●その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどれくらいか	<p>【中止に伴う費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設楽ダムを建設するため発生しない。 <p>【関連して必要となる費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転を強いられる水源地と、受益地である下流域との地域間で利害が異なることを踏まえ、水源地域対策特別措置法に基づき実施する事業、豊川水源基金による事業(いわゆる水特、基金)が実施される。 	<p>【中止に伴う費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横坑閉塞等に約2億円が必要と見込んでいる。国が事業を中止した場合には、特定多目的ダム法に基づき利水者負担金の還付が発生する。 ・なお、これまでの利水者負担金の合計は約6億円である。 ※費用はいずれも共同費ベース <p>【その他留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらの他に生活再建事業の残額が約670億円であるが、その実施の扱いについて今後、検討する必要がある。 ・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。 	<p>【中止に伴う費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横坑閉塞等に約2億円が必要と見込んでいる。国が事業を中止した場合には、特定多目的ダム法に基づき利水者負担金の還付が発生する。 ・なお、これまでの利水者負担金の合計は約6億円である。 ※費用はいずれも共同費ベース <p>【その他留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらの他に生活再建事業の残額が約670億円であるが、その実施の扱いについて今後、検討する必要がある。 ・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。 	<p>【中止に伴う費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横坑閉塞等に約2億円が必要と見込んでいる。国が事業を中止した場合には、特定多目的ダム法に基づき利水者負担金の還付が発生する。 ・なお、これまでの利水者負担金の合計は約6億円である。 ※費用はいずれも共同費ベース <p>【その他留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらの他に生活再建事業の残額が約670億円であるが、その実施の扱いについて今後、検討する必要がある。 ・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。

表 4.3.21 新規利水対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表③

評価軸と評価の考え方	対策案と実施内容の概要	現計画	対策案5	対策案6	対策案12
		設楽ダム	地下水取水	ため池	ダム再開発(宇連ダム)＋ため池
実現性	●土地所有者等の協力の見通しはどうか	・設楽ダム建設の地権者団体である設楽ダム対策協議会と損失補償基準を妥結し、用地補償は29%(平成22年度末時点)完了しているものの、反対者による立木トラスト運動が行われている。	・用地の買収等が必要となるため多くの土地所有者等との同意が必要である。なお、土地所有者等に説明を行っていない。	・用地の買収等が必要となるため多くの土地所有者等との同意が必要である。なお、土地所有者等に説明を行っていない。関係自治体から頂いた下記の意見をふまえ、新規ため池を設置するための土地所有者等との交渉に時間を要すると想定される。 (利水参画者等からの意見) ・多数のため池を造るためには、膨大な土地を要することになり、地権者の同意は容易には得られないと考えとの意見が表明されている。	・ダム再開発は、宇連ダム建設の過去の経緯からダム再開発に伴う追加買収等の協力を得ることは容易ではない。 ・ため池は対策案6と同様。
	●関係する河川使用者の同意の見通しはどうか	・利水参画者は現行の基本計画に同意している。	・取水地点より、既存の豊川用水路への接続を想定しているが、関係河川使用者との調整が必要である。	・ため池設置箇所下流河川の水利用に影響を及ぼす可能性が高いと想定される。	・ダム再開発は、既存施設を利用するため施設管理者等との合意が必要であるが、関係河川使用者より下記の意見を頂いており、同意に時間を要すると想定される。 ・ため池は、対策案6と同様。 (利水参画者等からの意見) ・豊川用水に依存する東三河地域、静岡県湖西地域の市民生活、産業活動に大きな支障が生じないよう、ダムのかさ上げ工事等によりダム機能が制限されないことがないようにされたいとの意見が表明されている。
	●発電を目的として事業に参画している者への影響の程度はどうか				

表 4.3.22 新規利水対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表④

対策案と実施内容の概要		現計画	対策案5	対策案6	対策案12
		設楽ダム	地下水取水	ため池	ダム再開発(宇連ダム)＋ため池
評価軸と評価の考え方					
実現性	●その他の関係者との調整の見通しはどうか	・関係者との調整はある程度ついており実現の見通しがついている。	・関係自治体より下記の意見を頂いており、合意を得ることは困難である。 (利水参画者等からの意見) ・地下水取水は現在でも最大限活用されており、さらなる地下水の活用は恒久対策とは考えられず、容認できるものではない等の意見が表明されている。	・関係自治体より下記の意見を頂いており、ため池設置箇所の十分な検討が必要である。 (利水参画者等からの意見) ・日本有数の農地をつぶすことに繋がるため、容認できるものではない等の意見が表明されている。	・関係自治体より下記の意見を頂いており、ダム再開発については、十分な調整が必要である。 (利水参画者等からの意見) ・宇連ダムの建設当時はダム建設に伴う地元補償や環境配慮の考え方が社会的に確立しておらず、地元住民は一方的な受忍を強いられた経緯がある。この点を踏まえずに提案・採用されたこと自体、不快感を覚えざるを得ず、受け入れられない等の意見が表明されている。
	●事業期間はどの程度必要か	・本省による対応方針等決定を受け、工事用道路改良の工事に着手してから事業完了までに約11年要する。なお、すべての地権者との同意が得られてはいないため、不確定な要因もある。	・地下水取水施設の完成まで24年程度が必要。 ・これに加え、事業用地の所有者、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの期間が必要。	・ため池施設の完成まで33年程度が必要。 ・これに加え、事業用地の所有者、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの期間が必要。	・ダム再開発＋ため池は工事等の完成まで14年程度が必要。 ・これに加え、事業用地の所有者、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの期間が必要。
	●法制度上の観点から実現性を見通しはどうか	・現行法制度のもとで現計画を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで対策案5を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで対策案6を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで対策案12を実施することは可能である。
	●技術上の観点から実現性を見通しはどうか	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・地下水取水については、他に影響を与えない揚水量とする必要があるため、現地における十分な調査が必要。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。

表 4.3.23 新規利水対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表⑤

対策案と実施内容の概要		現計画	対策案5	対策案6	対策案12
		設楽ダム	地下水取水	ため池	ダム再開発(宇連ダム)＋ため池
地域社会への影響	●将来にわたって持続可能といえるか	・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。	・大量の地下水取水であり、地盤沈下、塩水化、地下水枯渇に対する継続的な監視や観測が必要。 ・長期間大量の地下水取水は、周辺の地下水利用や周辺地盤への影響が生じると考えられる。	・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 ・施設数が多く、現状の管理実態を踏まえると他の対策案に比べ劣る。	・ダム再開発は、継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 ・ため池は対策案6と同様。
	●事業地及びその周辺への影響はどの程度か	・設楽ダム建設により水源地では水没に伴う家屋移転など地域コミュニティへの影響が大きい。 ・湛水の影響等による地すべりの可能性が予測される箇所については、地すべり対策が必要になる。	・地盤沈下による周辺構造物への影響、塩水化が懸念される。 ・周辺の井戸の取水量低下が懸念される。	・数多くの用地買収が必要であるため、事業地及びその周辺への影響が懸念される。	・ダム再開発・ため池設置による家屋移転は少なく、事業地及びその周辺への影響は限定的と考えられる。 ・湛水の影響等による地すべりの可能性が予測される箇所については、地すべり対策が必要になる。
	●地域振興に対してどのような効果があるか	・地元設楽町により「水源地域整備計画及び水源地域地域振興計画」を検討しており、ダム湖を新たな観光資源とした地域振興の可能性がある一方、フォローアップが必要。	・地域振興に対する新たな効果は想定されない。	・ため池に関連して環境整備が実施されるのであれば、地域振興につながると考えられる。	・ダム再開発に関連して、ダム周辺環境整備が実施されるのであれば、地域振興につながると考えられる。 ・ため池は対策案6と同様。
	●地域間の利害の衡平への配慮がなされているか	・一般的にダムを新たに建設する場合、移転を強いられる水源地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衡平に係る調整が必要になる。 ・設楽ダムの場合には、現段階で補償措置等により、基本的には一部地権者を除き水源地域の理解を得ている状況。 ・なお、このように地域間で利害が異なることを踏まえ、水源地域対策特別措置法に基づき実施する事業、豊川水源基金による事業(いわゆる水特、基金)の活用といった措置が講じられている。	・対策実施地域と受益地域が概ね一致している。 ・地域間の利害の不衡平は、生じないと考えられる。	・受益地は下流域であるため、ため池設置により影響する地域住民の十分な理解、協力を得る必要がある。	・ダム再開発は、受益地は下流域であるため、地域間の衡平性を保持するため、地域住民の十分な理解、協力を得る必要がある。 ・ため池は、対策案6と同様。

表 4.3.24 新規利水対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表⑥

評価軸と評価の考え方	対策案と実施内容の概要	現計画	対策案5	対策案6	対策案12
		設楽ダム	地下水取水	ため池	ダム再開発(宇連ダム)＋ため池
環境 への影響	●水環境に対してどのような影響があるか	・ダム完成後の富栄養化、溶存酸素量はダム建設前と同程度と予測される。また、水温は8月から12月にかけて河川の水温上昇が予測される。このため、必要な環境保全措置(ダム完成後の貯水池における曝気施設、選択取水設備、清水バイパス施設の設置等)により、その回避・低減に努めることとしており、放流水の水温等、水環境への影響は小さいものと予測される。	・水環境への影響は想定されない。	・ため池設置河川において、ため池下流河川への流量減少や、多数の設置に伴う水質悪化が生じると考えられる。	・ダム再開発は環境保全措置を行い、影響の回避・低減に努めることにより、水環境への影響は小さいと想定される。 ・ため池は対策案6と同様。
	●地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか	地下水位等への影響は想定されない。	・新たな地下水取水については、地下水位等への影響が考えられる。 ・関係自治体からは既存の地下水利用、地盤沈下に対する影響についての懸念が表明されている。	地下水位等への影響は想定されない。	地下水位等への影響は想定されない。
	●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか	約300ha(湛水面積) ・設楽ダムの整備に伴い、両生類や魚類、昆虫類、底生動物、植物等の一部種について、生息地の消失、変化に伴い、生息に適さなくなると予測される。このため、工事実施時期の配慮、生息適地を選定し移植、湿地環境の整備等の環境保全措置により影響の回避・低減に努める。	約50ha(用地面積) ・生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体への影響は限定的と考えられる。	約530ha(用地面積) ・ため池設置河川において、動植物の生息・生育環境の改変が生じると考えられる。	約140ha(ダム再開発湛水面積＋ため池用地面積) ・ダム再開発は、動植物の重要な種について、生息地の消失や生息環境への影響を受ける可能性があるとして予測される場合には、環境保全措置により、影響の回避・低減に努める。 ・ため池は対策案6と同様。
	●土砂流動がどう変化し、下流の河川・海岸にどのように影響するか	・ダム下流の豊川において、河床高の変化は小さいと考えられるものの、ダム直下では一部の砂礫等が減少すると考えられる。	・河道外に施設を設置し土砂流動に変化をおよぼさないことから、影響は小さいと考えられる。	・河道外に施設を設置し土砂流動に変化をおよぼさないことから、影響は小さいと考えられる。	・宇連ダムのかさ上げによる土砂流動への影響は小さいと考えられる。 ・ため池は対策案6と同様。

表 4.3.25 新規利水対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表⑦

対策案と実施内容の概要		現計画	対策案5	対策案6	対策案12
		設楽ダム	地下水取水	ため池	ダム再開発(宇連ダム)+ため池
評価軸と評価の考え方					
環境 への影響	●景観、人と自然との豊かなふれあいにどのような影響があるか	・景観資源である愛知高原国定公園等の一部が改変を受けるが、それら公園の全体の分布に対して、改変の程度はわずかと予測されており、眺望景観については、周囲の自然地形に馴染んだ風景となるような構造物等の検討をするなど環境保全措置を実施することで、低減できると予測される。 ・現状の人と自然との豊かなふれあいの活動の場への影響については、東海自然歩道は改変を受け、連続性が失われると予測される。保全措置を行うことでと自然との豊かなふれあいの活動の場への影響を低減できると予測される。また、ダム湖の活用やダム湖周辺の整備を検討しており、新たな景観及び人と自然のふれあいの場ができることも考えられる。	・景観等への影響は限定的と考えられる。	・新たな湖面創出による景観等の変化がある。	・ダム再開発は、かさ上げに伴う湖水面の拡大による景観等の変化が考えられる。 ・ため池は、対策案6と同様。
	●CO2排出負荷はどう変わるか	・新たなCO2排出負荷量は限定的である。	・地下水くみ上げのポンプ使用による電力増に伴いCO2排出負荷量が増加する。	・新たなCO2排出負荷量は限定的である。	・新たなCO2排出負荷量は限定的である。
	●その他				

4.4 流水の正常な機能の維持の観点からの検討

4.4.1 検証における目標流量について

流水の正常な機能の維持対策案の目標は、検証要領細目にて、「河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案すること」とされている。

(1) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

渇水時における河川環境の回復を図るため、牟呂松原頭首工（直下流）地点や大野頭首工（直下流）地点における河川流量の増加に努めるものとし、その際、表の地点において利水上の制限流量を設定し、河川流量を保全する。

表 4.4.1 主要な地点における制限流量一覧表（単位：m³/sec）

地 点 名	河川環境の回復を図るための利水上の制限流量
牟呂松原頭首工（直下流）地点	5
大野頭首工（直下流）地点	1.3
寒狭川頭首工（直下流）地点	3.3

また、豊川用水では近年の小雨化傾向等とも相まって渇水時における取水制限が毎年のように行われていることから、既得用水が10年に1回程度発生する規模の渇水時においても安定して取水できるよう利水安全度の向上を図る。

4.4.2 複数の流水の正常な機能の維持対策案（設楽ダムを含む案）

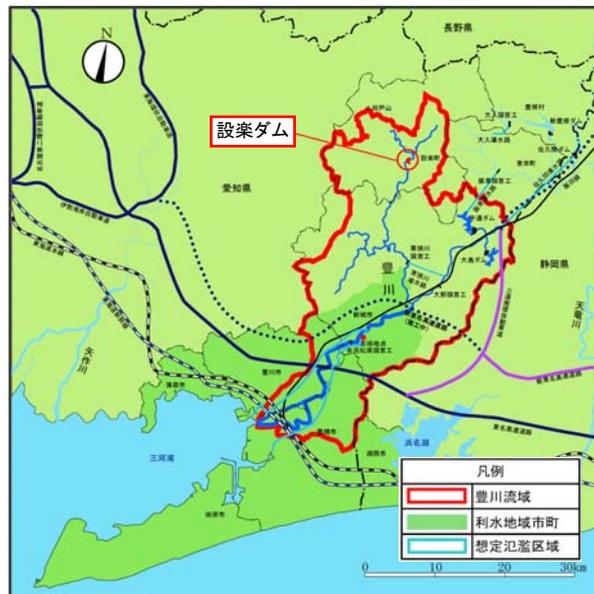
複数の流水の正常な機能の維持対策案（設楽ダムを含む案）は、河川整備計画を基本として検討を行った。

(1) 現計画（設楽ダム）

流水の正常な機能の維持対策案の概要

- ・ 河川整備計画で目標としている流水の正常な機能の維持に必要な流量を設楽ダム建設により確保する。
- ・ 設置するには、相当の土地の買収が必要となる。また、周辺環境への影響等について十分な調査が必要となる。

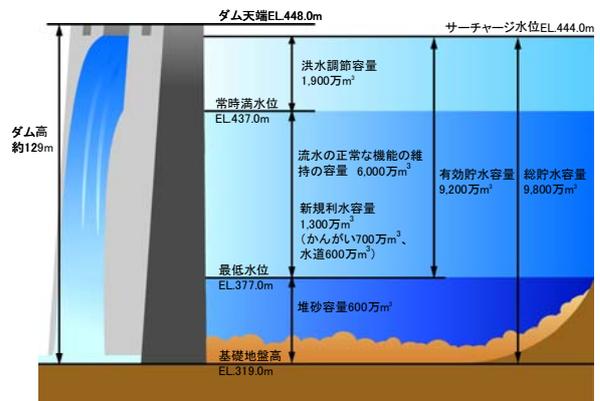
◇設楽ダムの概要



豊川流域図



完成イメージ図



設楽ダム容量配分図

図 4.4.1 設楽ダムの概要

4.4.3 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案（設楽ダムを含まない案）

4.4.3.1 流水の正常な機能の維持対策案立案の基本的な考え方

検証要領細目に示されている方策を参考にして、様々な方策を組み合わせ、できる限り幅広い流水の正常な機能の維持対策案を立案することとする。

立案にあたっては、検討主体が提案した対策案を提示し、利水参画者への意見聴取及びパブリックコメントにより広くご意見を伺い新たな対策案についても提案を求めた。

(1) 流水の正常な機能の維持対策案検討の基本的な考え方

- ・流水の正常な機能の維持対策案は、河川整備計画の目標を確保することを基本として立案する。
- ・流水の正常な機能の維持対策案は、検証要領細目に示されている各方策から、豊川に適用可能な方策を単独もしくは組み合わせで検討する。
なお、14方策の基本的な考え方は新規利水対策案に記載している。(P.4-157～P.4-173を参照)

4.4.3.2 流水の正常な機能の維持対策案の豊川流域への適用性

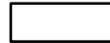
表 4.4.2 に検証要領細目で示された方策の豊川流域への適用性について検討した結果を示す。「3. 他用途ダム容量買い上げ」「7. ダム使用権等の振替」「9. 海水淡水化」の3方策を除く10方策において検討を行うこととした。

表 4.4.2 流水の正常な機能の維持対策案の適用性評価一覧

	有識者会議での方策	14方策の概要	豊川流域への適用性	
利水対策メニュー	供給面での対応	0. ダム	河川を横過して専ら流水の貯留する目的で築造させる構造物	河川整備計画で設案ダムを位置づけている
		1. 河道外貯留施設(貯水池)	河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とする。	流域内及び給水エリア内で検討
		2. ダム再開発(かさ上げ・掘削)	既存のダムのかさ上げあるいは掘削することで容量を確保し、水源とする。	宇連ダム、大島ダムで検討
		3. 他用途ダム容量の買い上げ	既存のダムの他の用途のダム容量を買い上げて容量とすることで水源とする。	豊川流域に対象となる施設がない
		4. 水系間導水	水量に余裕のある他水系から導水することで水源とする。	隣接水系(天竜川および矢作川)からの導水を検討
		5. 地下水取水	伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、水源とする。	流域内及び給水エリア内で検討
		6. ため池(取水後の貯留施設を含む。)	主に雨水や地区内流水を貯留するため池を配置することで水源とする。	流域内及び給水エリア内で検討
		7. 海水淡水化	海水を淡水化する施設を設置し、水源とする。	建設、送水コストの両面から見て実現性が低いことから検討対象としない
	8. 水源林の保全	水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。	効果をあらかじめ定量的に見込むことはできないが、効果量にかかわらず取り組むべき方策である	
	需要面・供給面での総合的な対応が可能なもの	9. ダム使用権等の振替	需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権等を必要なものへ振り替える。	対象となるダム使用権等がない
		10. 既得利水の合理化・転用	用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の变革等に伴う需要減分を、他の必要とする用途に転用する。	豊川用水など既得利水について検討する
		11. 渇水調整の強化	渇水調整協議会の機能を強化し、渇水時に被害を最小とするような取水制限を行う。	効果をあらかじめ定量的に見込むことはできない、効果量にかかわらず取り組むべき方策である
		12. 節水対策	節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要の抑制を図る。	効果を定量的に見込むことについては、最終利用者の意向に依存するものであり、困難であるが、効果量にかかわらず取り組むべき方策である
13. 雨水・中水利用		雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水の利用の推進により河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る。	効果を定量的に見込むことについては、最終利用者の意向に依存するものであり、困難であるが、効果量にかかわらず取り組むべき方策である	



今回の検討対象



今回の検討対象外

4.4.3.3 流水の正常な機能の維持対策案の立案

表 4.4.2 に示した適用性を踏まえ、各方策の単独もしくは組み合わせにより流水の正常な機能の維持対策案を一次選定した。一次選定した流水の正常な機能の維持対策案を示す。流水の正常な機能の維持対策案に当たっては、以下の方針とする。

①立案する対策案は、以下に示す河川整備計画の目標を達成できるものとする。

◆流水の正常な機能の維持

・渇水時における河川環境の回復を図るため、牟呂松原頭首工（直下流）地点や大野頭首工（直下流）地点における河川流量の増加に努めるものとし、その際、表 4.4.2 の地点において利水上の制限流量を設定し、河川流量を保全する。

表 4.4.3 主要な地点における制限流量一覧表（単位：m³/sec）

地 点 名	河川環境の回復を図るための利水上の制限流量
牟呂松原頭首工（直下流）地点	5
大野頭首工（直下流）地点	1. 3
寒狭川頭首工（直下流）地点	3. 3

・また、豊川用水では近年の小雨化傾向等とも相まって渇水時における取水制限が毎年のように行われていることから、既得用水が 10 年に 1 回程度発生する規模の渇水時においても安定して取水できるよう利水安全度の向上を図る。

②水源林の保全、渇水調整の強化、節水対策、雨水・中水利用については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、全ての流水の正常な機能の維持対策案に組み合わせる。

③既存の水利使用規則などの水利用ルールについては、基本的に変えないこととする。

【流水の正常な機能の維持対策案】

現計画（設楽ダム）

- 流水の正常な機能の維持対策案 No. 1 河道外貯留施設
- 流水の正常な機能の維持対策案 No. 2 ダム再開発（かさ上げ・掘削）
- 流水の正常な機能の維持対策案 No. 3 水系間導水（天竜川）
- 流水の正常な機能の維持対策案 No. 4 水系間導水（矢作川）
- 流水の正常な機能の維持対策案 No. 5 地下水取水
- 流水の正常な機能の維持対策案 No. 6 ため池（取水後の貯留施設を含む）
- 流水の正常な機能の維持対策案 No. 8 既得水利の合理化・転用
- 流水の正常な機能の維持対策案 No. 9 河道外貯留施設＋ダム再開発（宇連ダム）
- 流水の正常な機能の維持対策案 No. 10 河道外貯留施設＋ダム再開発（大島ダム）
- 流水の正常な機能の維持対策案 No. 11 河道外貯留施設＋ダム再開発（宇連ダム、大島ダム）
- 流水の正常な機能の維持対策案 No. 12 ダム再開発（宇連ダム）＋ため池
- 流水の正常な機能の維持対策案 No. 13 ダム再開発（宇連ダム、大島ダム）＋ため池
- 流水の正常な機能の維持対策案 No. 17 地下貯留施設
- 流水の正常な機能の維持対策案 No. 18 水系間導水（木曾川）
- 流水の正常な機能の維持対策案 No. 19 水系間導水（天竜川、矢作川）
- 流水の正常な機能の維持対策案 No. 20 河道外貯留施設（旧東上霞）

※流水の正常な機能の維持対策案 No. 17～No. 20 は、パブリックコメントで提案された方策である。

P.4-204～P.4-219 に各対策案の概要を示す。

表 4.4.4 流水の正常な機能の維持対策案選定結果

		流水の正常な機能の維持対策案																	
観 計 画		1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	13	17	18	19	20		
ダム	設 業 ダム																		
(供給面の対応) (河川区域の内)		河道外貯留施設 (調整池)	ダム再開発 (かさ上げ・掘削) 宇連ダム	ダム再開発 (かさ上げ・掘削) 大島ダム					河道外貯留施設 (調整池)	河道外貯留施設 (調整池)	河道外貯留施設 (調整池)			地下貯留施設			河道外貯留施設 (旧東上霞)		
(供給面の対応) (河川区域の外)				水系間導水 (天竜川)		水系間導水 (矢作川)									水系間導水 (木曾川)	水系間導水 (天竜川+矢作川)			
需要面的・拱も対応面での							地下水												
								ため池					ため池	ため池					
	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全		
								既得水利の 合理化・転用											
	洪水調整の強化	洪水調整の強化	洪水調整の強化	洪水調整の強化	洪水調整の強化	洪水調整の強化	洪水調整の強化	洪水調整の強化	洪水調整の強化	洪水調整の強化	洪水調整の強化	洪水調整の強化	洪水調整の強化	洪水調整の強化	洪水調整の強化	洪水調整の強化	洪水調整の強化		
	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策		
	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用		

注) 赤枠は、パブリックコメントで提案された方策を示す。

注) 7、14~16 は欠番

1) 流水の正常な機能の維持対策案 No. 1 河道外貯留施設

流水の正常な機能の維持対策案の概要

- ・ 豊川総合用水事業施設のうち最も大規模な万場調整池（容量：500 万 m³）と同様の調整池を新設し必要量を確保する。
- ・ 調整池を設置するには相当の土地の確保（用地買収）が必要となるため、候補地の選定が必要となる。また、周辺環境への影響等について今後十分な調査が必要となる。

流水の正常な機能の維持の主な事業内容

- ・ 施設規模：万場調整池と同様な調整池を設置し、必要な流量を確保する。
- ・ 河道外貯留施設 12 基
- ・ ただし、工期は用地買収を伴うため不確定

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第 3 回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇河道外貯留施設対策案の概要

河道外貯留施設設置イメージ



	調整池設置数 (万場調整池型)
流水の正常な機能の維持	12基



図 4.4.2 河道外貯留施設対策案の概要

2) 流水の正常な機能の維持対策案 No. 2 ダム再開発（かさ上げ・掘削）

流水の正常な機能の維持対策案の概要

- ・ 既存ダム（宇連ダム、大島ダム）をかさ上げし必要量を確保する。
- ・ かさ上げについては、地質調査等技術的な検討や用地買収が必要となる。また、かさ上げ高が大きい場合、周辺環境への影響等について調査が必要となる。
- ・ 宇連ダムのかさ上げについては、既設の天竜川水系から導水路（振草導水路）に影響が生じない範囲までとする。
- ・ 利水専用ダムである宇連ダム、大島ダムかさ上げ工事にあたっては、工事期間中にダム機能が一時的に制限を受ける場合がある。

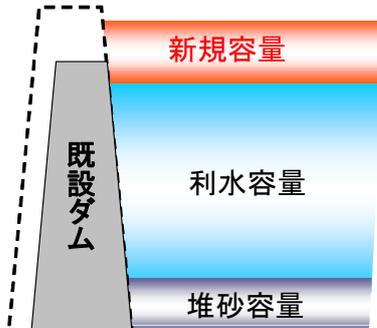
流水の正常な機能の維持の主な事業内容

- ・ 施設規模：既存ダム（宇連ダム、大島ダム）をかさ上げし、必要な流量を確保する。
- ・ 宇連ダム・大島ダム再開発
- ・ ただし、工期は施設管理者等との調整が伴うため不確定

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



かさ上げ後のダム



		かさ上げ後堤高 (現堤高／かさ上げ高)	かさ上げ後容量 (現容量)
流水の正常な機能の維持	宇連ダム	76m (65m／+11m)	4,000万m ³ (2,842万m ³)
	大島ダム	133m (69m／+64m)	6,000万m ³ (1,130万m ³)

図 4.4.3 ダム再開発対策案の概要

3) 流水の正常な機能の維持対策案 No. 3 水系間導水（天竜川）

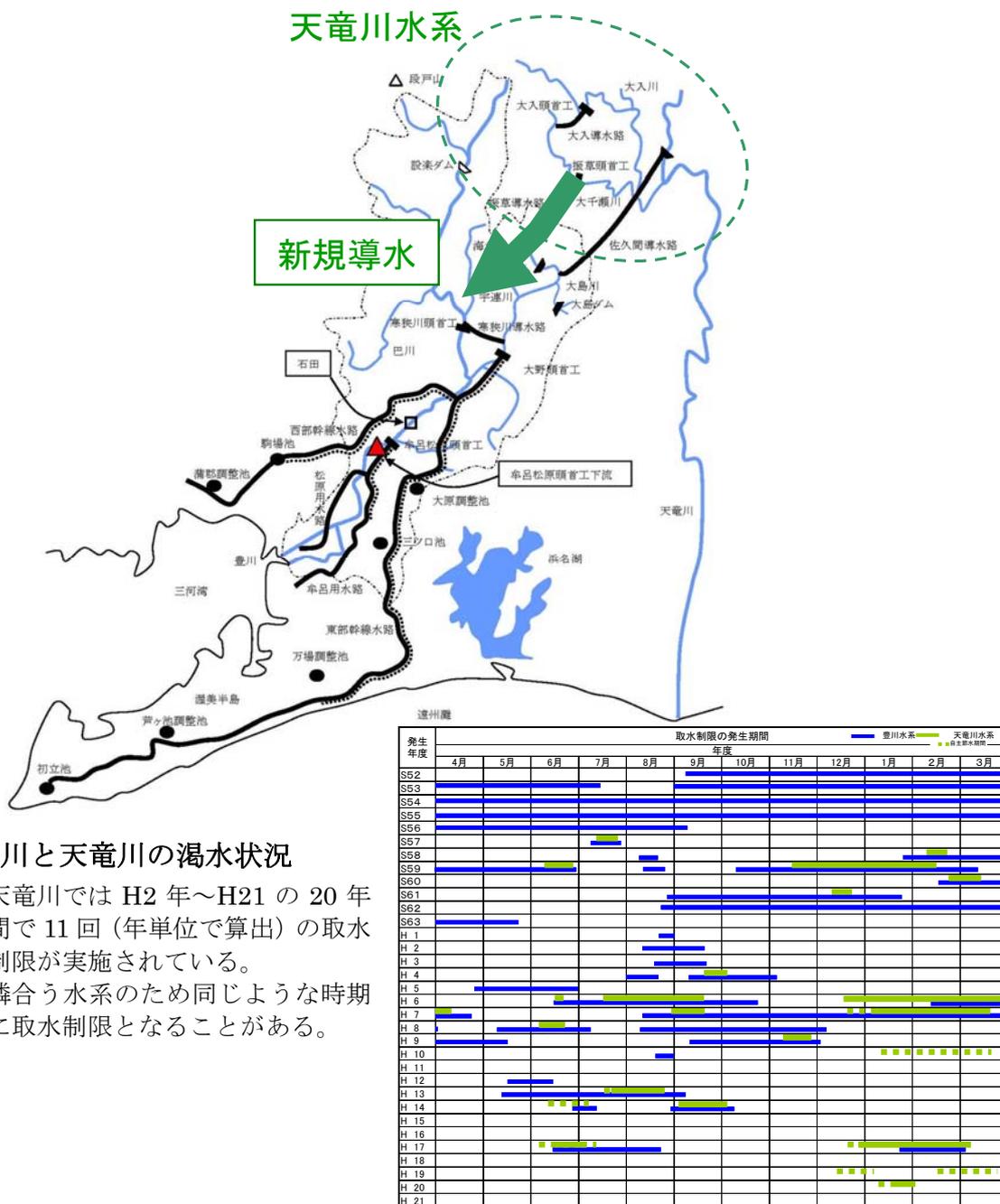
流水の正常な機能の維持対策案の概要

- ・天竜川より新規に導水し必要量を確保する。
- ・天竜川においても取水制限が近年20年間に11回発生しており、新規に導水するには天竜川の関係河川使用者等との調整が必要となる。

流水の正常な機能の維持の主な事業内容

- ・施設規模：既存の天竜川から豊川への導水を活用して、流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保する。
- ・ただし、工期は関係者調整を伴うため不確定

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。



◇豊川と天竜川の渇水状況

- ・天竜川では H2 年～H21 の 20 年間で 11 回（年単位で算出）の取水制限が実施されている。
- ・隣合う水系のため同じような時期に取水制限となることがある。

図 4.4.4 水系間導水（天竜川）対策案の概要

4) 流水の正常な機能の維持対策案 No. 4 水系間導水（矢作川）

流水の正常な機能の維持対策案の概要

- ・ 矢作川より新規に導水し必要量を確保する。
- ・ 矢作川においても取水制限が近年 20 年間に 11 回発生しており、新規に導水するには矢作川の関係河川使用者等との調整が必要となる。

流水の正常な機能の維持の主な事業内容

- ・ 施設規模：矢作川の導水により、流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保する。
- ・ ただし、工期は関係者調整を伴うため不確定

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇対策案位置図



◇豊川と矢作川の渇水状況

- ・ 矢作川では H2 年～H21 の 20 年間で 11 回（年単位で算出）の取水制限が実施されている。
- ・ 隣合う水系のため同じような時期に取水制限となることがある。

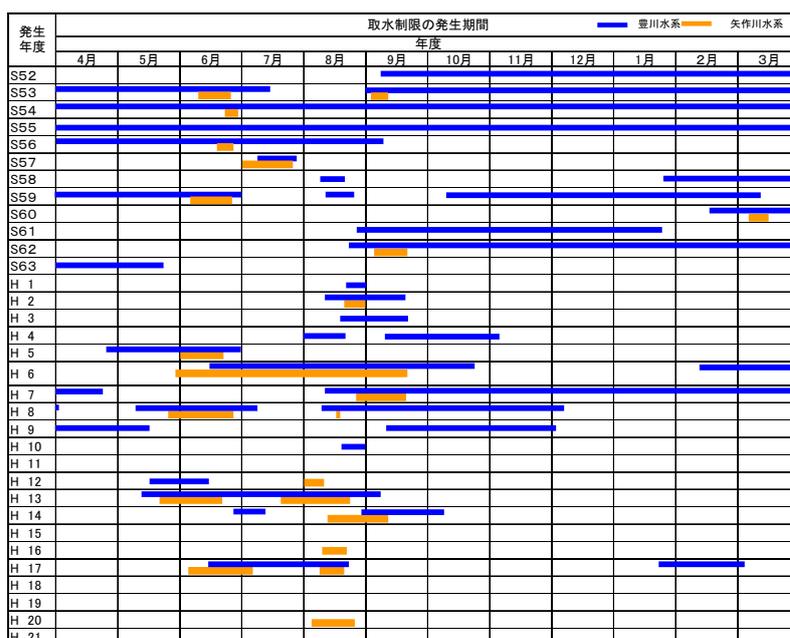


図 4.4.5 水系間導水（矢作川）対策案の概要

5) 流水の正常な機能の維持対策案 No. 5 地下水取水

流水の正常な機能の維持対策案の概要

- ・伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、必要量を確保する。
- ・豊橋市を含む東三河地区は、軟弱地盤である沖積層を擁するとともに、地下水も相当量が利用されていることから、揚水や湧水の状況によっては塩水化や地盤沈下の発生が危惧される地域である。
- ・豊橋市では、自主的努力により地下水保全に取り組んでおり、蒲郡市や田原市の一部では地下水取水がなされていない。

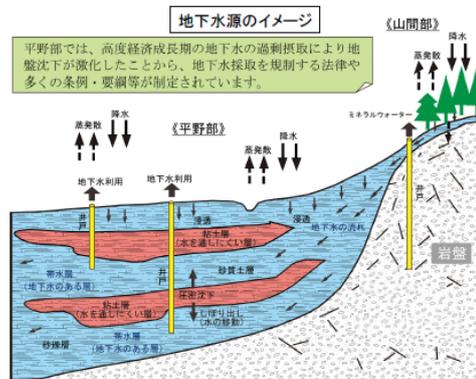
流水の正常な機能の維持の主な事業内容

- ・施設規模：近傍の地下水取水の実績を踏まえ、1井戸あたりの計画取水量を 0.01 m³/s とする。
- ・ただし、工期は関係者調整を伴うため不確定

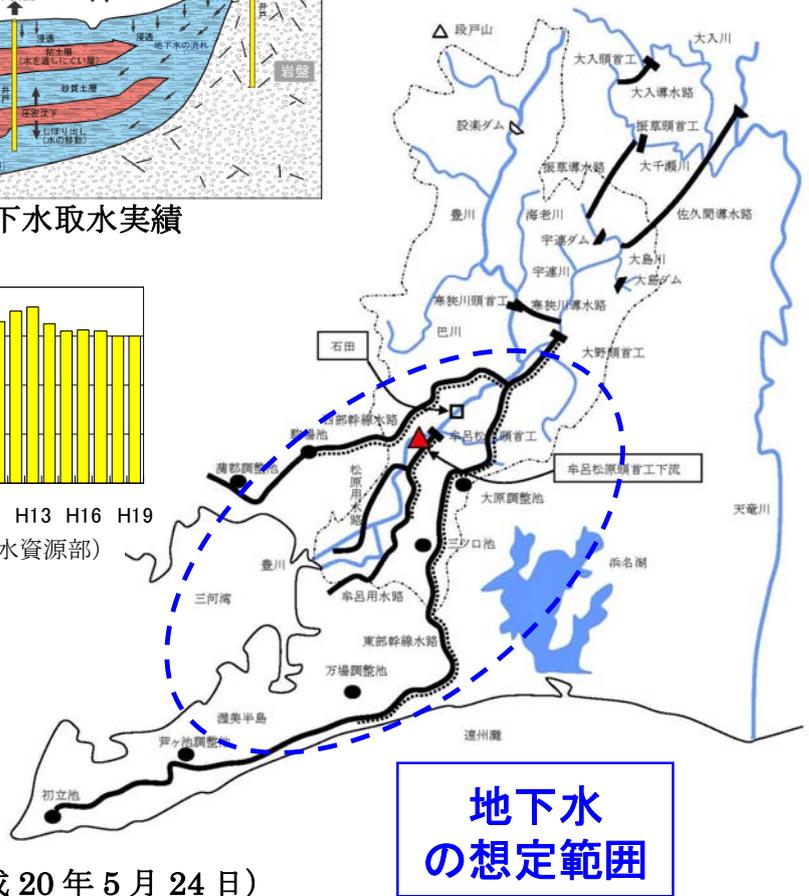
※流水の正常な機構の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇地下水源イメージ

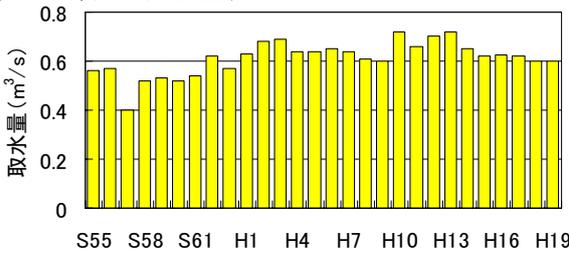
出典：平成 22 年版日本の水資源を基に作成



◇対策案位置図



◇豊川フルプランエリア内の地下水取水実績 (一日最大取水量)



出典：需要実績調査 (国土交通省水資源部)

地下水ゆっくりと塩水化
 調査報告書
 豊橋市 一部で水位上昇確認

◇ 新聞記事
 東愛知新聞 (平成 20 年 5 月 24 日)

図 4.4.6 地下水取水対策案の概要

6) 流水の正常な機能の維持対策案 No. 6 ため池（取水後の貯留施設を含む）

流水の正常な機能の維持対策案の概要

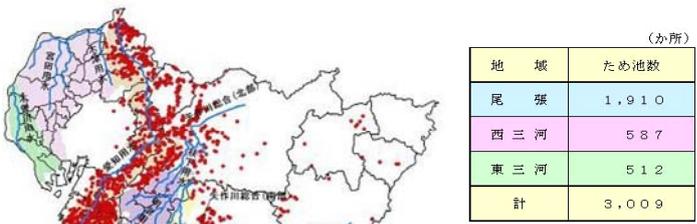
- ・ 既存の平均的な規模のため池を新設し必要量を確保する。
- ・ 1箇所あたりの用地買収面積や周辺環境への影響は小さいが、多数必要となる。

流水の正常な機能の維持の主な事業内容

- ・ 施設規模：既存の平均的な規模のため池を設置し、必要な流量を確保する。
- ・ ため池：約 5,500 箇所

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇ため池の現状（愛知県）平成18年3月現在



出典：愛知県ため池保全構想

◇対策案位置図



◇ため池対策案の概要

ため池の設置イメージ



ため池対策案諸元

	ため池設置数
流水の正常な機能の維持	5,500箇所

図 4.4.7 ため池対策案の概要

7) 流水の正常な機能の維持対策案 No. 8 既得水利の合理化・転用

流水の正常な機能の維持対策案の概要

- ・ 豊川用水の幹線水路や支線水路については、これまでも老朽化等の対策が図られている。
- ・ 水利権更新毎に用途別の必要量については、適切に審査されている。

流水の正常な機能の維持の主な事業内容

- ・ 施設規模：豊川の既存の水利使用を合理化・転用することにより、必要な流量を確保する。
- ・ ただし、工期は関係者調整を伴うため不確定

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

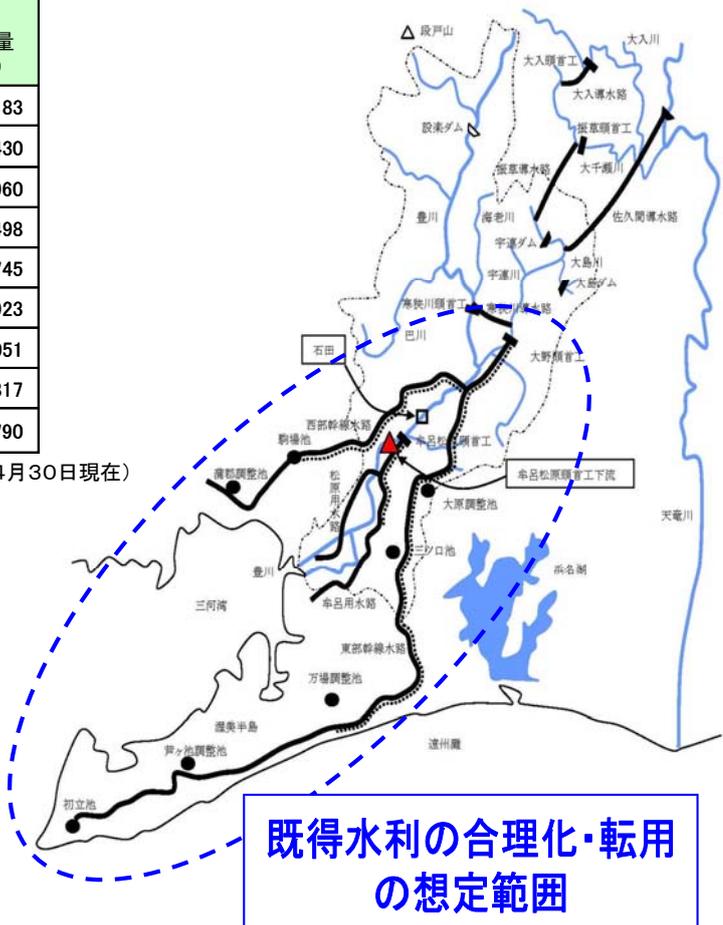
◇豊川水系における水利権一覧

用水名	用水目的	件数	最大 使用水量 (m ³ /s)
豊川用水	水道用水	1	4.183
豊川総合用水	工業用水	1	2.430
	農業用水	1	20.960
上記以外	水道用水	9	0.498
	工業用水	2	0.745
	農業用水	165	9.923
	その他	8	0.051
	発電	3	14.817
計(発電を除く)		186	38.790

(平成22年4月30日現在)

※法：河川法第23条の許可を得たもの
 ※慣：河川法施行前から存在する慣行水利

◇対策案位置図



◇豊川用水二期事業

・改築された水路



図 4.4.8 既得水利の合理化・転用対策案の概要

8) 流水の正常な機能の維持対策案 No. 9 河道外貯留施設+ダム再開発（宇連ダム）

流水の正常な機能の維持対策案の概要

- ・既存ダム（宇連ダム）のかさ上げに加え、既存の万場調整池と同様の調整池を設置し必要量を確保する。
- ・河道外貯留施設を設置するには相当の土地の用地買収が必要となるため、候補地の選定が必要となる。また、周辺環境への影響等について今後十分な調査が必要となる。
- ・かさ上げについては、地質調査等技術的な検討や用地買収が必要となる。また、かさ上げ高が大きい場合、周辺環境への影響等について今後十分な調査が必要となる。
- ・工事期間中、宇連ダムのダム機能が一時的に制限を受ける場合がある。

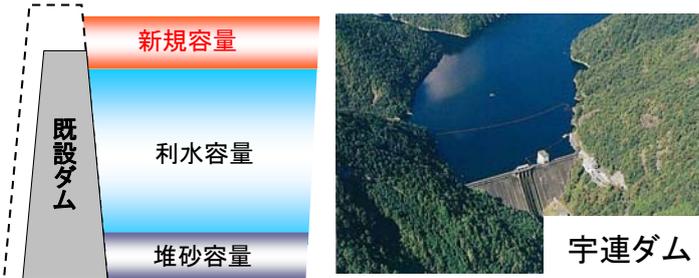
流水の正常な機能の維持の主な事業内容

- ・施設規模：既存ダム（宇連ダム）のかさ上げと万場調整池と同様な調整池を設置し、必要な流量を確保する。
- ・宇連ダム再開発、河道外貯留施設 10 基
- ・ただし、工期は用地買収及び施設管理者等との調整が伴うため不確定

◇かさ上げ対策案の概要

かさ上げイメージ

かさ上げ後のダム

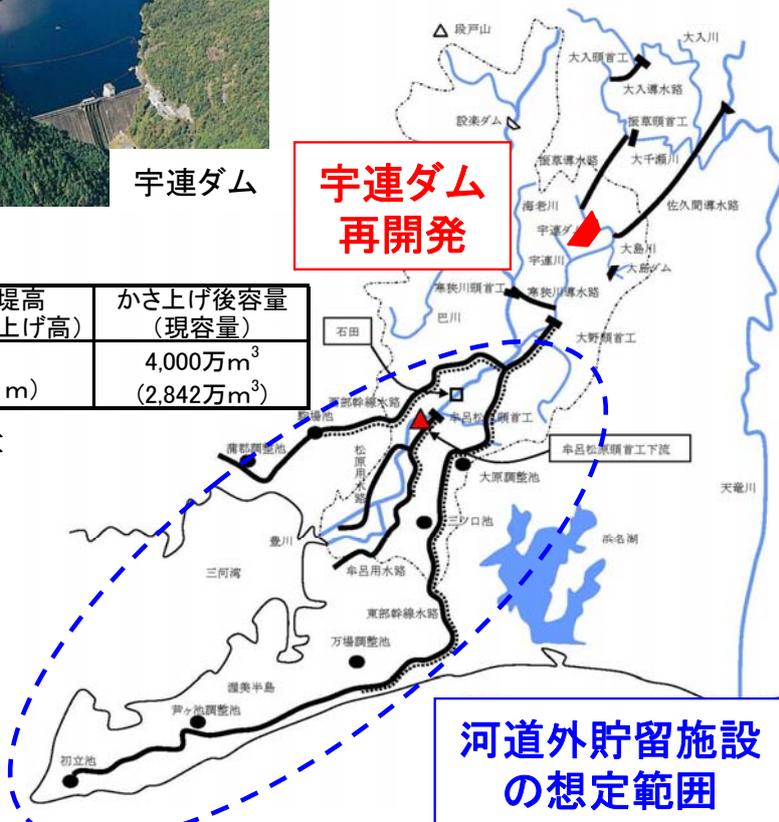


ダム再開発対策案諸元

		かさ上げ後堤高 (現堤高/かさ上げ高)	かさ上げ後容量 (現容量)
流水の正常な機能の維持	宇連ダム	76m (65m/+11m)	4,000万m ³ (2,842万m ³)

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていません。
※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇対策案位置図



◇河道外貯留施設対策案の概要

設置イメージ



河道貯留施設対策案諸元

	調整池設置数 (万場調整池型)
流水の正常な機能の維持	10基

図 4.4.9 河道外貯留施設+ダム再開発（宇連ダム）対策案の概要

9) 流水の正常な機能の維持対策案 No. 10 河道外貯留施設+ダム再開発 (大島ダム)

流水の正常な機能の維持対策案の概要

- ・ 既存ダム (大島ダム) のかさ上げに加え、既存の万場調整池と同様の調整池を設置し必要量を確保する。
- ・ 河道外貯留施設を設置するには相当の土地の用地買収が必要となるため、候補地の選定が必要となる。また、周辺環境への影響等について今後十分な調査が必要となる。
- ・ かさ上げについては、地質調査等技術的な検討や用地買収が必要となる。また、かさ上げ高が大きい場合、周辺環境への影響等について今後十分な調査が必要となる。
- ・ 工事期間中、大島ダムのダム機能が一時的に制限を受ける場合がある。

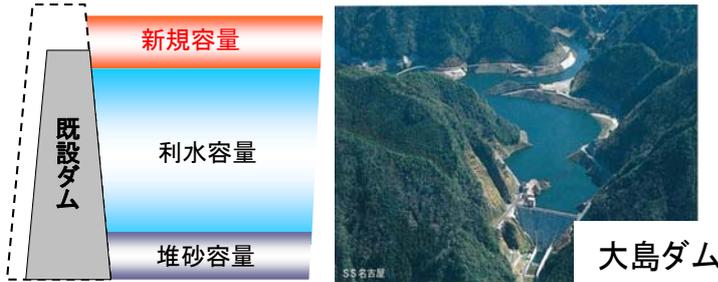
流水の正常な機能の維持

- ・ 施設規模：既存ダム (大島ダム) のかさ上げと万場調整池と同様な調整池を設置し、必要な流量を確保する。
- ・ 大島ダム再開発、河道外貯留施設 10 基
- ・ 工期：用地買収及び施設管理者等との調整が伴うため不確定

◇かさ上げ対策案の概要

かさ上げイメージ

かさ上げ後のダム



ダム再開発対策案諸元

		かさ上げ後堤高 (現堤高/かさ上げ高)	かさ上げ後容量 (現容量)
流水の正常な機能の維持	大島ダム	90m (69m/+21m)	2,200万m ³ (1,130万m ³)

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていません。
※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇対策案位置図



◇河道外貯留施設対策案の概要

設置イメージ



河道貯留施設対策案諸元

	調整池設置数 (万場調整池型)
流水の正常な機能の維持	10基

図 4.4.10 河道外貯留施設+ダム再開発 (大島ダム) 対策案の概要

10) 流水の正常な機能の維持対策案 No. 11 河道外貯留施設+ダム再開発(宇連ダム、大島ダム)

流水の正常な機能の維持対策案の概要

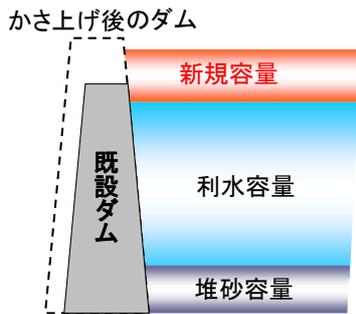
- ・ 既存ダム(宇連ダム、大島ダム)のかさ上げに加え、既存の万場調整池と同様の調整池を設置し必要量を確保する。
- ・ 河道外貯留施設を設置するには相当の土地の用地買収が必要となるため、候補地の選定が必要となる。また、周辺環境への影響等について今後十分な調査が必要となる。
- ・ かさ上げについては、地質調査等技術的な検討や用地買収が必要となる。また、かさ上げ高が大きい場合、周辺環境への影響等について今後十分な調査が必要となる。
- ・ 工事期間中、宇連ダム、大島ダムのダム機能が一時的に制限を受ける場合がある。

流水の正常な機能の維持の主な事業内容

- ・ 施設規模：既存ダム(宇連ダム、大島ダム)のかさ上げと万場調整池と同様の調整池を設置し、必要な流量を確保する。
- ・ 宇連ダム・大島ダム再開発、河道外貯留施設7基
- ・ 工期：用地買収及び施設管理者等との調整が伴うため不確定

◇かさ上げ対策案の概要

かさ上げイメージ



※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行ってない。
※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇対策案位置図

ダム再開発対策案諸元

		かさ上げ後堤高 (現堤高/かさ上げ高)	かさ上げ後容量 (現容量)
流水の正常な機能の維持	宇連ダム	76m (65m/+11m)	4,000万m ³ (2,842万m ³)
	大島ダム	90m (69m/+21m)	2,200万m ³ (1,130万m ³)



◇河道外貯留施設対策案の概要

設置イメージ



河道貯留施設対策案諸元

河道貯留施設設置数	
流水の正常な機能の維持	7基

図 4.4.11 河道外貯留施設+ダム再開発(宇連ダム、大島ダム)対策案の概要

11) 流水の正常な機能の維持対策案 No. 12 ダム再開発（宇連ダム）＋ため池

流水の正常な機能の維持対策案の概要

- ・ 既存ダム（宇連ダム）のかさ上げに加え、既存の平均的な規模のため池を設置し必要量を確保する。
- ・ かさ上げについては、地質調査等技術的な検討や用地買収が必要となる。また、かさ上げ高が大きい場合、周辺環境への影響等について今後十分な調査が必要となる。
- ・ 工事期間中、宇連ダムのダム機能が一時的に制限を受ける場合がある。
- ・ ため池 1 箇所あたりの用地買収面積や周辺環境への影響は小さいが、多数必要となる。

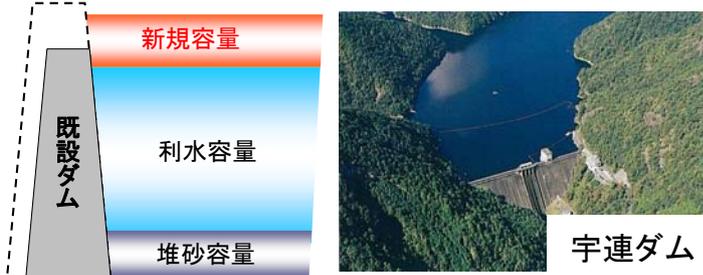
流水の正常な機能の維持の主な事業内容	
・ 施設規模	：既存ダム（宇連ダム）のかさ上げと既存の平均的な規模のため池を設置し、必要な流量を確保する。
・ 宇連ダム再開発、ため池	4,400 箇所
・ 工期	：用地買収及び施設管理者等との調整が伴うため不確定

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇かさ上げ対策案の概要

かさ上げイメージ

かさ上げ後のダム



ダム再開発対策案諸元

		かさ上げ後堤高 (現堤高／かさ上げ高)	かさ上げ後容量 (現容量)
流水の正常な機能の維持	宇連ダム	76m (65m／+11m)	4,000万m ³ (2,842万m ³)

◇対策案位置図



◇ため池対策案の概要

ため池設置イメージ



ため池対策案諸元

		ため池設置数
流水の正常な機能の維持		4,400箇所

図 4.4.12 ダム再開発（宇連ダム）＋ため池対策案の概要

12) 流水の正常な機能の維持対策案No. 13 ダム再開発（宇連ダム、大島ダム）＋ため池

流水の正常な機能の維持対策案の概要

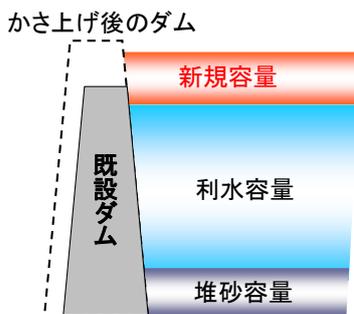
- ・ 既存ダム（宇連ダム、大島ダム）のかさ上げに加え、既存の平均的な規模のため池を設置し必要量を確保する。
- ・ かさ上げについては、地質調査等技術的な検討や用地買収が必要となる。また、かさ上げ高が大きい場合、周辺環境への影響等について今後十分な調査が必要となる。
- ・ 工事期間中、宇連ダム、大島ダムのダム機能が一時的に制限を受ける場合がある。
- ・ ため池1箇所あたりの用地買収面積や周辺環境への影響は小さいが、多数必要となる。

流水の正常な機能の維持の主な事業内容

- ・ 施設規模：既存ダム（宇連ダム、大島ダム）のかさ上げと既存の平均的な規模のため池を設置し、必要な流量を確保する。
- ・ 宇連ダム・大島ダム再開発、ため池 3,400 箇所
- ・ 工期：用地買収及び施設管理者等との調整が伴うため不確定

◇かさ上げ対策案の概要

かさ上げイメージ



※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇対策案位置図

ダム再開発対策案諸元

		かさ上げ後堤高 (現堤高／かさ上げ高)	かさ上げ後容量 (現容量)
流水の正常な機能の維持	宇連ダム	76m (65m／+11m)	4,000万 ³ (2,842万 ³)
	大島ダム	90m (69m／+21m)	2,200万 ³ (1,130万 ³)



◇ため池対策案の概要

ため池設置イメージ



ため池対策案諸元

		ため池設置数
流水の正常な機能の維持		3,400箇所

図 4.4.13 ダム再開発（宇連ダム、大島ダム）＋ため池対策案の概要

13) 流水の正常な機能の維持対策案 No. 17 地下貯留施設

パブリックコメントにより提案されたご意見「山の地下に貯留空間を設ける。」を採用し、地下ダムを設置することにより流水の正常な機能の維持用水を確保する。

流水の正常な機能の維持対策案の概要

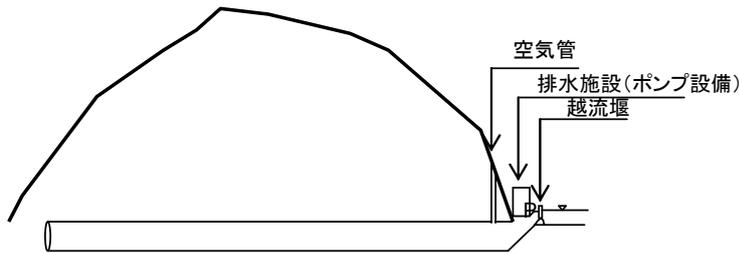
- ・ 地下を掘削して貯留空間を設けることで、必要量を確保する
- ・ 地表部の改変が少なく、自然環境や景観への影響が少ない。
- ・ 地下ダム設置により、多くの掘削土砂が発生するため、その運搬や処理が課題となる。
- ・ 貯留水の水温変化や工事にともなう周辺地下水位の低下が懸念される。

流水の正常な機能の維持の主な事業内容

- ・ 施設規模：山の地下に貯留空間を設け、必要な開発量を確保する。
- ・ 地下ダム
- ・ ただし、工期は関係者調整を伴うため不確定

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

地下ダムイメージ



《流水の正常な機能の維持》

《N》

延長5km×154本=770Km
 V=60,000千m³

設楽ダム建設地点に
 地下トンネル施設を設置

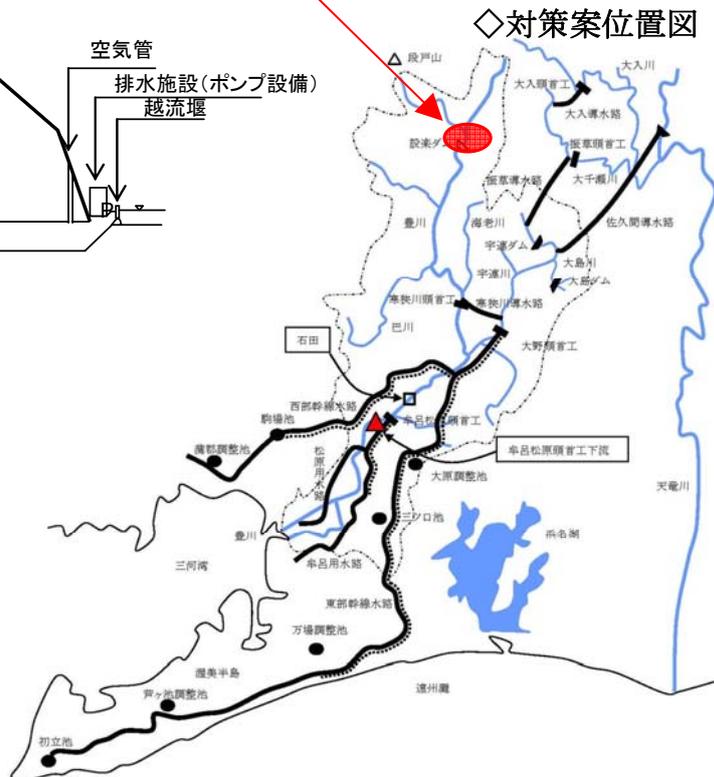


図 4.4.14 地下貯留施設対策案の概要

14) 流水の正常な機能の維持対策案 No. 18 水系間導水（木曽川）

パブリックコメントにより提案されたご意見「木曽川水系からの導水。」を採用し、木曽川水系から導水することにより流水の正常な機能の維持用水を確保する。

流水の正常な機能の維持対策案の概要

- ・ 木曽川から新規に導水を実施することによって必要量を確保する。
- ・ 木曽川における取水制限は近年20年間で14回発生し、取水制限率も厳しく設定されており、新規に導水するには木曽川の関係河川使用者等との調整が必要となる。

流水の正常な機能の維持の主な事業内容

- ・ 施設規模：木曽川からの導水により、流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保する。
- ・ ただし、工期は関係者調整を伴うため不確定

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇対策案位置図



◇豊川と木曽川水系の渇水状況

- ・ 木曽川ではH2～H21の20年間で14回（年単位で算出）の取水制限が実施されている。
- ・ 隣合う水系のため同じような時期に取水制限となることがある。

発生年度	取水制限の発生期間											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H 1												
H 2												
H 3												
H 4												
H 5												
H 6												
H 7												
H 8												
H 9												
H 10												
H 11												
H 12												
H 13												
H 14												
H 15												
H 16												
H 17												
H 18												
H 19												
H 20												
H 21												

図 4.4.15 水系間導水（木曽川）対策案の概要

15) 流水の正常な機能の維持対策案 No. 19 水系間導水（天竜川及び矢作川）

パブリックコメントにより提案されたご意見「天竜川、矢作川水系両方からの導水。」を採用し、天竜川、矢作川水系から導水することにより流水の正常な機能の維持用水を確保する。

流水の正常な機能の維持対策案の概要

- ・天竜川及び矢作川から新規に導水を実施することによって必要量を確保する。
- ・天竜川における取水制限は近年20年間で11回、矢作川でも近年20年間で11回発生しており、新規に導水するには両河川の関係河川使用者等との調整が必要となる。

流水の正常な機能の維持の主な事業内容

- ・施設規模：天竜川・矢作川からの導水により、流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保する。
- ・ただし、工期は関係者調整を伴うため不確定

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。
 ※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

◇対策案位置図



◇豊川と天竜川及び矢作川の渇水状況

- ・天竜川では H2～H21 の 20 年間で 11 回（年単位で算出）の取水制限が実施されている。
- ・矢作川では H2～H21 の 20 年間で 11 回（年単位で算出）の取水制限が実施されている。
- ・隣合う水系のため同じような時期に取水制限となることがある。

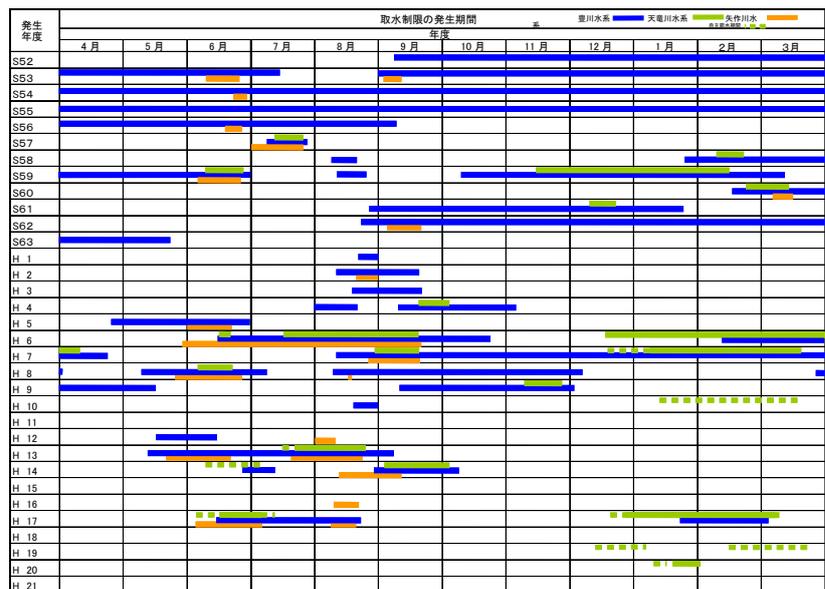


図 4.4.16 水系間導水（天竜川及び矢作川）対策案の概要

16) 流水の正常な機能の維持対策案 No. 20 河道外貯留施設（旧東上霞）

パブリックコメントにより提案されたご意見「旧東上霞を計画遊水地として貯留した水量を放流する。」を採用し、旧東上霞を貯留施設とすることにより流水の正常な機能の維持用水を確保する。

流水の正常な機能の維持対策案の概要

- ・旧東上霞堤地区を掘削して容量を確保する。
- ・旧東上霞堤地区で確保できる容量は10,400千 m^3 であり河川整備計画で目標としている必要量を確保できない。

流水の正常な機能の維持の主な事業内容

- ・施設規模：旧東上霞を計画遊水地として貯留し、必要な流量を確保する。
- ・河道外貯留施設
- ・ただし、工期は関係者調整を伴うため不確定

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については、第3回の検討の場で概略評価で使用したものであり、今後変更の可能性を有するものです。

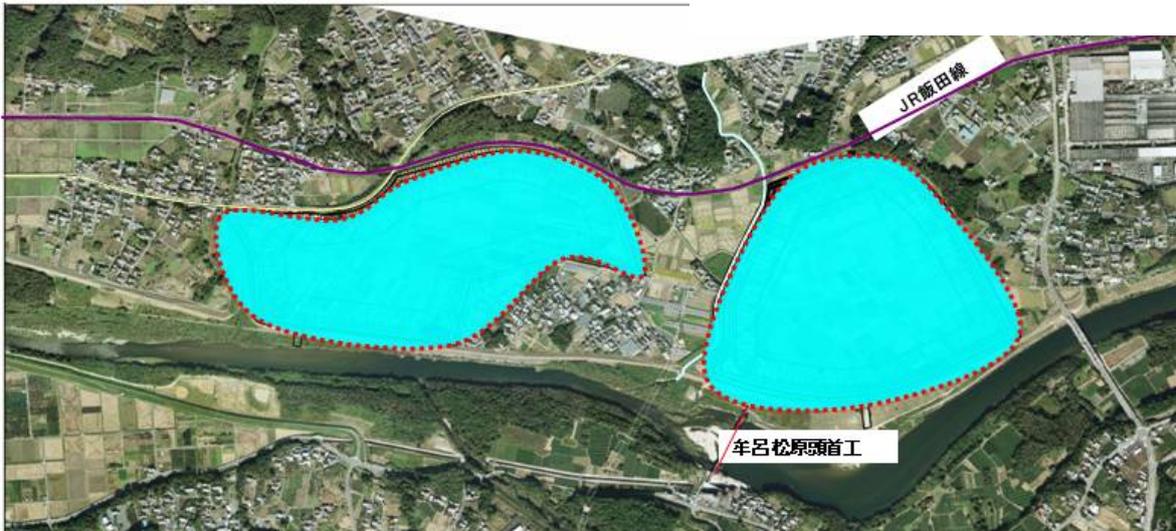


図 4.4.17 河道外貯留施設（旧東上霞）対策案の概要

4.4.4 概略評価による複数の流水の正常な機能の維持対策案の抽出

(1) 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案抽出の考え方

4.4.3.3で立案した流水の正常な機能の維持対策案16案について、検証要領細目(P13)に示されている「②概略評価による治水対策案の抽出2」(以下参照)を準用し、次の方針により概略評価を行い、現計画(ダム案)以外の流水の正常な機能の維持対策案を1~5のグループ別に抽出した。

【参考：検証要領細目より抜粋】

②概略評価による治水対策案の抽出

多くの治水対策案を立案した場合には、概略評価を行い、1)に定める手法で治水対策案を除いたり(棄却)、2)に定める手法で治水対策案を抽出したり(代表化)することによって、2~5案程度を抽出する。

1) 次の例のように、評価軸で概略的に評価(この場合、必ずしも全ての評価軸で評価を行う必要はない)すると、一つ以上の評価軸に関して、明らかに不適当と考えられる結果となる場合、当該治水対策案を除くこととする。

ニ) 制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる案

ホ) 治水上の効果が極めて小さいと考えられる案

へ) コストが極めて高いと考えられる案

なお、この段階において不適当とする治水対策案については、不適当とする理由を明示することとし、該当する評価軸については可能な範囲で定量化し示す。

2) 同類の治水対策案がある場合は、それらの中で比較し最も妥当と考えられるものを抽出する。例えば、遊水地の適地が多くあって、複数の案が考えられるような場合、最も妥当と考えられる案を抽出する。この例の場合、効果が同じであるならば、移転補償家屋数、コスト等について定量的な検討を行い、比較することが考えられる。

① 目標の達成^{※1}、コスト^{※2}、実現性(制度上、技術上の観点)の評価軸において1項目以上の評価軸について、明らかに不適当な項目を持つ案を棄却する。

※1：河川整備計画で目標としている必要量確保の可否

※2：完成までに要する費用と50年分の維持管理に要する費用

② 表4.4.4に示した流水の正常な機能の維持対策案16案について、以下の代表的(効果規模等)な方策別にグループ化し、各グループ内で最も妥当な案を抽出する。

●現計画：設楽ダムを建設

●グループ1：池を設置する案

・河道外貯留施設、地下貯留施設、ため池(流水の正常な機能の維持対策案No. 1、No. 6、No. 17、No. 20)

●グループ2：ダム再開発を実施する案

・ダム再開発(流水の正常な機能の維持対策案No. 2、No. 9~No. 13)

●グループ3：他水系から導水する案

・天竜川、矢作川、木曾川からの導水(流水の正常な機能の維持対策案No. 3、No. 4、No. 18、No. 19)

●グループ4：地下水取水を実施する案

・地下水取水(流水の正常な機能の維持対策案No. 5)

●グループ5：既得水利の合理化・転用を実施する案

・既得水利の合理化・転用(流水の正常な機能の維持対策案No. 8)

表 4.4.5 流水の正常な機能の維持対策案のグループ化

総概算コスト 棄却対象項目 グループNo、名称		現計画 (設案ダム)	1.河道外 貯留施設	2.ダム再 開発	3.水系間 導水 (天竜川)	4.水系間 導水 (矢作川)	5.地下水 取水	6.ため池	8.既得水利の合理化・転用	9.河道外 貯留施設 +ダム再 開発(宇 連ダム)	10.河道外 貯留施設 +ダム再 開発(大 島ダム)	11.河道外 貯留施設 +ダム再 開発(宇 連ダム、 大島ダ ム)	12.ダム再 開発(宇 連ダム) +ため池	13.ダム再 開発(宇 連ダム、 大島ダ ム) +ため池	17.地下貯 留施設	18.水系間 導水 (木曾川)	19.水系間 導水 (天竜川 +矢作 川)	20.河道外 貯留施設 (旧東上 霞)
総概算コスト(億円)		約1,200	約3,900	約2,900	不確定	不確定	不確定	約2,700	不確定	約3,600	約3,700	約3,400	約2,700	約2,700	約2兆 1,600	不確定	不確定	不確定
棄却	整備計画と同程度の目標が確保できない																	
	コストが極めて高い(現行計画の2倍程度以上)																	
	実現性が極めて低い案																	
グループ	現計画(設案ダム)																	
	1:池を設置する案																	
	2:ダム再開発を実施する案																	
	3:他水系から導水する案																	
	4:地下水取水を実施する案																	
	5:既得水利の合理化・転用を実施する案																	

(2) 各対策案の概略評価

各対策案の概略評価は次に示すとおりである。

1) 現計画

- ・設楽ダムの建設により、河川整備計画の目標を確保する案である。建設同意、損失補償基準が既に妥結しており、実現性がある。
- ・頂いた主な意見には、「40年近くの歳月を費やした水没住民の苦渋決断があり、早期に完成してほしいと言う意見、ダムを作る必要はない等」様々な意見を頂いた。

表 4.4.6 概略評価の結果（現計画）

対策案		対策の内容	目標	コスト	実現性	（参考）
主要な事業内容	対策案No.		・確認した必要量を確保できるか ・効果が極めて小さいと考えられる案か	総概算コスト （億円）	・制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・技術上の観点から実現性の見通しはどうか 等	いただいた主な意見 （○検討の場、●パブリックコメント）
現計画 （設楽ダム）	-	整備計画（設楽ダム）	整備計画で目標としている必要量を確保できる。	約1,200	・現行法制度上の問題はない（損失補償基準妥結及び建設同意に関する調印（H21.2.5）） ・技術制度上の問題はない（基本計画告示（H20.10.27））	○40年近くの歳月を費やして設楽ダム着工となった。設楽町の水没住民の方々の苦渋の決断の結果をよく考えてほしい。（設楽町長） ●設楽ダムが一番効率的な施設で、常に水を流れているのが川だと思ふ。 ●大雨や温水のための準備をやることはやっておくことは大切ですが、ダム建設というやり方は、山間地にくらす人々を苦しめるやり方であり、納得できません。 ●新たな施設を建設する必要はない ●流水の正常な機能の維持にダムは有効であると考えます。

※ が各グループから抽出した対策案

2) グループ 1 (池を設置する案) からの抽出

- いずれの対策案も実現性 (制度上、技術上の観点等) について不適当な案ではない。
- パブリックコメントにて頂いた新たな対策案 (No. 20) については、河川整備計画で目標としている必要量を確保出来ないため棄却する。
- No. 1、6 の両案に対しては、「優良農地の潰廃・減少などに繋がり地域環境や農村振興への影響が大きいのではないか」「膨大なため池からの送水の現実性は疑問」等様々な意見を頂いた。
- 本グループでは、No. 20 以外の案は現計画に比べて極めて高いコストであり、抽出できる案はない。

表 4.4.7 概略評価の結果 (グループ 1 ; 池を設置する案)

対策案		対策の内容	目標	コスト		実現性	最も妥当とする案	(参考) いただいた主な意見 (○検討の場、●パブリックコメント)
主要な事業内容	対策案 No.			総概算コスト (億円)	コストが極めて高い			
池を設置	1	河道外貯留施設	・確認した必要量を確保できるか ・効果が極めて小さいと考えられる案か 整備計画で目標としている必要量を確保できると考えられる。	約3,900	棄却	・現行法制度上で問題はないと考えられる ・技術制度上の問題はないと考えられる ・土地所有者との協議が課題 ・優良農地の損失が課題 ・膨大な残土の処理が課題	○住宅の移転や優良農地の潰廃など地域を取り巻く環境や農業振興に大きな影響が及ぶと考えられる問題がある。(愛知県、豊橋市) ○優良農地を減らすことに繋がり、食料自給率の向上に逆行することとなる(田原市) ○膨大な土地を要することになり、地権者からの同意も容易に得られない(豊橋市)	
	6	ため池	同上	約2,700	棄却	・現行法制度上で問題はないと考えられる ・技術制度上の問題はないと考えられる ・土地所有者との協議が課題 ・優良農地の損失が課題 ・膨大な残土の処理が課題	○膨大な用地を必要とするといったことも十分考えて検討していただきたい(愛知県) ○都市化が進み、水利用のネットワークは既に消滅しており、再構築に大きなコストがかかる(豊橋市)	
	17	地下貯留施設	同上	約2兆1,600億円	棄却	・現行法制度上で問題はないと考えられる ・技術制度上の問題はないと考えられる	●山の地下部を掘削して流水の貯留空間を作る。 ●旧東上霞を計画遊水池として洪水時に貯留した水量を必要に応じて豊水する。 ●田畑を潰す調整池案は反対である。 ●河道外貯留、ため池案はランニングコスト等管理面から不適当	
	20	河道外貯留施設 (旧東上霞)	整備計画で目標としている必要量を確保できないため棄却	—	—	・現行法制度上で問題はないと考えられる ・技術制度上の問題はないと考えられる ・土地所有者との協議が課題	●水がほしいときにすぐ使えるように、地元のため池の整備が必要 ●用水の確保や水のネットワーク構築の上で現実的ではない ●膨大なため池からの送水の現実性は疑問	

3) グループ 2 (ダム再開発を実施する案) からの抽出

- いずれの対策案も目標、実現性（制度上、技術上の観点等）について不適当な案ではない。
- 本グループの対策案について、「安定的な水の供給、また、周辺環境への多大な影響から適当ではない」「既存ダムとの連携は必要」等様々な意見を頂いた。
- 本グループでは、すべての案が現計画に比べ極めて高いコストであり、抽出できる案はない。

表 4.4.8 概略評価の結果（グループ 2；ダム再開発を実施する案）

対策案		対策の内容	目標	コスト		実現性	最も 妥当と する案	(参考) いただいた主な意見 (○検討の場、●パブリックコメント)
主要な 事業内容	対策 案 No.		・確認した必要量を確保できるか ・効果が極めて小さいと考えられる案か	総概算コスト (億円)	コストが極めて 高い	・制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・技術上の観点から実現性の見通しはどうか 等		
ダム再開発	2	ダム再開発	整備計画で目標としている必要量を確保できると考えられる。	約2,900	棄却	・現行法制度上で問題はないと考えられる ・技術制度上の問題はないと考えられる ・ダム管理者との協議が課題	○周辺環境に多大な影響を及ぼすことが懸念されており、現実的には困難(豊橋市) ○もともと流域が狭く川も違うため、安定的な水の供給という面からいくと、適当ではない(田原市長) ●膨大なコストがかかること、ダム強度の確認や、周辺環境に多大な影響を及ぼすことなどが懸念される ●対策案のダムのかさ上げは、遡上する魚類に大きな影響が出る ●既存ダムとの連携した方策は必要と思いません	
	9	河道外貯留施設+ダム再開発(宇連ダム)	同上	約3,600	棄却	・現行法制度上で問題はないと考えられる ・技術制度上の問題はないと考えられる ・ダム管理者との協議が課題		
	10	河道外貯留施設+ダム再開発(大島ダム)	同上	約3,700	棄却	同上		
	11	河道外貯留施設+ダム再開発(宇連ダム、大島ダム)	同上	約3,400	棄却	同上		
	12	ダム再開発(宇連ダム)+ため池	同上	約2,700	棄却	同上		
	13	ダム再開発(宇連ダム、大島ダム)+ため池	同上	約2,700	棄却	同上		

4) グループ3（他水系から導水する案）からの抽出

- いずれの対策案も目標、総概算コスト、実現性（制度上、技術上の観点等）について課題はあるものの、現時点では不相当とまでは言えない。
- No. 3、4両案に対しては、「関係機関との交渉等が困難であり、河川環境等の悪化も懸念される」等様々な意見を頂いた。
- 両案とパブリックコメントにて頂いた新たな対策案（No. 18、19）を加えた全ての対策案は、現状の利水安全度が低く、効果が関係者との調整に大きく依存する。
- 総概算コストは不確定であるが、現在既に天竜川からの導水を実施していることから、検討対象に含めることとし、『NO. 3水系間導水（天竜川）』を抽出する。

表 4.4.9 概略評価の結果（グループ3；他水系から導水する案）

対策案		対策の内容	目標	コスト		実現性	最も妥当とする案	(参考) いただいた主な意見 (○検討の場、●パブリックコメント)
主要な事業内容	対策案No.		・確認した必要量を確保できるか ・効果が極めて小さいと考えられる案か	総概算コスト(億円)	コストが極めて高い	・制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・技術上の観点から実現性の見通しはどうか 等		
水系間導水	3	水系間導水(天竜川)	効果が関係者との調整に大きく依存するため、整備計画で目標としている必要量を確保できるかどうかは不明である。	不確定		・現行法制度上で問題はないと考えられる ・技術制度上の問題はないと考えられる ・既設導水路が存在する ・関係者との調整が課題	○	○関係者との交渉を含め、現実的には困難。また、水質、水温、生態系が異なるため、これ以上の天竜川からの導水は、豊川の河川環境の悪化が懸念される(豊橋市) ○当該河川だけの都合により、「余裕のある時に限り」という制約での条件では必要量を確実に確保できる保障はない(豊川市) ●木曾川水系から水を分けてもらう。 ●天竜川・矢作川両方から導水することはできないか。 ●豊川のことは豊川で対処すべき、他へツケを廻すことは解決にならない ●近隣水系の天竜川水系・矢作川水系も濁水であることが多く、非常時における調整が極めて困難 ●天竜川からのもらい水は、天竜川の濁水状況から限界である ●導水計画については計画の可能性や地元の同意を得る必要があり早期の計画には不向き
	4	水系間導水(矢作川)	同上	不確定		・現行法制度上で問題はないと考えられる ・技術制度上の問題はないと考えられる ・関係者との調整が課題		
	18	水系間導水(木曾川)	同上	不確定		同上		
	19	水系間導水(天竜川+矢作川)	同上	不確定		同上		

※ が各グループから抽出した対策案

5) グループ4（地下水取水を実施する案）からの抽出

- ・目標、総概算コスト、実現性（制度上、技術上の観点等）について課題はあるものの、現時点では不相当とまでは言えない。
- ・本案に対しては、「地盤沈下の恐れ、地下水の塩水化等問題がある」等様々な意見を頂いた。
- ・総概算コストは不確定であり、効果が関係者との調整に大きく依存するが、本案は一般的な利水対策手法であることから、検討対象に含めることが妥当と考えられる。

表 4.4.10 概略評価の結果（グループ4；地下水取水を実施する案）

対策案		対策の内容	目標	コスト		実現性	最も妥当とする案	【参考】 いただいた主な意見 (○検討の場、●パブリックコメント)
主要な事業内容	対策案No.		・確認した必要量を確保できるか ・効果が極めて小さいと考えられる案か	総概算コスト (億円)	コストが極めて高い	・制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・技術上の観点から実現性の見通しはどうか 等		
地下水取水	5	地下水取水	効果が関係者との調整に大きく依存するため、必要量を確保できるかどうかは不明である。	不確定		<ul style="list-style-type: none"> ・現行法制度上で問題はないと考えられる ・技術制度上の問題はないと考えられる ・関係者との調整が課題 	○	<ul style="list-style-type: none"> ○本市の水道水としての地下水揚水量は抑制した涵養運転に努めている現状で、新たに利水対策としての大規模な地下水開発は困難(豊川市) ●現在でも最大限活用しており、井戸の新設等は全く考えられない ●地盤沈下の恐れが生じ、恒久対策とはならない ●現実的に昨今地下水の塩水化が進行しており、危険増大 ●地下水取水は社会影響の点で豊川流域には採用は困難

※ が各グループから抽出した対策案

6) グループ5（既得水利の合理化・転用を実施する案）からの抽出

- ・目標、総概算コスト、実現性（制度上、技術上の観点等）について課題はあるものの、現時点では不適切な案とまでは言えない。
- ・本案に対しては、「現実性に乏しく、歴史的経緯を考えると調整が困難」等様々な意見を頂いた。
- ・総概算コストは不確定であるが、効果が関係者との調整に大きく依存するが、本案は一般的な利水対策手法である。

表 4.4.11 概略評価の結果（グループ5；既得水利の合理化・転用を実施する案）

対策案		対策の内容	目標	コスト		実現性	最も妥当とする案	(参考) いただいた主な意見 (○検討の場、●パブリックコメント)
主要な事業内容	対策案 No.		・確認した必要量を確保できるか ・効果が極めて小さいと考えられる案か	総概算コスト (億円)	コストが極めて高い	・制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・技術上の観点から実現性の見通しはどうか 等		
既得水利の合理化・転用	8	既得水利の合理化・転用	効果が関係者との調整に大きく依存するため、必要量を確保できるかどうかは不明である。	不確定		・現行法制度上で問題はないと考えられる ・技術制度上の問題はないと考えられる ・関係者との調整が課題	○	○既開発済みの豊川用水の合理化は有り得ないとする(愛知県) ●事業効果・内容が劣る。実現性に乏しい。 ●ダム運用(維持放流)が合理的・弾力的に実行できるようなルール作りが必要である。

※ 8 が各グループから抽出した対策案

7) 概略検討による流水の正常な機能の維持対策案の抽出結果（まとめ）

- ・以上の結果を整理すると、流水の正常な機能の維持対策案の概略評価の結果、コストが極めて高い、No. 1、No. 2、No. 6、No. 9～No. 13、NO. 17と、河川整備計画と同程度の目標が確保できないNo. 20を棄却する。
- ・これにより、各グループから抽出する案は、No. 3、No. 5、No. 8の3案である。現計画と抽出結果の一覧表を表 4.4.12 に示す。
- ・この現計画を含む4案について、利水参画者等への意見聴取を実施する。

表 4.4.12 概略評価により流水の正常な機能の維持対策案の抽出結果

対策案No.、名称		現計画 (設案ダム)	1.河道外 貯留施設	2.ダム再 開発	3.水系間 導水 (天竜川)	4.水系間 導水 (矢作川)	5.地下水 取水	6.ため池	8.既得水 利の合理 化・転用	9.河道外 貯留施設 +ダム再 開発(宇 連ダム)	10.河道外 貯留施設 +ダム再 開発(大 島ダム)	11.河道外 貯留施設 +ダム再 開発(宇 連ダム、 大島ダ ム)	12.ダム再 開発(宇 連ダム) +ため池	13.ダム再 開発(宇 連ダム、 大島ダ ム) +ため池	17.地下貯 留施設	18.水系間 導水 (木曾川)	19.水系間 導水 (天竜川 +矢作 川)	20.河道外 貯留施設 (旧東上 霞)	
総概算コスト 棄却対象項 グループNo.、名称		約1,200	約3,900	約2,900	不確定	不確定	不確定	約2,700	不確定	約3,600	約3,700	約3,400	約2,700	約2,700	約2兆 1,600	不確定	不確定	不確定	
棄却	整備計画と同程度の目標が 確保できない																		棄却
	コストが極めて高い(現行計 画の2倍程度以上)		棄却	棄却				棄却		棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却				
	実現性が極めて低い案		↓	↓				↓		↓	↓	↓	↓	↓	↓				↓
グループ	現計画(設案ダム)	◎	↓	↓			池	↓		↓	↓	↓	↓	↓	↓				↓
	1:池を設置する案		棄却	↓		ダム再開発	↓	棄却		↓	↓	↓	↓	↓	↓	棄却			棄却
	2:ダム再開発を実施する案			棄却			水系間導水			↓	↓	↓	↓	↓					
	3:他水系から導水する案				◎														
	4:地下水取水を実施する案						地下水	◎											
5:既得水利の合理化・転用を 実施する案								合理化・転用	◎										

◎：抽出した対策案

4.4.5 利水参画者等への意見聴取結果

(1) 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取

4.4.4 で抽出した、現計画（設楽ダム）と概略評価により抽出された流水の正常な機能の維持対策案を加えた以下の4つの流水の正常な機能の維持対策案について、(2)に示す利水参画者等に対して意見聴取を行った。

- ①現計画（設楽ダム）
- ②水系間導水（天竜川）
- ③地下水取水
- ⑤既得水利の合理化・転用

(2) 意見聴取を行った利水参画者等

検証要領細目に基づき、表 4.4.13 に示す以下の設楽ダムの利水参画者である愛知県、関係河川使用者及び関係する自治体に対して意見聴取を行った。

ここで関係河川使用者としては、流水の正常な機能の維持対策案に関連する河川が豊川及び天竜川であり、両河川に関して取水規模が比較的大きな許可水利権を有する者を抽出した。

また、関係自治体としては、流水の正常な機能の維持対策案に関連する河川が豊川及び天竜川沿川の自治体を抽出した。

表 4.4.13. 【流水の正常な機能の維持対策案・意見聴取先一覧】

県	市町村	県	市	関係河川使用者
愛知県		静岡県		三菱レイヨン株式会社
	豊橋市		浜松市	横浜ゴム株式会社
	豊川市		磐田市	中部電力株式会社
	新城市			独立行政法人水資源機構
	蒲郡市			電源開発株式会社
	田原市			農林水産省関東農政局
	設楽町			
	東栄町			
	豊根村			

(3) 利水参画者等への意見聴取結果

上記意見聴取を行った結果は表 4.4.14～表 4.4.16 に示す。特に以下の意見が提出されている。

②水系間導水（天竜川）

- ・関係する河川使用者から「天竜川水系の水力発電所に対して発電電力量の減少並びに電力系統の調整能力の低下等の影響を及ぼすこと、加えて国のエネルギー政策における水力発電の重要性や電力の供給力確保の必要性を踏まえ、受け入れることができない。また、天竜川は水量に余裕があるという前提を満足していない。」との回答があった。

⑤既得水利の合理化・転用

- ・関係自治体より「既開発済みの豊川用水の合理化・転用は非常に現実性に乏しく困難であると考えます。」との回答があった。

表 4.4.14 利水参画者等から頂いたご意見（1 / 3）

【流水の正常な機能の維持対策案に対する意見】

（順位不同）

対策案 No.	対策案名称	利水参画者等	意見内容
-	設楽ダム	設楽町	・河川整備計画の目標又は参加継続確認された新規利水の必要な開発量を確保するため、下流域が設楽ダムを必要とするならやむを得ないと判断し、上下流域の一体的な発展を願い建設同意した。 ・建設同意は、30有余年の協議を重ねた結果であり、早期に検証作業を終了し、特に水没移転者等が安心して生活できる環境を作っていたきたい。
		田原市	・設楽ダムは、現行法制度の全ての手続きを完了した国の最初のダムであるとともに、既にダム建設同意、損失補償基準妥結の調印もされています。さらに、水源地域対策特別措置法に基づく「水源地域整備計画」も決定されており、評価軸にある目標、実現性、環境への影響、地域社会への影響等、全ての評価項目をクリアしており、コスト面においても、他の対策案に比べ安価であります。また、豊川下流域は全国屈指の農業地帯となっており、農業においては、必要ときに必要な水量を供給することが特に重要であることなど、再検証しても全ての面において設楽ダムが最善であると考えます。
		新城市	新城市の大野頭首工の下流の水量不足による瀬枯れを解消するため、ダム建設による安定した流水の確保が必要であるとともに、河川環境への影響については最大限の配慮をしていただきたい。
		豊橋市	・設楽ダムは、「豊川の明日を考える流域委員会」での検討や「環境アセスメント」の実施など、現行法制度の手続きを全て完了した最初のダムであるとともに、既にダム建設同意、損失補償基準妥結の調印もされており、評価軸にある目標、実現性、環境への影響等、全ての評価項目をクリアしています。また、コスト面からみても他の対策案に比べ安価であり、設楽ダムが最良であると考えます。
3	水系間導水（天竜川）	東栄町	本町を流れる大千瀬川は、近年、流量が減少している状況から、天竜川水系からのさらなる導水量増量、又は、宇連ダムの嵩上げによる導水量を増やす利水対策は、東栄町の主流である大千瀬川の自然環境を悪化させることとなり、町民はもとより河川美化活動を推進する団体等から同意を得られないと考える。
		豊根村	天竜川水系からの導水は、大入頭首口において2.61m ³ /s超過水の範囲から最大取水量5.0m ³ /sとなっています。当該大入川は、アマゴや鮎等の放流がなされ春から夏にかけて県内外の釣り人で賑わいます。平成22年度には高知県で開催された利き鮎会では「準グランプリ」を受賞し、当地区の清流のすばらしさを全国に発信するとともに数少ない魅力ある観光資源となっています。 水系間の導水により、これまで以上に取水されますと、夏の湯水期に流量が激減し、当村において重要な観光資源である溪流釣りに、計り知れない影響があると思われます。また、下流域にある新豊根発電所の発電量にも波及し、村財政に多大に寄与しています電源立地地域対策交付金への影響も懸念されますので、当該対策には、到底賛成できるものではありません。
		中部電力株式会社	弊社既設水力発電所の設備・運用・発電電力量への影響がない場所に取水位置を設ける等計画されたい。
		豊川市	水系間導水（天竜川）については、湯水は広範囲に影響をすることが想定される。天竜川の取水制限は近年においても多く発生している状況から見れば、当該河川だけの都合により、「余裕のある時に限り」という制約での条件では、豊川水系への導入は流水の正常な機能の維持のための必要量を確実に確保できる保障がないため、現実的ではない。
		田原市	・水系間導水については、関係者との交渉を含め、現実的には困難だと考えます。また、必要量を確実に確保できる保障もありませんので、容認できるものではありません。
		電源開発株式会社	今般、当社に対し意見照会のありました本対策案は、当社の天竜川水系の水力発電所に対して発電電力量の減少並びに電力系統の調整能力の低下等の影響を及ぼすこと、加えて国のエネルギー政策における水力発電の重要性や電力の供給力確保の必要性を踏まえ、受け入れることはできません。 水力発電は、純国産且つCO2フリーの再生可能エネルギーとして、国のエネルギー政策上重要な位置付けがなされています。さらに、水力発電は、風力発電や太陽光発電と異なり電力系統の調整能力を有することから、震災後の対応としての再生可能エネルギーの導入拡大においても、極めて重要な役割を担うものです。 本対策案の影響を受ける当社の天竜川水系の水力発電所（佐久間、佐久間第二、秋葉第一、第二、第三、及び船明）の出力合計は、約60万kWであり、その発電電力量は、約70万世帯分の消費電力量に相当します。加えて、これらの水力発電所の多くは、東西日本の周波数50/60Hz双方の発電が可能という特長を有することから、東西の電力供給上においても極めて重要な電源となっています。本対策案は、このような重要な電源に対し、発電電力量の減少並びに電力系統の調整能力の低下等の影響を及ぼすことから、電力の安定供給にも支障を来すおそれのあるものです。 また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」には、「水系間導水は、水量に余裕のある他水系から導水することで水源とする方策である。」とあります。当社はこれまで天竜川水利調整協議会の一員として、関係利水者と協力しながら、天竜川の水資源を有効に活用しておりますが、天竜川の水利用においては、度々節水対策を講じており、本川は水量に余裕のあるという前提を満足していないと思われま。
		独立行政法人水資源機構	天竜川水系からの新規導水に当たっては、既存の豊川用水の天竜川水系からの流域変更導水に支障がないようにされたい。
		新城市	天竜川からの新たな導水については、天竜川での取水制限等の現実を考慮すると、天竜川の関係河川使用者等の反対を無視して実施できるものではない。また、導水される水については、漁業関係者の環境に対する不安を配慮すると、受け入れられるものではない。
		豊橋市	・水系間導水については、水質、水温、生態系が異なることから、これ以上の天竜川からの導水は、豊川の河川環境の悪化を招くことが懸念されます。また、関係者との交渉の困難性からも、現実的には困難だと考えます。
		静岡県	天竜川水系においては、これまでも頻繁に取水制限が実施されている。今後はさらに、気候変動等の環境の変化も危惧される。このため、豊川水系への新たな導水によって、天竜川の湯水リスクの増大が懸念される。 天竜川の流水は、天竜川下流域における市民生活や諸活動、経済及び産業に欠くことのできない貴重な水資源である。天竜川の減水を生じる水系間導水については、流域自治体の意見を十分に尊重すべきである。
		愛知県	現在の豊川水系における水系間導水（天竜川）については、その調整に、多くの労力と年月が費やされた後に実現したものであり、評価にあたっては、こうした経緯を十分に踏まえること。

表 4.4.15 利水参画者等から頂いたご意見（2 / 3）

【流水の正常な機能の維持対策案に対する意見】

対策案 No.	対策案名称	利水参画者等	意見内容
3	水系間導水（天竜川）	浜松市	<p>・天竜川からの水系間導水については慎重に対応して頂きたい。天竜川の水は浜松市の農業にとって非常に重要なものであり、古くから天竜下流用水及び三方原用水として水利権を取得しており、今後も農業用水として活用していく計画である。対策案には「近年20年間で11回の取水制限がされた」と記載があるが、利水者間の協議による自主節水を含めると17回、710日間の取水制限が行われており、天竜川の利水容量に余裕は無い。以上のことから、新規に天竜川からの水系間導水は困難であり、対策案に取り上げること自体疑問である。</p> <p>・天竜川の水は、浜松市民の生活に欠かせない大変重要な上水道水源であります。本市の水道事業は、昭和2年に創設認可を得て天竜川下流域の伏流水に水源を求めて以来、現在は浜松水道用水として3地点から水利権を取得しており、今後も最重要な水道用水として水量を確保し利用していく予定であります。</p> <p>対策案には、「近年20年間で11回の取水制限がされた」と記載されていますが、利水者間の協議による自主節水を含めると、17回、延べ710日間にも及ぶ取水制限が行われており、天竜川の利水容量に余裕が有るとは思われません。以上のことから、天竜川からの水系間導水は困難であると考えます。</p>
		農林水産省 関東農政局	<p>本対策案は、天竜川からの導水の可否、導水量、導水期間等の具体的な記載がないため、今回の意見は提示された内容に対するものであることをご承知願います。本対策案が総合的に検討され、導水内容が具体的に成った場合は、その内容により当局の意見も変更、追加する場合がありますと共に、具体的な資料をもって協議・調整をして頂きますようお願い致します。</p> <p>1. 天竜川は、取水制限が20年間の内11か年に亘り17回発生しており、豊川に導水する余裕はないと思えることから、導水により農業用水の取水に影響を及ぼすことが懸念されます。</p> <p>2. 天竜川の農業用水は長年利用されており、今後も地域の農業にとって必要不可欠なものであるため、豊川への導水のために農業用水を使用することはできないと考えています。</p> <p>3. これらのことから、天竜川から豊川への導水を行うおうとする場合にあっては、農業用水の取水に支障が生じないよう慎重に検討を願います。</p>
5	地下水取水	中部電力株式会社	弊社既設水力発電所の設備・運用・発電電力量への影響がない場所に取水位置を設ける等計画されたい。
		豊川市	地下水取水は、井戸の新設等により必要量を確保する内容であるが、本市の水道水としての地下水揚水量は、塩化等の水質悪化を防止するため、過剰な負荷を与えないように揚水量を抑制した涵養運転に努めている現状では、新たな流水の正常な機能の維持対策としての地下水開発は困難である。
		田原市	・地下水取水は、現在でも最大限活用されており、流量を確保するためのさらなる地下水の活用については、恒久対策とは考えられず、容認できるものではありません。
		新城市	地下水取水を大規模に行う場合、軟弱地盤のこの地域においては地盤沈下の懸念がある。また、新規利水の確保を地下水で行う場合は地下水盆地全体の地下水シミュレーションによる水収支検討が必要であると思われる。
		豊橋市	・地下水取水は、井戸の新設等により必要量を確保すると記載していますが、豊橋市では、塩化等の水質悪化を防止するため、水道水としての地下水揚水量をできるだけ抑制し涵養運転に努めているのが現状です。そのため、河川流量を確保するためのさらなる地下水の汲み上げは、豊橋市の地下水源に対して甚大なる影響を及ぼすことになり、容認できるものではありません。
		愛知県	パブリックコメントでは、塩化の影響等、実現性を疑問視する意見が大半を占めているため、十分な検討を加え、評価すること。
		横浜ゴム株式会社	過去に弊社工場敷地内で井戸の試掘をしましたが、地下水はでませんでした。河川使用者ごとに対応することになった場合には、生産に必要な水量の確保が困難になるため、本対策案は現実的ではありません。
8	既得水利の合理化・転用	中部電力株式会社	弊社既設水力発電所の設備・運用・発電電力量への影響がないよう計画されたい。
		田原市	・既開発済みの豊川用水の合理化・転用は非常に現実性に乏しく困難であると考えます。過去の歴史や経緯を考えると関係者との調整は困難であり、必要量を確保できるかどうか不明であり、容認できるものではありません
		独立行政法人 水資源機構	豊川用水と豊川総合用水では、毎年、利水者から年度ごとの取水計画の提出を受けて、その時々々の水源の状況を勘案し、適切な水管理を行っています。都市用水では、毎月の使用量の申し込みを受け、また、農業用水では、作付や生育状況、ため池貯水量などに応じて毎日の必要量の申し込みを受け、降雨等があればダム、調整池等からの補給や河川からの取水量をきめ細かく調整するなど、効率的で無駄のない水管理に努めています。また、豊川水系は流域が小さく、流量の変動が激しいことから、洪水時に地区内の7つの調整池に貯留するなど、河川水を有効に活用した水管理に努めています。このような中で、年によっては依然渇水が生じる状況であり、豊川用水、豊川総合用水の水供給に余裕はない状況です。
		豊橋市	・豊橋市としては、限られた水利権の中で常に切迫した水運用をしており、既開発済みの豊川用水の合理化・転用は非常に困難であると考えます。
		愛知県	豊川水系は、流域面積よりも広い範囲に供給しているため、宇連ダム・大島ダム等の水源施設の他に、やむを得ず他水系からの導水や、調整池等の整備を図るなど、水資源の確保に努めるとともに、受益地域では、効率的な水利用の徹底を図っているところであり、既開発済みの豊川用水の合理化は有り得ないとする。なお、水道用水については、近年の降雨状況を考慮し、渇水時においても一層の安定供給を図るために、設案ダムに事業参画しているものである。
		横浜ゴム株式会社	現在許可いただいている取水量の減量となった場合は、生産に必要な水量の確保が困難になるため、本対策案は現実的ではありません。

表 4.4.16 利水参画者等から頂いたご意見（3 / 3）

【流水の正常な機能の維持対策案に対する意見】

対策案 No.	対策案名称	利水参画者等	意見内容
-	その他全般	愛知県	<p>対策案の多くが、工期、コストとも不明確であり、また、全ての案(①設案ダム案除く)において、関係者等との調整が課題とされているため、今後、より詳細な検討をした上で、評価軸に基づく評価を実施すること。</p> <p>さらに、総概算コストについては、建設費、維持管理費、ダム中止に伴って発生する費用等の具体的な内訳についても、明示すること。</p> <p>また、施設の位置や規模、利水(導水)計画等、対策案の計画内容を明示した上で、評価を実施すること。</p>
		中部電力株式会社	<p>水力発電はCO2を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源である。このため、対策案全てにおいて、弊社既設水力発電所の水利使用規則などの水利用ルールに変更が生ずることのないよう検討されたい。</p>
		三菱レイヨン株式会社	<p>豊川から取水した水は、主に事業所内の各工場の工程水として利用し、安定的に操業を継続する上で非常に重要な位置づけとなっております。</p> <p>又、今後の事業所の長期運営計画では、年間取水量は大きな増減はなしと見込んでおり、引き続き、安定的な供給を希望致します。</p> <p>この度の個々の対策案については、上述の通り、安定供給が継続され、又、コスト増加に繋がらない対策を希望致します。</p> <p>従いまして既得水利の合理化策等により、結果的に現状の取水量を減ずる方向やコスト増加となる事は事業所の運営に大きな影響を及ぼす可能性もありますのでそのような結果にならない対策を希望致します。</p>

4.4.6 意見聴取結果を踏まえた概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

4.4.4 に示した概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出及び 4.4.5 に示した利水参画者等への意見聴取結果を踏まえて、流水の正常な機能の維持対策案を抽出した。

<利水参画者等からのご意見を踏まえた抽出の内容>

- 流水の正常な機能の維持対策案 NO.3（水系間導水（天竜川））に対して、関係する河川使用者から、「天竜川水系の水力発電に対して発電電力量の減少並びに電力システムの調整能力の低下等の影響を及ぼすこと、加えて国のエネルギー政策における水力発電の重要性や電力の供給力確保の必要性を踏まえ、受け入れることができない。また、天竜川は水量に余裕があるという前提を満足していない。」との回答があった。関係者の同意が得られず、目標の確保が困難なため抽出しない。
- 流水の正常な機能の維持対策案 NO.8（既得水利の合理化・転用）に対して、関係自治体より「限られた水利権の中で常に逼迫した水運用をしており、開発済みの豊川用水の合理化・転用は非常に現実性に乏しく困難で有ると考えます。」「豊川水系は、流域面積よりも広い範囲に供給しているため、宇連ダム・大島ダム等の水源施設の他に、やむを得ず他水系からの導水の徹底を図っているところであり、既開発済みの豊川用水の合理化はあり得ないと考えます。」との回答があった。関係者の同意が得られず、目標の確保が困難なため抽出しない。
- 流水の正常な機能の維持対策案については、現計画案と地下水取水案の 2 案のみとなり、より丁寧な検討を進めるとの判断で、これまで、コストが現計画の 2 倍以上の案を棄却していたが、グループ内でコストの優位な「ため池案」「ダム再開発+ため池案」を追加して抽出した。

各対策案の概略評価による抽出結果は、表 4.4.17 に示すとおりである。

表 4.4.17 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出結果

流水の正常な機能の維持対策案(実施内容)		事業費 (億円)	抽出	抽出 (変更)	不適当と考えられる評価軸とその内容	
現計画	0. 設案ダム	約1,200				
1.ダム以外の貯水池を 設置する案	1. 河道外貯留施設	約3,900	×	×	コスト	・現計画に比べて極めてコストが高い。
	2. ため池	約2,700	×	○		
パブリックコ メントを踏ま えて追加す る新規利水 対策案	3. 17.地下貯留施設	約2兆1,600	×	×	コスト	・現計画に比べて極めてコストが高い。
	4. 20.河道外貯留施設(旧東上霞)	不確定	×	×	目標	・整備計画で目標としている必要量を確保できない。
2.ダム再開 発を実施す る案	1. 2.ダム再開発	約2,900	×	×	コスト	・現計画に比べて極めてコストが高い。
	2. 9.河道外貯留施設+ダム再開発(宇連ダム)	約3,600	×	×	コスト	・現計画に比べて極めてコストが高い。
	3. 10.河道外貯留施設+ダム再開発(大島ダム)	約3,700	×	×	コスト	・現計画に比べて極めてコストが高い。
	4. 11.河道外貯留施設+ダム再開発(宇連ダム、大島ダム)	約3,400	×	×	コスト	・現計画に比べて極めてコストが高い。
	5. 12.ダム再開発(宇連ダム+ため池)	約2,700	×	○		
	6. 13.ダム再開発(宇連ダム、大島ダム)+ため池	約2,700	×	×	実現性	・2-5案に比べて実現性が低い。
3.他水系か ら導水する 案	1. 3.水系間導水(天竜川)	不確定	○	×	目標 実現性	・関係する河川使用者から、「天竜川水系の水力発電に対して発電電力量の減少並びに電力系統の調整能力の低下等の影響を及ぼすこと、加えて国のエネルギー政策における水力発電の重要性や電力の供給力確保の必要性を踏まえ、受け入れることができない。また、天竜川は水量に余裕があるという前提を満足していない。」との回答があった。 ・関係者の同意が得られないため、目標の確保が困難。
	2. 4.水系間導水(矢作川)	不確定	×	×	実現性	・3-1案に比べて実現性が低い。
パブリックコ メントを踏ま えて追加す る新規利水 対策案	3. 18.水系間導水(木曾川)	不確定	×	×	実現性	・3-1案に比べて実現性が低い。
	4. 19.水系間導水(天竜川+矢作川)	不確定	×	×	実現性	・3-1案に比べて実現性が低い。
4.地下水取 水を実施す る案	1. 5.地下水取水	不確定	○	○		
5.既得水利 の合理化・転 用を実施す る案	1. 8.既得水利の合理化・転用	不確定	○	×	目標 実現性	・関係自治体より、「限られた水利権の中で常に切迫した水運用をしており、開発済みの豊川用水の合理化・転用は非常に現実性に乏しく困難で有ると考えます。」「豊川水系は、流域面積よりも広い範囲に供給しているため、宇連ダム・大島ダム等の水源施設の他に、やむを得ず他水系からの導水の徹底を図っているところであり、既開発済みの豊川用水の合理化はあり得ないと思う。」との回答があった。 ・関係者の同意が得られないため、目標の確保が困難。

- ・対策箇所や事業費、数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。
- ・ダム中止に伴って発生する費用は含まれない。
- ・建設発生土処理費用は、現状の処理場の受け入れ可能量を超える土量が発生する場合においても、全量処分できるものとして算出している。

4.4.7 流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価

設楽ダムを含む流水の正常な機能の維持対策案と概略評価により抽出された流水の正常な機能の維持対策案の4案に対し、利水参画者等への意見聴取結果やパブリックコメント等を踏まえると、水系間導水（天竜川）案と既得水利の合理化・転用案は、実現性や目標の確保が困難であることから、それらを除き、更に、ため池、ダム再開発（宇連ダム）＋ため池を追加した次に示す4案について、検証要領細目に示されている6つの評価軸について評価を行った。

- (1) 現計画 設楽ダム
- (2) 流水の正常な機能の維持対策案No. 5 地下水取水
- (3) 流水の正常な機能の維持対策案No. 6 ため池
- (4) 流水の正常な機能の維持対策案No. 12 ダム再開発（宇連ダム）＋ため池

評価軸ごとの主な確認内容を次に示す。また、その評価結果を表 4.4.19～表 4.4.25 に示す。

評価軸1：目標

- ・概略評価時の内容に段階的な効果、効果範囲等を追加し、目標について確認した。

評価軸2：コスト

- ・概略評価時の内容にその他費用を追加し、コストについて確認した。

評価軸3：実現性

- ・概略評価時の内容に土地所有者等の協力、その他関係者との調整の見通し等を追加し、実現性を確認した。

評価軸4：持続性

- ・定期的な監視や観測、関係者との調整等から将来にわたっての持続性について確認した。

評価軸5：地域社会への影響

- ・事業地および周辺への影響、地域振興への効果等から地域社会への影響について確認した。

評価軸6：環境への影響

- ・水環境や生物の多様性、自然環境全体への影響等から環境への影響について確認した。

表 4.4.18 流水の正常な機能の維持対策案の抽出結果

対策案No.、名称		現計画 (設案ダム)	1.河道外 貯留施設	2.ダム再 開発	3.水系間 導水 (天竜川)	4.水系間 導水 (矢作川)	5.地下水 取水	6.ため池	8.既得水利の合理化・転用	9.河道外 貯留施設 +ダム再 開発(宇 連ダム)	10.河道外 貯留施設 +ダム再 開発(大 島ダム)	11.河道外 貯留施設 +ダム再 開発(宇 連ダム、 大島ダ ム)	12.ダム再 開発(宇 連ダム) +ため池	13.ダム再 開発(宇 連ダム、 大島ダ ム) +ため池	17.地下貯 留施設	18.水系間 導水 (木曾川)	19.水系間 導水 (天竜川 +矢作 川)	20.河道外 貯留施設 (旧東上 霞)
総概算コスト 棄却対象項 グループNo.、名称																		
総概算コスト(億円)		約1,200	約3,900	約2,900	不確定	不確定	約2,500※	約2,700	不確定	約3,600	約3,700	約3,400	約2,700	約2,700	約2兆 1,600	不確定	不確定	不確定
棄却	整備計画と同程度の目標が確保できない																	棄却
	コストが極めて高い(現行計画の2倍程度以上)		棄却	棄却						棄却	棄却	棄却			棄却			
	実現性が極めて低い案		↓	↓	棄却	棄却			棄却	↓	↓	↓			↓	棄却	棄却	↓
グループ	現計画(設案ダム)	◎	↓	↓	↓	↓		池	↓	↓	↓			↓	↓	↓	↓	↓
	1:池を設置する案		棄却	↓	↓	↓		◎	↓	↓	↓			↓	↓	↓	↓	↓
	2:ダム再開発を実施する案			棄却	↓	↓		◎	↓	↓	↓	◎			↓	↓	↓	↓
	3:他水系から導水する案				棄却	棄却										棄却	棄却	
	4:地下水取水を実施する案						◎											
	5:既得水利の合理化・転用を実施する案							◎	◎	↓								

◎：抽出した対策案

※：概略評価時点より、新たに追加した総概算コスト

表 4.4.19 流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表①

対策案と実施内容の概要		現計画	対策案5	対策案6	対策案12
		設楽ダム	地下水取水	ため池	ダム再開発(宇連ダム)+ため池
評価軸と評価の考え方					
目標	●現行計画の流水の正常な機能の維持や既得の利水安全度の目標に対し、必要量を確保できるか	・現行計画の流水の正常な機能の維持や既得の利水安全度の目標に対し、必要量を確保できる。	・現行計画の流水の正常な機能の維持や既得の利水安全度の目標に対し、必要量を確保できる。	・現行計画の流水の正常な機能の維持や既得の利水安全度の目標に対し、必要量を確保できる。	・現行計画の流水の正常な機能の維持や既得の利水安全度の目標に対し、必要量を確保できる。
	●段階的にどのように効果が確保されていくのか	【5年後】 ・設楽ダムは未完成のため水供給はできない。 【10年後】 ・設楽ダムは11年後の完成(検証後11年)見込みのため試験湛水中と想定され、異常渇水時においてダムから放流可能となる場合があると想定される。 【15年後】 ・設楽ダムは完成し、水供給が可能となる。 ※予算の状況等により変動する場合がある。	【5年後】【10年後】【15年後】 ・地盤沈下や水質等の課題はあるが、現計画と比較し施工単位が小規模であるため進捗に応じ段階的に水供給が可能となると想定される。 ※予算の状況等により変動する場合がある。	【5年後】【10年後】【15年後】 ・膨大な用地取得や、水質等の課題はあるが、現計画と比較し施工単位が小規模であるため進捗に応じ段階的に水供給が可能となると想定される。 ※予算の状況等により変動する場合がある。	【5年後】【10年後】 ・ため池は水質等の課題はあるが、施工単位が小規模であるため進捗に応じ段階的に水供給が可能となると想定される。 【15年後】 ダム再開発(宇連ダム)は完成し、水供給が可能となる。 ※予算の状況等により変動する場合がある。
	●どの範囲でどのような効果が確保されていくのか (取水位置別に、取水可能量がどのように確保されるか)	・大野頭首工及び牟呂松原頭首工地点及びその下流で効果を確保する。	・事業実施箇所から必要な水量を取水し、豊川に導水することにより、現計画と同等の効果を確保できる。	・大野頭首工及び牟呂松原頭首工地点及びその下流で効果を確保する。	・大野頭首工及び牟呂松原頭首工地点及びその下流で効果を確保する。
	●どのような水質の用水が得られるか	・現状の河川水質と同等と考えられる。	・現状の河川水質と同等の水質と考えられるが、塩水化等の課題があり、取水地点により得られる水質が異なる。	・現状の河川水質と同等と考えられる。	・ダム再開発は、現状の河川水質と同等と考えられる。 ・ため池は対策案6と同様。

表 4.4.20 流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表②

対策案と実施内容の概要		現計画	対策案5	対策案6	対策案12
評価軸と評価の考え方		設楽ダム	地下水取水	ため池	ダム再開発(宇連ダム)+ため池
コスト	●完成までに要する費用はどのくらいか	約1,000億円	約1,700億円	約2,600億円	約2,600億円
	●維持管理に要する費用はどのくらいか	約380百万円/年	約1,520百万円/年	約590百万円/年	約590百万円/年
	●その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどれくらいか	<p>【中止に伴う費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設楽ダムを建設するため発生しない。 <p>【関連して必要となる費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転を強いられる水源地と、受益地である下流域との地域間で利害が異なることを踏まえ、水源地域対策特別措置法に基づき実施する事業、豊川水源基金による事業(いわゆる水特、基金)が実施される。 	<p>【中止に伴う費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横坑閉塞等に約2億円が必要と見込んでいる。国が事業を中止した場合には、特定多目的ダム法に基づき利水者負担金の還付が発生する。なお、これまでの利水者負担金の合計は約6億円である。 ※費用はいずれも共同費ベース <p>【その他留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらの他に生活再建事業の残額が約670億円であるが、その実施の扱いについて今後、検討する必要がある。 ・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。 	<p>【中止に伴う費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横坑閉塞等に約2億円が必要と見込んでいる。国が事業を中止した場合には、特定多目的ダム法に基づき利水者負担金の還付が発生する。なお、これまでの利水者負担金の合計は約6億円である。 ※費用はいずれも共同費ベース <p>【その他留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらの他に生活再建事業の残額が約670億円であるが、その実施の扱いについて今後、検討する必要がある。 ・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。 	<p>【中止に伴う費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横坑閉塞等に約2億円が必要と見込んでいる。国が事業を中止した場合には、特定多目的ダム法に基づき利水者負担金の還付が発生する。なお、これまでの利水者負担金の合計は約6億円である。 ※費用はいずれも共同費ベース <p>【その他留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらの他に生活再建事業の残額が約670億円であるが、その実施の扱いについて今後、検討する必要がある。 ・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。

表 4.4.21 流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表③

対策案と実施内容の概要		現計画	対策案5	対策案6	対策案12
		設楽ダム	地下水取水	ため池	ダム再開発(宇連ダム)＋ため池
評価軸と評価の考え方	●土地所有者等の協力の見通しはどうか	・設楽ダム建設の地権者団体である設楽ダム対策協議会と損失補償基準を妥結し、用地補償は29%(平成22年度末時点)完了しているものの、反対者による立木トラスト運動が行われている。	・用地の買収等が必要となるため多くの土地所有者等との同意が必要である。なお、土地所有者等に説明を行っていない。	・用地の買収等が必要となるため多くの土地所有者等との同意が必要である。なお、土地所有者等に説明を行っていない。利水対策案の立案・抽出に際して、関係自治体下記の意見が表明されており、新規ため池を設置するための土地所有者等との交渉に時間を要すると想定される。 (利水参画者等からの意見) ・ダムに替わるため池を造る場合、水源に近い広大な土地(優良農地等)の転用が必要であり、関係住民の理解が重要である。	・ダム再開発は、宇連ダム建設の過去の経緯からダム再開発に伴う追加買収等の協力を得ることは容易ではない。 ・ため池は対策案6と同様。
	●関係する河川使用者の同意の見通しはどうか	・利水参画者は現行の基本計画に同意している。	・取水地点より、豊川への接続を想定しているが、関係河川使用者との調整が必要である。	・ため池設置箇所下流河川の水利用に影響を及ぼす可能性が高いと想定される。	・ダム再開発は、既存施設を利用するため施設管理者等との合意が必要であるが、利水対策案の立案・抽出に際して、関係河川使用者より下記の意見が表明されており、同意に時間を要すると想定される。 ・ため池は、対策案6と同様。 (利水参画者等からの意見) ・豊川用水に依存する東三河地域、静岡県湖西地域の市民生活、産業活動に大きな支障が生じないよう、ダムのかさ上げ工事等によりダム機能が制限されることがないようにされたいとの意見が表明されている。
	●発電を目的として事業に参画している者への影響の程度はどうか				

表 4.4.22 流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表④

対策案と実施内容の概要		現計画	対策案5	対策案6	対策案12
		設楽ダム	地下水取水	ため池	ダム再開発(宇連ダム) + ため池
実現性	●その他の関係者との調整の見通しはどうか	・関係者との調整はある程度ついており実現の見通しがついている。	・関係自治体より下記の意見が表明されており、合意を得ることは困難である。 (利水参画者等からの意見) ・地下水取水は現在でも最大限活用されており、さらなる地下水の活用は恒久対策とは考えられず、容認できるものではない等の意見が表明されている。	・林野等関係者との調整を実施していく必要がある。	・利水対策案の立案・抽出に際して、関係自治体より下記の意見が表明されており、ダム再開発については、十分な調整が必要である。 ・ため池は対策案6と同様。 (利水参画者等からの意見) ・宇連ダムの建設当時はダム建設に伴う地元補償や環境配慮の考え方が社会的に確立しておらず、地元住民は一方的な受忍を強いられた経緯がある。この点を踏まえずに提案・採用されたこと自体、不快感を覚えざるを得ず、受け入れられない等の意見が表明されている。
	●事業期間はどの程度必要か	・本省による対応方針等決定を受け、工事用道路改良の工事に着手してから事業完了までに約11年要する。なお、すべての地権者との同意が得られてはいないため、不確定な要因もある。	・地下水取水施設の完成まで69年程度が必要。 ・これに加え、事業用地の所有者、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの期間が必要。	・ため池施設の完成まで133年程度が必要。 ・これに加え、事業用地の所有者、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの期間が必要。	・ダム再開発 + ため池は工事等の完成まで110年程度が必要。 ・これに加え、事業用地の所有者、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの期間が必要。
	●法制度上の観点から実現性の見通しはどうか	・現行法制度のもとで現計画を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで対策案5を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで対策案6を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで対策案12を実施することは可能である。
	●技術上の観点から実現性の見通しはどうか	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・地下水取水については、他に影響を与えない揚水量とする必要があるため、現地における十分な調査が必要。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。

表 4.4.23 流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表⑤

対策案と実施内容の概要		現計画	対策案5	対策案6	対策案12
		設楽ダム	地下水取水	ため池	ダム再開発(宇連ダム)＋ため池
評価軸と評価の考え方					
持続性	●将来にわたって持続可能といえるか	・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。	・大量の地下水取水であり、地盤沈下、塩水化、地下水枯渇に対する継続的な監視や観測が必要。 ・長期間大量の地下水取水は、周辺の地下水利用や周辺地盤への影響が生じると考えられる。	・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 ・施設数が多く、現状の管理実態を踏まえると他の対策案に比べ劣る。	・ダム再開発は、継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 ・ため池は対策案6と同様。
地域社会への影響	●事業地及びその周辺への影響はどの程度か	・設楽ダム建設により水源地では水没に伴う家屋移転など地域コミュニティへの影響が大きい。 ・湛水の影響等による地すべりの可能性が予測される箇所については、地すべり対策が必要になる。	・地盤沈下による周辺構造物への影響、塩水化が懸念される。 ・周辺の井戸の取水量低下が懸念される。	・数多くの用地買収が必要であるため、事業地及びその周辺への影響が懸念される。	・ダム再開発・ため池設置による家屋移転は少なく、事業地及びその周辺への影響は限定的と考えられる。 ・湛水の影響等による地すべりの可能性が予測される箇所については、地すべり対策が必要になる。
	●地域振興に対してどのような効果があるか	・地元設楽町により「水源地域整備計画及び水源地域地域振興計画」を検討しており、ダム湖を新たな観光資源とした地域振興の可能性がある一方、フォローアップが必要。	・地域振興に対する新たな効果は想定されない。	・ため池に関連して環境整備が実施されるのであれば、地域振興につながると考えられる。	・ダム再開発に関連して、ダム周辺環境整備が実施されるのであれば、地域振興につながると考えられる。 ・ため池は対策案6と同様。
	●地域間の利害の衡平への配慮がなされているか	・一般的にダムを新たに建設する場合、移転を強いられる水源地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衡平に係る調整が必要になる。 ・設楽ダムの場合には、現段階で補償措置等により、基本的には一部地権者を除き水源地域の理解を得ている状況。 ・なお、このように地域間で利害が異なることを踏まえ、水源地域対策特別措置法に基づき実施する事業、豊川水源基金による事業(いわゆる水特、基金)の活用といった措置が講じられている。	・対策実施地域と受益地域が概ね一致している。 ・地域間の利害の不衡平は、生じないと考えられる。	・受益地は下流域であるため、ため池設置により影響する地域住民の十分な理解、協力を得る必要がある。	・ダム再開発は、受益地は下流域であるため、地域間の衡平性を保持するため、地域住民の十分な理解、協力を得る必要がある。 ・ため池は、対策案6と同様。

表 4.4.24 流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表⑥

対策案と実施内容の概要		現計画	対策案5	対策案6	対策案12
		設案ダム	地下水取水	ため池	ダム再開発(宇連ダム)+ため池
評価軸と評価の考え方	●水環境に対してどのような影響があるか	・ダム完成後の富栄養化、溶存酸素量はダム建設前と同程度と予測される。また、水温は8月から12月にかけて河川の水温上昇が予測される。このため、必要な環境保全措置(ダム完成後の貯水池における曝気施設、選択取水設備、清水バイパス施設の設置等)により、その回避・低減に努めることとしており、放流水の水温等、水環境への影響は小さいものと予測される。	・水環境への影響は想定されない。	・ため池設置河川において、ため池下流河川への流量減少や、多数の設置に伴う水質悪化が生じると考えられる。	・ダム再開発は環境保全措置を行い、影響の回避・低減に努めることにより、水環境への影響は小さいと想定される。 ・ため池は対策案6と同様。
	●地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか	地下水位等への影響は想定されない。	・新たな地下水取水については、地下水位等への影響が考えられる。 ・関係自治体からは既存の地下水利用、地盤沈下に対する影響についての懸念が表明されている。	地下水位等への影響は想定されない。	地下水位等への影響は想定されない。
	●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか	約300ha(湛水面積) ・設案ダムの整備に伴い、両生類や魚類、昆虫類、底生動物、植物等の一部種について、生息地の消失、改変に伴い、生息に適さなくなると予測される。このため、工事実施時期の配慮、生息適地を選定し移植、湿地環境の整備等の環境保全措置により影響の回避・低減に努める。	約130ha(用地面積) ・生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体への影響は限定的と考えられる。	約3,020ha(用地面積) ・ため池設置河川において、動植物の生息・生育環境の改変が生じると考えられる。	約2,530ha(ダム再開発湛水面積+ため池用地面積) ・ダム再開発は、動植物の重要な種について、生息地の消失や生息環境への影響を受ける可能性があるとして予測される場合には、環境保全措置により、影響の回避・低減に努める。 ・ため池は対策案6と同様。
	●土砂流動がどう変化し、下流の河川・海岸にどのように影響するか	・ダム下流の豊川において、河床高の変化は小さいと考えられるものの、ダム直下では一部の砂礫等が減少すると考えられる。	・河道外に施設を設置し土砂流動に変化をおよぼさないことから、影響は小さいと考えられる。	・河道外に施設を設置し土砂流動に変化をおよぼさないことから、影響は小さいと考えられる。	・宇連ダムのかさ上げによる土砂流動への影響は小さいと考えられる。 ・ため池は対策案6と同様。

表 4.4.25 流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価 総括整理表⑦

対策案と実施内容の概要		現計画	対策案5	対策案6	対策案12
評価軸と評価の考え方		設楽ダム	地下水取水	ため池	ダム再開発(宇連ダム)+ため池
環境 への影響	●景観、人と自然との豊かなふれあいにどのような影響があるか	<p>・景観資源である愛知高原国定公園等の一部が改変を受けるが、それら公園の全体の分布に対して、改変の程度はわずかと予測されており、眺望景観については、周囲の自然地形に馴染んだ風景となるような構造物等の検討をするなど環境保全措置を実施することで、低減できると予測される。</p> <p>・現状の人と自然との豊かなふれあいの活動の場への影響については、東海自然歩道は改変を受け、連続性が失われると予測される。保全措置を行うことでと自然との豊かなふれあいの活動の場への影響を低減できると予測される。また、ダム湖の活用やダム湖周辺の整備を検討しており、新たな景観及び人と自然のふれあいの場ができることも考えられる。</p>	<p>・景観等への影響は限定的と考えられる。</p>	<p>・新たな湖面創出による景観等の変化がある。</p>	<p>・ダム再開発は、かさ上げに伴う湖水面の拡大による景観等の変化が考えられる。</p> <p>・ため池は、対策案6と同様。</p>
	●CO2排出負荷はどう変わるか	<p>・新たなCO2排出負荷量は限定的である。</p>	<p>・地下水くみ上げのポンプ使用による電力増に伴いCO2排出負荷量が増加する。</p>	<p>・新たなCO2排出負荷量は限定的である。</p>	<p>・新たなCO2排出負荷量は限定的である。</p>
	●その他				

4.5 目的別の総合評価

4.5.1 目的別の総合評価（洪水調節）

検証要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 i) 目的別の総合評価」に基づき、検証対象ダムの目的別の総合的な評価を行った。

- | | |
|--|---------------------|
| (1) 現計画 設楽ダム | →以下、「設楽ダム案」という。 |
| (2) 治水対策案No. 2 河道掘削+3霞堤存置 | →以下、「河道掘削案」という。 |
| (3) 治水対策案No. 26 豊川放水路改築（分派堰改築+河床掘削）+河道掘削+3霞堤存置 | →以下、「豊川放水路改築案」という。 |
| (4) 治水対策案No. 5 引堤+河道掘削+3霞堤存置 | →以下、「引堤案」という。 |
| (5) 治水対策案No. 13 水田の保全（機能向上）+河道掘削+3霞堤存置 | →以下、「流域対策案」という。 |
| (6) 治水対策案No. 16 ダムの有効活用+河道掘削+3霞堤存置 | →以下、「既設ダム有効活用案」という。 |
| (7) 治水対策案No. 23 3霞堤遊水地（開口部変更）+河道掘削+輪中堤 | →以下、「霞堤遊水地案」という。 |

「設楽ダム案」、「河道掘削案」、「豊川放水路改築案」、「引堤案」、「流域対策案」、「既設ダム有効活用案」、「霞堤遊水地案」の7案について、4.2.5で示した7項目の評価軸（安全度、コスト、持続性、柔軟性、実現性、地域社会への影響、環境への影響）ごとの評価結果の概要は以下のとおりである。

(1) 安全度（被害軽減効果）

- 全ての案について、河川整備計画相当の目標流量をほぼ安全に流すことができ、霞堤の安全度についても河川整備計画の目標を達成できる。
- 目標を上回る洪水が発生した場合の状態について、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合、全ての案について河道の水位は計画高水位を超え、堤防決壊の可能性が高まるが、「河道掘削案」、「引堤案」、「流域対策案」、「既設ダム有効活用案」、「霞堤遊水地案」、「豊川放水路改築案」は、「設楽ダム案」よりも高くなる。また、河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水が発生した場合、全ての案について河道の水位は計画高水位を超え、堤防決壊の可能性が高まるが、「河道掘削案」、「引堤案」、「流域対策案」、「既設ダム有効活用案」、「霞堤遊水地案」、「豊川放水路改築案」は、「設楽ダム案」よりも河道の水位が高くなることもある。なお、全ての案について、局地的な大雨は流域面積の大きな豊川においては影響は少ないと考えられる。
- 段階的にどのような効果が確保されるかについては、河道掘削、霞小堤の河道改修は、改修を行った区間から順次効果が発現され、5年後では「河道掘削案」、「引堤案」、「流域対策案」、「既設ダム有効活用案」、「霞堤遊水地案」、「豊川放水路改築案」は、「設楽ダム案」

よりも効果の発現が大きくなる。10年後には完全に効果を発揮している案はないが、「ダム案」は試験湛水中と見込まれ、ダムによる洪水調節効果が発揮される場合があると想定される。15年後に最も効果が発現していると想定される案は、「設楽ダム案」である。

(2) コスト

- ・ 完成までに要する費用と維持管理に要する費用をあわせた「コスト」が最も小さい案は「設楽ダム案」である。完成までに要する費用が最も小さい案は「設楽ダム案」であり、その次は、「河道掘削案」、「豊川放水路改築案」である。また、維持管理に要する費用が最も小さい案は「引堤案」であり、その次は、「霞堤遊水地案」である。
- ・ 「設楽ダム案」以外の案はダム建設の中止に伴う費用が必要となるとともに、生活再建事業費等の残事業の扱い及びダム建設を前提とした水源地域対策特別措置法に基づき実施する事業、豊川水源基金による事業の残事業の扱いについて、今後、検討する必要がある。

(3) 実現性

- ・ 全ての案について、土地所有者との調整が必要となる。なお、現時点では、「河道掘削案」、「引堤案」、「流域対策案」、「既設ダム有効活用案」、「霞堤遊水地案」、「豊川放水路改築案」については、土地所有者等に説明を行っていない。また、「設楽ダム案」は、地権者団体である設楽ダム対策協議会と損失補償基準を妥結し、現在、用地取得を行っているものの、反対者による立木トラスト運動が行われている。
- ・ 全ての案に共通して実施される河道掘削については、残土処理する場合には、残土の仮置き地等の土地所有者等の協力が必要となる。
- ・ その他の関係者等との調整の見通しについては、全ての案において河道掘削に伴う関係河川使用者との調整を実施していく必要がある。また、「引堤案」は、橋梁の架替、樋門樋管の付替が、「既設ダム有効活用案」は既設ダムの改造が必要となり、それぞれ管理者、受益者等との調整が、「霞堤遊水地案」は関係者との調整が必要となる。
- ・ 法制度上の観点からの実現性の見通しについては、全ての案が現行法制度の下で実施可能である。なお、全ての案について霞堤の活用を図るため、霞堤地区について土地利用規制をかける場合には、建築基準法に基づき災害危険区域を条例で指定するなどの措置を講じることが必要となる。
- ・ 技術上の観点からの実現の見通しは、いずれの案も実現性の隘路となる要素はない。

(4) 持続性

- ・ 全ての案について、継続的な監視等が必要となるが、適切な維持管理により持続可能である。なお、「霞堤遊水地案」について土地利用規制をかける場合は、土地利用規制を継続させるための関係者との調整が必要となる。

(5) 柔軟性

- ・ 地球温暖化に伴う気候変化等の不確実性に対して、全ての案において、河道の掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが掘削量には限界がある。

-
- ・ 「設楽ダム案」、「既設ダムの有効活用案」は、再度のかさ上げは現実的には困難であるが、容量配分の変更については、技術的には可能である。
 - ・ 「流域対策案」においては、水田の保全（機能向上）の畦畔のかさ上げ高の変更や水田の掘削、対象とする水田の増減により対応することができるが効果量には限界がある。また、「霞堤遊水地案」は、遊水地の掘削、輪中堤の再設置が考えられるが、効果量には限界がある。

(6) 地域社会への影響

- ・ 事業地及びその周辺への影響について、「設楽ダム案」は、水没に伴う家屋移転など、地域コミュニティへの影響が大きくなる。また、「設楽ダム案」及び「既設ダム有効活用案」は、湛水の影響等による地すべりの可能性が予測される箇所について、地すべり対策が必要になる。「河道掘削案」、「流域対策案」、「豊川放水路改築案」は、「設楽ダム案」に比べ、河道掘削量が大幅に大きくなるため、土砂運搬車両による事業地等への影響が特に大きくなると考えられる。「引堤案」は、用地買収が必要となり家屋移転等や優良農地の消失が想定され、地域コミュニティへの影響が大きいと考えられる。「霞堤遊水地案」については、遊水地内の水田等は、従前より浸水深が増加するとともに、浸水時間が長くなるため、営農意欲の減退など、事業地周辺の生活に影響を及ぼすと考えられる。
- ・ 地域振興に対する効果について、全ての案で治水安全度の向上による土地利用変化が地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機になり得る。また、「設楽ダム案」は、地元設楽町により「水源地域整備計画及び水源地域振興計画」が検討されており、ダム湖を新たな観光資源とした地域振興の可能性がある。「引堤案」により広がった高水敷、「霞堤遊水地案」の遊水区域は、土地利用形態によっては地域振興に繋がる可能性がある。
- ・ 地域間の利害の衡平への配慮について、「設楽ダム案」、「河道掘削案」、「豊川放水路改築案」、「引堤案」、「既設ダム有効活用案」は、事業地と受益地が離れているため地域間の利害の衡平の調整が必要である。このうち、「設楽ダム案」は、水源地域対策特別措置法に基づき実施する事業、豊川水源基金による事業の活用といった措置が講じられている。「霞堤遊水地案」は、事業地と受益地が概ね一致していることから地域間の利害の不衡平は生じないと考えられる。

(7) 環境への影響

- ・ 河川の水環境への影響について、「豊川放水路改築案」は、放水路の河床掘削に伴い汽水域の塩分濃度等に変化が生じる可能性がある。また、「設楽ダム案」はダム完成後の富栄養化、溶存酸素量はダム建設前と同等と予測されるものの、水温は8月から12月にかけて水温上昇が予測されるため、必要な環境保全措置により回避・低減に努めることとしており影響は小さいものと予測される。「既設ダム有効活用案」は、環境保全措置を行い、影響の回避・低減に努めることにより影響が小さくなると想定される。
- ・ 生物の多様性の確保等への影響について、全ての案に共通して実施される河道掘削においては、動植物の生息・生育環境への影響が予測される場合には、環境保全措置を講じる必要がある。特に「河道掘削案」、「引堤案」、「流域対策案」、「既設ダム有効活用案」、「霞

堤遊水地案」、「豊川放水路改築案」は、「設楽ダム案」よりも河道掘削に伴う樹木伐採が多くなり豊川の象徴である樹木群に代表される良好な自然環境への影響は大きくなる。一方で「設楽ダム案」は、動物等の一部について、生息地の消失、改変に伴い、生息に適さなくなることが予測されており、環境保全措置により影響の回避・低減に努める必要がある。

「既設ダムの有効活用案」は、動植物の重要な種について、生息地の消失や生息環境への影響を受ける可能性があるとして予測される場合には、環境保全措置により影響の回避・低減に努める必要がある。「豊川放水路改築案」は、放水路の河床掘削によりヨシ原の消失が生じる。また動植物の重要な種について、生息地の消失、改変に伴い、生息に適さなくなることが予測される場合には、環境保全措置により影響の回避・低減に努める必要がある。

- ・ 土砂流動への影響について、全ての対策案において河道掘削を実施した区間において再び堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある。「設楽ダム案」は、ダム下流の豊川において、河床高の変化は小さいと考えられるものの、ダム直下では一部の砂礫等が減少すると考えられる。
- ・ 景観等への影響について、「設楽ダム案」は、景観資源である愛知高原国定公園等の一部が改変を受ける、また、東海自然歩道が改変を受け連続性が失われるが、環境保全措置を行うことで影響が低減できると予測される。また、ダム湖の活用やダム湖周辺の整備を検討しており、新たな景観及び人と自然のふれあいの場ができることも考えられる。河道掘削及び樹木伐採について、豊川の象徴である樹木群に代表される良好な自然環境や景観等の保全を図る計画としており、「河道掘削案」、「引堤案」、「流域対策案」、「既設ダム有効活用案」、「霞堤遊水地案」、「豊川放水路改築案」は「設楽ダム案」と比べ掘削量が多く、景観等が変化すると考えられる。「既設ダムの有効活用」は、宇連ダム、大島ダムのかさ上げに伴う湖水面の拡大による景観等の変化が考えられる。「霞堤遊水地案」は、現状の水田等が輪中堤と平地からなる遊水地となり、景観が大きく変化する。

このような結果を踏まえ、検証要領細目に示されている「総合的な評価の考え方」に基づき、目的別の総合評価（洪水調節）を行った結果は以下のとおりである。

- 1) 一定の「安全度」（河川整備計画の目標流量石田地点 4,650m³/s）を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「設楽ダム案」であり、次いで、「河道掘削案」、「豊川放水路改築案」が有利である。
- 2) 「時間的な観点から見た実現性」として、5年後、10年後に完全に効果を発揮していると想定される案はないが、「河道掘削案」又は「豊川放水路改築案」が、他案に比べて早期に効果を発揮していると想定される。15年後に最も効果を発現していると想定される案は「設楽ダム案」である。
- 3) 「環境への影響」については、「設楽ダム案」では設楽ダム建設に伴い予測される動物等への影響について必要な環境保全措置により回避・低減に努めることとしており、「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」の各評価軸も含め、1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられ、洪水調節において、最も有利な案は「設楽ダム案」であり、次いで「河道掘削案」、「豊川放水路改築案」である。

【検証要領細目より抜粋】

⑤総合的な評価の考え方

i)目的別の総合評価

洪水調節を例に、目的別の総合評価の考え方を以下に示す。

- ①に示すように検証対象ダム事業等の点検を行い、これを踏まえて①に掲げる治水対策案の立案や③に掲げる各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を行う。
- ③に掲げる評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。
 - 1)一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを基本として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。
 - 2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。
 - 3)最終的には、環境や地域への影響を含めて③に示す全ての評価軸により総合的に評価する。

特に、複数の治水対策案の間で「コスト」の差がわずかである場合等は、他の評価軸と併せて十分に検討することとする。

なお、以上の考え方によらずに特に重視する評価軸により評価を行う場合等は、その理由を明示する。

新規利水、流水の正常な機能の維持等についても、洪水調節における総合評価の考え方と同様に目的別の総合評価を行う。

なお、目的別の検討にあたっては、必要に応じ、相互に情報の共有を図りつつ検討する。

4.5.2 目的別の総合評価（新規利水）

検証要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 i) 目的別の総合評価」に基づき、検証対象ダムの目的別の総合的な評価を行った。

- | | |
|----------------------------------|----------------------|
| (1) 【現計画（設楽ダム）】 | →以下、「設楽ダム案」という。 |
| (2) 利水対策案No. 5（地下水取水） | →以下、「地下水案」という。 |
| (3) 利水対策案No. 6（ため池） | →以下、「ため池案」という。 |
| (4) 利水対策案No. 12（ダム再開発（宇連ダム）＋ため池） | →以下、「ダム再開発＋ため池案」という。 |

「設楽ダム案」、「地下水案」、「ため池案」、「ダム再開発＋ため池案」の4案について、4.3.8で示した6項目の評価軸（目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響）ごとの評価結果は以下のとおりである。

(1) 目標

- ・全ての案において、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することができる。
- ・段階的にどのような効果が確保されるかについては、「設楽ダム案」は10年後に試験湛水と見込まれ、異常渇水時においてダムから放流可能となる場合があると想定される。また、15年後までには目標とする水供給が可能となる。「地下水案」、「ため池案」は、施工進捗に応じて段階的に水供給が可能となると想定される。「ダム再開発＋ため池案」は、ため池の施工進捗に応じて段階的に水供給が可能となり、15年後までには目標とする水供給が可能となる。
- ・「設楽ダム案」は、大野頭首工及び牟呂松原頭首工地点から必要な水量を取水することができる。「地下水案」、「ため池案」は豊川用水路に導水することにより水供給が可能となる。「ダム再開発＋ため池案」のダム再開発は、大野頭首工及び牟呂松原頭首工地点から、ため池は、主として事業実施箇所から必要な水量を取水し豊川用水路に導水することにより、それぞれ水供給が可能となる。
- ・「地下水案」は、取水地点により得られる水質が異なる。「ため池案」及び「ダム再開発＋ため池案」のため池からの取水分は、水道用水としては現計画に比べ水質が劣ると考えられる。その他の案は、現状の河川水質と同等の水質が得られると考えられる。

(2) コスト

- ・完成までに要する費用が最も小さい案は「設楽ダム案」である。
- ・維持管理に要する費用が最も小さい案は「ダム再開発＋ため池案」である。
- ・「設楽ダム案」以外の案は、ダム建設の中止に伴う費用が必要になるとともに、生活再建事業費等の残事業の扱い及びダム建設を前提とした水源地域対策特別措置法に基づき実施する事業、豊川水源基金による事業の残事業の扱いについて、今後、検討する必要がある。

(3) 実現性

- ・土地所有者等の協力の見通しについては、全ての案において、土地所有者等との調整が必要となる。このうち「設楽ダム案」は、設楽ダム建設の地権者団体である設楽ダム対策協議会と損失補償基準を妥結し、現在、用地取得を行っているものの、反対者による立木トラスト運動が行われている。その他の案は、現時点では土地所有者等に説明を行っていない。
- ・関係する河川使用者の同意の見通しについて、「設楽ダム案」は、利水参画者は基本計画に同意している。その他の案は、関係河川使用者との調整が必要である。
- ・その他の関係者との調整の見通しについて、「地下水案」は、関係自治体より、現在でも最大限活用しており、さらなる地下水の活用は恒久対策とは考えられないことから、容認できるものではないとの意見が表明されている。「ため池案」は、関係自治体より、日本有数の農地を潰すことに繋がることから、容認できるものではないとの意見が表明されている。「ダム再開発+ため池案」は、関係自治体より、過去のダム建設の経緯があることから、受け入れられない等の意見が表明されている。
- ・事業期間が最も短いのは、工事中道路改良の工事に着手してから事業完了までに約11年を要する「設楽ダム案」である。その他の案は、事業全体が完了するまでには14年程度又はそれ以上の事業期間を要する上、事業用地の所有者、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの期間が必要である。
- ・法制度上の観点からの実現性の見通しについては、全ての案が実現可能である。
- ・技術上の観点からの実現性の見通しについて、「地下水案」は、他に影響を与えない揚水量とする必要があるため、現地における十分な調査が必要である。その他の案は技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。

(4) 持続性

- ・将来にわたる持続性については、「地下水案」は、周辺地下水利用や周辺地盤への影響が懸念される。その他の案は、継続的な監視等が必要になるが、適切な維持管理により持続可能である。

(5) 地域社会への影響

- ・事業地及びその周辺への影響について、「設楽ダム案」は、水没に伴う家屋移転など地域コミュニティへの影響が大きくなる。また、「設楽ダム案」、「ダム再開発+ため池案」は、湛水の影響等による地すべりの可能性が予測される箇所について、地すべり対策が必要となる。「地下水案」は、地盤沈下による周辺構造物への影響、塩水化、周辺井戸の取水量低下が懸念される。「ため池案」は、数多くの用地買収が必要であるため、事業地及び周辺への影響が懸念される。
- ・地域振興に対する効果について、「設楽ダム案」は、地元設楽町により「水源地域整備計画及び水源地域振興計画」が検討されており、ダム湖を新たな観光資源とした地域振興の可能性はある。「ため池案」、「ダム再開発+ため池案」でも同様に地域振興の可能性はある。「地下水案」は、地域振興に対する新たな効果は想定されない。

-
- ・地域間の利害の衡平への配慮について、「設楽ダム案」、「ダム再開発＋ため池案」は、事業地と受益地が離れているため地域間の利害の衡平の調整が必要である。このうち、「設楽ダム案」は、水源地域対策特別措置法に基づき実施する事業、豊川水源基金による事業の活用といった措置がなされている。「地下水案」、「ため池案」は、事業地と受益地が概ね一致していることから地域間の利害の不衡平は生じないと考えられる。

(6) 環境への影響

- ・河川の水環境への影響について、「設楽ダム案」は、ダム完成後の富栄養化、溶存酸素量はダム建設前と同等と予測されるものの、水温は8月から12月にかけて水温上昇が予測されるため、必要な環境保全措置により回避・低減に努めることとしており、影響は小さいものと予測される。「ダム再開発＋ため池案」のダム再開発は、環境保全措置を行い、環境の回避・低減に努めることにより影響が小さいと想定される。「ため池案」及び「ダム再開発＋ため池案」のため池は、ため池下流の河川水の流量減少や多数の設置に伴う水質悪化が生じると考えられる。「地下水案」は、特に水環境への影響は想定されない。
- ・地下水位、地盤沈下への影響について、「地下水案」は、地下水位等への影響が考えられ、関係自治体からは、既存の地下水利用、地盤沈下、塩水化に対する影響についての懸念が表明されている。その他の案は、地下水位、地盤沈下、塩水化への影響は想定されない。
- ・生物の多様性の確保等への影響について、「設楽ダム案」は、動物等の一部について、生息地の消失、改変に伴い、生息に適さなくなることが予測されており、環境保全措置により影響の回避・低減に努める必要がある。「地下水案」は、影響は限定的と考えられる。「ため池案」は、動植物の生息・生育環境の改変が生じると考えられる。「ダム再開発＋ため池案」は、動植物の重要な種について、生息地の消失や生息環境への影響を受ける可能性がある場合には、環境保全措置により影響の回避・低減に努める必要がある。
- ・土砂流動への影響について、「設楽ダム案」は、ダム下流の河床高の変化は小さいと考えられるものの、ダム直下流では一部の砂礫等が減少すると考えられる。その他の案は、影響が小さいと考えられる。
- ・景観等への影響について、「設楽ダム案」は、景観資源である愛知高原国定公園等の一部が改変を受ける、また、東海自然歩道が改変を受け連続性が失われるが、環境保全措置を行うことで影響が低減できると予測される。また、ダム湖の活用やダム湖周辺の整備を検討しており、新たな景観及び人と自然のふれあいの場ができることも考えられる。「ため池案」、「ダム再開発＋ため池案」は、新たな湖面創出やかさ上げに伴う湖水面の拡大による景観等の変化が考えられる。「地下水案」は、影響が限定的と考えられる。
- ・CO₂排出負荷の変化について、「地下水案」は、ポンプ使用による電力増に伴いCO₂排出負荷量が増加する。その他の案は、新たなCO₂排出負荷量は限定的である。

このような結果を踏まえ、検証要領細目に示されている「総合的な評価の考え方」に基づき、目的別の総合評価（案）（新規利水）を行った結果は以下のとおりである。

-
- 1) 一定の「目標」（利水参画者の必要な開発量 水道用水 0.179 m³/s、かんがい 0.339 m³/s）を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「設楽ダム案」である。
 - 2) 「時間的な観点から見た実現性」として、5年後、10年後に完全に「目標」を達成することが可能となると想定される案はないが、「地下水案」、「ため池案」及び「ダム再開発＋ため池案」のため池分については、段階的に水供給が可能となると想定される。15年後に効果を発現すると想定される案は「設楽ダム案」及び「ダム再開発＋ため池案」である。
 - 3) 「環境への影響」については、「設楽ダム案」では設楽ダム建設に伴い予測される動物等への影響について必要な環境保全措置により回避・低減に努めることとしており、「持続性」、「地域社会への影響」の各評価軸を含め、1) の評価を覆すほどの要素はないと考えられ、「コスト」を最も重視することとし、新規利水（水道用水、かんがい）において、最も有利な案は「設楽ダム案」である。

4.5.3 目的別の総合評価（流水の正常な機能の維持）

検証要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 i) 目的別の総合評価」に基づき、検証対象ダムの目的別の総合的な評価を行った。

- | | |
|---|----------------------|
| (1) 【現計画（設楽ダム）】 | →以下、「設楽ダム案」という。 |
| (2) 流水の正常な機能の維持対策案No. 5（地下水取水） | →以下、「地下水案」という |
| (3) 流水の正常な機能の維持対策案No. 6（ため池） | →以下、「ため池案」という |
| (4) 流水の正常な機能の維持対策案No. 12（ダム再開発（宇連ダム）＋ため池） | →以下、「ダム再開発＋ため池案」という。 |

「設楽ダム案」、「地下水案」、「ため池案」、「ダム再開発＋ため池案」の4案について、4.4.7で示した6項目の評価軸（目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響）ごとの評価結果は以下のとおりである。

(1) 目標

- ・全ての案において、河川整備計画で目標としている流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保することができる。
- ・段階的にどのような効果が確保されるかについては、「設楽ダム案」は10年後に試験湛水中と見込まれ、異常渇水時においてダムから放流可能となる場合があると想定される。また、15年後までには目標とする水供給が可能となる。「地下水案」、「ため池案」、「ダム再開発＋ため池案」は、施工進捗に応じて段階的に水供給が可能となると想定されるが、15年後は全ての事業が完了するに至らず効果は見込めない。
- ・「設楽ダム案」、「ため池案」、「ダム再開発＋ため池案」は、大野頭首工及び牟呂松原頭首工地点及びその下流で効果を確保することが出来る。「地下水案」は、事業実施箇所から必要な水量を取水し、豊川に導水することにより、設楽ダム案と同等な効果を確保できる。
- ・「地下水案」は、取水地点により得られる水質が異なる。その他の案は、現状の河川水質と同等の水質が得られると考えられる。

(2) コスト

- ・完成までに要する費用が最も小さい案は「設楽ダム案」である。
- ・維持管理に要する費用が最も小さい案は「設楽ダム案」である。
- ・「設楽ダム案」以外の案は、ダム建設の中止に伴う費用が必要になるとともに、生活再建事業費等の残事業の扱い及びダム建設を前提とした水源地域対策特別措置法に基づき実施する事業、豊川水源基金による事業の残事業の扱いについて、今後、検討する必要がある。

(3) 実現性

- ・土地所有者等の協力の見通しについては、全ての案において、土地所有者等との調整が必要となる。このうち「設楽ダム案」は、設楽ダム建設の地権者団体である設楽ダム対策協議会と損失補償基準を妥結し、現在、用地取得を行っているものの、反対者による立木トラスト運動が行われている。その他の案は、現時点では土地所有者等に説明を行っていない。
- ・関係する河川使用者の同意の見通しについて、「設楽ダム案」は、利水参画者は基本計画に同意している。その他の案は、関係河川使用者との調整が必要である。
- ・その他関係者との調整の見通しについて、「地下水案」は、関係自治体より、現在でも最大限活用しており、さらなる地下水の活用は恒久対策とは考えられないことから、容認できるものではないとの意見が表明されている。「ため池案」は、林野等関係者との調整を実施していく必要がある。「ダム再開発＋ため池案」は、林野等関係者との調整を実施していく必要があるほか、関係自治体より、過去のダム建設の経緯があることから、受け入れられないとの意見が表明されている。
- ・事業期間が最も短いのは、工事中道路改良の工事に着手してから事業完了までに約11年を要する「設楽ダム案」である。その他の案は、事業全体が完了するまでに69年程度又はそれ以上の事業期間を要する上、事業用地の所有者、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの期間が必要である。
- ・法制度上の観点からの実現性の見通しについては、全ての案が実現可能である。
- ・技術上の観点からの実現性の見通しについて、「地下水案」は、他に影響を与えない揚水量とする必要があるため、現地における十分な調査が必要である。その他の案は、技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。

(4) 持続性

- ・将来にわたる持続性については、「地下水案」は、周辺の地下水利用や周辺地盤への影響が懸念される。その他の案は、継続的な監視等が必要となるが、適切な維持管理により持続可能である。

(5) 地域社会への影響

- ・事業地及びその周辺への影響について、「設楽ダム案」は、水没に伴う家屋移転など地域コミュニティへの影響が大きくなる。また、「設楽ダム案」、「ダム再開発＋ため池案」は、湛水の影響等による地すべりの可能性が予測される箇所について、地すべり対策が必要となる。「地下水案」は、地盤沈下による周辺構造物への影響、塩水化、周辺井戸の取水量低下が懸念される。「ため池案」は、数多くの用地買収が必要であるため、事業地及び周辺への影響が懸念される。
- ・地域振興に対する効果について、「設楽ダム案」は、地元設楽町により「水源地域整備計画及び水源地域振興計画」が検討されており、ダム湖を新たな観光資源とした地域振興の可能性はある。「ため池案」、「ダム再開発＋ため池案」でも同様に地域振興の可能性はある。「地下水案」は、地域振興に対する新たな効果は想定されない。

-
- ・地域間の利害の衡平への配慮について、「設楽ダム案」、「ため池案」、「ダム再開発＋ため池案」は、事業地と受益地が離れているため地域間の利害の衡平の調整が必要である。このうち、「設楽ダム案」は、水源地域対策特別措置法に基づき実施する事業、豊川水源基金による事業の活用といった措置がなされている。

「地下水案」は、事業地と受益地が概ね一致していることから地域間の利害の不衡平は生じないと考えられる。

(6) 環境への影響

- ・河川の水環境への影響について、「設楽ダム案」は、ダム完成後の富栄養化、溶存酸素量はダム建設前と同等と予測されるものの、水温は8月から12月にかけて水温上昇が予測されるため、必要な環境保全措置により回避・低減に努めることとしており、影響は小さいものと予測される。「ダム再開発＋ため池案」のダム再開発は、環境保全措置を行い、環境の回避・低減に努めることにより影響が小さいと想定される。「ため池案」及び「ダム再開発＋ため池案」のため池は、ため池下流の河川水の流量減少や多数の設置に伴う水質悪化が生じると考えられる。「地下水案」は、特に水環境への影響は想定されない。
- ・地下水位、地盤沈下への影響について、「地下水案」は、地下水位等への影響が考えられ、関係自治体からは、既存の地下水利用、地盤沈下、塩水化に対する影響についての懸念が表明されている。その他の案は、地下水位、地盤沈下、塩水化への影響は想定されない。
- ・生物の多様性の確保等への影響について、「設楽ダム案」は、動物等の一部について、生息地の消失、改変に伴い、生息に適さなくなることが予測されており、環境保全措置により影響の回避・低減に努める必要がある。「地下水案」は、影響は限定的と考えられる。「ため池案」は、動植物の生息・生育環境の改変が生じると考えられる。「ダム再開発＋ため池案」は、動植物の重要な種について、生息地の消失や生息環境への影響を受ける可能性があるとは予測される場合には、環境保全措置により影響の回避・低減に努める必要がある。
- ・土砂流動への影響について、「設楽ダム案」は、ダム下流の河床高の変化は小さいと考えられるものの、ダム直下流では一部の砂礫等が減少すると考えられる。その他の案は、影響が小さいと考えられる。
- ・景観等への影響について、「設楽ダム案」は、景観資源である愛知高原国定公園等の一部が改変を受ける、また、東海自然歩道が改変を受け連続性が失われるが、環境保全措置を行うことで影響が低減できると予測される。また、ダム湖の活用やダム湖周辺の整備を検討しており、新たな景観及び人と自然のふれあいの場ができることも考えられる。「ため池案」、「ダム再開発＋ため池案」は、新たな湖面創出やかさ上げに伴う湖水面の拡大による景観等の変化が考えられる。「地下水案」は、影響が限定的と考えられる。
- ・CO₂ 排出負荷の変化について、「地下水案」は、ポンプ使用による電力増に伴い CO₂ 排出負荷量が増加する。その他の案は、新たな CO₂ 排出負荷量は限定的である。

以上の評価軸ごとの評価を行った結果を踏まえ、検討要領細目に示されている「総合的な評価の考え方」に基づき、目的別の総合評価（案）（流水の正常な機能の維持）を行った結果は次のとおりである。

- 1) 一定の「目標」（河川整備計画で目標としている流水の正常な機能の維持と既得利水安全度の向上）を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「設楽ダム案」である。
- 2) 「時間的な観点から見た実現性」として、5年後、10年後に完全に「目標」を達成することが可能となると想定される案はないが、「地下水案」、「ため池案」及び「ダム再開発＋ため池案」のため池分については、段階的に水供給が可能となると想定される。15年後に最も効果を発現していると想定される案は「設楽ダム案」である。
- 3) 「環境への影響」については、「設楽ダム案」では設楽ダム建設に伴い予測される動物等への影響について必要な環境保全措置により回避・低減に努めることとしており、「持続性」、「地域社会への影響」の評価軸を含め、1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられ、流水の正常な機能の維持において、最も有利な案は「設楽ダム案」である。

4.6 検証対象ダムの総合的な評価

4.6.1 検証対象ダムの総合的な評価の結果

検証要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 ii 検証対象ダムの総合的な評価」に基づき、検証対象ダムの総合的な評価を行った。

洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案はいずれも「設楽ダム案」となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致した。よって、検証対象ダムの総合的な評価の結果として、最も有利な案は「設楽ダム案」である。